

全国児童福祉主管課長会議資料

平成19年2月23日

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

目 次

(予算案の概要)

平成19年度雇用均等・児童家庭局予算(案)の概要	1
--------------------------	---

(総務課関係)

1. 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の発足について	15
2. 次世代育成支援のための行動計画の推進について	
(1) 平成19年度予算案を踏まえた取組の推進について	16
(2) 地域行動計画及び措置の実施状況の公表について	16
(3) 特定事業主行動計画の策定と推進について	17
3. 地域の子育て支援の推進について	
(1) 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の拡充	18
(2) 地域における子育て支援拠点の拡充(地域子育て支援拠点事業の実施について)	19
4. 児童虐待防止対策等要保護児童対策の充実について	
(1) 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の創設について	21
(2) 児童相談所・市町村の対応強化について	21
(3) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置促進・機能強化について	24
(4) 児童虐待対応職員等を対象とした研修について	24
(5) 児童虐待防止に係る広報啓発の取組について	25
5. 児童福祉施設等の整備及び運営等について	
(1) 児童福祉施設等の整備について	26
(2) 児童福祉施設等の運営について	27
(3) 社会福祉施設の防災対策について	32
(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について	35
6. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について	
(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について	37
(2) 措置費等の施設運営費の適正化について	37
(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について	38

資料編

(資料1)	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略について	39
(資料2)	将来推計人口（平成18年推計）の概要	42
(資料3)	「出生等に対する希望を反映した人口試算」の公表に当たっての 人口構造の変化に関する議論の整理	58
(資料4)	次世代法に基づく地域行動計画による措置の実施状況の公表状況 等に関する調査結果について（平成18年10月1日現在）	78
(資料5)	次世代法に基づく特定事業主行動計画に関する策定状況の調査 結果について（平成18年10月1日現在）	85
(資料6)	「子育てパパ応援事業」のポイント設定について（案）	89
(資料7)	病児・病後児保育事業	90
(資料8)	生後4か月までの全戸訪問事業の創設	91
(資料9)	平成18年度育児支援家庭訪問事業の実施状況	93
(資料10)	平成18年度児童福祉司、児童心理司の配置状況について	94
(資料11)	児童虐待防止対策の強化について	95
(資料12)	児童虐待に関する児童相談所と市町村等との連携について	97
(資料13)	児童相談所運営指針等改正通知に関する疑義照会への回答	98
(資料14)	一時保護施設等緊急整備計画の策定について	102
(資料15)	市町村における児童家庭相談体制の状況（都道府県別）	103
(資料16)	平成19年度児童相談所職員等を対象とした研修予定	104
(資料17)	平成19年度子どもの虹情報研修センターが実施する研修予定	105

(家庭福祉課関係)

1.	児童の社会的養護の拡充について	
(1)	里親制度のさらなる充実について	107
(2)	児童福祉施設等におけるケアの充実について	108
(3)	入所している子どもの権利擁護について	111
(4)	情緒障害児短期治療施設の設置促進について	111
(5)	児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の推進について	111
(6)	児童家庭支援センターの推進について	112
(7)	児童自立支援施設について	112
2.	児童養護施設等の施設整備について	114
3.	配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について	
(1)	婦人相談所等における体制強化について	115
(2)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行 状況等について	116
(3)	人身取引被害者の保護について	117

資料編

(資料1) 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」の設置について	119
(資料2) 都道府県別の里親委託率	121
(資料3) 里親委託推進事業の概要	122
(資料4) 里親支援事業の実施状況（都道府県市別）	123
(資料5) 里親登録数等（都道府県市別）	124
(資料6) 小規模化の実施率の状況（都道府県市別）	125
(資料7) 身元保証人確保対策事業の概要	126
(資料8) 児童福祉施設における施設内虐待の防止について（通知）	127
(資料9) 情緒障害児短期治療施設の設置状況	130
(資料10) 自立援助ホーム及び児童家庭支援センターの設置状況	131
(資料11) 児童自立支援施設への学校教育実施予定一覧	132
(資料12) 平成19年度国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所研修日程	133
(資料13) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況について	134
(資料14) 厚生労働省における人身取引被害者への対応	137

（育成環境課関係）

1. 児童手当について

(1) 平成19年度制度改正の概要について	139
(2) 今後の予定について	140

2. 「放課後子どもプラン」について

(1) 「放課後子どもプラン」の基本的考え方等について	141
(2) 教育委員会と福祉部局の連携促進について	141
(3) 「放課後子どもプラン連携推進室」の設置について	142
(4) 交付要綱等の一本化について	142
(5) 放課後児童クラブの必要な全小学校への設置促進等について	143
(6) 放課後児童クラブの運営面での向上について	143
(7) 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進について	144

3. 児童厚生施設等の設置運営について

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について	145
(2) 児童館、児童センターの機能強化について	145
(3) 中核市への大都市特例の適用について	147

4. 母親クラブ等の地域組織活動の活性化について

5. 乳幼児と年長児童のふれあいの促進について

6. i ー子育てネットによる情報提供について	149
7. 児童育成事業等推進事業について	149
8. 児童委員及び主任児童委員について	
(1) 児童虐待等への対応について	150
(2) 個人情報の取り扱いについて	150
(3) 一斉改選について	151
9. 児童福祉週間について	
(1) 趣旨について	152
(2) 児童福祉週間の標語について	152
(3) 児童福祉週間の事業展開について	152

資料編

(資料1) 平成19年度年金特別会計児童手当予算案の概要	153
(資料2) 児童手当制度の概要 (案)	154
(資料3) 児童手当制度改正に伴う法令等の改正予定	156
(資料4) 「放課後子どもプラン」の基本的考え方 【要旨】 (案)	157
(資料5) 「放課後子どもプラン」の推進について (通知) (案)	158
(資料6) 「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の 連携等について (通知) (案)	163
(資料7) 放課後子どもプラン連携推進室の設置について	166
(資料8) 放課後子どもプラン推進事業の実施について (通知) (案)	167
(資料9) 放課後子どもプラン実施支援等事業 (案)	185
(資料10) 平成19年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等に ついて (通知) (案)	186
(資料11) 児童育成事業推進等対策事業費について	192

(保育課関係)

1. 待機児童解消に向けた取組について	
(1) 待機児童ゼロ作戦の推進について	193
(2) 児童福祉法に基づく保育計画について	193
(3) 保育所入所待機児童数調査等の実施について	194
2. 保育対策等促進事業等について	
(1) 新規事業について	195
(2) 障害児保育について	196

3. 認定こども園の実施状況等について	197
4. 保育所の規制緩和等について	
(1) 構造改革特区について	198
(2) 保育所の民営化について	199
5. 保育所の入所について	
(1) 保育所入所の円滑化について	200
(2) 育児休業期間中及び終了時における入所の取扱いについて	200
(3) 母子家庭等及び特別の支援を要する家庭の児童の保育所優先入所について	201
(4) 保育所の費用徴収制度の取扱いについて	202
(5) 保育所に関する情報提供について	203
6. 保育所保育指針の改定について	203
7. 認可外保育施設に係る税制の特例措置について	
(1) 指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された認可外保育施設に係る、 消費税の非課税措置について	204
(2) 一定の基準を満たす事業所内託児施設に係る特例措置について	204
8. 保育所等における事故防止等について	
(1) 保育所等における事故防止について	205
(2) 保育所の耐震化の促進について	206
(3) 認可外保育施設に対する指導監督について	207

資料編

(資料1) 平成19年度保育所運営費の改正について(案)	208
(資料2) 平成18年保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況	214

(母子保健課関係)

1. 母子保健医療対策等総合支援事業について	
(1) 周産期医療ネットワークの整備について	217
(2) 不妊治療に対する支援について	217
(3) 生殖補助医療への取組状況	218
2. 妊婦健診について	219
3. 食育の推進について	219

4. 健やか親子21について	
(1) 「健やか親子21」について	220
(2) マタニティマークについて	220
5. 「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」について	222
6. 新生児の訪問指導について	223

資料編

(資料1) 都道府県別主な母子保健指標等 (平成17年度)	224
(資料2) 未熟児養育医療給付実施状況 (平成17年度)	225
(資料3) 先天性代謝異常等検査実施状況 (平成17年度)	226
(資料4) 小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況 (平成17年度)	227
(資料5) 平成17年度乳幼児健康支援一時預かり事業実績	228
(資料6) 周産期医療対策事業等の実施状況	240
(資料7) 母子保健強化推進特別事業実施状況 (平成18年度)	242
(資料8) 健やか親子21の推進	243

(職業家庭両立課関係)

1. 次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について	245
2. 男性も育児参加できるワーク・ライフ・バランス企業へ －これからの時代の企業経営－ (ポイント)	246

(その他)

平成19年度児童福祉関係主要会議等予定表	247
----------------------	-----

(予算案の概要)

平成19年度 雇用均等・児童家庭局 予算（案）の概要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の 総合的な推進と公正かつ多様な働き方の実現

今般の新たな人口推計では、前回の推計よりも更に出生率が低下し、少子高齢化や人口減少が急速に進む、という厳しい見通しが示された。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題であるため、出生率の低下傾向の反転に向け、「子ども・子育て応援プラン」や「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策を総合的に推進する。

また、パートタイム労働対策の強化や男女雇用機会均等の更なる推進などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《 主要事項 》

◎ 少子化対策の総合的な推進

		頁
1	少子化の流れを変えるための働き方の見直し	93億円 3
2	地域の子育て支援の推進	4,034億円 4
3	小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実	221億円 7
4	児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	802億円 8
5	母子家庭等自立支援対策の推進	1,643億円 9
6	児童手当国庫負担金	2,560億円 10

◎ 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

1	パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進	8.6億円 11
2	男女雇用機会均等の更なる推進	8.4億円 11

○ 雇用均等・児童家庭局 予算案の状況

	18年度予算額	19年度予算(案)	伸び率
局 合 計	8,739億円	9,327億円	6.7%
一 般 会 計	8,308億円	8,808億円	6.0%
特 別 会 計	431億円	518億円	20.3%
年金特別会計			
児童手当勘定			
うち児童育成事業費	334億円	392億円	17.3%
労働保険特別会計	97億円	127億円	30.4%
労災勘定	11億円	9億円	△22.2%
雇用勘定	86億円	118億円	37.4%

※計数は、それぞれ四捨五入によっているのので、端数において合計と合致しないものがある。

少 子 化 対 策 の 総 合 的 な 推 進

1 少子化の流れを変えるための働き方の見直し

《5, 902百万円 → 9, 272百万円》

(1) 子育てとの両立など仕事と生活の調和 8, 763百万円

○ 育児休業、子育て期の短時間勤務等の両立支援制度を利用しやすい職場風土づくりと事業所内託児施設の設置の推進 7, 900百万円

両立支援制度を利用しやすい職場風土への改革に計画的に取り組む中小企業事業主に対する助成制度を創設する。また、事業所内託児施設の設置・運営を行う中小企業事業主に対する助成措置及び代替要員を確保して育児休業を取得させる等の取組を行う事業主への助成措置の拡充を図る。

○ パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進 863百万円

・ 均衡ある処遇や能力開発の推進のための事業主への支援の充実

中小企業事業主団体を通じ、事業主がパートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発を推進するための支援を充実するとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、パートタイム労働者と正社員との均衡確保対策を強化する。

・ 短時間正社員制度の導入促進

業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度の普及を図る。

(2) 女性の意欲・能力を活かした再就職・起業の実現 509百万円

○ 再チャレンジ女性の企業における活躍の場の拡大 490百万円

出産・育児で離職した女性が再就職に向けた計画的な取組を行えるよう相談・助言を充実するとともに、再チャレンジのモデルとなるような企業のノウハウの収集・提供やインターンシップ(再チャレンジ職場体験)の導入等を行い、企業による再チャレンジ女性の積極的活用を促進する。

○ 女性の起業に対する支援の拡充 19百万円

起業について総合的情報提供を行う専用サイトの運用を開始し、メンター(先輩の助言者)紹介サービスを拡充する。

2 地域の子育て支援の推進

《381, 212百万円 → 403, 372百万円》

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 65, 436百万円

○ 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業の充実

(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)) 36, 500百万円

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、新たに生後4か月までの全戸訪問の実施等に取り組む。

【対象となる主な事業】

・ 生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

・ 子育てパパ応援事業

父親が主体となった子育て支援活動に対する支援等、地域ぐるみで父親の育児参加を推進する事業を実施する。

・ 病児・病後児保育事業

保育所へ通所中等の児童が病気等の場合の病児・病後児保育を実施する。

・ 子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ、トワイライトを実施する。

・ ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行う。

・ 延長保育促進事業

11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

・ 育児支援家庭訪問事業

出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う。

○ **地域における子育て支援拠点の拡充** **8, 441百万円**

地域における子育て支援の拠点となる、つどいの広場事業と地域子育て支援センター事業を再編し、児童館の活用も図りながら、子育て支援拠点の拡充（「子ども・子育て応援プラン」の平成21年度目標値6,000か所の前倒し実施）を図る。

18年度	19年度
4,133か所	6,138か所

○ **中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進** **181百万円**

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

○ **次世代育成支援対策に資する施設の整備**

(次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）)

12,962百万円

地域の実情に応じた保育所、児童養護施設等の整備を推進する。

(参考) 平成18年度補正予算案において、児童の安全確保のための耐震化整備や児童虐待緊急対策として一時保護の定員不足の解消のための整備を早急に推進する。(7,776百万円)

(2) **待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実** **371,549百万円**

○ **待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大**

326,530百万円

・ **民間保育所整備**

各市町村における整備計画に基づく民間保育所等の整備を推進する。(次世代育成支援対策施設整備交付金(12,962百万円)の内数)

・ **民間保育所運営費**

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増を図る。

18年度	19年度
110.7万人	115.2万人(4.5万人増)

※ 現在、同一世帯から2人以上同時に保育所を利用している場合に、2人目以降の保育料を軽減しているところであるが、今回新たに兄弟が幼稚園を利用している保育所児も多子軽減の対象に含めることにより、保育料の軽減を図る。

○ **多様な保育サービスの提供** 45,018百万円

・ **延長保育の推進**

通勤の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する民間保育所の延長保育を推進する。(次世代育成支援対策交付金(36,500百万円)の内数)

・ **病児・病後児保育の拡充**

病児・病後児の保育のニーズの高まりに対応するため、個々の保育所における取組を推進する。

・ **一時保育、特定保育等の充実**

専業主婦等のための緊急・一時的な保育を行う一時保育、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育等を推進する。

(3) **総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の創設**

15,849百万円

各市町村において教育委員会と福祉部局が連携を図り、「放課後児童クラブ」と文部科学省が実施するすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、両省連携のもと、学校の余裕教室等を活用して、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る。

○ **放課後児童クラブの必要な全小学校区への設置促進** 15,849百万円

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や適切な運営の確保等を図るため、ソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

18年度

19年度

14,100か所 → 20,000か所

・ **ソフト面での支援**

大幅なか所数の増を図るとともに、基準開設日数の弾力化(年間281日以上→250日以上)を図り、250日を超えて開所するクラブには、日数に応じ加算措置(300日を限度)を講じる。

・ **ハード面での支援**

新たに施設を設置する際の創設か所数や、既存施設を改修して設置する際の改修か所数の増を図る。

また、既存の児童館等で新たに実施する際の冷暖房器具の設置や、冷蔵庫等の購入のみの場合にも補助対象とする。

- ・ 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進

これまで事業毎に実施していた指導員（者）研修を、各都道府県等において合同で開催するなど、両事業の連携促進を図るための取組も合わせて実施する。

3 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実

《21,597百万円 → 22,143百万円》

(1) 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療に対する支援

(母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）) 4,191百万円

○ 小児科・産科医療体制整備事業の実施

小児科医・産科医の不足に対応するため、引き続き、医療資源の集約化・重点化や女性医師の就労支援のための検討費・調査研究費など、都道府県における小児科医療・産科医療の体制整備に必要な経費の補助を行う。

○ 不妊治療に対する支援

特定不妊治療費助成事業の助成額を増額（年度10万円→年度1回10万円、2回まで）するとともに、所得制限を緩和する。

(参考) 平成18年度補正予算案において、不妊専門相談センターの相談体制の強化、生殖補助医療にかかる意識調査等を行う。(54百万円)

○ その他母子保健医療の充実

周産期医療ネットワークの整備や不妊専門相談センターの整備など「子ども・子育て応援プラン」関係事業の着実な実施を図る。

(2) 小児慢性特定疾患対策の推進

10,867百万円

小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具を給付する福祉サービスを実施する。

4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《76,989百万円 → 80,175百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

78,053百万円

○ 発生予防対策の充実

- ・ 新たに、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐための事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施する。（次世代育成支援対策交付金（36,500百万円）の内数）
- ・ 出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う育児支援家庭訪問事業の推進を図る。（次世代育成支援対策交付金（36,500百万円）の内数）

○ 早期発見・早期対応体制の充実

- ・ 市町村における早期発見、早期対応体制の充実を図るため、都道府県から要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に専門家の派遣、配置を行う。（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）（2,307百万円）の内数）

（参考）平成18年度補正予算案において、児童虐待について緊急的な対応を図るため、児童相談所等の対応迅速化の推進、一時保護の体制強化、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の前倒し設置を進める。（1,269百万円）

- ・ 虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う家族療法事業の推進を図る。（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）（2,307百万円）の内数）

○ 児童福祉施設や里親における保護・支援体制の充実 75,255百万円

児童養護施設等における施設の小規模ケア（小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）や里親委託を推進するなど支援体制の充実を図る。

○ 児童養護施設等の子どもの就学、就労に向けた支援

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受けた女性等が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を新たに実施する。(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)(2,307百万円)の内数)

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

2,121百万円

配偶者からの暴力防止に関する相談、被害者の保護、自立支援等の一層の充実を図るため、婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化や、婦人相談所一時保護所における同伴児童に対するケア体制の充実等を図る。

5 母子家庭等自立支援対策の推進

《162,954百万円 → 164,333百万円》

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

3,451百万円

○ 自立のための就業支援等の推進

(母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金))

1,919百万円

就労サービスや養育費の確保等の役割を担う母子家庭等就業・自立支援センターの取組を強化するとともに、母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

○ 在宅就業の支援(新規)

68百万円

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が良質な在宅就業を得るため、受注及び再発注のあっせんを行う事業等に対し支援を行う。

○ 「養育費相談・支援センター」の創設(新規)

71百万円

養育費の取り決め等に関する困難事例への対応、地方公共団体の養育費相談機関の業務支援等を行う「養育費相談・支援センター」を創設する。

(2) 自立を促進するための経済的支援

160,882百万円

○ 児童扶養手当

155,842百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

○ 母子寡婦福祉貸付金

5,040百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

6 児童手当国庫負担金

《227,086百万円 → 255,993百万円》

○ 児童手当の拡充

児童手当における乳幼児加算を創設し、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律1万円とし、平成19年4月（6月支給分）から実施する。

(参考)

給付総額	10,267億円
うち乳幼児加算分	1,374億円

公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

1 パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進（再掲）

《636百万円 → 863百万円》

（1）均衡ある処遇や能力開発の推進のための事業主への支援の充実

813百万円

中小企業事業主団体を通じ、事業主がパートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発を推進するための支援を充実するとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、パートタイム労働者と正社員との均衡確保対策を強化する。

（2）短時間正社員制度の導入促進

50百万円

業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度の普及を図る。

2 男女雇用機会均等の更なる推進

《995百万円 → 845百万円》

（1）職場における男女雇用機会均等の推進

216百万円

改正男女雇用機会均等法の的確な履行確保のための指導を行うとともに、間接差別の禁止などの改正内容について周知徹底する。

（2）ポジティブ・アクションの促進

629百万円

ポジティブ・アクション（女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組）の促進を図るため、企業がポジティブ・アクションに効果的に取り組むための研修やその推進に活用できるベンチマーク（自社の状況を知ることでできるものさしとなる値）の提供等を実施する。

少子化対策の総合的な推進

少子化社会対策関係予算(厚生労働省分)
1兆4,873億円(18年度 1兆3,100億円)

今後の取組みの重点

- 今般の新たな人口推計では、前回の推計よりも更に出生率が低下し、少子高齢化や人口減少が急速に進む、という厳しい見通しが示された。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題。
- このため、「子ども・子育て応援プラン」や「新しい少子化対策について」を踏まえ、今回の推計結果も念頭に置き、児童手当の乳幼児加算を創設するほか、ワークライフバランス(働き方の見直し)、若者の自立支援・雇用対策の充実、地域子育て支援の充実、母子保健医療の充実、児童虐待への適切な対応、母子家庭等自立支援対策の推進など、少子化対策について総合的な対策を講ずる。

具体的施策

1. 少子化の流れを変えるための働き方の見直し 1,379億円

- 子育てとの両立など仕事と生活の調和 1,352億円
 - ・仕事と生活の調和や育児休業等の両立支援制度を利用しやすい職場風土づくりの推進を図るとともに、パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進を図る。
 - ・育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%(うち、職場復帰後10%)から50%(同20%)に暫定的に引き上げる。
 - ・育児休業取得者等に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度を創設する。
- 女性の意欲・能力を活かした再就職・起業の実現 27億円
 - ・マザーズハローワークサービスの全国展開や再チャレンジ女性に対する相談・助言の充実など女性の再就職・起業を推進する。

2. 若者の人間力の強化と働く意欲の向上 310億円

- フリーターの25万人常用雇用化プランの推進 218億円
 - ・年長フリーターに対する常用就職支援や正社員として雇用する企業に対する支援措置、実践的な能力開発の実施などフリーター常用雇用化プランを推進する。
- フリーター・ニートをはじめとする若者の自立支援 26億円
 - ・「若者自立塾」や「地域若者サポートステーション」の拡充などを通じてニート等の若者の自立支援を推進する。

3. 地域の子育て支援の推進 4,034億円

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 654億円
 - ・「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、新たに生後4か月までの全戸訪問の実施等に取り組む。
 - ・地域における子育て支援拠点の拡充(「子ども・子育て応援プラン」の平成21年度目標値6,000か所の前倒し実施)を図る。

- 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,715億円
 - ・待機児童の解消を目指し、民間保育所の整備を推進し、受入児童数の拡大を図る。
 - ・延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの提供を推進する。
- 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン)」の創設 158億円
 - ・放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消を図る。

4. 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実 261億円

- 小児科・産科医療体制の確保及び小児救急医療体制の更なる整備 39億円
 - ・小児科・産科医療の拠点病院づくりによる連携体制構築の支援とともに、小児救急医療体制の更なる整備を図る。
- 不妊治療に対する支援
 - ・特定不妊治療費助成事業の助成額を増額(年度10万円→年度1回10万円、2回まで)するとともに、所得制限を緩和する。

5. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 802億円

- 虐待を受けた子ども等への支援の強化 781億円
 - ・生後4か月までの全戸訪問の実施、市町村における早期発見・早期対応体制の強化、施設の小規模ケアの推進、身元保証人制度の創設などを図る。
- 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進 21億円
 - ・婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化や、婦人相談所一時保護所における同伴児童に対するケア体制の充実等を図る。

6. 母子家庭等自立支援対策の推進 1,643億円

- 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 35億円
 - ・在宅就業の受注及び再発注のあっせんを行う事業等に対し支援を行うとともに、養育費相談機関の業務支援等を行う「養育費相談・支援センター」を創設する。
- 自立を促進するための経済的支援 1,609億円
 - ・児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

7. 児童手当国庫負担金 2,560億円

- 児童手当の拡充【平成19年4月から】
 - ・児童手当における乳幼児加算を創設し、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律10,000円とする。

((参考) 給付総額	10,267億円)
	うち乳幼児加算分	1,374億円	

※ 地方財政措置においても、以下のような少子化対策を講ずる。

- ・妊婦健診の充実
- ・子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待に対する適切な対応
- ・自治体の創意工夫を活かした地域子育て支援

(総務課関係)

1. 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の発足について

昨年末に発表された新たな人口推計では、近年の出生率の低下や寿命の伸びを反映して、これまでよりも急速に少子・高齢化や人口減少が進むという厳しい見通しが示された。

国民の結婚や出産に関する希望を見る限り、このような急速な少子化は決して国民の望んだことではなく、今こそ改めて、国民の結婚や出産に関する希望が実現するには何が必要であるかに焦点を当てて、効果的な施策の再構築、実行を図らなければならないという考え方から、政府において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」を策定することとなり、そのための検討会議の初会合が、2月9日に開催されたところである。

この会議では、「すべての子ども、すべての家族を大切に」を基本的な考え方に置き、2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築及び実行を図るための検討を進めることとしている。（資料1（39頁）参照）

検討メンバーは、議長の内閣官房長官をはじめ、少子化担当大臣、厚生労働大臣など関係閣僚9名、学識経験者や経済団体、労働団体、地方自治体の関係者など有識者7名である。

また、検討会議の下に、「基本戦略」、「働き方の改革」、「地域・家族の再生」、「点検・評価」の4つの分科会を設置し、専門的な議論を進めることとしている。

検討会議や分科会での検討の結果を踏まえ、本年6月を目途に基本的な考え方をとりまとめ、骨太の方針（経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007）に反映させ、その後、税制改正等の議論も見極めつつ、本年中に重点戦略の全体像を提示する予定となっている。

2. 次世代育成支援のための行動計画の推進について

(1) 平成19年度予算案を踏まえた取組の推進について

平成19年度の予算編成に当たっては、近年の出生率の動向から、新たな人口推計が、前回推計よりも厳しい見通しとなることをあらかじめ念頭におくとともに、「子ども・子育て応援プラン」や「新しい少子化対策について」を踏まえ、財政状況が厳しい中で、できる限りの措置を講じたところであり、この結果、少子化社会対策関係予算は、政府全体では前年度比12.3%増の1兆7,064億円、厚生労働省では前年度比13.5%増の1兆4,873億円を確保したところである。

具体的には、児童手当における乳幼児加算の創設や育児休業給付の給付率の引上げ等、出産前後や乳幼児期の経済的支援の充実をはじめとして、働き方の見直し、若者の自立支援・雇用対策の充実などを図ったところである。

また、地域における子育て支援施策については、①地域の子育て支援拠点の拡充、②全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進、③生後4か月までの全戸訪問の実施、④病児・病後児保育の拡充など、「子ども・子育て応援プラン」の21年度目標値の前倒し実施を含む措置を盛り込んだところであり、本予算案を踏まえ、新たな施策にも積極的に取り組んでいただくとともに、現時点では目標達成率が高い場合であっても、小学校数や中学校数との比較で整備が進んでいない地域や整備の要望が強い地域等を重点に、さらなる取組の推進をお願いしたい。

(2) 地域行動計画及び措置の実施状況の公表について

次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画については、昨年10月までにすべての都道府県及び市区町村において策定が完了したところである。しかしながら、計画の内容及び当該計画に基づく措置の実施状況の公表状況について、昨年10月1日現在で調査した結果、計画の内容については70市町村（全市区町村の3.8%）が未公表、措置の実施状況については、都道府県で11都府県、市区町村では1,017市町村（全市区町村の55.3%）が未公表であることが明らかとなった。（資料4（78頁）参照）

地域住民のニーズを踏まえ、きめ細かなサービス展開を図るには、各地方公共団体のホームページや広報誌等を活用して住民に分かりやすく周知し、広く意見を聴取して、その後の取組に反映させることが必要であるので、未公表の地方公共団体においては、必ず平成18年度中には

公表を行うようお願いしたい。

なお、ホームページ上で公表されている計画等については、厚生労働省ホームページにリンク掲載することとしているので、各地方公共団体ホームページへの新規掲載及び掲載場所の変更が生じた場合は、随時、連絡されたい。

また、本年4月1日時点での計画等の公表状況及び子育て支援関係事業の平成21年度目標値について、今後改めて調査する予定であるので、御協力をお願いしたい。

※厚生労働省ホームページ内 リンク掲載場所

次世代育成支援対策（全般）（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai.html>）

の **市町村及び都道府県行動計画** 内

「・都道府県、市区町村が策定している地域行動計画」

「・都道府県、市区町村が策定している地域行動計画に基づく措置の実施状況」

（3）特定事業主行動計画の策定と推進について

都道府県及び市区町村は、職員を雇用する「事業主」の立場から、働き方の見直しや仕事と子育ての両立支援等に関する特定事業主行動計画を策定することとされているが、昨年10月1日現在の調査では、未だ205市区町村（全市区町村の11.1%）で策定が完了していないことが明らかとなった。（資料5（85頁）参照）

各都道府県におかれては、未策定の管内市区町村に対して、早急に策定を完了するよう、必要な助言と連携・協力をお願いしたい。

なお、ホームページ上で公表されている計画については、厚生労働省ホームページにリンク掲載することとしているので、各地方公共団体ホームページへの新規掲載及び掲載場所の変更が生じた場合は、随時、報告されたい。

また、本年4月1日時点での策定状況について、今後改めて調査する予定であるので、御協力をお願いしたい。

※厚生労働省ホームページ内 リンク掲載場所

次世代育成支援対策（全般）（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai.html>）

の **特定事業主行動計画** 内

「・都道府県、市区町村が策定している特定事業主行動計画」

3. 地域の子育て支援の推進について

(1) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の拡充

ア. 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）について
平成19年度より、次世代育成支援対策交付金（以下「ソフト交付金」という。）の特定事業として、新たに、生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施することとした。

本事業の実施が、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初のお機会となることにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図ろうとするものであり、地域における総合的な子育て支援体制を整備する上で、重要な事業であると考えていることから、各自治体におかれては、積極的に取組まれるようお願いする。

また、本事業の実施に当たっては、育児支援家庭訪問事業や地域子育て支援拠点事業等と十分に連携を図りながら効果的な実施を図られたい。

なお、本事業の実施内容については、少子化対策企画室追加資料によりお示ししているとおりであり、具体的なポイントについては、追ってお示しすることとする。

イ. 子育てパパ応援事業について

地域が主体となり、地域ぐるみで父親の育児参加を推進する取組を実施することにより、父親等に対し、子育ての喜びや大切さを実感させる等、子育てや子どもを持つことに対する意識・意欲の向上を図り、併せて家族や地域の絆を深めることを目的として、平成19年度単年度限りの事業として、子育てパパ応援事業を実施する。

行政や関係機関、市民団体等が連携した、父親が主体となった子育て支援活動への支援（父親サークルの育成、父親のための子育てサロン、父親学級、プレパパ講座等の実施）や、商工会などと連携した父親の育児参加を推進する取組（父親シンポ、フォーラム・セミナー等の開催）、父親支援のための子育て支援者研修等の積極的な実施をお願いしたい。

なお、ソフト交付金におけるポイントの算定方法については、資料6（89頁）のとおり予定している。

ウ. 病児・病後児保育事業

乳幼児健康支援一時預かり事業については、平成19年度に新たに創設した病児・病後児保育事業（自園型）（※児童育成事業費補助金（年金特別会計児童手当勘定）の中で実施）とあわせ、病児・病後児保育事業として、推進を図っていくこととしたところ。（資

料7（90頁）参照）

各自治体におかれては、引き続き、児童及び保護者のニーズに応じ、安心できる環境において、病児・病後児保育が実施されるよう、事業の推進を図っていただきたい。

（2）地域における子育て支援拠点の拡充（地域子育て支援拠点事業の実施について）

地域における子育て支援の拠点となる、「つどいの広場事業」及び「地域子育て支援センター事業」については、児童館の活用も図りながら、新たに「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」として再編し、平成19年度から、「地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）」として実施することとしたところ。

19年度予算（案）には、「子ども・子育て応援プラン」の平成21年度目標値6,000か所を前倒しして実施できる経費として、84億円の予算を盛りこんだところである。

拠点事業の実施要綱（案）は、少子化対策企画室追加資料によりお示ししているとおりであり、「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6として、盛りこむこととしている。（交付要綱についても、「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」に盛りこむこととしている。）

ア. ひろば型

（ア）「出張ひろば」について

翌年度に常設の「ひろば型」に移行することを前提に、既に「ひろば型」を開設している主体（市町村直営の場合を除く。）が、地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、週1日～2日で「ひろば型」と同一内容の事業を実施する「出張ひろば」を開設する場合には、加算を行うものとする。（年額134万円（予定））

「出張ひろば」に対する加算は、開設年度の翌年度には、必ず週3日以上かつ1日5時間以上の「ひろば」に移行することを条件に行い、加算は開設年度のみ行うものとする。

また、一つの「ひろば型」が2カ所以上出張ひろばを実施する場合であっても、加算額は134万円（予定）とする。

また、「出張ひろば」は、地域のニーズや実情を十分把握の上、子育て親子にとって最も適した場所で実施すること。

そのため、必要に応じ、開設場所を変更しても差し支えないものとするが、その際には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮す

ること。

(イ) 地域の子育て力を高める取組

地域の子育て力を高める取組については、①学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組、②地域の高齢者や異年齢児童等との世代間の交流を継続的に実施する取組、③父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組、④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組を「ひろば型」において実施した場合に、加算を行うものとする。

なお、いずれの取組についても、一時的、単発的に実施するのではなく、②や③は少なくとも月1回以上、④については週1回以上実施するものであること。

なお、加算額については、1事業実施の場合は448千円、2事業実施の場合は597千円、3事業実施の場合は747千円、4事業実施の場合は896千円を加算する予定としている。

イ. センター型

センター型は、地域の子育て支援情報の収集や提供に努めるものとし、子育て全般に関する専門的な支援を行うものとする。

また、地域に出向いた地域支援活動を必ず実施し、公共施設等に出向いて、親子の交流や子育てサークルの援助等を実施する他、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、家庭への訪問等も行うものとする。

なお、従来より実施されている地域子育て支援センター（小規模型）については、3年間の経過措置を設け、「ひろば型」又は「センター型」への移行を図ることとし、移行しない場合には補助を廃止することとしているので、小規模型を設置している市町村におかれては、十分留意されたい。

ウ. 児童館型

児童館型では、民営の児童館、児童センターにおける一般児童が利用しない時間等を活用して、既設の遊戯室、相談室等、子育て親子が交流できる適切な場を提供し、事業を実施することとする。

また、子育て親子の支援に関して意欲があり、かつ、子育てに関する知識と経験を有する者を1名以上（非常勤でも可）配置するものとする。

さらに、児童館型においても、ひろば型と同様、地域の子育て力を高める取組を実施した場合には、加算の対象となるので、積極的に取り組んでいただきたい。

4 児童虐待防止対策等要保護児童対策の充実について

(1) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の創設について

新生児・乳児のいる家庭をみると、母親は出産時の疲労に加えて、新たな育児負担により心身の変調を来しやすく不安定な時期であるが、一方で核家族化とともに少子化が進み、周囲からの支援を受けることが困難な状況となっている。

そのため、地域におけるすべての出生に関して訪問によるアプローチを行い、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図るための「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を創設したところである。（資料8（91頁））

各都道府県におかれては、管内市区町村に対して説明会を開催する等により本事業の積極的な取り組みに向けて、格段の配慮をお願いしたい。

なお、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の評価ポイントの設定については、先般、本事業についての平成19年度の実施予定調書を依頼したところであり、この結果を踏まえて速やかにお示しする予定である。

また、「育児支援家庭訪問事業」についても同様に、実施予定調書を踏まえ評価ポイントの設定を検討する予定であるので、御了知願いたい。（資料9（93頁））

(2) 児童相談所・市町村の対応強化について

児童相談所に寄せられる児童虐待相談対応件数は、市町村が虐待通告の通告先に加わった平成17年度においても34,472件と史上最高を記録しており、加えて、死亡事件など深刻な事例も依然として後を絶たない状況にある。

こうした状況の下で、立入調査、一時保護、施設入所措置などの強制的措置を唯一実施できる児童相談所は、子どもの安全確保の砦として、市町村、警察、教育機関等と連携を図りつつ、迅速かつ的確な対応が求められているところである。

また、前回の法改正により、市町村は、児童虐待ケースをはじめ、児童家庭相談に関する一義的な役割を担うこととなっており、法施行から約2年が経過しようとする現在、相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）（以下、「地域協議会」とい

う。)の設置促進、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化等が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、都道府県等におかれては、①児童相談所の強化、②市町村（地域協議会）の体制強化、③関係機関の連携強化に向けた取り組みを早急に進められたい。

【平成19年度地方交付税措置】

児童相談所の業務は、平成16年の児童虐待防止法の改正による通告対象の拡大等により、相談件数の増加とともに、家庭裁判所の承認を得て行う施設入所措置や家庭への立入調査などを必要とするケースも増加してきており、児童虐待相談を中心に処遇困難事例が増加、同時に職員が抱えるストレスも増加するなど、業務過多の状態となっている。

このような現状から、児童福祉司等の職員の増員については、昨年来、各都道府県・関係団体より強く要望されているものの、総人件費削減や地方公務員削減計画などにより、増員措置が厳しい状況であるが、今般、平成19年度地方交付税措置において、児童福祉司3名分（人口170万人あたり：平成18年度25人→平成19年度28人）の経費が充実される見込みであるので、各都道府県等におかれては、一層必要な人員体制の確保に努めるとともに、地域協議会の立ち上げ支援や運営上の指導を行うなど、管内市町村の児童相談体制の連携強化等を含め、総合的な児童相談体制の充実を努めていただきたい。

なお、一部の自治体においては、児童福祉司が知的障害者福祉司や身体障害者福祉司を兼務している、障害児と障害者の相談事業（判定業務や手帳交付事務等）を統合した「障害関係相談所」などにおいて相談事業が行うといった取組を進めており、児童福祉司の増員措置への対応に当たっては、こうした地方交付税で措置されている知的障害者福祉司や身体障害者福祉司の措置人員を活用するなどの柔軟な対応も考えられる。（資料10（94頁））

【児童相談所運営指針等の改正】

近年の虐待による死亡事例等の検証結果について、社会保障審議会児童部会の「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」における検討を踏まえ、本年1月23日に児童相談所運営指針等の見直しを行い、各都道府県知事等に通知したところである。（資料11（95頁））

今般の改正では、児童虐待に関する児童相談所と市町村等との密接な連携を確保する観点から、（1）市町村は、地域内の児童虐待の状況を的確に把握する観点から、虐待対応が進行中の児童すべてについて、そ

の状況をフォローすることとし、地域協議会の調整機関等において進行管理台帳を作成することとしたほか、(2)市町村は、児童相談所に送致を行ったケースに関し、立入調査や一時保護の実施について、必要があると認めるときは、地域協議会における協議等を踏まえ、児童相談所長又は都道府県知事等に対し、通知できることとしたところである。

市町村が行う通知の取扱いについては、まず直接の担当である児童相談所に通知し、その上で迅速かつ確実な対応が必要と判断される場合に、改めて都道府県知事等に対し通知することを想定しているが、都道府県等においては、市町村から通知があった場合には、当該児童相談所に事実関係を確認し、必要に応じ適切な指示を行っていただきたい。あわせて、児童相談所が実施する立入調査や一時保護について評価を行う観点から、児童福祉審議会が、立入調査や一時保護の実施状況を点検することとし、都道府県等の児童福祉主管部局においては、立入調査や一時保護の実施件数、困難事例、市町村から通知を受けた事例への対応状況等についてとりまとめ、適宜、児童福祉審議会に報告することとされたい。(資料12(97頁))

本改正については、立入調査や一時保護等の迅速な対応を図り、子どもの安全確保を最優先とした対応を適切に実施するために重要な内容であることから、児童相談所をはじめ管内市町村並びに関係団体等に対し、説明会を開催する等により、その周知を図られたい。

なお、改正通知発出後に各自治体よりいただいた疑義照会について、回答を取りまとめたので、あわせて周知を図られたい。(資料13(98頁))

【平成18年度補正予算、平成19年度予算(案)】

迅速かつ的確な対応のため、平成18年度補正予算においては、児童虐待等緊急対策として、車輛整備、警備設備等の設置、一時保護施設の定員不足解消のための施設整備等を盛り込んだところであり、同補正予算を積極的に活用されたい。特に、一時保護施設の定員不足の解消は緊急の課題であり、入所率が高く、定員不足を生じている都道府県等については、資料14(102頁)のとおり、早急に、一時保護施設等緊急整備計画を策定し、定員不足の解消等に務められたい。

また、統合補助金の児童虐待防止対策支援事業を見直し、弁護士等と連携を図るための経費や、夜間休日体制や一時保護施設の強化を図るために非常勤職員を配置するための経費について、各児童相談所単位で実施できるよう、補助基準を改善したほか、平成19年度予算(案)からは、児童相談所が学識経験者等と連携し、スーパーバイズを受けるための経費についても、同様に補助基準を改善することとしている。

さらに、民間組織と連携し、児童虐待やいじめ等で思い悩む子どもた

ち等からの相談体制を強化する観点から、「チャイルドライン」などの民間組織に対し、都道府県や市町村が事業委託できるよう統合補助金の児童虐待防止対策支援事業「市町村及び民間団体との連携強化事業」及び次世代育成支援対策交付金の交付要綱を見直すこととしているので、御了知願いたい。

(3) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置促進・機能強化について

市町村における児童虐待防止の中核となる地域協議会については、平成18年度補正予算においても設備機器の助成措置を講じたところであり、その早急な設置が求められている。遅くとも、市及び福祉事務所を設置する町村については、平成19年度中の設置をお願いしたい。(資料15(103頁))

また、設置後の運営機能を強化するため、平成19年度予算(案)において、都道府県(児童相談所)が地域協議会に対し、その運営に関するノウハウを普及させること等を目的に、児童相談所OBなど児童家庭相談の専門家を派遣・配置する事業を行うこととしているので格段の取り組みをお願いしたい。

あわせて、平成19年度地方財政措置において、「子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待対策の充実」を含めた地方単独の少子化対策に関する地方財政措置(地域の子育て支援のための措置)として、平成18年度は全国ベースで約330億円の財政措置が約700億円に拡充されたところであり、地域協議会の調整機関職員の充実等の人材確保及び専門性向上の取り組みに活用されるようお願いする。

(4) 児童虐待対応職員等を対象とした研修について

児童虐待への対応強化については、担当職員の充実とあわせて、研修等を通じた専門性の向上が重要である。資料16(104頁)は、平成19年度において、子どもの虹情報研修センター等が実施を予定している研修プログラムであるが、各自治体におかれては、積極的に該当する者の参加を促すとともに、管内の市町村、社会福祉法人、民間団体等に対し、受講の勧奨及び周知をお願いしたい。

特に、子どもの虹情報研修センターでは、平成19年度において、児童相談所職員(スーパーバイザー)の専門性の向上、市町村や関係機関の職員への児童虐待等の対応力の向上を目指した新たな研修を行うなど、科目の再編や内容の充実を図ることとしているほか、児童相談所や

児童福祉施設等の援助機関の職員等から電話等による専門相談に応じたり、ホームページ等を活用した児童虐待防止等に関する最新情報の提供、これまで実施してきた研修を収録したビデオの貸出などを行っているところであり、積極的にご活用いただきたい。(資料17 (105頁))

【問い合わせ先：045-871-8011】

【HPアドレス：<http://www.crc-japan.net/index.php>】

(5) 児童虐待防止に係る広報啓発の取組について

平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

平成19年度においても、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府公報を活用した各種媒体(テレビ、新聞、雑誌等)による広報啓発などを行うほか、全国フォーラムを11月10日(土)～11日(日)に熊本県熊本市において開催する予定である。

また、子どもの虐待を防止するというメッセージが込められたオレンジリボン・キャンペーンは、多くの国民が児童虐待を自らの問題として関心を持ち、社会全体で児童虐待を防止する機運を高める有効な取り組みである。

このため、厚生労働省では、オレンジリボンの普及促進を進めているところであるが、地方自治体や関係機関におかれても、日頃から、職員自らがオレンジリボンを身に付ける、研修会や講習会等の場でPRに務めるなど、児童虐待に関する社会的関心の喚起につき御協力をお願いしたい。

5. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 整備量の確保について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、平成18年度補正予算として約78億円、平成19年度予算案において約130億円の合計で約207億円確保し、地域の実情に応じた十分な整備ができる整備量を確保したところである。

② 平成18年度補正予算について

平成18年度補正予算においては、保育所について乳幼児の安全確保の観点から耐震化の促進を図るとともに、児童虐待の増加、深刻化等を踏まえ、一時保護体制を強化するため、児童相談所一時保護施設の定員増を図るための整備や児童養護施設に一時保護を受託するための整備を推進するために必要な経費を平成18年度補正予算に計上し早急に整備を図ることとしたところである。

③ 平成19年度予算案について

平成19年度予算案においては、保育所待機児童解消を図る整備、児童養護施設等の小規模ケア化を図る整備などを推進するため、約130億円計上したところである。18年度及び19年度の整備に当たっては、平成18年12月28日付け事務連絡で既にお願ひしているところであるが、平成18年度補正予算において19年度協議予定の整備計画の積極的な前倒し執行を行うなど、全体として必要な整備が図られるよう格段のご配慮をお願いする。

④ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成9年3月28日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号） など

⑤ 木材利用の推進について

社会福祉施設における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知願いたい。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。

（参考：「木のぬくもりを保育所に」（<http://zenhokyo.gr.jp/nukumori.htm>）

（２）児童福祉施設等の運営について

① 適正な運営管理の推進について

児童福祉施設等の運営費の運用及び指導については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、指導監査担当課等との連携を図り、適正な施設運営について引き続き指導を願いたい。

② 安全管理及び事故防止等について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、近年、小学生などを狙った事件が発生していることから、各都道府県等におかれては、事

故の発生の予防や発生した場合の迅速的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
(平成13年6月15日雇児総発第402号)
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について」(平成15年12月24日雇児総発第1224001号)
- ・「地域における児童の安全確保について」
(平成18年1月12日雇児総発第0112001号)
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」
(平成18年8月3日雇児総発第0803002号)

イ 近年における公園等に設置される遊具での事故報告を踏まえ、引き続き遊具の安全点検等の実施により、事故防止対策に万全を期されるよう市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等に設置している遊具での事故の調査結果について」
(平成13年10月26日雇児総第49号)
- ・「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」
(平成14年3月18日雇児総発第0318001号)
- ・「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保の一層の徹底について」
(平成16年4月6日雇児総発第0406003号)
- ・「児童福祉施設等に設置している遊具の安全管理の強化について」
(平成18年6月28日雇児総発第0628001号)

③ 感染症の予防対策等について

ア 社会福祉施設は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

本年度については、インフルエンザの流行時期が例年より遅い

こともあり、今後とも引き続き施設内におけるインフルエンザ感染予防対策に努めていただくとともに、施設内においてノロウイルス等による感染性胃腸炎の患者も発生していることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いします。

《参考》

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日社援基発第725001号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」
(平成15年12月12日社援基第1212001号) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」
(平成18年11月7日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・ノロウイルスに関するQ & A
(平成18年12月8日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・社会福祉施設、介護老人保健施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について
(平成18年12月21日雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)

また、社会福祉施設に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参考》

- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」（平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知）、C型肝炎について（一般的なQ&A）（平成15年8月）

イ 新型インフルエンザ対策については、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっているなか、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、平成17年10月に厚生労働大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところである。現在、フェーズ4以降に対応した各種ガイドラインが策定され、パブリックコメント等の手続きが行われたところであり、本年度中に確定する予定である。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策（手洗い、うがい等）の徹底、野鳥と家きんとの接触を避ける（「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」（平成17年11月30日付通知を参照。）ほか、以下の点に留意の上、施設内感染対策を図るよう、各都道府県等においては引き続き指導をお願いするとともに管内市町村と十分に連携を図りつつ、新型インフルエンザに対する対策を強力に推進していただくようお願いする。

（参考）

「医療体制に関するガイドライン」（案）～抜粋～

7 社会福祉施設等について

- ・ 社会福祉施設等においては、比較的感染しやすい利用者が多いため、施設外からの新型インフルエンザの侵入防止や、施設内での感染拡大を予防する対応の徹底が重要である。
- ・ 社会福祉施設等は、施設外からの新型インフルエンザウイルスの侵入防止のため、新型インフルエンザウイルスの症状を有する者の短期入所、通所施設等の利用を制限するとともに、新型インフルエンザの症状を有する従業員等に、指定された医療機関への受診勧奨や出勤停止を求める。

また、新型インフルエンザの症状を有する家族等への面会の制限を行う。

- ・ 入所者の中で新型インフルエンザの症状を有する者がいた場

合、速やかに最寄りの保健所に連絡・相談し、当該者を指定された医療機関に受診させる。

- ・ 感染症指定医療機関等が満床の場合、入院治療を必要としない新型インフルエンザ患者は、施設内において医療機関と連携し治療・療養を行う。その際、他の入所者への感染防止のための個室移動や従業者等の感染防止対策、当該者への不用な面会の禁止等の感染防止対策を行う。
- ・ 集団感染が発生した場合、速やかに最寄りの保健所に連絡・相談し、指定された医療機関等への受診を行う。場合によっては、医療機関と相談し、往診により診察することも検討する。また、各都道府県の担当部局等への報告等を確実にを行う。
- ・ 施設内における新型インフルエンザ対策については、「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」等を参照する。

《参考》

- ・ 新型インフルエンザ対策関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/index.html>

- ・ インフルエンザ総合対策ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0111/h1112-1.html>

- ・ 国立感染症研究所感染症情報センター

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

- ・ 「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」

(平成16年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業))における感染対策マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>

- ・ 「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」

(平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成)

④ 児童福祉施設における室内空气中化学物質の調査等について

近年、住宅等において使用される建材等から室内に揮発した化学物質等により人体の健康に影響を及ぼす、いわゆる「シックハウス症候群」が問題とされていることから、「児童福祉施設における室内空气中化学物質に関する調査の実施について」(平成14年11月21日雇児総発第1121001号)により、各都道府県市の協力をいただき、財団法人日本建築センターにおいて、保育所等の調査

(冬期・夏期)を実施したところであり、調査の結果、ごく少数であるが指針値を超えた施設が見受けられた。各都道府県等においては、貴管内施設に対し、施設利用者の体調をしっかりと把握し、利用者の体調管理に努めるとともに、換気等を十分に行うなどの対策に努められるよう指導願いたい。

また、施設の設置計画及び建設に当たっては、十分な配慮をお願いしたい。

⑤ 入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導願いたい。

⑥ 児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いしたい。

(3) 社会福祉施設の防災対策について

ア 社会福祉施設の防災対策への取組

社会福祉施設は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導願うとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いする。

- ①火災発生 of 未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制

- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難、避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設の防災対策に万全を期されたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社施第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日社援第212号)
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」(平成18年1月10日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

イ 社会福祉施設の耐震化対策の推進

- ① 社会福祉施設の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているものと承知しているところだが、昨年、同法が一部改正されたことにより、更に指導等が強化されたところである。

同法に基づき都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して十分指導願いたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日付雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、国土交通省の「住宅・建築物耐震改修等事業」を積極的に活用願いたい。（国土交通省住宅局建築指導課と調整済）

- ② 社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成18年度以降も引き続き5年間継続することになっているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

ウ 被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」（平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期原状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有してい

ることから、平成18年度から税源移譲し一般財源化された公立施設等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象としたところである。

なお、これらの施設等に係る国庫補助率及び補助スキームについては、「社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金」の対象であった時のものを維持することとしている。

エ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応は困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査（第2回フォローアップ調査・補足調査）について

平成17年8月1日付通知に基づき実施した標記全国調査の結果に係るフォローアップ調査の結果を平成18年2月に公表したところであるが、今般、再フォローアップ調査を実施するとともに、平成18年9月1日より施行された「労働安全衛生法施行令」等の改正内容を踏まえ、「石綿をその重量の0.1%を超え、かつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等」を対象とした補足調査を実施したところであり、調査結果については、近々にお示しすることとしている。

なお、未だに「ばく露のおそれがある場所」を保有しているが、措置が終了していない施設については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に基づき適切な措置を講じるよう引き続き指導するとともに分析調査中の施設については、その保有状況を明らかにしたうえで、状況に応じて適切に対応するよう指導をお願いする。

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっていることから、これらの

制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いします。

6. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るための技術的助言の一環として、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査に当たっては、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査をお願いしているところであるが、

- ① 入所児童等の意見表明の機会の確保・懲戒権濫用の禁止、自主評価や第三者評価等の実施、給食の状況及び健康管理等の入所者処遇に関する事項、
- ② 職員処遇及び非常災害・危険防止等の運営管理に関する事項、
- ③ 経理規程の遵守及び予算決算の適正な執行等の財務管理に関する事項、

等に配慮し、施設全般にわたって指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、また、児童養護施設入所児童の一時帰宅中の虐待死亡事例もあり、社会問題化しているところであるが児童養護施設等においては、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営や児童虐待防止にも配慮した指導監査が行われるようお願いしたい。

なお、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に、保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、昨年も会計検査院より指摘されたところであるが、国基準の徴収金基準額

表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保されるよう税務関係機関との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求め等課税状況の的確な把握に関しての指導をお願いしたい。

また、保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているので、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、平成13年度分から当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとまり次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いする。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略について

- 2005年、人口減少社会が到来し、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録
- 将来推計人口(平成18年12月推計)によると、今後、一層少子・高齢化が進むとの見通し
- 結婚、出生行動に対する国民の希望が一定程度叶えば、合計特殊出生率は1.75程度まで改善される余地



「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定

○基本的な考え方:「すべての子ども、すべての家族を大切に」

2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対抗するため、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築・実行を図り、

・「結婚したいけどできない」という若い人、「子どもを生みたいが躊躇する」という若い家族を支え、
・どのような厳しい状況に置かれていても、この社会に生まれたすべての子どもたちが希望を持って人生を歩んでいけるよう、

すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みなで支援する国民総参加の子育てに優しい社会づくりを目指す。

検討体制

少子化社会対策会議

(会長：内閣総理大臣、全閣僚で構成)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議

(議長：内閣官房長官、関係閣僚9名と有識者7名で構成)

基本戦略分科会

- ・経済支援の在り方(子育て支援税制・現金給付)
- ・働き方の改革を踏まえた子育て期の所得保障の在り方
- ・子育て支援策の財源
- ・制度的枠組みの再構築 等

働き方の改革分科会

- ・家族が共に過ごす時間が持てるワークライフバランス、子育てしながら働き続けられる多様で柔軟な働き方の実現
- ・若者の社会的・経済的自立を支援し、能力・才能を高めていくための人材力強化
- ・社会的責任を果たす企業の取組の促進と意識改革 等

地域・家族の再生分科会

- ・子育て家庭を支える地域づくり(孤立化防止、地域の子育て支援拠点の整備、意識改革など)
- ・働き方の改革に対応した子育て支援サービスの見直し
- ・児童虐待対策、母子家庭・要援護児童支援など、困難な状況にある家族や子どもを支える地域の取組強化 等

点検・評価分科会

- ・「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」、地方公共団体、事業主の次世代育成支援に係る行動計画のフォローアップ、運用改善
- ・行動計画の数値目標(都道府県、市町村)見直しに向けた検討 等

検討会議の学識経験者を主査とし、各分野における有識者で構成。

今後のスケジュール

- 2月9日 第1回検討会議。4分科会発足。
- 2～5月 各分科会を3～4回開催。
- 5月中 各分科会で議論の整理。
- 6月頃 第2回検討会議。重点戦略の基本的な考え方とりまとめ。

(経済財政諮問会議等に報告し、骨太方針2007に反映。)

- 以後、具体的施策についての検討を進め、税制改正等の議論を見極めつつ、19年末を目途に、重点戦略の全体像を提示。

将来推計人口(平成18年推計)の概要

国立社会保障・人口問題研究所
平成18年12月(20日)公表

- 将来推計人口は、社会保障・人口問題研究所が、国勢調査等の客観的データに基づき、概ね5年ごとに将来の人口を推計。
- 今回の推計は平成17年国勢調査結果に基づき、2055年までの日本の人口を推計。
(参考推計として、2105年まで推計)

合計特殊出生率の仮定

(2005)		(2055)
1. 2 6	→ 高位	1. 5 5 <1. 63>
	→ 中位	1. 2 6 <1. 39>
	→ 低位	1. 0 6 <1. 10>

※ <>内は前回推計(H14)の2050年の仮定値

非婚化、晩婚化の進行により、合計特殊出生率は、前回推計の仮定より低下。

平均寿命の仮定

(2005)		(2055)
男 78.53歳	→ 中位	男 83.67 <80.95>
女 85.49歳		女 90.34 <89.22>

※ <>内は前回推計(H14)の2050年の仮定値

将来推計人口(平成18年中位推計)の結果

日本の総人口

2005年 1億2,777万人 → 2055年 8,993万人

老年人口(65歳以上)

2,576万人 → 3,646万人
[20.2%] [40.5%]

生産年齢人口(15~64歳)

8,442万人 → 4,595万人
[66.1%] [51.1%]

年少人口(0~14歳)

1,759万人 → 752万人
[13.8%] [8.4%]

前回推計(H14中位)の結果

日本の総人口

2000年 1億2,693万人 → 2050年 1億 59万人

老年人口(65歳以上)

2,204万人 [17.4%] → 3,586万人 [35.7%]

生産年齢人口(15~64歳)

8,638万人 [68.1%] → 5,389万人 [53.6%]

年少人口(0~14歳)

1,851万人 [14.6%] → 1,084万人 [10.8%]

人口構造の変化に関する特別部会「議論の整理」(平成19年1月26日)のポイント

人口構造の変化の影響

- 単純な人口規模の縮小ではなく、労働力・世帯・地域等の「姿」が大きく変化することに注目すべき
- 労働力人口:労働力率が現状のまま推移すれば、生産年齢人口減少に伴い減少

2030年まで:生産年齢人口は既にほぼ確定

→ 若者、女性、高齢者の就労促進により、労働力人口減少の緩和を図ることが必要

2030年以降:生産年齢人口はこれから生まれる世代

→ 効果的な少子化対策を強力かつ速やかに講じることが不可欠

- 世帯構成や地域の姿等:「人口構造」の変化により、生活の状況も大きく変化

2055年:50歳代は概ね4人に1人が未婚 → 約4割の世帯が「単身かつ無子世帯」

※ 単身世帯は社会的リスクに弱く、可処分所得減少の影響受けやすい

→ 要支援世帯増大や負担能力減少など、社会全体に大きな影響を及ぼす懸念

2055年:出生数は50万人弱 → 地域社会で目にする子ども数は大幅に減少

地域社会の支え手も相当部分が高齢者に

国・地方、経済界や労働界、地域社会において、将来の暮らしを守る観点からの少子化対策の必要性の認識について、機運の醸成も喫緊の課題

出生等に対する希望と実態との乖離の拡大

- 結婚や子ども数に対する国民の希望と、現実の少子化の進行状況とは大きく乖離
この30年間、希望には大きな変化はないが、出生率は低下し、乖離が拡大し続けている
- 社会経済の発展に伴い、就労や社会参加等の個人の希望が拡大する中、結婚や出産・子育てと就労の両立に係る社会的選択肢が拡大しないため、二者択一を迫られ希望の実現を犠牲に

こうした希望が実現できるよう社会的選択肢を拡大する視点が重要

出生等に対する希望を反映した人口試算

- 結婚や子ども数についての国民の希望が一定程度実現したと仮定して将来の人口の姿を試算
→ 新人口推計の結果等と比較検討、施策の立案等の議論の素材
- 結婚や出生行動は国民一人一人の選択に委ねられるべき性格のもの
試算は、「子供を産み育てやすい社会」の「可視化」を試みたもの → 「出生率目標」の類ではない

- ・ 前提(国民の希望値):生涯未婚率10%未満、夫婦完結出生児数2.0人以上が実現
= 合計特殊出生率1.75程度(ケース I)
- ・ 試算結果:

希望実現の程度により、 ケースⅡ～Ⅳも試算	2055年の姿	〔新人口推計〕	〔希望を反映した人口試算(ケース I)〕
	総人口	9千万人弱	概ね1億人
	高齢化率	4割以上	35%程度
	出生数	約45万人	90万人弱
	生産年齢人口	比率は同程度だが	人数は試算が約800万人の増

結婚・育児と仕事との両立の必要性

- これまでの女性の労働力率の上昇は、主に未婚率の上昇の影響
← 仕事と子育ての両立が困難で、就労継続と結婚・子育てが、いわば二者択一
- この構造を残したままでは、結婚や出生に対する国民の希望の実現と、今後の安定的な社会経済の発展の基盤となる労働力の確保とを同時に図ることはできない
- 有配偶の女性が希望するように就労を継続できる環境の整備が必要
→ 結婚や出生に対する国民の希望を実現しつつ、2030年の前後を通じて持続的な経済発展に必要な労働力も確保される

○ 女性の未婚者と有配偶者の労働力率の大きな差をもたらしている仕事と子育ての両立が困難な現在の構造 = 「就業したいという希望」と「子供を産み育てたいという希望」の二者択一を迫られる構造

○ 女性が安心して結婚出産し、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続ける選択ができるシステム

結婚や出生行動に影響を及ぼしていると示唆される要素の整理

(各種調査・研究結果から示唆される要素を可能な限り整理したもの)

《結婚》 ← 経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通し・安定性

- 経済的基盤: 収入が低く雇用が不安定な男性 → 未婚率 高
- 出産後の継続就業の見通し: 非正規雇用の女性
育休が利用できない職場の女性 → 未婚率 高
保育所待機児童が多い地域の女性

《出産(第1子～)》 ← 子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と家庭の調和

- 出産後の継続就業の見通し: 育休利用可能 → 出産確率 高
- 仕事と家庭生活との調和: 長時間労働 → 出産確率 低
- ※ 働き方+家事・育児の分担+保育所利用 → 相互に組み合わせられることで
継続就業効果 高

《出産(特に第2子～)》 ← 夫婦間の家事・育児の分担

- 男性の家事・育児分担: 男性の分担度が高い → 女性の出産意欲 高
女性の継続就業割合 高
→ 家事・育児分担 少
- ※ 夫の労働時間が長い

《出産(特に第2子～)》 ← 育児不安

- 育児不安: 育児不安の程度が高い → 出産意欲 減
- ※ 家庭内・地域からのサポート:
配偶者の育児分担への満足度が高い } → 育児不安 低
保育所・幼稚園からのサポートが高い

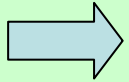
《出産(特に第3子～)》 ← 教育費の負担感

- 教育費の負担感: → 3人目以降から割合が高い
→ 1人目・2人目でも負担感が高い
- ※ 1970年代生まれ以降

当面焦点を当てて取り組むべき施策分野

出生率の要素別の乖離の状況

- 結婚の状況 = 上昇の余地あり
〔新人口推計〕生涯未婚は23.5% ←→ 〔調査結果〕未婚者の9割以上が結婚を希望
 - 子ども数 = 増加の余地あり
〔新人口推計〕2子以上を持つ者は6割弱 ←→ 〔調査結果〕未婚者の8割以上が2子以上を希望
- ※ 〔調査結果〕
現在0子・1子を持つ既婚者：追加予定子ども数は1.32人・0.64人
現在2子・3子を持つ既婚者：追加予定子ども数は0.08人・0.02人



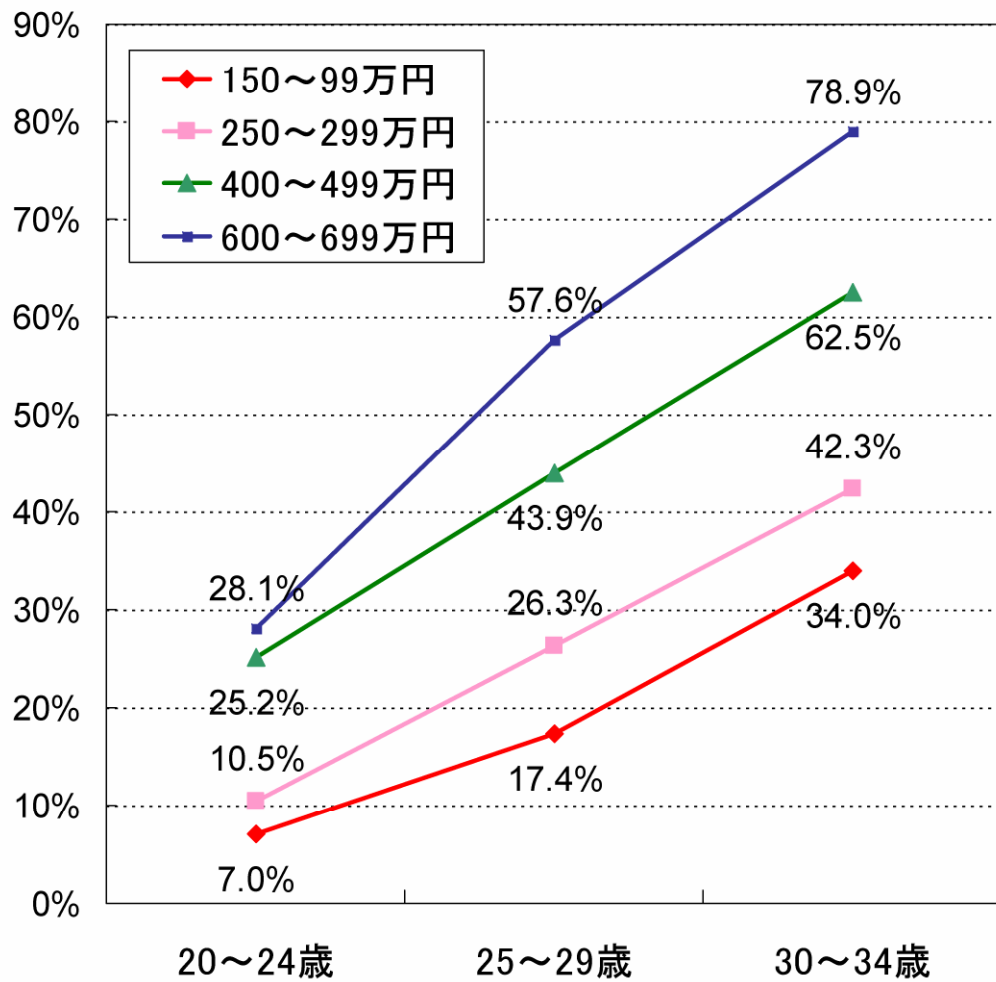
国民の希望を実現するためには、当面は「結婚したい」、「子どもを持ちたい」、「2子目がほしい」との希望に焦点を当てることが効果的

速やかに取り組むべき施策分野

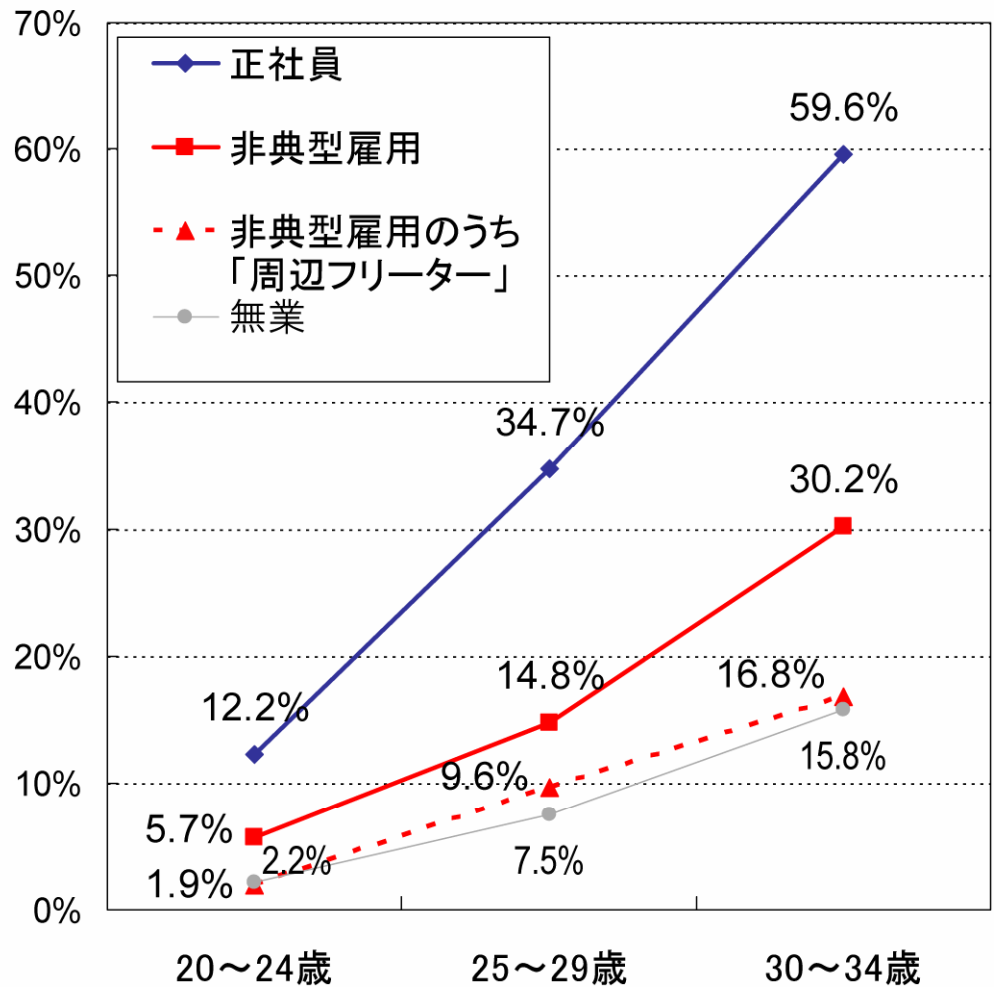
- 若者の経済的基盤の確立、継続就業環境整備、家事・育児の分担、保育環境の整備等、「働き方」、「家族・地域」の分野における効果的な施策の具体的な整理・検討が、特に重要
- 今後の施策や子育て環境の変化等により、国民の希望水準自体も上下
→ 希望水準が低下して一層の少子化を招くという悪循環に陥らないため、希望ができるだけ実現するよう、早急かつ抜本的な対応が必要

図1 年収、就労形態と有配偶率

年収別配偶者のいる割合(男性)



就労形態別配偶者のいる割合(男性)

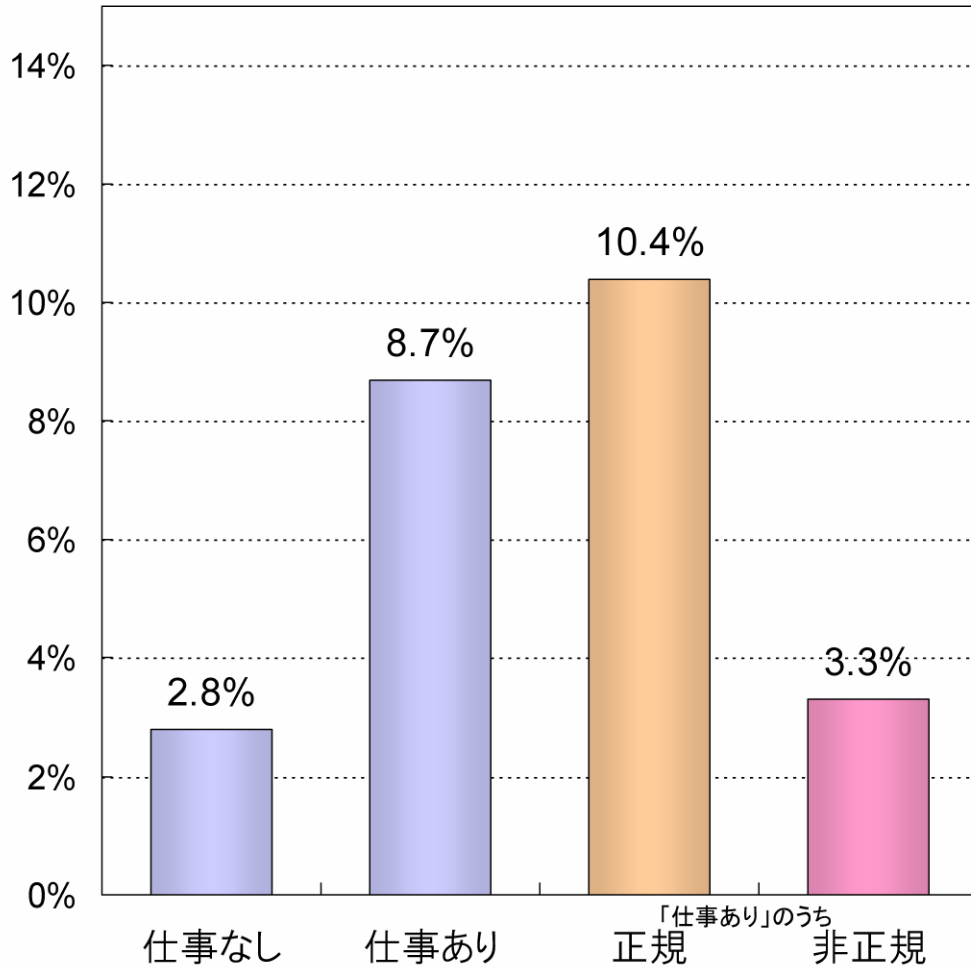


(注)「周辺フリーター」:「アルバイト」または「パート」のうち、学生でも主婦でもなく、かつ、年間就業日数が99日以下または週労働時間が21時間以下の者

資料: 労働政策研究・研修機構「若者就業支援の現状と課題」(2005年)

図2 就労形態と結婚確率

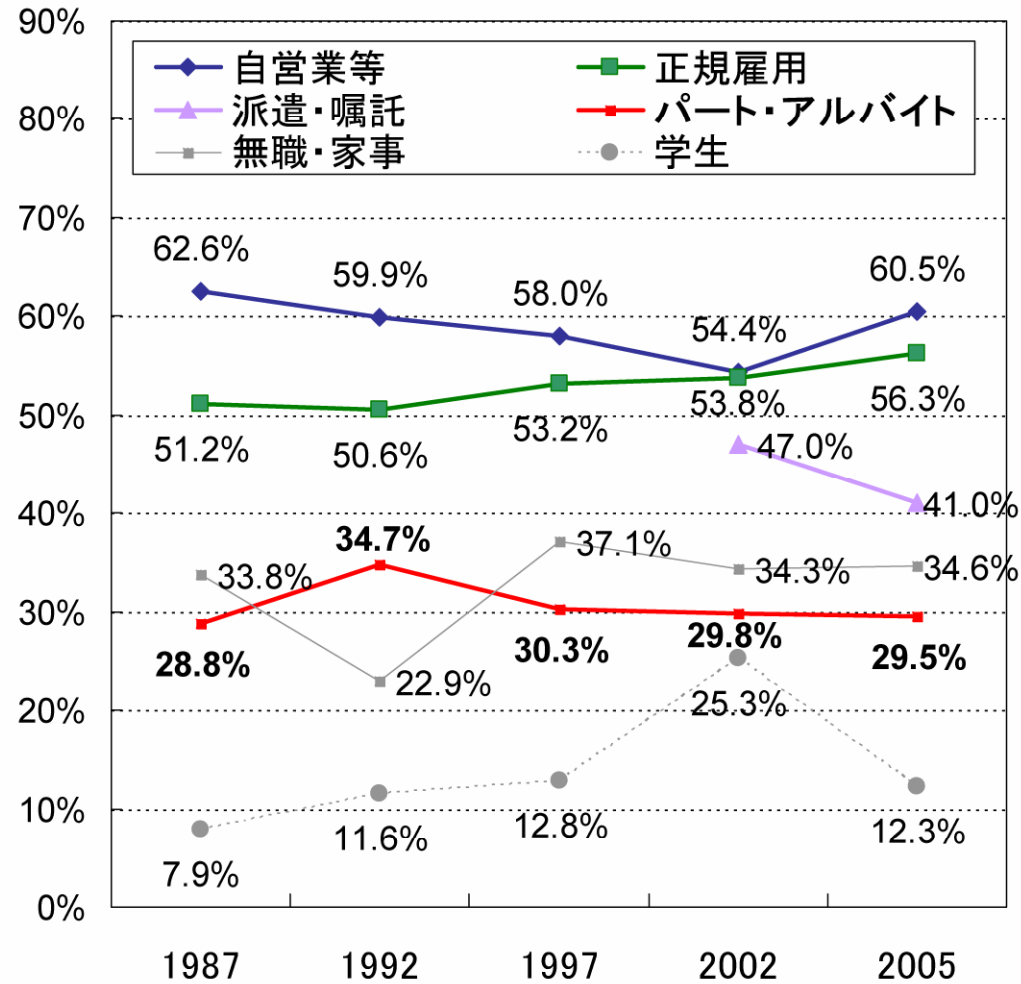
平成14年時点の男性独身者(20~34歳)のうち、その後2年間の間に結婚した割合



資料：厚生労働省「第3回21世紀成年者縦断調査」(2004年)

図3 就労形態と結婚意欲

就業の状況別にみた結婚意欲を持つ男性未婚者の割合

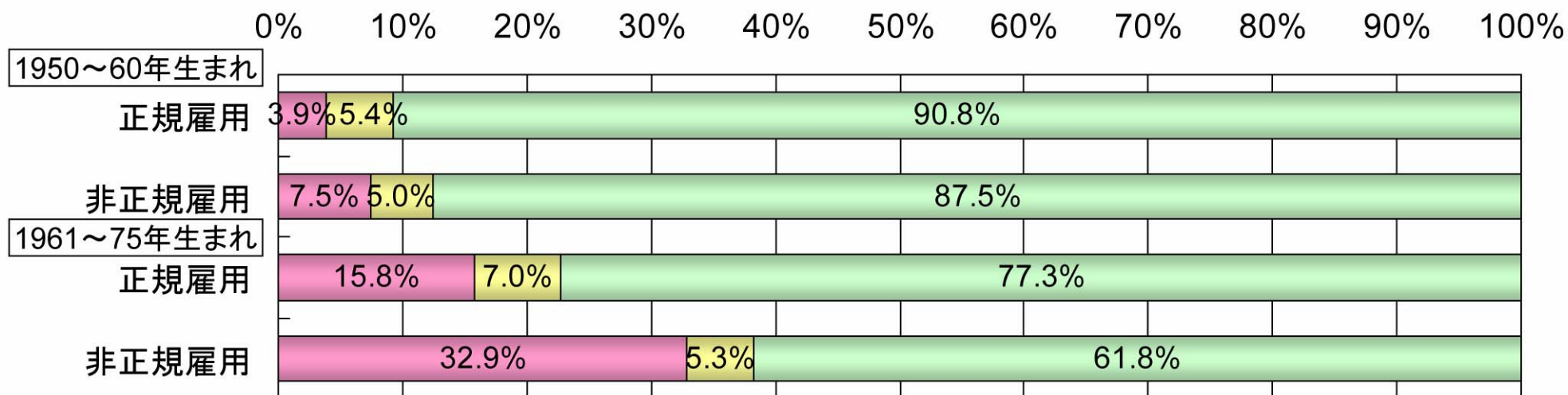


(注)「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚者の中で「1年以内に結婚したい」又は「理想的な相手が見つければ結婚してもよい」と回答した未婚者の割合

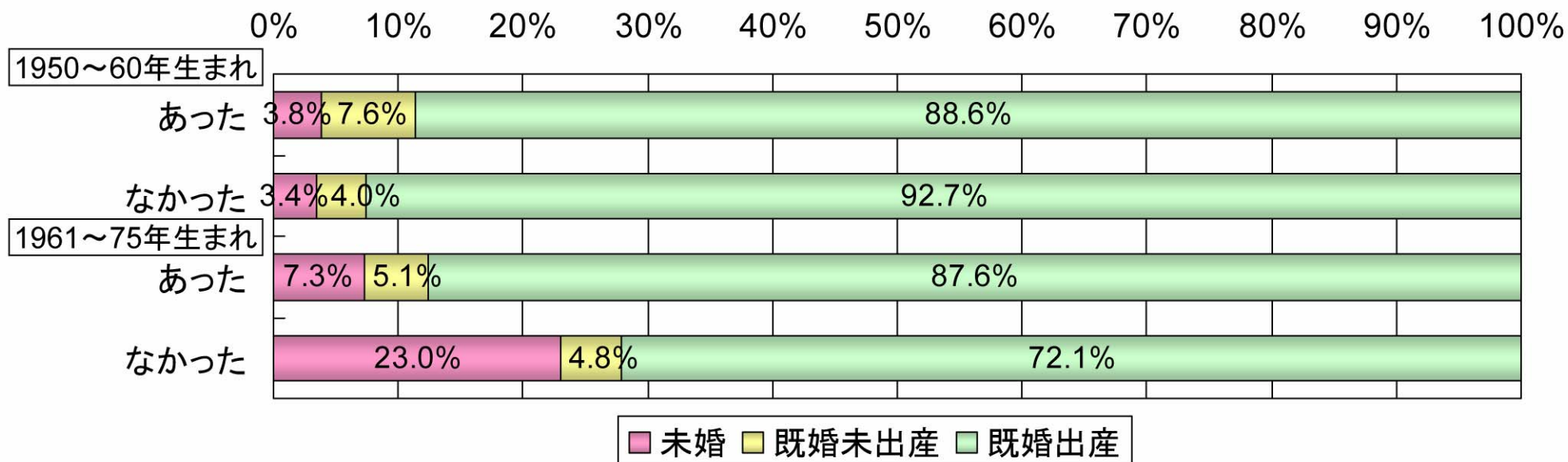
資料：国立社会保障、人口問題研究所「第13回出生動向基本調査(独身者調査)(2005年)

図4 初職勤務先の雇用形態、育児休業制度の有無と結婚・出産

初職勤務先雇用形態別結婚・出産経験の有無



初職勤務先育児休業制度の有無態別結婚・出産経験の有無



資料：労働政策研究・研修機構「仕事と生活の両立」(2006年)

図5 育児休業と出産確率

第1回調査(平成14年11月実施)から第2回調査(平成15年11月実施)の間に子どもが生まれておらず、第2回調査時点で妻が会社等に勤めていた夫婦のうち、この1年間で子どもが生まれた割合

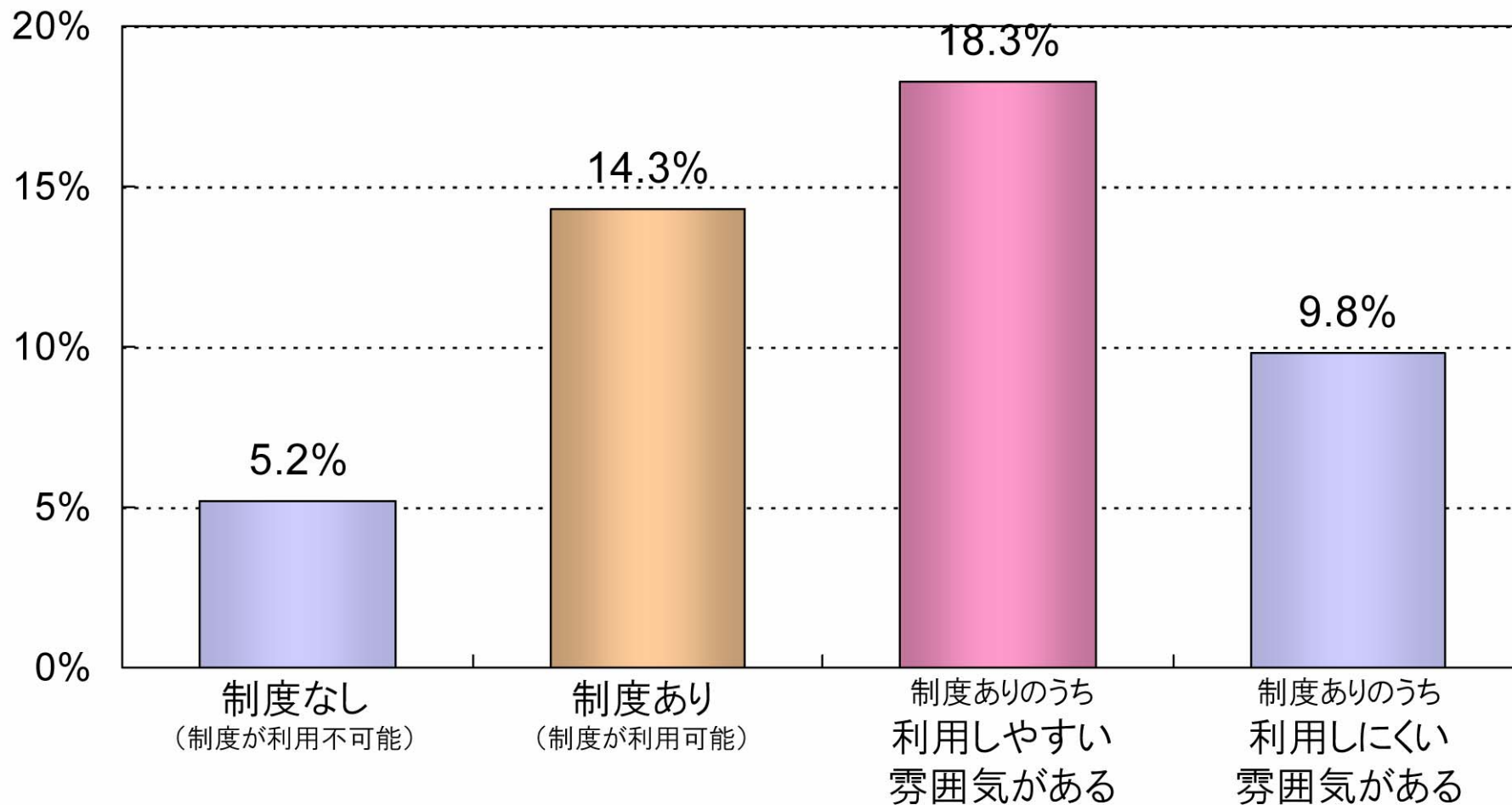
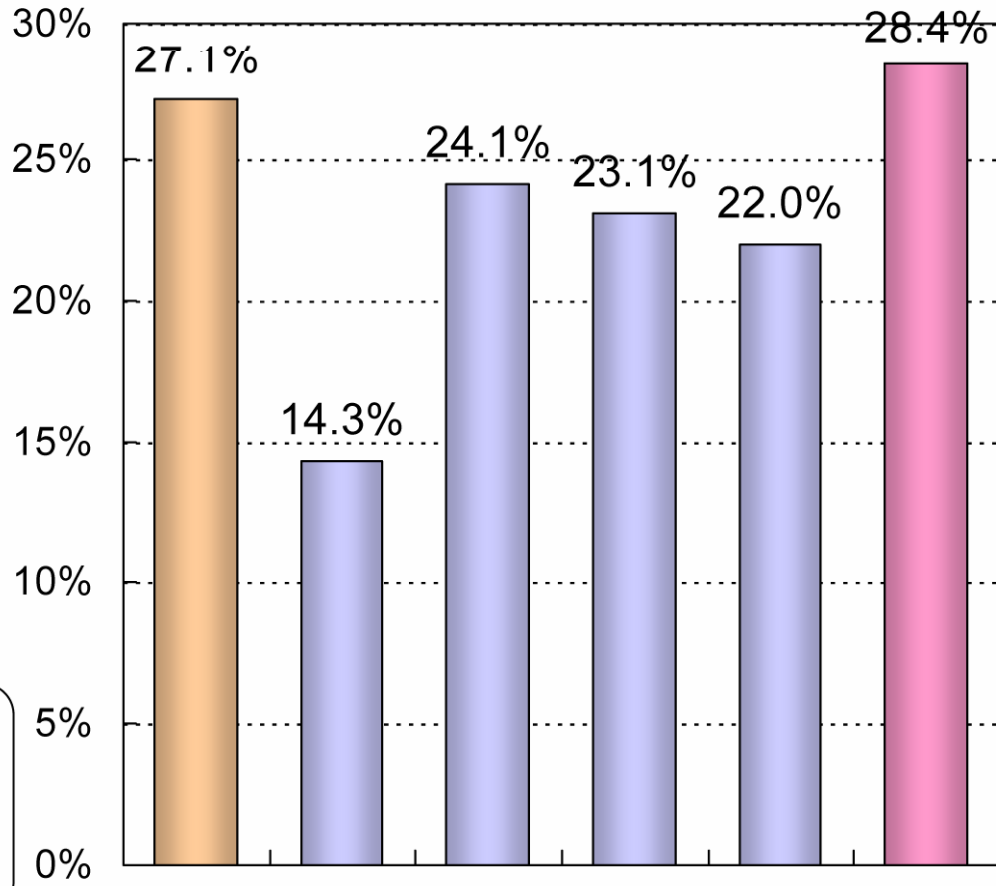


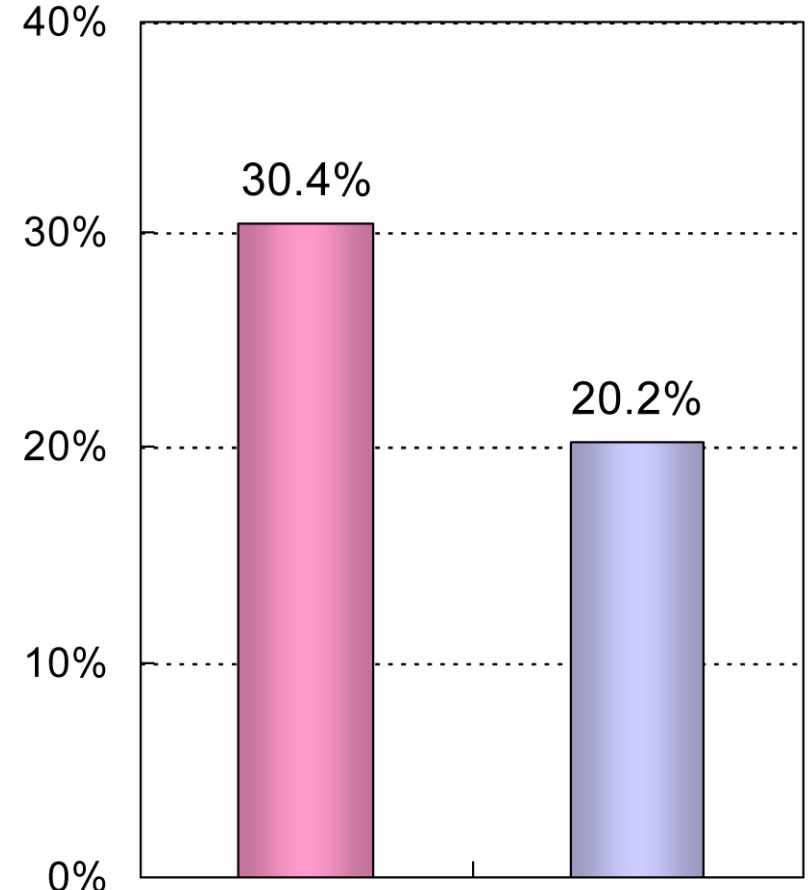
図6 男性の労働時間、家事・育児時間の増減と出産確率

夫婦ともに子どもをほしいと考えており、第1回調査(平成14年11月実施)から第2回調査(平成15年11月実施)の間に子どもが生まれていない夫婦のうち、この1年間で子どもの生まれた割合

仕事時間の増減と出生との関係



家事・育児時間の増減と出生



第1回調査から第2回調査にかけての夫の1日の仕事時間(通勤時間を含む)の増減

第1回調査の夫の1日の仕事時間(通勤時間を含む)

第1回調査から第2回調査にかけての夫の休日の家事・育児時間の増減

資料:厚生労働省「第3回21世紀成年者縦断調査」(2004年)

図7 男性の家事・育児分担と出産

第1回調査(平成14年11月実施)から第2回調査(平成15年11月実施)の間の出生の有無別にみた第1回調査時点での妻から見た夫の家事・育児分担有りと回答した割合

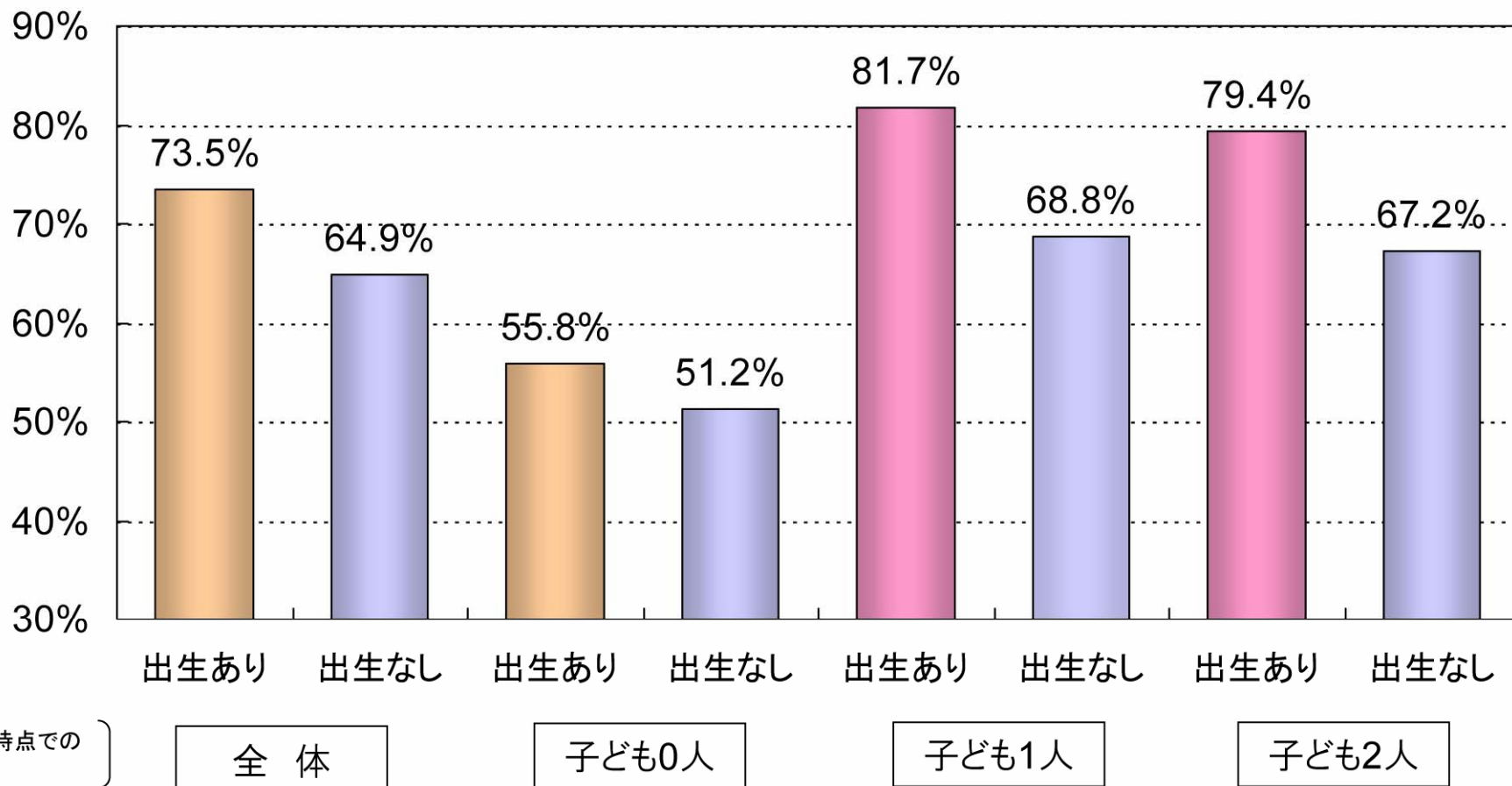
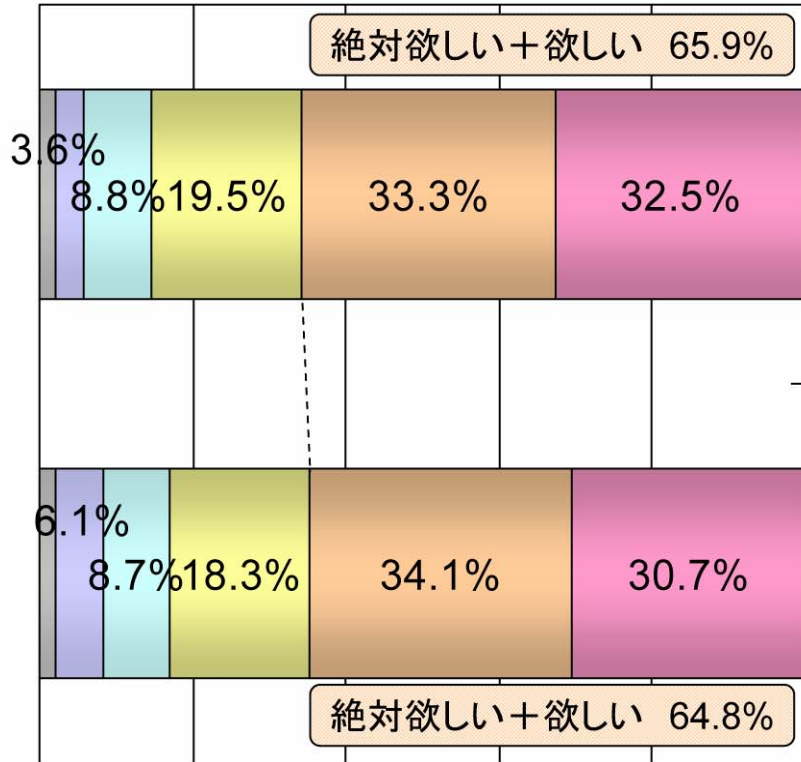


図8 夫の家事・育児分担と妻の出産意欲

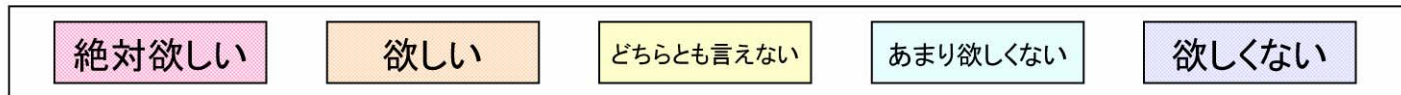
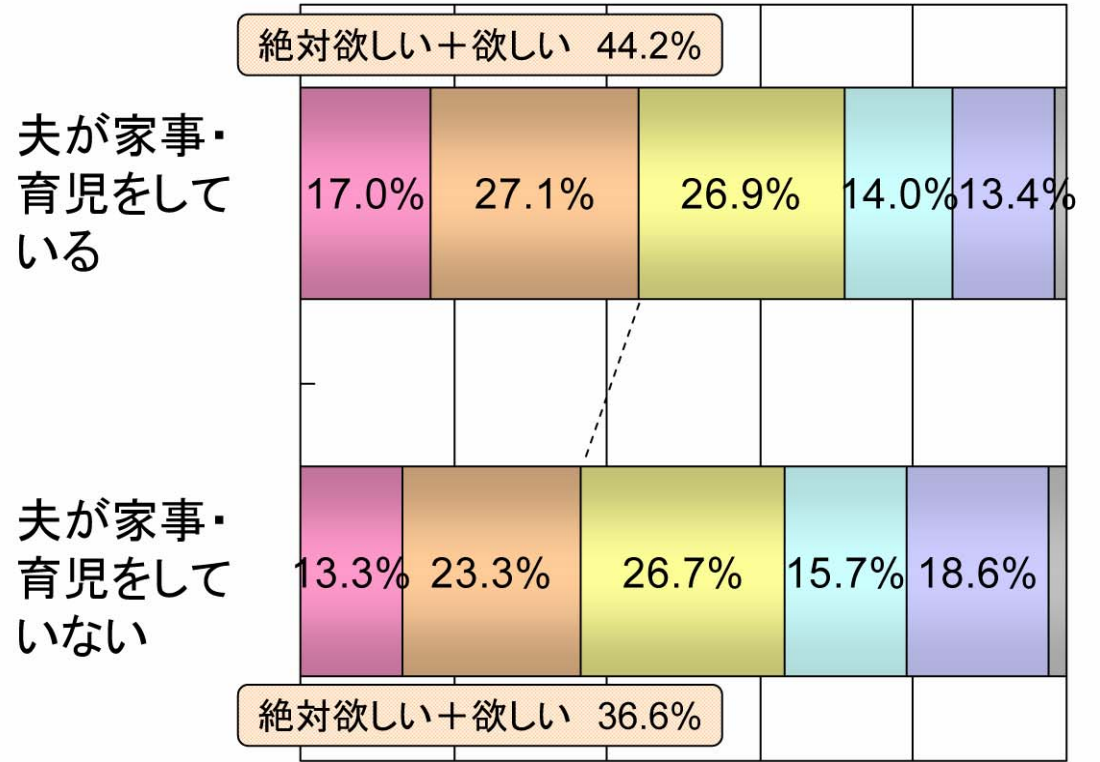
【子どものいない夫婦】

100% 80% 60% 40% 20% 0%



【子どものいる夫婦】

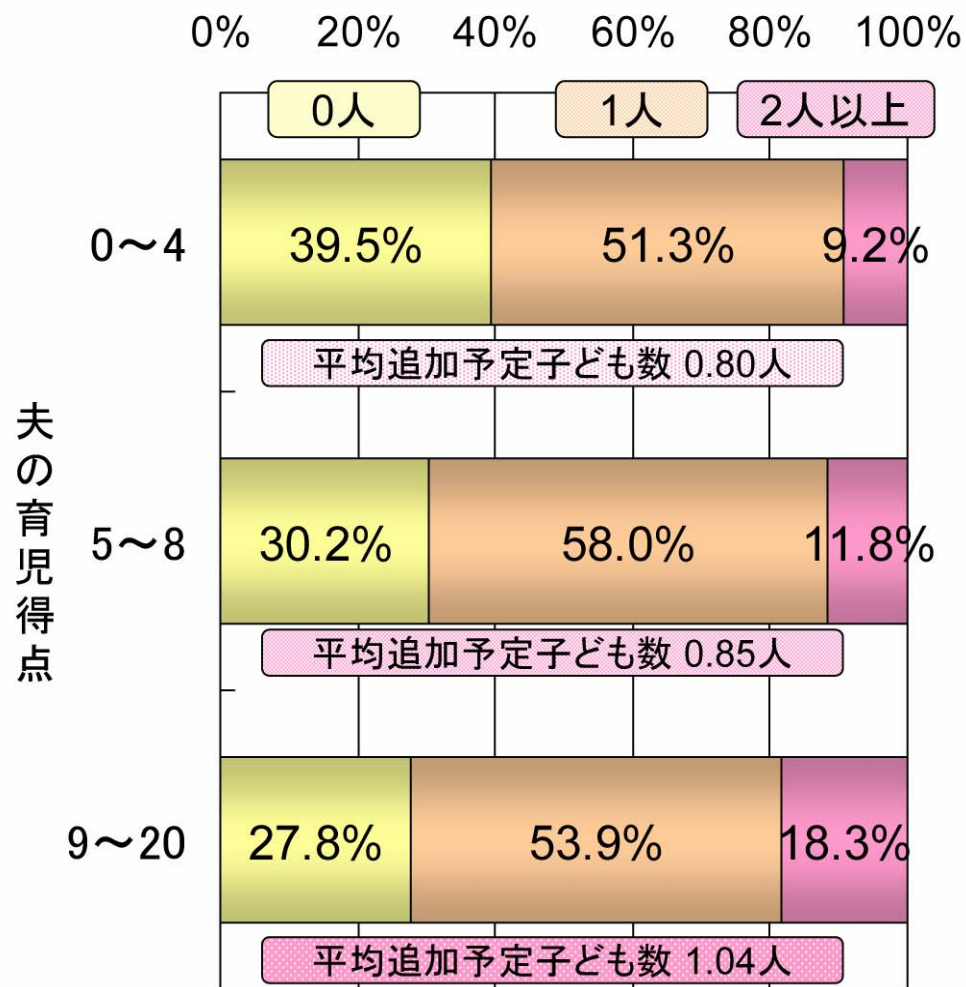
0% 20% 40% 60% 80% 100%



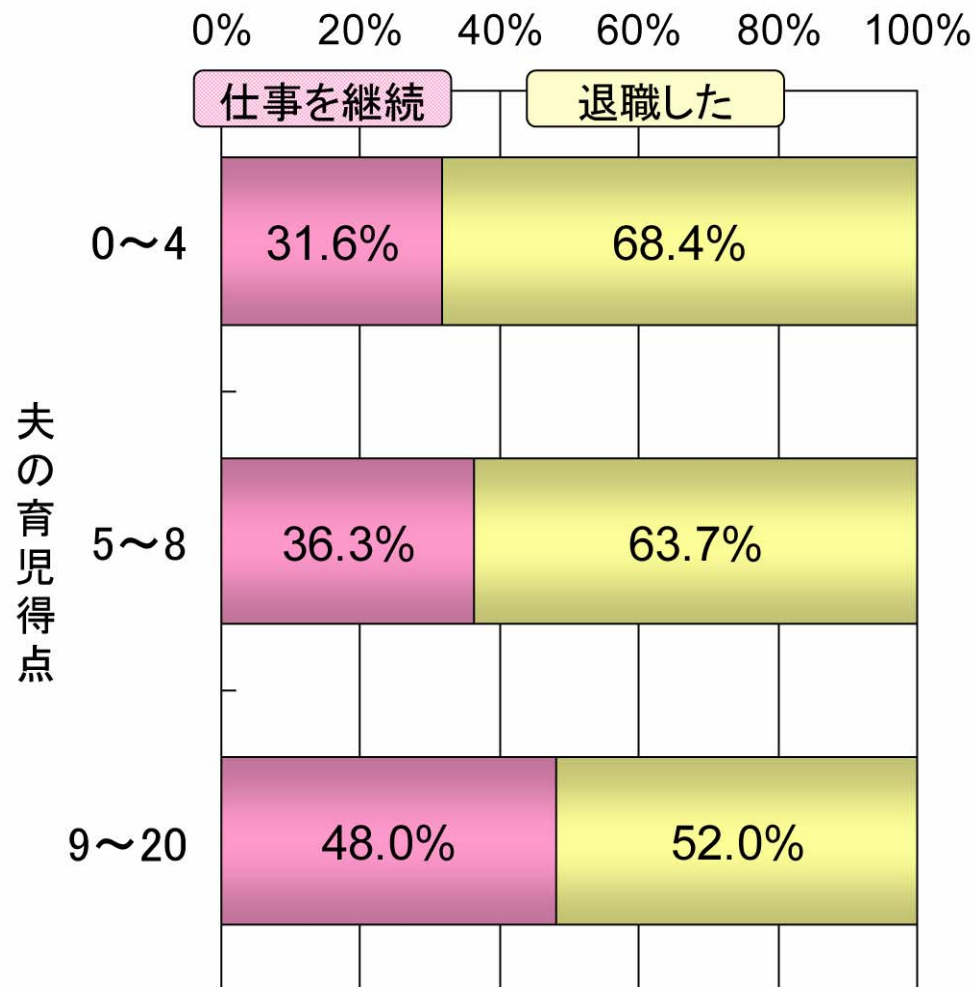
資料:厚生労働省「第1回21世紀成年者縦断調査」(2002年)

図9 夫の家事・育児分担と妻の出産意欲、就労継続

現在子ども一人の夫婦の追加予定子ども数



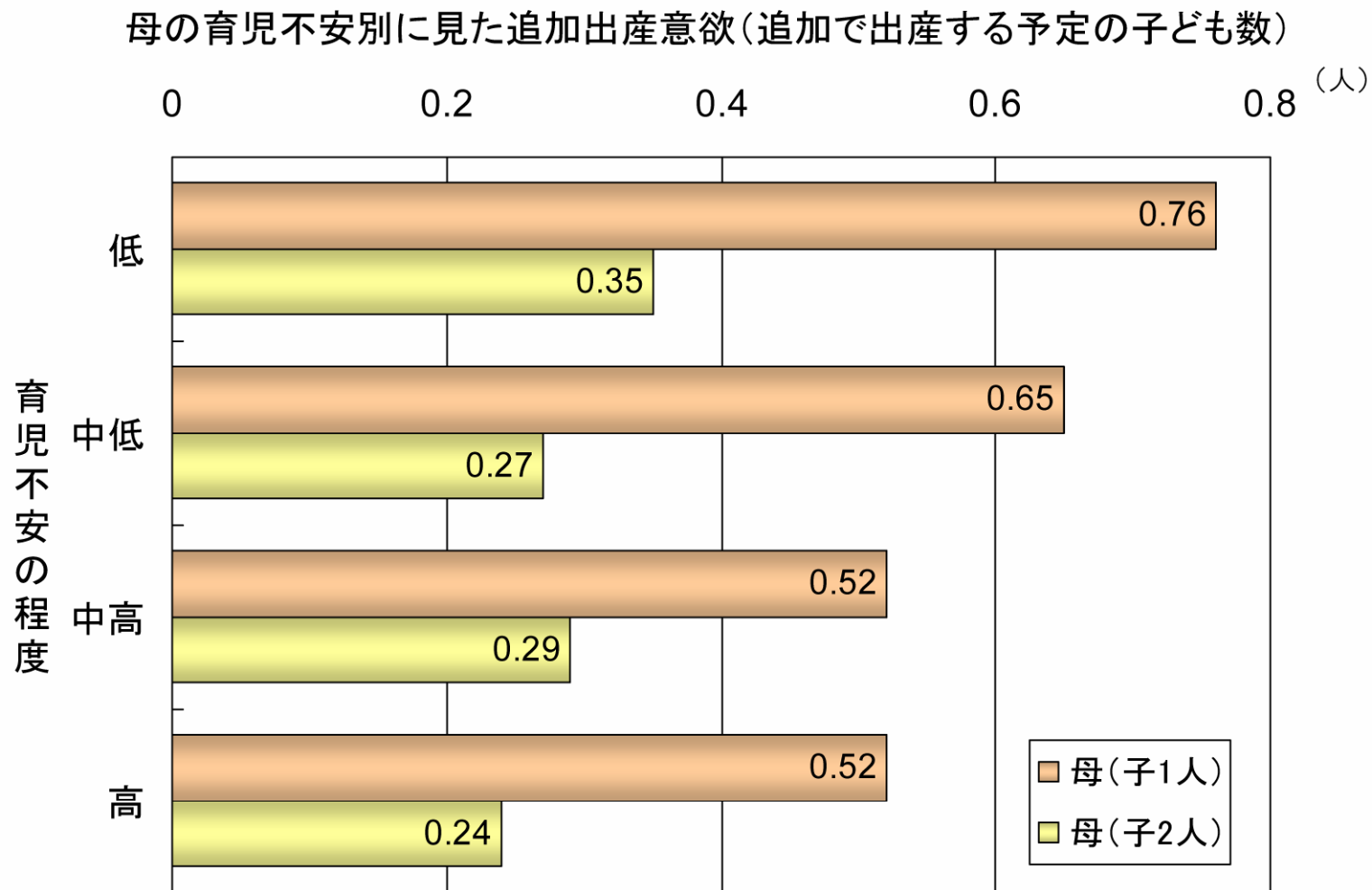
第一子出産時の妻の就業継続率



(注)「夫の育児得点」は、「遊び相手をする」、「風呂に入れる」、「食事をさせる」、「寝かしつける」、「おむつを替える」の領域別に、「月1~2回」(1点)、「週1~2回」(2点)、「週3~4回」(3点)、「毎日・毎回」(4点)、「やらない」(0点)とし、5領域の得点を合算したもの

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第3回全国家庭動向調査」(2005年)

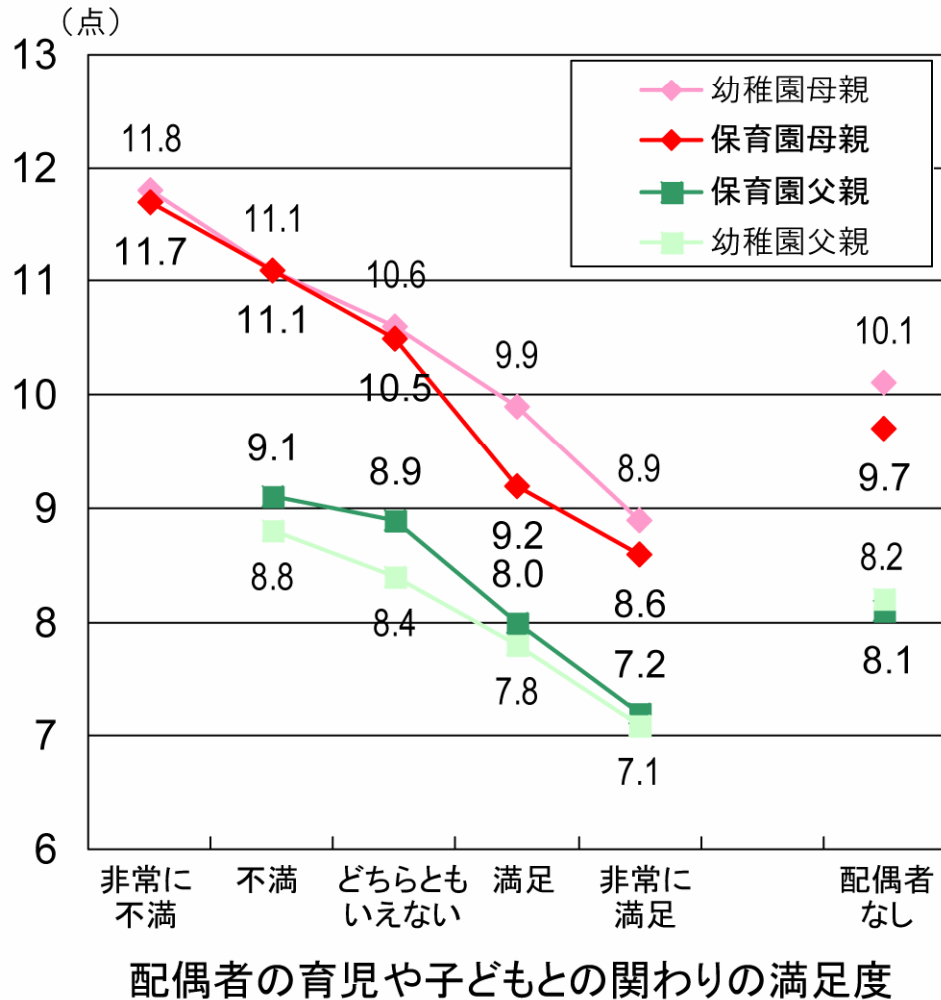
図10 母の育児不安と出産意欲等



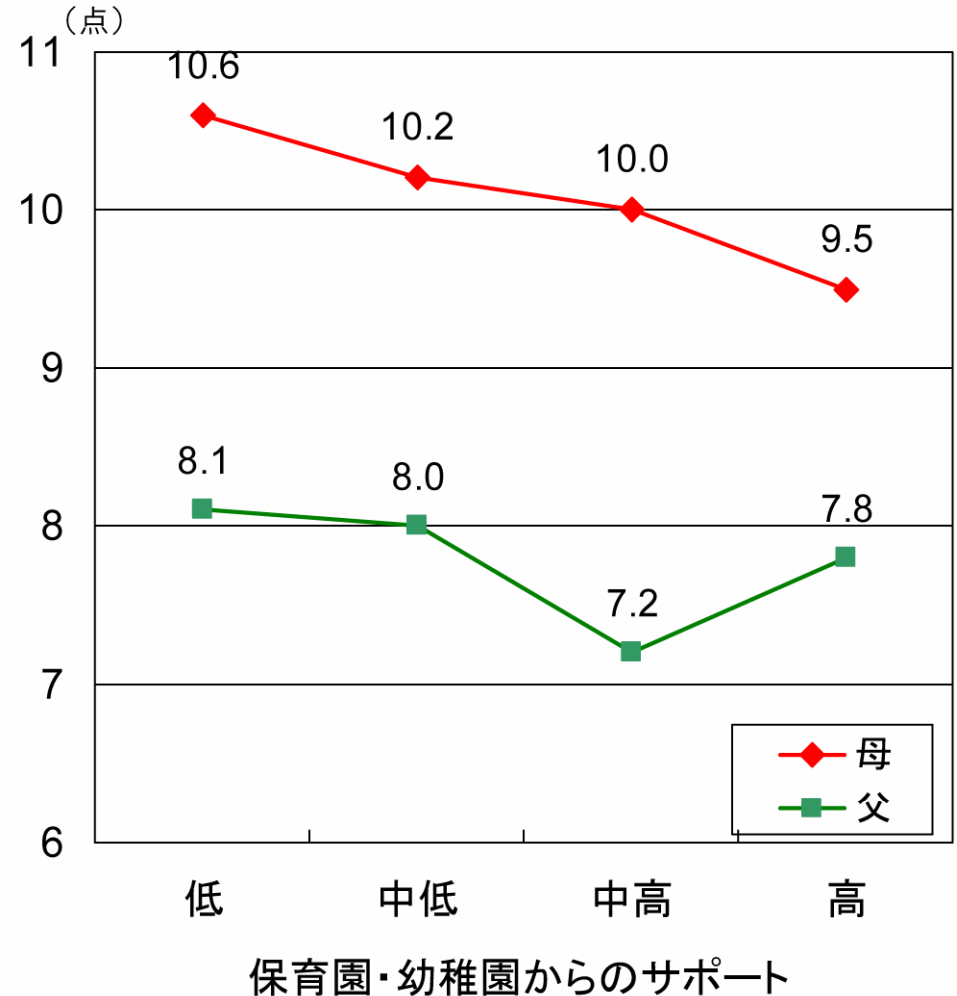
資料: (社)全国私立保育園連盟「乳幼児をかかえる保護者の子育ての現状 不安・悩み、出産意欲に関する調査」(2006年)

図10 母の育児不安と出産意欲等(続き)

配偶者の育児や子どもとの関わりに関する満足度と育児不安



保育園・幼稚園から保護者に対するサポート度別に見た育児不安の平均値



資料: (社)全国私立保育園連盟「乳幼児をかかえる保護者の子育ての現状 不安・悩み、出産意欲に関する調査」(2006年)

図11 教育費の負担感と出産意欲

	出生年別				
	1959年以前	1960～64年	1965～69年	1970～74年	1975～79年
教育費を負担とする者の割合	54.4%	56.7%	56.7%	67.3%	76.7%
予定子ども数別					
0人	31.0%	46.4%	54.2%	60.5%	40.0%
1人	27.1%	43.2%	43.2%	54.3%	72.7%
2人	63.0%	57.7%	62.3%	72.0%	77.4%
3人	59.4%	66.3%	54.1%	62.3%	83.3%
4人以上	69.2%	69.2%	—	—	—

(注) 少子化研究会により2003～2005年にかけて6つの自治体で実施された「少子化に関する自治体調査」(20歳から49歳までの既婚女性を対象)において、予定子ども数以上の子どもを持たない理由(複数回答)として「教育費がかかりすぎ、子ども一人一人に十分お金をかけてあげられなくなるから」をあげた者の割合

資料: 新谷由里子「親の教育費負担意識と少子化」『人口問題研究』第61巻3号(2005年)

「出生等に対する希望を反映した人口試算」の公表
に当たっての人口構造の変化に関する議論の整理

平成19年1月26日
社会保障審議会
人口構造の変化に関する特別部会

「出生等に対する希望を反映した人口試算」の公表
に当たっての人口構造の変化に関する議論の整理

1	人口構造の変化と社会経済等への影響	1
	○ 人口減少の動向	
	○ 人口構造の変化	
	○ 労働力人口の減少	
	○ 世帯構成や地域の姿等、生活の状況の変化	
2	国民の結婚や出生行動に対する希望と急速な少子化という現実との乖離	4
	○ 急速な少子化をもたらす要素	
	○ 結婚や子ども数に対する国民の希望	
	○ 出生等に対する希望と実態との乖離の拡大	
	○ 結婚や出生行動に対する希望を反映した人口試算の実施	
	○ 「希望を反映した人口試算」の性格	
	○ 「希望を反映した人口試算」の前提	
	○ 「希望を反映した人口試算」の結果	
3	経済が持続的に発展でき、かつ、国民の結婚や出生行動に対する希望が 実現する社会の姿	7
	○ 労働力人口の状況	
	○ 女性の労働力率の動向	
	○ 国民が希望する結婚や出生行動と就労に関する選択を実現でき、 今後の安定的な社会経済の発展の基盤となる労働力の確保を図る ことのできる構造改革に向けて	
	○ 結婚や出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素	
	〔結婚〕	
	〔出産〕(第1子～)	
	〔出産〕(特に第2子～)	
	〔出産〕(特に第3子～)	
4	当面焦点を当てて取り組むべき施策分野	13
	○ 要素別の乖離の状況	
	○ 焦点を当てるべき要素	
	○ 速やかに取り組むべき施策分野	
	〔試算の前提、結果等〕	15
	〔委員名簿〕	17
	〔審議経過〕	18

「出生等に対する希望を反映した人口試算」の公表 に当たっての人口構造の変化に関する議論の整理

平成19年1月26日
社会保障審議会
人口構造の変化に関する特別部会

1 人口構造の変化と社会経済等への影響

○ 人口減少の動向

昨年末に公表された「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(以下「新人口推計」という。)では、今後、我が国は一層少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会になるとの見通しが示された。

そのうち出生中位・死亡中位の推計によれば、2055年には、合計特殊出生率は1.26、人口は9000万人を下回り、その4割が65歳以上の高齢者、一年間に生まれる子供の数は50万人を下回る、といった姿が示されている。

○ 人口構造の変化

この推計結果については、ともすれば少子化や人口減少の進行という側面のみが注目されがちである。

しかし、2055年まで見通した場合、単純に人口規模が縮小するのではない。こうした少子高齢化や未婚化の進行等により、労働力・世帯・地域等の「姿」という「我が国の人口構造」そのものが大きく変化していく見通しであることにも、注目しておかなければならない。

新人口推計(出生中位・死亡中位。以下同じ。)による今後の人口構造の変化について概観すれば、以下の通りである。

① 団塊世代(1947年～1949年生まれ)が後期高齢者(75歳以上)となる2030年頃までは、高齢者数が急激に増加し、特に後期高齢者数は2005年の約2倍に増加する。しかし、いわゆる団塊ジュニア世代(1971年～1974年生まれ)がなお現役でいることから、生産年齢人口(15歳～64歳)は大幅に減少するものの、未だ全人口の6割弱であり、65歳以上人口比率も3割強に留まる見通し。

② 一方、2030年～2055年においては、人口の山の裾野も含めると団塊世代とほぼ同数となる団塊ジュニア世代が団塊世代と入れ替わり、高齢者となることから、高齢者数は概ね横ばいで推移する見通し。

一方、団塊ジュニア世代の子ども世代(1995年生まれ～)には、現在のところ大きな出生数の山が出現していないことから、2030年頃を境に現役世代の人口はさらに急激に減少する見通し。その結果、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる2055年には、生産年齢人口比率は約5割となり、65歳以上人口比率も4割を超えると見込まれている。

なお、新人口推計では、過去のトレンドを将来に投影して外国人が漸増するとの推計結果となっているが、仮に過去のトレンドを超えて外国人が大幅に増加した場合には、社会構造全体が大きく変化することに留意すべきである。

○ 労働力人口の減少

上記のような生産年齢人口の減少に伴い、労働力率が現状のままで推移した場合には、今後、労働力人口についても減少が見込まれることとなる。

もちろん、労働力人口が減少する中では、まず生産性を向上させ、成長力を強化することが必要である。しかし、技術革新や資本増加により労働力人口減少の影響はある程度カバーすることが可能であるが、2030年以降の我が国の生産年齢人口の減少は相当大きなものと見込まれており、その影響は軽視できない。

中長期的な経済成長の基盤を確保する観点からは、イノベーションの推進とともに、人口、労働分野において以下の対策を講じていくことが必要と考えられる。

① 2030年までの社会経済との関係

2030年までの人口構造について見れば、2030年における24歳以上の世代は、現在、既に生まれており、今後のこの世代の人口及びその減少傾向はほぼ確定している。

したがって、この間の生産年齢人口減少の影響をカバーしていくためには、今後、すべての人の意欲と能力が最大限発揮できるような環境整備に努めることによって、若者、女性、高齢者の労働市場への参加を促進し、労働力人口の減少の緩和を図ることが必要である。

② 2030年以降の社会経済との関係

2030年以降に支え手となっていく世代はこれから生まれる世代であって、今後の出生動向の変化によりその数はまだ変動する余地があるが、新人口推計によれば、生産年齢人口は、それ以前と比べ、急激に減少すると見込まれている。

この急激な生産年齢人口の減少に伴う労働力人口の減少をカバーするためには、何よりもまず、これから生まれる子ども数の減少をできる限り緩和することが最重要課題であり、次世代育成支援の観点に立った効果的な少子化対策を強力かつ速やかに講じていくことが不可欠である。

○ 世帯構成や地域の姿等、生活の状況の変化

新人口推計に見られる人口構造の変化は、世帯の状況や地域の姿にも大きな影響を与えるものと考えられる。

一例を挙げれば、女性の未婚率に着目した場合、今後、中高年齢層での未婚率の上昇が著しく、2005年の50歳代女性の未婚率が6%であるのに対し、2030年では20%、2055年では24%に上ると見込まれている。

単純に考えれば、男性も同様に概ね4人に1人以上が未婚となることが想定される。離別の増加や死別も考慮に入れれば、50歳代以上の者の属する世帯のうち4割以上が「単身かつ無子世帯」となることも想定される。

単身世帯は、世帯員相互のインフォーマルな支援が期待できないことから、相対的に失業や疾病・災害といった社会的リスクに弱く、社会システムによる支援がより必要になると考えられる。また、経済的に見ても、可処分所得減少の影響を受けやすい。単身世帯の増大は、介護問題を始めた支援を要する世帯の増大や負担能力の減少など、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

同様に、毎年の出生数は、2030年には約70万人、2055年には50万人弱となると見通されており、通常地域社会において平日昼間に目にする子どもの数は少なくなり、地域社会の支え手も相当部分が高齢者になるといったことが想定される。

また、子どもの立場で考えても、「仲間と一緒に豊かに育つ」という健全な育成環境が確保されなくなるおそれがあり、社会全体として見ても、文化の継承者が少なくなり、未来への希望が持ちにくくなることが懸念される。

今後、このような世帯や地域社会の姿、暮らしの変化という視点からさらに分析を進め、これに対応した社会の在り方を検討していくことが必要と考えられる。

また、どのような変化が起こるのかということを知りやすく国民に提示していくことにより、国・地方をはじめ、経済界や労働界、地域社会等において、大幅な人口減少のトレンドを変え、将来の国民の暮らしを守るという観点からの少子化対策の必要性が広く認識されるよう、機運の醸成を図ることも喫緊の課題である。

2 国民の結婚や出生行動に対する希望と急速な少子化という現実との乖離

○ 急速な少子化をもたらす要素

新人口推計においては、これまでのトレンドを将来に投影する形で合計特殊出生率等の諸前提を仮定し、これに基づいて将来の人口の姿を推計しており、2055年の合計特殊出生率は1.26と仮定されている。

これを、合計特殊出生率の構成要素である結婚の状況と子ども数の状況に分解してみると、今回参照コーホートとして設定されている1990年生まれの女性では、生涯未婚率は23.5%、夫婦完結出生児数は1.70人と仮定されている。

○ 結婚や子ども数に対する国民の希望

一方、出生動向基本調査等の結果によれば、未婚者の9割はいずれ結婚したいと考えており、また、既婚者及び結婚希望のある未婚者の希望子ども数の平均は、男性女性とも2人以上となっている。

こうした結果から見る限り、現在の急速な少子化の進行は、決して国民が望んだものではないと考えられる。

○ 出生等に対する希望と実態との乖離の拡大

子どもを持ちたいという国民の希望は、この30年間を見た場合、それほど大きな変化はない。しかし、約30年前には希望と実態との乖離が小さかったのに対して、今日まで出生率は低下の一途をたどっており、希望と実態の乖離が拡大し続けている。新人口推計においてもしばらく出生率の低下は続き、希望と実態の乖離の拡大傾向はさらに続くと思込まれる。

社会経済が発展すれば、それぞれの個人の価値観は多様化し、自身の生活の在り方(自己実現)についての希望は質的にも量的にも拡大していくが、それに伴って、希望を実現するための社会的な選択肢も拡大することが求められる。個人の持つ希望が拡大するにもかかわらず、社会的な選択肢が拡大しない場合には、個人は希望の実現を犠牲にせざるを得ず、その結果、社会全体として希望と実態の乖離が生じていくこととなる。

このように考えると、結婚や出産に対する国民の希望には大きな変化がないのに実態との乖離が拡大し続けているのは、社会経済の発展に伴って個人の希望(例えば就労や社会参加に係る希望)が拡大しているにもかかわらず、結婚や出産・子育てと就労との両立に係る社会的な選択肢が拡大しなかった結果、二者択一を迫られて希望の実現を犠牲にしているともみることができる。

生活を豊かにすることが経済発展の源であることを考えると、経済発展を続けていく上では、こうした希望が実現できるように社会的な選択肢を拡大していくという視点が重要である。

○ 結婚や出生行動に対する希望を反映した人口試算の実施

出生率の低下は様々な社会的・経済的要因が複雑に作用して生じており、特效薬はないと考えられる。現在の急速な少子化の進行に対処していくためにも、まずはそのメカニズムについて冷静に探っていく努力が必要である。

こうした観点からは、これらの結婚や子ども数についての国民の希望が一定程度実現したと仮定して将来の人口の姿を何ケースか試算し、実績値の中立的投影に基づく新人口推計の結果と比較検討していくことは、各要素の重要性の把握につながり、施策の立案等に際して有効であると考えられる(この「出生等に対する希望が一定程度実現したと仮定した場合の人口試算」を、以下「希望を反映した人口試算」という。)

○ 「希望を反映した人口試算」の性格

結婚や出生行動は、国民一人一人の選択に委ねられるべき性格のものであることは言うまでもない。

この試算の前提として仮定される出生率は、国民の希望が一定程度実現した場合を想定しており、1.75程度となるが、これは、生物学的なヒトの出生力を示すものではなく、また、施策が奏功した際の社会的に達成可能な上限を示すものでもない。

この出生率は、各種調査に基づき算出された国民の結婚や出生行動に対する希望を元にした仮定値であり、いわば子どもを産み育てやすい社会の可視化を試みたものであって、これと新人口推計の前提である2055年で1.26という値との乖離を如何に埋めていくかという議論の素材となることが期待される。

したがって、これがいわゆる「出生率目標」といった類の数値ではないことについては、十分な留意が必要である。

○ 「希望を反映した人口試算」の前提

「希望を反映した人口試算」においては、新人口推計で参照コーホートとして設定されている1990年生まれの女性が50歳に到達する2040年時点で出生等に対する希望が実現すると仮定して下記のケースⅠを設定した上で、新人口推計の仮定値との乖離が、2/3、1/2、1/3程度解消するケースをそれぞれⅡ、Ⅲ、Ⅳと置いた。

(ケースⅠ)	結婚、出生行動に対する国民の希望(生涯未婚率10%未満、夫婦完結出生児数2.0人以上)が実現するケース
合計特殊出生率1.75 ←	

また、出生率の回復過程については、早い段階から回復する場合や最初は低く後から徐々に回復するような場合など、様々な経路が考えられるところであり、今後そうした分析を行うことも考えられるが、今回の「希望を反映した人口試算」では、新人口推計の高位推計と中位推計の各年の出生率を2040年時点の各ケースの合計特殊出生率で比例配分することとした。

○ 「希望を反映した人口試算」の結果

総人口については、ケースⅠ・Ⅱであれば2055年段階でも概ね1億人前後が維持されるという結果となった。

総人口に占める65歳以上人口比率については、ケースⅠからⅣのいずれでも、2055年段階で4割を下回り、ケースⅠであれば約35%の水準に留まるという結果となった。

また、20歳～64歳人口と65歳以上人口との比率は、新人口推計では1.2:1と見込まれているのに対し、ケースⅠでは1.4:1、ケースⅢでも1.3:1という結果となった。

15歳未満人口については、ケースⅠでは、2030年・2055年のいずれも総人口の1/8以上が維持され、年間出生数は2030年で約100万人、2055年で80万人以上が維持されるという結果となった。

年間出生数は、ケースⅢでも、2030年で80万人以上、2055年で60万人以上が維持されるという結果となった。

15歳～64歳人口については、2030年では、比率・実数とも大きな差はなかった。2055年においては、比率では大きな差はなかったが、実数ではケースⅠで2055年で約800万人の増となった。

また、新人口推計では15歳～64歳人口が2030年～2055年で年平均約85万人ずつ減少すると見込まれているのに対し、ケースⅠでは年平均60万人弱の減少に留まるという結果となった(新人口推計では、2005年～2030年は年平均約70万人弱の減少)。

3 経済が持続的に発展でき、かつ、国民の結婚や出生行動に対する希望が実現する社会の姿

○ 労働力人口の状況

上記のように、1980年代以降の継続的な少子化の進行により、今後新たに労働市場に参加する世代の人口は、継続的に減少していく。

こうした中、中長期的な経済成長の基盤として、労働力人口の減少を緩和していくためには、若者、女性、高齢者の労働市場への参加を促進していくことが必要である。

○ 女性の労働力率の動向

我が国では、近年25歳～39歳層の女性の労働力率が上昇しているが、未婚者と有配偶者とに分けてこの年齢層の労働力率の推移を見た場合、未婚者は90%前後、有配偶者は50%前後で、いずれも労働力率の変動はあまり大きくなく、これまでのこの年齢層の女性の労働力率の上昇は、主に未婚率の上昇の影響と考えられる。

これは、仕事をしている女性のうち第1子の出産を機に辞める女性が7割を占めていることにもみられるように、仕事と子育ての両立が依然として我が国では困難なため、就労の継続と結婚・子育てがいわば二者択一になっていることから生じていると考えられる。

すなわち、仕事と子育ての両立が困難で有配偶女性の労働力率が低いという構造を残したままでは、国民が希望する結婚や出生行動の実現と、今後の安定的な社会経済の発展の基盤となる労働力の確保を同時に図ることはできない。

例えば、国民の希望に基づいて生涯未婚率が10%程度となることを想定して試算してみると、現在の未婚者と有配偶者の労働力率に変化がない限り、この年齢層の女性の労働力率は、現在60%台前半から75%程度となっているものが、計算上は50%台後半から60%台前半の水準に低下してしまうこととなり、2030年までの労働力人口の減少は緩和されないことになる。

○ 国民が希望する結婚や出生行動と就労に関する選択を実現でき、今後の安定的な社会経済の発展の基盤となる労働力の確保を図ることのできる構造改革に向けて

現在25歳～39歳層の有配偶の女性の労働力率は50%程度に留まっているが、今後、子どもが欲しいと考えている女性について就業形態の希望を見た調査では、約6割の女性が出産後も継続就業を希望している。また、労働力調査(詳細結果)では、世帯主の配偶者である女性の潜在労働力率も70%程度となっており、若い世代では緩やかながらも上昇傾向にある。この年齢層の有配偶の女性の労働力

率がこのような就業希望に沿う形で70%～80%程度まで上昇すれば、国民の希望に基づいて生涯未婚率が10%程度となることを想定して試算しても、この年齢層の女性全体の労働力率は80%程度となる。

したがって、有配偶の女性が希望するように就労を継続できる環境を整備すれば、国民の結婚や出生行動に関する希望を実現しつつ、2030年の前後を通じて持続的な経済発展に必要な労働力が確保されることとなる。

このためには、女性の未婚者と有配偶者の労働力率の大きな差をもたらしている仕事と子育ての両立が困難な現在の構造、すなわち、就業したいという希望と子どもを産み育てたいという希望の二者択一を迫られる構造を、女性が安心して結婚、出産し、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続けるという選択ができるシステムへと変革していくことが不可欠である。

なお、外国の例を見ても、現に労働力率も出生率も高い国があり、また、一旦低下した出生率が各種施策によって上昇に転じている国もあることを考えれば、これは決して不可能なことではないと考えられる。

○ 結婚や出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素

国民の結婚や出生行動に関する選択には多様な要素が関係していると考えられ、その全てについて分析、考慮を加えることは難しいが、近年進められている各種の調査結果・研究結果から示唆される「国民の結婚や出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素」について、可能な限り整理を試みた。

〔結婚〕

◎ 家庭生活を送っていく上で必要な経済的基盤の有無及び雇用・キャリアの将来の見通し・安定性

【調査・研究結果】

- ・ 男性では、年収が高いほど有配偶率が高い。
- ・ 男性では、正社員に比べて非典型雇用の場合、有配偶率が低い。
- ・ 男性未婚者では、正規雇用者に比べてパート・アルバイトの結婚意欲が低い。
- ・ 男女雇用機会均等法施行以降に就職した世代の女性では、最初に勤務した勤務先での雇用形態が正規雇用と非正規雇用者の場合で比較すると、非正規雇用の未婚割合が高い。また、利用可能な育児休業制度の有無で比較すると、利用可能な育児休業制度がなかった層で未婚割合が高い。
- ・ 1歳児入園待機者の多い自治体ほど女性の結婚確率が低い。

第1子出産後に就労している女性の7割が離職し、多くの家庭が男性の片働きとなるという構造の中で、収入が低く雇用が不安定で、家庭生活の経済的基盤を構築できない男性の未婚率が高くなっている。

また、同様の構造の中で、非正規雇用や育児休業制度が利用できない職場、保育所待機児童の多い地域など、子どもを生んだ後の就業継続の見通しが描きにくい場合に女性の未婚率が高くなっている。

〔出産〕(第1子～)

◎ 子育てをしながら就業を継続できる見通しの有無及び仕事と家庭生活の調和の確保の度合い

【調査・研究結果】

- ・ 育児休業が利用可能、とりわけ取得しやすい雰囲気のある職場に勤める女性の方が、育児休業の利用ができない職場に勤める女性よりも出産する割合が高い。
- ・ 男女雇用機会均等法施行以降に就職した世代で、育児休業の利用が可能な職場に勤めていた女性は、それ以前に就職した人とほぼ同程度に出産を経験している。
- ・ 労働者が勤務先に育児休業制度があると答えた場合、少なくとも子どもを一人産む確率がその他の場合より高く、無職の女性より出産確率が高くなる。
- ・ 男性が長時間労働していた家庭では、労働時間の増えた家庭よりも減った家庭の方が子どもが生まれた割合が高い。
- ・ 女性の勤務が長時間労働の場合は、第1子を産むタイミングが遅れ、出産確率も低下する。

労働者が勤務先に利用可能な育児休業制度があると答え、出産後に就業継続する見込みがある場合には出産確率が高い。また、男女とも長時間労働によって出産確率が低くなる。

なお、現状では育児休業取得者の大多数が女性である現状から、女性の育児休業取得可能性と出産確率との関係の調査になっているが、育児休業制度は男性も取得する前提で考えるべきものである。

また、別の調査で、育児休業制度・勤務時間短縮等の措置、家庭内での家事・育児分担、保育所の利用は、それぞれが単独で実施されても効果は少なく、相互に組み合わせられることで就業継続を高めるという結果となっており、就業継続の見通しには、単に企業の取組だけでなく、保育サービス等の地域の取組、育児・家事分担等の家庭内での取組も影響することに留意が必要である。

〔出産〕(特に第2子～)

◎ 夫婦間の家事・育児の分担度合い

【調査・研究結果】

- ・ 子どものいる世帯で、妻から見て夫が家事・育児を分担していないと回答した世帯では、分担していると回答した世帯に比べ、妻の子どもを持つ意欲が弱まる。
- ・ 夫の育児遂行率が高い夫婦の方が、追加予定子ども数が多い。

上記(第1子～)の場合とも重なるが、特に、子どものいる世帯で夫の家事・育児の分担度合いが低い場合に、出産意欲が弱まる結果となっている。

また、別の調査では、夫の労働時間が長いと家事・育児参加が減少する結果となっており、家事・育児の分担とワークライフバランスが裏表の関係になっていることにも留意が必要である。

また、夫の家事・育児の分担は妻の就業継続とも密接に関係しており、夫の育児遂行率が高い夫婦の方が、妻の継続就業割合が高い結果となっている。

◎ 育児不安の度合い

【調査・研究結果】

- ・ 子どもが1人いる母親の場合、育児不安の程度が高まると、追加予定子ども数が減少する。(子どもが2人の場合も概ね同様の傾向)

男性の育児分担が非常に少ない現状の中で、母親の育児不安の程度が高まると出産意欲が弱まる結果となっている。子どもが1人いる父親についても、母親ほど顕著ではないが概ね同様の関係がみられる。

また、同じ調査で、父母共に、配偶者の育児や子どもとの関わりに対する満足度が高い場合には育児不安は低くなる、保育所・幼稚園から母親に対するサポート度が高いほど育児不安は低くなる結果となっており、家庭内あるいは地域の育児を支えるサポートを厚くすることが重要と考えられる。

[出産](特に第3子～)

◎ 教育費の負担感の度合い

【調査・研究結果】

- ・ 予定子ども数以上の子どもを持たない理由として教育費負担感をあげる者の割合を予定子ども数別に見ると、予定子ども数を2人とする者のところからその割合が高まる。(1970年代以降の生まれでは、予定子ども数が0人・1人とする者についても割合が高くなっている。)

この調査結果から、特に3人目以降の子どもについて教育費の負担感が強く意識されていることがうかがわれる。

なお、同じ調査で、出生年別にみると、後に生まれた世代ほど教育費負担感をあげる者の割合が増えていること、また、1970年代以降の生まれでは、1人目、2人目から教育費の負担感が強く意識される傾向が出ていることにも留意が必要である。

結婚や出生行動には、例えば若年層における未婚化の要因について、「人間関係構築力や社会的なサポート資源の不足が重要な要因ではないか」との指摘もあり、上記に整理した以外にも様々な要素が影響していることが考えられる。

したがって、今後のこの分野での調査・研究の進展が求められるが、同時に、上記で整理を試みた要素は、これまで述べてきた今後の人口構造の変化に対して我が国の社会経済が取るべき対応の方向性と重なるところが多い。

「男女とも家族を大切にしながら働き続けることができ、それを国、地方自治体、企業、民間の非営利団体、地域社会など、社会全体で支える仕組み」を構築することが、人口構造が急速に変化していく中で我が国が持続的な発展を図っていく上で不可欠であろう。

4 当面焦点を当てて取り組むべき施策分野

○ 要素別の乖離の状況

現時点における結婚や出生行動に対する国民の希望と、新人口推計において参照コーホートとされている1990年生まれ世代について仮定されている未婚率や出生児数を比較してみると、以下のとおりとなっている。

〔未婚率(生涯未婚率)〕

新人口推計では23.5%の者が生涯未婚と仮定しているのに対し、調査結果では未婚者の9割以上が結婚を希望している。

新人口推計		未婚者の希望	
生涯未婚率	23.5%	生涯未婚率	10%未満

注1:新人口推計は1990年生まれに係る出生中位仮定の仮定値

2:「未婚者の希望」は18歳～34歳の未婚女性のもの「第13回出生動向基本調査(独身者調査、2005年)」

〔出生児数〕

新人口推計では2子以上を持つ者は6割弱と仮定しているが、調査結果では、未婚者の8割以上が2子以上を希望している。

また、調査結果では、現在0子・1子を有する既婚者の追加予定子ども数はそれぞれ1.32人・0.64人である一方、現在2子・3子を有する既婚者の追加予定子ども数はそれぞれ0.08人・0.02人である。

新人口推計		未婚者の希望		既婚者の希望	
0子	18.2%	0子	5.3%	(現存子ども数)	(追加予定子ども数)
1子	23.7%	1子	7.3%	0子	+1.32人
2子	43.3%	2子	61.3%	1子	+0.64人
3子以上	14.8%	3子以上	23.9%	2子	+0.08人
				3子	+0.02人
				4子以上	+0.04人

注1:新人口推計は1990年生まれに係る出生中位仮定の仮定値

2:「未婚者の希望」は18歳～34歳の未婚女性における希望子ども数別割合「第13回出生動向基本調査(独身者調査、2005年)」

3:「既婚者の希望」は49歳以下の有配偶女性に係る現存子ども数別の追加予定子ども数「第13回出生動向基本調査(夫婦調査、2005年)」

○ 焦点を当てるべき要素

上記のような乖離状況に照らせば、国民の結婚や出生行動に対する希望を実現し、国民が希望する出生率に近づけていくためには、当面は、「結婚したい」、「子どもを持ちたい」、「2子目がほしい」、といった希望に焦点を当てることが効果的と考えられる。

○ 速やかに取り組むべき施策分野

これまで述べてきたような調査結果・研究結果の整理や要素別の乖離の状況に鑑みれば、

- ・ 若者の経済的基盤の確立(正規雇用化の促進、就業形態の多様化に合わせた均衡処遇の推進等、就業・キャリアの安定性確保)
- ・ 継続就業環境整備(育児休業制度、短時間勤務制度等が活用しやすいような働き方や仕事の仕方の見直し等)
- ・ (特に父親の)家事・育児時間の増加(ワークライフバランスを実現できるような時間管理の効率化や長時間労働の解消等)
- ・ 保育環境の整備
- ・ 育児不安の解消(専業主婦も含めた地域における育児支援、家庭内の育児負担の分担等)

等の分野について、効果的な施策を具体的に整理・検討することの重要性が示唆される。

一方、経済的インセンティブについては、子どもの世代に負担を先送りしないよう必要な財源を確保することが当然の前提となるが、真に効果のある施策は何かという観点から、具体的な施策の在り方について、更に踏み込んで検討していくことが課題である。

なお、今回の「希望を反映した人口試算」において前提とした値は、あくまでも国民の希望を反映したものである。したがって、この数値は、子どもを産み育てやすい社会を実現していくことにより達成される可能性があり、かつ、それなくしては達成されない水準であると考えられる。

また、今後の施策の状況や子育て環境等の社会状況の変化等によって、さらに国民の希望も変化し、希望水準自体の上昇や低下があり得ることについても留意が必要である。社会状況の悪化等に伴って結婚や出生行動に対する国民の希望水準がさらに低下すれば、改善の余地がさらに少なくなることとなり、一層の少子化を招くことにもなる。

幸い、現在までのところ、未婚者の9割は結婚の希望を持ち、希望する子ども数も2人を維持している。しかし、1.57ショック以来、約20年にわたり数々の少子化対策が打ち出されてきたにもかかわらず、未だ結婚や出生行動に対する国民の希望と実態の乖離は拡大し続けている。

希望水準の低下が一層の少子化を招くという悪循環に陥らないためにも、国民の希望ができるだけ実現するよう、早急かつ抜本的な対応が必要である。

希望を反映した人口試算の基本的枠組み等

試算の位置づけ

- 国民の希望が一定程度叶った場合を仮定した人口試算を示すことにより、人口構造の変化に関する諸問題及び諸施策に関する議論に資することを目的として、厚生労働省が試算。

基本的枠組み、仮定値

- 推計期間、基準人口等の基本的枠組みは、昨年末に公表された社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(平成18年12月推計)と同じ。
- 出生率の仮定は、国民の希望が一定程度かなったと仮定した場合の出生率に基づき設定。
〔2040年(これから出生年齢に入る1990年生まれの女性が50歳になる年)までに結婚や出生の障壁が一定程度解消され合計特殊出生率が回復するものと仮定〕

	合計特殊出生率 (2040)	仮定人口試算の出生率の仮定
ケースⅠ	1.75	結婚、出生に関する希望が実現するケース (※生涯未婚率10%未満、夫婦完結出生児数2.0人以上)
ケースⅡ	1.60	結婚、出生に関する希望と将来人口推計(中位)との乖離が3分の2程度解消するケース
ケースⅢ	1.50	結婚、出生に関する希望と将来人口推計(中位)との乖離が2分の1程度解消するケース
ケースⅣ	1.40	結婚、出生に関する希望と将来人口推計(中位)との乖離が3分の1程度解消するケース

※ 将来人口推計(中位)の仮定では、1990年生(女性)の生涯未婚率 23.5%、夫婦完結出生児数 1.70人である。

- その他の仮定(死亡率、国際人口移動、男女出生性比)は、将来推計人口(平成18年12月推計)の中位の仮定値と同じ。

希望を反映した人口試算の仮定

合計特殊出生率 = $(1 - \text{生涯未婚率}) \times \text{夫婦完結出生児数} \times \text{離死別等の影響}$

新人口推計
(平成18年12月推計)

= (1 - 23.6%) × 1.69人 × 0.97~0.98程度 … **1.26 (2055年)**

2005年以降生まれ世代の仮定値(中位)
※ 参照コホート(1990年生)では、23.5%、1.70

2055年頃の影響度(中位)

仮定出生率
(国民の結婚、出生に関する希望が実現した場合の合計特殊出生率)

= (1 - 10%) × 2.0人 × 0.96~0.97程度 … **1.75程度**

10%未満 2.0人以上

2040年頃の影響度(中位)

結婚に関する国民の希望

「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者の割合

男性 87.0%
女性 90.0%

出典: 2005出生動向基本調査(独身者調査)

既婚者の割合

男性 27.2%
女性 36.0%

出典: 平成17年国勢調査
注: 18~34歳の者の数値

→ 国民の9割以上が結婚を希望

子供に関する国民の希望

「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者の希望子供数

男性 2.07人
女性 2.10人

注: 18~34歳の者の数値
出典: 2005出生動向基本調査(独身者調査)

夫婦の理想子供数、予定子供数

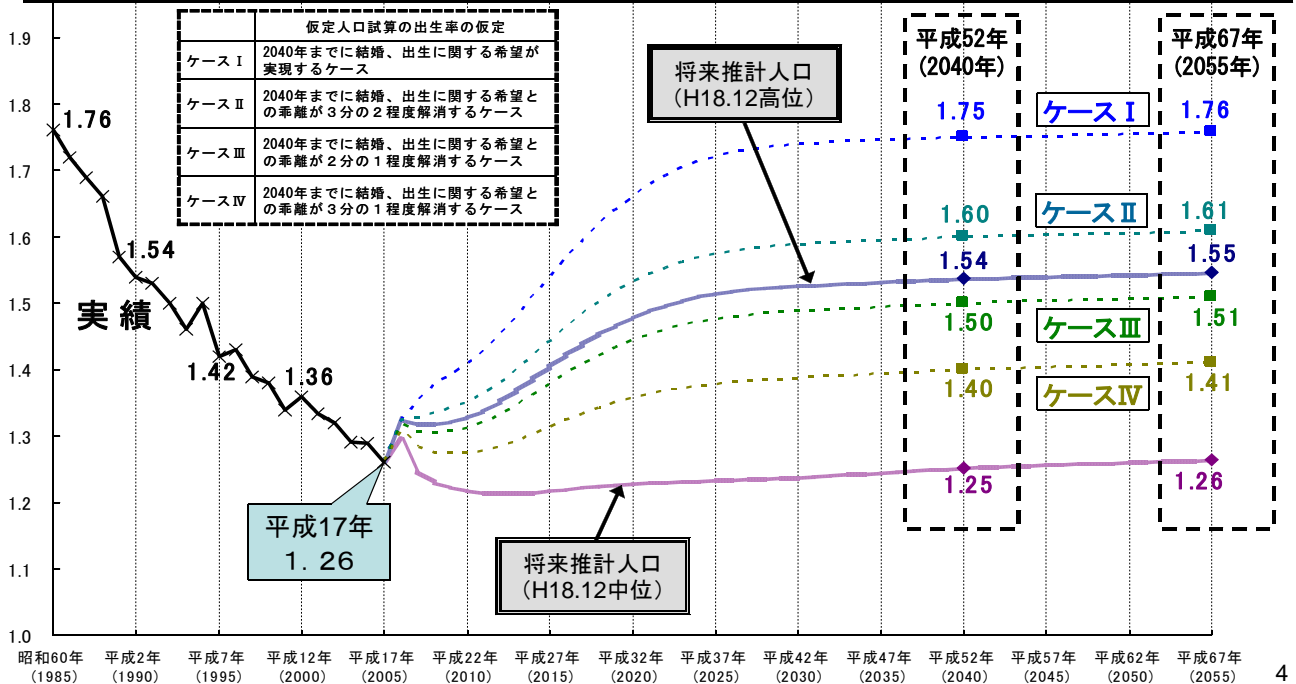
理想子供数 2.40人
予定子供数 2.15人

注: 34歳以下の者の数値
出典: 2005出生動向基本調査(夫婦調査)

→ 国民が希望する子供数は平均2人以上

希望を反映した人口試算の合計特殊出生率の仮定

- 2040年(これから出生年齢に入る1990年生の女性が50歳となる時)までに、結婚や出生の障壁が一定程度解消され合計特殊出生率が回復するものとして仮定人口試算を実施。
- 出生率の回復過程については、様々な経路が考えられるが、この試算においては将来推計人口(H18.12)の高位推計と中位推計の出生率を機械的に比例配分した。



希望を反映した人口試算(H19.1)の試算結果

(単位:万人)

	〔合計特殊出生率(2040)〕	2005(実績)				2030		2055	
総人口	ケース I (1.75)	12,777	→	12,777	→	12,061	→	10,391	
	ケース II (1.60)					11,901		9,954	
	ケース III (1.50)					11,793		9,670	
	ケース IV (1.40)					11,684		9,393	
	将来推計人口-中位(1.25)					11,522		8,993	
年少人口 (14歳以下)	ケース I (1.75)	1,759 [13.8%]	→	1,759 [13.8%]	→	1,519 [12.6%]	→	1,318 [12.7%]	
	ケース II (1.60)					1,398 [11.7%]		1,132 [11.4%]	
	ケース III (1.50)					1,317 [11.2%]		1,015 [10.5%]	
	ケース IV (1.40)					1,236 [10.6%]		904 [9.6%]	
	将来推計人口-中位(1.25)					1,115 [9.7%]		752 [8.4%]	
生産年齢人口 (15歳~64歳)	ケース I (1.75)	8,442 [66.1%]	→	8,442 [66.1%]	→	6,875 [57.0%]	→	5,427 [52.2%]	
	ケース II (1.60)					6,836 [57.4%]		5,176 [52.0%]	
	ケース III (1.50)					6,809 [57.7%]		5,009 [51.8%]	
	ケース IV (1.40)					6,782 [58.0%]		4,842 [51.6%]	
	将来推計人口-中位(1.25)					6,740 [58.5%]		4,595 [51.1%]	
老年人口 (65歳以上)	ケース I (1.75)	2,576 [20.2%]	→	2,576 [20.2%]	→	3,667 [30.4%]	→	3,646 [35.1%]	
	ケース II (1.60)					3,667 [30.8%]		3,646 [36.6%]	
	ケース III (1.50)					3,667 [31.1%]		3,646 [37.7%]	
	ケース IV (1.40)					3,667 [31.4%]		3,646 [38.8%]	
	将来推計人口-中位(1.25)					3,667 [31.8%]		3,646 [40.5%]	

委員名簿

氏 名 所 属 ・ 役 職

- | | | |
|---|---------|-------------------------------|
| ○ | 阿 藤 誠 | 早稲田大学人間科学学術院教授 |
| | 大 石 亜希子 | 千葉大学法経学部助教授 |
| | 小 塩 隆 士 | 神戸大学大学院経済学研究科教授 |
| ◎ | 貝 塚 啓 明 | 中央大学研究開発機構教授 |
| | 鬼 頭 宏 | 上智大学経済学部教授 |
| | 榊 原 智 子 | 読売新聞東京本社生活情報部記者 |
| | 佐 藤 博 樹 | 東京大学社会科学研究所
日本社会研究情報センター教授 |
| | 樋 口 美 雄 | 慶應義塾大学商学部教授 |
| | 前 田 正 子 | 横浜市副市長 |

◎: 部会長 ○: 部会長代理

審 議 経 過

第1回(平成18年11月21日)

- ・ 部会長選出及び部会長代理指名
- ・ 人口構造の変化に関する特別部会について
- ・ 報告聴取

将来推計人口について

少子化が社会経済に与える影響について

国民の結婚、出生に関する希望

結婚や出生に影響を与えている要因に関する調査結果

第2回(平成18年12月15日)

- ・ 人口構造の変化をめぐる論点
- ・ 潜在出生率に基づく仮定人口試算イメージ

第3回(平成19年 1月19日)

- ・ 報告聴取
日本の将来推計人口(平成18年12月推計)
- ・ 人口構造の変化をめぐる論点

第4回(平成19年1月26日)

- ・ 人口構造の変化をめぐる論点

**次世代育成支援対策推進法に基づく
地域行動計画による措置の実施状況の公表状況等に関する
調査結果について
(平成18年10月1日現在)**

地方公共団体(都道府県、市区町村)における次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、平成18年10月1日現在ですべて策定済みとなったところである。当該行動計画に基づく措置の実施状況については、毎年少なくとも1回、公表しなければならないこととされている。また、地域における次世代育成支援の推進に必要な措置について協議するため、地方公共団体は地域協議会を組織することができることとされている。

このため、平成18年10月1日現在の行動計画に基づく措置の実施状況の公表状況等について調査したところ、結果は次のとおりであった。

1 地域行動計画の公表状況

(1) 都道府県

全都道府県において公表済み。

【公表方法】	ア ホームページに掲載	46都道府県
(複数回答)	イ 広報に掲載	19都道府県
	ウ その他(概要版の配布等)	25都道府県

(2) 市区町村 (括弧内の割合は平成18年10月1日現在の市区町村数(1,840市区町村)により算出。以下同じ。)

①公表済み 1,770市区町村(96.2%)

【公表方法】	ア ホームページに掲載	789市区町村
(複数回答)	イ 広報に掲載	822市区町村
	ウ その他(概要版の配布等)	995市区町村

②未公表 70市町村(3.8%)

2 地域行動計画に基づく措置の実施状況の公表状況

(1) 都道府県

①公表済み 36道府県(76.6%)

【公表方法】	ア ホームページに掲載	30道府県
(複数回答)	イ 広報に掲載	2県
	ウ その他(協議会等へ報告等)	19道府県

②未公表 11都道府県(23.4%)

(2) 市区町村

①公表済み 823市区町村(44.7%)

【公表方法】	ア ホームページに掲載	230市区町村
(複数回答)	イ 広報に掲載	366市区町村
	ウ その他(協議会等へ報告等)	412市区町村

②未公表 1,017市区町村(55.3%)

3 次世代育成支援対策地域協議会の設置状況

- (1) 設置済み 747市区町村 (40.6%)
(2) 今後設置予定 522市区町村 (28.4%)

設置予定時期	市区町村数
①平成18年10月中	3市
②平成18年11月中	33市町村
③平成18年12月中	28市区町村
④平成19年1月以降	124市町村
⑤未定	334市町村

- (3) 設置予定なし 571市区町村 (31.0%)

内訳	市区町村数
①既存の審議会等を活用	311市区町村 (16.9%)
②設置予定なし	102市区町村 (5.5%)
③検討中	158市区町村 (8.6%)

※ 「(1)設置済み」、「(2)今後設置予定」及び「(3)-①既存の審議会等を活用」を合わせると、約86%の市区町村で、今後、地域行動計画のフォローアップ等に、地域協議会等が活用される見込み。

○地域行動計画 未公表市町村(平成18年10月1日現在)

都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	
北海道	せたな町	福島県	磐梯町	長野県	清内路村	岡山県	西粟倉村	
	夕張市		湯川村		泰阜村		美咲町	
	剣淵町		柳津町		大鹿村	香川県	三豊市	
	遠別町		南相馬市		小川村		直島町	
青森県	七戸町	群馬県	榑葉町	愛媛県	木島平村	高知県	伊方町	
	田子町		飯館村		野沢温泉村		田野町	
岩手県	陸前高田市	埼玉県	神流町	愛知県	栄村	福岡県	うきは市	
	奥州市		南牧村		北名古屋市		朝倉市	
秋田県	西和賀町	新潟県	東吾妻町	三重県	弥富市	佐賀県	新宮町	
	潟上市		片品村		大台町		東峰村	
山形県	大石田町	福井県	横瀬町	滋賀県	安土町	熊本県	赤村	
	真室川町		見附市		和歌山県		紀美野町	福智町
	長井市		南越前町		日高町		白浜町	玄海町
福島県	川西町	長野県	軽井沢町	鳥取県	太地町	大分県	白石町	
	伊達市		長和町		若桜町		美里町	
	棚倉町		飯島町		江府町		佐伯市	
	金山町		木曾町		和気町			
			筑北村	岡山県				

計 70市町村

○地域行動計画に基づく措置の実施状況 未公表地方公共団体(平成18年10月1日現在)

- ・都道府県
宮城県、秋田県、茨城県、群馬県、東京都、新潟県、長野県、大阪府、和歌山県、山口県、高知県
計 11都府県
- ・指定都市
仙台市、川崎市、静岡市、堺市、北九州市 計 5市
- ・中核市
函館市、青森市、豊橋市、豊田市、奈良市、岡山市、倉敷市、高松市、松山市、長崎市 計 10市
- ・その他の市区町村 下記一覧中の1,002市区町村

都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	
北海道 94市町村 (管内市町村 の53.1%)	江別市	北海道	深川市	北海道	礼文町	北海道	更別村	
	恵庭市		上砂川町		利尻富士町		幕別町	
	北広島市		由仁町		網走市		本別町	
	新篠津村		長沼町		大空町		陸別町	
	北斗市		新十津川町		美幌町		浦幌町	
	福島町		妹背牛町		津別町		釧路町	
	知内町		秩父別町		斜里町		浜中町	
	八雲町		雨竜町		小清水町		弟子屈町	
	江差町		沼田町		訓子府町		鶴居村	
	上ノ国町		名寄市		置戸町		根室市	
	厚沢部町		富良野市		佐呂間町		別海町	
	乙部町		東神楽町		遠軽町		標津町	
	奥尻町		比布町		滝上町		羅臼町	
	今金町		東川町		興部町		青森県 23市町村 (管内市町村 の59.0%)	八戸市
	せたな町		美瑛町		西興部村			黒石市
	小樽市		中富良野町		雄武町			十和田市
	黒松内町		南富良野町		室蘭市			三沢市
	喜茂別町		占冠村		伊達市			むつ市
	京極町		和寒町		豊浦町			つがる市
	倶知安町		剣淵町		壮瞥町			平川市
	共和町		増毛町		安平町			平内町
	夕張市		羽幌町		新ひだか町			今別町
	岩見沢市		遠別町		帯広市			外ヶ浜町
	美唄市		猿払村		士幌町			鱒ヶ沢町
	芦別市		浜頓別町		上士幌町			深浦町
	三笠市		中頓別町		清水町			田舎館村
	歌志内市		豊富町		中札内村		板柳町	

都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	都道府県	市町村名
青森県	野辺地町	秋田県	上小阿仁村	福島県	会津美里町	群馬県	安中市
	七戸町		三種町		相馬市		みどり市
	横浜町		美郷町		南相馬市		富士見村
	六ヶ所村		羽後町		広野町		上野村
	東通村		山形市		榎葉町		神流町
	佐井村		寒河江市		富岡町		下仁田町
	三戸町		上山市		川内村		南牧村
	田子町		村山市		浪江町		甘楽町
	南部町		天童市		葛尾村		中之条町
岩手県 21市町村 〔管内市町村 の60.0%〕	盛岡市	山形県 32市町村 〔管内市町村 の91.4%〕	東根市	茨城県 24市町村 〔管内市町村 の54.5%〕	新地町	埼玉県 32市町村 〔管内市町村 の46.4%〕	長野原町
	大船渡市		山辺町		飯館村		嬭恋村
	花巻市		中山町		土浦市		草津町
	久慈市		河北町		古河市		六合村
	遠野市		西川町		石岡市		東吾妻町
	一関市		朝日町		常総市		片品村
	陸前高田市		大江町		高萩市		昭和村
	釜石市		大石田町		取手市		みなかみ町
	二戸市		新庄市		牛久市		玉村町
	奥州市		金山町		ひたちなか市		明和町
	西和賀町		舟形町		鹿嶋市		千代田町
	住田町		真室川町		那珂市		大泉町
	大槌町		大蔵村		筑西市		熊谷市
	山田町		鮭川村		坂東市		加須市
	岩泉町		戸沢村		稲敷市		東松山市
	田野畑村		米沢市		神栖市		羽生市
	普代村		長井市		行方市		鴻巣市
	川井村		南陽市		銚田市		上尾市
軽米町	高島町	つくばみらい市	越谷市				
野田村	川西町	小美玉市	蕨市				
九戸村	小国町	茨城町	戸田市				
宮城県 24市町 〔管内市町村 の68.6%〕	石巻市	福島県 38市町村 〔管内市町村 の64.4%〕	白鷹町	栃木県 19市町 〔管内市町村 の59.4%〕	大洗町	千葉県 28市町村 〔管内市町村 の51.9%〕	鳩ヶ谷市
	気仙沼市		飯豊町		東海村		和光市
	名取市		酒田市		美浦村		桶川市
	角田市		三川町		阿見町		北本市
	岩沼市		庄内町		五霞町		八潮市
	栗原市		遊佐町		栃木市		ふじみ野市
	東松島市		二本松市		佐野市		吉川市
	大崎市		伊達市		鹿沼市		三芳町
	蔵王町		桑折町		日光市		ときがわ町
	七ヶ宿町		国見町		小山市		吉見町
	大河原町		川俣町		真岡市		横瀬町
	柴田町		飯野町		矢板市		皆野町
	川崎町		大玉村		那須塩原市		長瀬町
	丸森町		本宮町		下野市		小鹿野町
	山元町		白河市		西方町		東秩父村
	松島町		西郷村		益子町		美里町
	利府町		泉崎村		市貝町		上里町
	大和町		中島村		芳賀町		江南町
大郷町	棚倉町	壬生町	騎西町				
富谷町	塙町	大平町	大利根町				
加美町	鮫川村	藤岡町	鳧蒲町				
涌谷町	会津若松市	岩舟町	鷲宮町				
女川町	喜多方市	都賀町	松伏町				
南三陸町	北塩原村	塩谷町	市川市				
秋田県 13市町村 〔管内市町村 の54.2%〕	能代市	群馬県 30市町村 〔管内市町村 の78.9%〕	西会津町	千葉県 28市町村 〔管内市町村 の51.9%〕	前橋市	埼玉県 32市町村 〔管内市町村 の46.4%〕	館山市
	横手市		磐梯町		高崎市		木更津市
	男鹿市		猪苗代町		桐生市		松戸市
	湯沢市		会津坂下町		伊勢崎市		野田市
	鹿角市		湯川村		太田市		成田市
	潟上市		柳津町		館林市		柏市
	大仙市		三島町		渋川市		流山市
	仙北市		金山町		藤岡市		八千代市
	小坂町		昭和村		富岡市		我孫子市

都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	都道府県	市町村名				
千葉県	鴨川市	新潟県	妙高市	長野県	平谷村	静岡県	清水町				
	鎌ヶ谷市		佐渡市		根羽村		長泉町				
	君津市		阿賀野市		売木村		芝川町				
	富津市		魚沼市		天龍村		岡部町				
	四街道市		南魚沼市		泰阜村		大井川町				
	袖ヶ浦市		聖籠町		香木村		森町				
	白井市		弥彦村		豊丘村		愛知県	西尾市			
	南房総市		田上町		大鹿村			26市町村	稲沢市		
	匝瑳市		出雲崎町		木曾町			管内市町村 の44.1%	知立市		
	香取市		湯沢町		上松町				田原市		
	山武市		関川村		安曇野市				清須市		
	いすみ市		荒川町		波田町				北名古屋市		
	本埜村		朝日村		生坂村		弥富市				
	神崎町		粟島浦村		筑北村		東郷町				
	大網白里町		富山県		魚津市		大町市	豊山町			
	横芝光町				4市町	小矢部市	春日町				
	大多喜町	管内市町村 の28.6%		南砺市	松川村	大口町					
	鋸南町			立山町	小谷村	扶桑町					
	東京都	千代田区	石川県	穴水町	岐阜県	小布施町	三重県	七宝町			
		中央区		福井県		福井市		22市町	高山村	管内市町村 の20.7%	美和町
港区		敦賀市				信州新町			大治町		
台東区		鯖江市				小川村			蟹江町		
墨田区		あわら市				中野市			飛鳥村		
中野区		永平寺町				木島平村			阿久比町		
杉並区		南越前町				野沢温泉村			東浦町		
豊島区		越前町				栄村			美浜町		
北区		高浜町				高山市			吉良町		
板橋区		おおい町							関市	幡豆町	
葛飾区		富士吉田市							中津川市	幸田町	
三鷹市		大月市							美濃市	東栄町	
青梅市		山梨県				南アルプス市			瑞浪市	豊根村	
昭島市						16市町村			美濃加茂市	管内市町村 の42.3%	小坂井町
小金井市						管内市町村 の57.1%			土岐市		三重県
国分寺市							北杜市		可児市		
狛江市		甲斐市	山県市		管内市町村 の20.7%		度会町				
狛江市		笛吹市	飛騨市	紀北町							
東大和市		甲州市	本美市	御浜町							
清瀬市		中央市	郡上市	紀宝町							
多摩市		市川三郷町	笠松町	滋賀県		草津市					
稲城市		南部町	関ヶ原町			11市町	栗東市				
あきる野市		昭和町	神戸町		管内市町村 の42.3%		甲賀市				
瑞穂町		道志村	揖斐川町				高島市				
奥多摩町		忍野村	池田町				京都府	東近江市			
檜原村		鳴沢村	北方町					11市町	米原市		
大島町		富士河口湖町	坂祝町	管内市町村 の40.7%					安土町		
三宅村		丹波山村	川辺町			日野町					
青ヶ島村		小諸市	七宗町		愛荘町						
神奈川県		藤沢市	長野県		佐久市	静岡県			熱海市	京都府	福知山市
		厚木市			佐久穂町		21市町		磐田市		管内市町村 の40.7%
		伊勢原市			川上村			管内市町村 の52.5%	焼津市		
	海老名市	南相木村		下田市	亀岡市						
	葉山町	北相木村		裾野市	向日市						
	寒川町	軽井沢町		湖西市	長岡京市						
	山北町	御代田町		伊豆市	大山崎町						
	箱根町	立科町		御前崎市	井手町						
	真鶴町	長和町		菊川市	木津町						
	清川村	青木村		伊豆の国市	和束町						
	城山町	伊那市		牧之原市	与謝野町						
	藤野町	辰野町		東伊豆町	大阪府			豊中市			
新潟県	新発田市	飯島町	河津町	池田市							
	小千谷市	中川村	松崎町	吹田市							
	見附市	宮田村	函南町								
	燕市	松川町									
	糸魚川市	清内路村									

都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	都道府県	市町村名		
大阪府 21市町村 〔管内市町村 の53.8%〕	貝塚市	和歌山県	紀美野町	広島県	廿日市市	高知県	大豊町		
	枚方市		湯浅町		江田島市		土佐町		
	茨木市		広川町		府中町		いの町		
	泉佐野市		有田川町		熊野町		仁淀川町		
	富田林市		日高町		坂町		中土佐町		
	松原市		由良町		安芸太田町		佐川町		
	大東市		みなべ町		大崎上島町		越知町		
	和泉市		日高川町		神石高原町		禰原町		
	柏原市		白浜町		山口県		津野町		
	門真市		上富田町				山口市	四万十町	
	高石市	すさみ町	光市	三原村					
	藤井寺市	大地町	柳井市	黒潮町					
	交野市	古座川町	美祢市	福岡県					
	熊取町	鳥取県	周南市			直方市			
	田尻町		15市町村			和木町	飯塚市		
	太子町		〔管内市町村 の78.9%〕			上関町	八女市		
	河南町		米子市			田布施町	筑後市		
	千早赤阪村		倉吉市			秋芳町	大川市		
	兵庫県 20市町 〔管内市町村 の51.3%〕		尼崎市		八頭町	阿南市	行橋市		
			洲本市		湯梨浜町	勝浦町	豊前市		
芦屋市			琴浦町		佐那河内村	中閭市			
相生市			北栄町		美波町	筑紫野市			
豊岡市			日吉津村	松茂町	春日市				
宝塚市		大山町	藍住町	大野城市					
三木市		南部町	板野町	太宰府市					
三田市		伯耆町	香川県	前原市					
加西市		日野町		12市町	古賀市				
篠山市		江府町		〔管内市町村 の75.0%〕	福津市				
丹波市		浜田市		坂出市	うきは市				
朝来市		出雲市		善通寺市	嘉麻市				
淡路市		安来市		観音寺市	朝倉市				
加東市		東出雲町		三豊市	那珂川町				
多可町		飯南町		土庄町	新宮町				
稲美町		斐川町		小豆島町	久山町				
神河町		邑南町		三木町	粕屋町				
上郡町		海士町	直島町	芦屋町					
佐用町		西ノ島町	宇多津町	鞆手町					
香美町		隠岐の島町	琴平町	桂川町					
奈良県 19市町村 〔管内市町村 の50.0%〕	天理市	岡山県	玉野市	愛媛県	今治市	高知県	筑前町		
	桜井市		19市町村		笠岡市		10市町	宇和島市	東峰村
	五條市		〔管内市町村 の70.4%〕		井原市		〔管内市町村 の52.6%〕	東温市	二丈町
	御所市		総社市		高梁市		上島町	久万高原町	志摩町
	生駒市		高梁市		新見市		松前町	松前町	大刀洗町
	安堵町		備前市		赤磐市		砥部町	松野町	矢部村
	三宅町		赤磐市		真庭市		松野町	鬼北町	星野村
	田原本町		真庭市		浅口市		松野町	愛南町	瀬高町
	曽爾村		浅口市		建部町		松野町	室戸市	山川町
	上牧町		建部町		瀬戸町		松野町	安芸市	香春町
	王寺町	瀬戸町	和気町	松野町	土佐市	川崎町			
	広陵町	和気町	早島町	松野町	須崎市	赤村			
	河合町	早島町	矢掛町	松野町	宿毛市	福智町			
	吉野町	矢掛町	奈義町	松野町	四万十市	苅田町			
	黒滝村	奈義町	西粟倉村	松野町	香南市	みやこ町			
	天川村	美咲町	吉備中央町	松野町	香美市	築上町			
	上北山村	吉備中央町	和歌山県	高知県	13市町	佐賀県	〔管内市町村 の56.5%〕	佐賀市	
	川上村	14市町		19市町	〔管内市町村 の65.5%〕			唐津市	
	東吉野村			14市町	〔管内市町村 の66.7%〕			多久市	
	海南市			呉市	三原市			鹿島市	
橋本市	三原市			尾道市	小城市				
御坊市	尾道市			府中市	神埼市				
新宮市	府中市			三次市	吉野ヶ里町				
紀の川市	三次市			庄原市	基山町				
岩出市	庄原市			徳島県	7市町村			阿南市	上峰町
和歌山県	14市町				〔管内市町村 の66.7%〕			〔管内市町村 の29.2%〕	勝浦町
			〔管内市町村 の75.0%〕			佐那河内村			
		〔管内市町村 の52.6%〕	美波町						
		〔管内市町村 の82.4%〕	松茂町						
			藍住町						
			板野町						
			坂出市						
			善通寺市						
			観音寺市						
			三豊市						

都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	都道府県	市町村名
佐賀県	玄海町	宮崎県 17市町村 〔管内市町村 の56.7%〕	延岡市	沖縄県	北谷町
	大町町		えびの市		北中城村
	白石町		清武町		北中城村
長崎県 20市町 〔管内市町村 の90.9%〕	島原市		北郷町		与那原町
	諫早市		高原町		南風原町
	大村市		高鍋町		渡嘉敷村
	平戸市		新富町		渡名喜村
	松浦市		西米良村		伊平屋村
	対馬市		木城町		伊是名村
	壱岐市		川南町		久米島町
	五島市		都農町		多良間村
	西海市		諸塚村		伊是名村
	雲仙市		美郷町		与那国町
	南島原市		高千穂町		
	長与町		日之影町		
	時津町		五ヶ瀬町		
	東彼杵町		鹿児島県 30市町村 〔管内市町村 の62.5%〕		枕崎市
	波佐見町	出水市			
	小値賀町	大口市			
江迎町	指宿市				
鹿町町	垂水市				
佐々町	日直市				
新上五島町	曾於市				
熊本県 28市町村 〔管内市町村 の59.6%〕	人吉市	霧島市			
	水俣市	いちき串木野市			
	山鹿市	南さつま市			
	宇城市	志布志市			
	阿蘇市	三島村			
	城南町	顛娃町			
	富合町	知覧町			
	美里町	川辺町			
	玉東町	長島町			
	和水町	加治木町			
	植木町	蒲生町			
	大津町	錦江町			
	南小国町	南大隅町			
	小国町	南種子町			
	産山村	上屋久町			
	西原村	宇検村			
	南阿蘇村	龍郷町			
	御船町	喜界町			
	嘉島町	徳之島町			
甲佐町	天城町				
山都町	伊仙町				
氷川町	知名町				
錦町	与論町				
多良木町	沖縄県 30市町村 〔管内市町村 の73.2%〕	那覇市			
相良村		宜野湾市			
球磨村		石垣市			
あさぎり町		名護市			
苓北町		豊見城市			
大分県 11市町村 〔管内市町村 の64.7%〕		別府市	宮古島市		
		日田市	南城市		
		佐伯市	国頭村		
		臼杵市	大宜味村		
		竹田市	今帰仁村		
		豊後高田市	本部町		
		杵築市	恩納村		
		豊後大野市	宜野座村		
		国東市	金武町		
		姫島村	伊江村		
日出町		読谷村			
宮崎県	都城市		嘉手納町		

次世代育成支援対策推進法に基づく 特定事業主行動計画に関する策定状況の調査結果について (平成18年10月1日現在)

国及び地方公共団体（都道府県、市区町村）においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と子育ての両立の推進等に関する特定事業主行動計画を策定することとされている。このため、国及びすべての都道府県・市区町村を対象に、平成18年10月1日現在の行動計画策定状況を調査したところ、結果は次のとおりであった。

1 国の機関

法令上策定義務のあるすべての機関で策定済み（平成17年4月1日時点で既に策定済み。）。

2 都道府県（知事部局）

全都道府県において策定済み。

3 市区町村（市町村長部局）

約89%の市区町村において策定済み。

※策定率は、平成18年10月1日現在の市区町村数（1,840）により算出。

(1) 策定済み 1,635市区町村（88.9%）

(2) 未策定 205市区町村（11.1%）

【上記未策定市区町村における今後の対応】

策定予定時期	市区町村数
①平成18年10月	1市町村
②平成18年11月	19市町村
③平成18年12月	39市区町村
④平成19年1月以降	146市町村

○平成18年10月1日現在の都道府県別未策定市区町村数

都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数
北海道	20 (11%)	石川県	0 (-%)	岡山県	4 (14%)
青森県	4 (10%)	福井県	3 (18%)	広島県	0 (-%)
岩手県	8 (23%)	山梨県	2 (7%)	山口県	0 (-%)
宮城県	6 (17%)	長野県	14 (17%)	徳島県	3 (13%)
秋田県	1 (4%)	岐阜県	0 (-%)	香川県	3 (18%)
山形県	4 (11%)	静岡県	0 (-%)	愛媛県	1 (5%)
福島県	7 (12%)	愛知県	3 (5%)	高知県	10 (29%)
茨城県	7 (16%)	三重県	4 (14%)	福岡県	13 (19%)
栃木県	1 (3%)	滋賀県	1 (4%)	佐賀県	2 (9%)
群馬県	4 (11%)	京都府	3 (11%)	長崎県	3 (13%)
埼玉県	8 (11%)	大阪府	1 (2%)	熊本県	5 (10%)
千葉県	5 (9%)	兵庫県	4 (10%)	大分県	4 (22%)
東京都	5 (8%)	奈良県	9 (23%)	宮崎県	5 (16%)
神奈川県	0 (-%)	和歌山県	3 (10%)	鹿児島県	2 (4%)
新潟県	4 (11%)	鳥取県	3 (16%)	沖縄県	12 (29%)
富山県	1 (7%)	島根県	3 (14%)	合計	205

【今後の対応】

引き続き、策定状況について把握し、早期に策定が行われるよう、働きかけていく。

○平成18年10月1日現在の未策定市区町村

都道府県名	市町村名	策定予定時期	都道府県名	市町村名	策定予定時期
北海道	網走市	平成 19 年 3 月	茨城県	高萩市	平成 18 年 12 月
北海道	稚内市	平成 18 年 11 月	茨城県	桜川市	平成 19 年 2 月
北海道	名寄市	平成 19 年 3 月	茨城県	つばみらい市	平成 19 年 3 月
北海道	三笠市	平成 18 年 12 月	茨城県	小美玉市	平成 19 年 3 月
北海道	深川市	平成 18 年 12 月	茨城県	大洗町	平成 18 年 12 月
北海道	森町	平成 19 年 4 月	茨城県	五霞町	平成 19 年 4 月
北海道	長万部町	平成 18 年 11 月	栃木県	日光市	平成 19 年 3 月
北海道	岩内町	未定	群馬県	みどり市	平成 19 年 10 月
北海道	余市町	平成 19 年 3 月	群馬県	草津町	平成 18 年 12 月
北海道	長沼町	未定	群馬県	東吾妻町	平成 19 年 3 月
北海道	北竜町	平成 19 年 4 月	群馬県	みなかみ町	平成 19 年 3 月
北海道	小平町	平成 18 年 12 月	埼玉県	熊谷市	平成 19 年 3 月
北海道	白老町	平成 19 年 3 月	埼玉県	行田市	平成 19 年 3 月
北海道	洞爺湖町	平成 19 年 3 月	埼玉県	鴻巣市	平成 19 年 3 月
北海道	安平町	平成 19 年 3 月	埼玉県	深谷市	平成 19 年 3 月
北海道	むかわ町	平成 19 年 4 月	埼玉県	鶴ヶ島市	平成 18 年 12 月
北海道	新ひだか町	平成 18 年 12 月	埼玉県	日高市	平成 19 年 4 月
北海道	鹿追町	平成 19 年 3 月	埼玉県	ふじみ野市	平成 18 年 11 月
北海道	本別町	平成 18 年 11 月	埼玉県	ときがわ町	平成 19 年 3 月
北海道	足寄町	平成 19 年 3 月	千葉県	南房総市	平成 19 年 1 月
青森県	八戸市	平成 19 年 3 月	千葉県	香取市	平成 18 年 12 月
青森県	つがる市	平成 19 年 3 月	千葉県	山武市	平成 19 年 3 月
青森県	平川市	平成 19 年 3 月	千葉県	横芝光町	平成 18 年 12 月
青森県	南部町	平成 19 年 4 月	千葉県	鋸南町	平成 19 年 3 月
岩手県	花巻市	平成 19 年 3 月	東京都	台東区	平成 18 年 12 月
岩手県	遠野市	平成 18 年 11 月	東京都	利島村	平成 18 年 12 月
岩手県	奥州市	未定	東京都	神津島村	平成 19 年 3 月
岩手県	西和賀町	平成 19 年 6 月	東京都	御蔵島村	平成 20 年 4 月
岩手県	金ヶ崎町	平成 19 年 3 月	東京都	小笠原村	平成 19 年 4 月
岩手県	平泉町	平成 19 年 3 月	新潟県	新発田市	平成 19 年 4 月
岩手県	大槌町	未定	新潟県	加茂市	平成 18 年 12 月
岩手県	洋野町	未定	新潟県	十日町市	平成 18 年 11 月
宮城県	塩竈市	平成 19 年 3 月	新潟県	阿賀町	平成 19 年 3 月
宮城県	気仙沼市	平成 18 年 12 月	富山県	朝日町	未定
宮城県	栗原市	平成 18 年 12 月	福井県	坂井市	平成 18 年 12 月
宮城県	大崎市	平成 19 年 3 月	福井県	おおい町	平成 19 年 3 月
宮城県	松島町	平成 19 年 3 月	福井県	若狭町	平成 19 年 3 月
宮城県	美里町	平成 19 年 4 月	山梨県	甲州市	平成 19 年 3 月
秋田県	湯沢市	平成 18 年 12 月	山梨県	中央市	平成 18 年 12 月
山形県	長井市	平成 18 年 12 月	長野県	上田市	平成 18 年 12 月
山形県	真室川町	平成 18 年 11 月	長野県	伊那市	平成 18 年 12 月
山形県	小国町	平成 19 年 3 月	長野県	大町市	平成 19 年 1 月
山形県	庄内町	平成 18 年 11 月	長野県	安曇野市	平成 19 年 1 月
福島県	郡山市	未定	長野県	川上村	平成 19 年 3 月
福島県	田村市	平成 19 年 4 月	長野県	北相木村	平成 19 年 3 月
福島県	伊達市	平成 18 年 12 月	長野県	御代田町	平成 18 年 12 月
福島県	桑折町	平成 18 年 12 月	長野県	中川村	平成 19 年 3 月
福島県	国見町	平成 18 年 12 月	長野県	高森町	平成 19 年 3 月
福島県	飯野町	未定	長野県	清内路村	平成 19 年 3 月
福島県	磐梯町	平成 19 年 4 月	長野県	喬木村	平成 19 年 10 月
茨城県	古河市	平成 19 年 10 月	長野県	木曾町	平成 19 年 3 月

都道府県名	市町村名	策定予定時期	都道府県名	市町村名	策定予定時期
長野県	池田町	平成 19 年 3 月	高知県	香南市	平成 19 年 3 月
長野県	松川村	平成 19 年 3 月	高知県	香美市	平成 18 年 12 月
愛知県	常滑市	平成 18 年 11 月	高知県	仁淀川町	平成 19 年 3 月
愛知県	北名古屋市	平成 18 年 12 月	高知県	四万十町	平成 18 年 10 月
愛知県	大口町	平成 20 年 4 月	高知県	大月町	平成 18 年 12 月
三重県	亀山市	平成 19 年 3 月	福岡県	豊前市	平成 19 年 3 月
三重県	多気町	平成 19 年 3 月	福岡県	うきは市	平成 19 年 3 月
三重県	大台町	平成 19 年 3 月	福岡県	宮若市	平成 19 年 3 月
三重県	南伊勢町	平成 19 年 3 月	福岡県	嘉麻市	平成 19 年 3 月
滋賀県	愛荘町	平成 19 年 3 月	福岡県	朝倉市	未定
京都府	長岡京市	平成 19 年 3 月	福岡県	那珂川町	平成 18 年 11 月
京都府	南丹市	平成 19 年 3 月	福岡県	久山町	平成 18 年 12 月
京都府	南山城村	平成 19 年 3 月	福岡県	鞍手町	平成 19 年 4 月
大阪府	藤井寺市	平成 18 年 12 月	福岡県	東峰村	平成 19 年 3 月
兵庫県	洲本市	平成 19 年 4 月	福岡県	川崎町	平成 19 年 3 月
兵庫県	加東市	平成 19 年 3 月	福岡県	みやこ町	未定
兵庫県	神河町	平成 19 年 3 月	福岡県	上毛町	平成 19 年 3 月
兵庫県	香美町	平成 19 年 3 月	福岡県	築上町	未定
奈良県	御所市	平成 19 年 3 月	佐賀県	唐津市	平成 19 年 3 月
奈良県	葛城市	平成 19 年 3 月	佐賀県	神埼市	平成 19 年 3 月
奈良県	宇陀市	平成 19 年 3 月	長崎県	雲仙市	平成 19 年 3 月
奈良県	明日香村	平成 19 年 3 月	長崎県	南島原市	平成 19 年 1 月
奈良県	上牧町	平成 19 年 3 月	長崎県	佐々町	平成 18 年 12 月
奈良県	広陵町	平成 19 年 4 月	熊本県	八代市	平成 19 年 3 月
奈良県	吉野町	平成 19 年 3 月	熊本県	水俣市	平成 19 年 1 月
奈良県	下市町	平成 19 年 3 月	熊本県	天草市	平成 18 年 12 月
奈良県	東吉野村	平成 19 年 3 月	熊本県	合志市	平成 18 年 12 月
和歌山県	有田川町	平成 18 年 11 月	熊本県	和水町	平成 19 年 2 月
和歌山県	印南町	平成 18 年 11 月	大分県	日田市	平成 19 年 1 月
和歌山県	白浜町	平成 18 年 11 月	大分県	豊後大野市	平成 19 年 3 月
鳥取県	若桜町	平成 18 年 11 月	大分県	由布市	平成 19 年 3 月
鳥取県	日吉津村	平成 19 年 3 月	大分県	国東市	平成 19 年 3 月
鳥取県	日野町	未定	宮崎県	清武町	平成 18 年 11 月
島根県	安来市	平成 18 年 12 月	宮崎県	門川町	平成 19 年 3 月
島根県	津和野町	平成 18 年 12 月	宮崎県	北川町	未定
島根県	吉賀町	平成 19 年 3 月	宮崎県	諸塚村	平成 19 年 3 月
岡山県	真庭市	平成 19 年 2 月	宮崎県	美郷町	平成 19 年 3 月
岡山県	和気町	平成 19 年 3 月	鹿児島県	南さつま市	平成 19 年 1 月
岡山県	奈義町	平成 19 年 3 月	鹿児島県	奄美市	平成 19 年 3 月
岡山県	美咲町	平成 19 年 3 月	沖縄県	宮古島市	平成 18 年 11 月
徳島県	三好市	平成 18 年 11 月	沖縄県	東村	平成 18 年 12 月
徳島県	海陽町	平成 18 年 12 月	沖縄県	今帰仁村	平成 19 年 2 月
徳島県	東みよし町	平成 19 年 4 月	沖縄県	金武町	平成 18 年 12 月
香川県	三豊市	平成 19 年 1 月	沖縄県	読谷村	平成 19 年 3 月
香川県	三木町	平成 19 年 3 月	沖縄県	嘉手納町	平成 19 年 3 月
香川県	まんのう町	平成 19 年 4 月	沖縄県	北谷町	平成 19 年 3 月
愛媛県	鬼北町	平成 18 年 11 月	沖縄県	西原町	平成 19 年 3 月
高知県	土佐市	未定	沖縄県	渡名喜村	平成 18 年 11 月
高知県	須崎市	平成 18 年 未定	沖縄県	伊是名村	平成 19 年 1 月
高知県	宿毛市	平成 19 年 1 月	沖縄県	多良間村	平成 19 年 3 月
高知県	土佐清水市	平成 19 年 3 月	沖縄県	竹富町	平成 19 年 3 月
高知県	四万十市	平成 19 年 4 月			

「子育てパパ応援事業」のポイント設定について（案）

（次世代育成支援対策交付金）

1. 事業内容等

市町村が主体となり、地域ぐるみで父親の育児参加を推進するため、以下の（１）、（２）の事業を実施した場合にソフト交付金のポイント算定の対象とする。

（１）父親の子育て支援活動を推進する取組（ア及びイを実施（片方のみ実施は不可））

4. 0ポイント

ア 父親支援のための子育て支援者等の養成

父親支援のための子育て支援者を養成するための講座や研修等を実施する。

〈要件〉

- ・開催回数 月1回以上実施
- ・対象人数 15名以上（1回あたり）

イ 父親が主体となった子育て支援活動への支援

養成した人材の活用や関係機関、関係団体等との連携を図りながら、父親サークルの育成、父親のための子育てサロン、父親学級、プレパパ講座等の実施

- ・支援を行う。

〈要件〉

- ・開催回数 月1回以上実施
（父親サークルの育成やサロン活動の支援、父親学級、プレパパ講座等の開催等）

（２）父親の育児参加や子育て支援に関する普及啓発事業（ア又はイを実施（両方実施も可））

3. 0ポイント

ア 地域における父親の子育て支援を推進する内容をテーマとしたシンポジウム、フォーラム等の実施

- ・複数市町村での共催による実施も対象とする。（例えば、3市町村共催で実施の場合には、当該3市町村がそれぞれ3Pを計上可能）
- ・開催に当たっては、商工会等と連携し、企業の経営者や人事労務担当者等の参加を促すなどすることが望ましい。

イ 広報媒体（ポスター、パンフレット、リーフレット等）の作成・配布

ポスター、パンフレット等の作成・配布により、父親の育児参加の推進等について普及啓発を実施

2. 留意事項

- （１）事業趣旨が父親主体となったものであること。（したがって、子育て家庭や父親も対象となり得る事業は原則として対象とならない。）
- （２）1の（１）及び（２）を実施する場合であっても、1市町村あたり6ポイントを上限として交付する。
- （３）市町村においては、年度当初において、取組の具体的内容、実施規模、回数、対象人数等について、事業計画を作成するものとする。

④ 病児・病後児保育事業

(拡充の内容)

需要が高い病児・病後児保育について、これまでの病院、保育所等に付設された専用スペースでの実施に加え、児童が通い慣れた保育所において、医務室や看護師等を活用して実施することにより、事業の大幅な拡充を図る。

1. 事業の目的

保育所へ通所中等の児童が発熱等の急な病気等となった場合、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペースや当該児童が通う保育所等において病児・病後児保育を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童及び保護者のニーズに応じ、安心できる環境において病児・病後児保育を実施する。

2. 事業の内容

保育所へ通所中等の児童が病気等の場合の保育を実施。

(1) 医療機関型

病院等に付設された専用スペースでの実施。

(2) 保育所型

○オープン型

地域の児童を対象に保育所等に付設された専用スペースでの実施。

④ ○自園型

児童が通う保育所の医務室等において、看護師等を活用し、入所児童が微熱を出すなど体調不良となった場合等に対応。

(3) 派遣型

市町村から看護師等を児童の自宅へ派遣し実施。

なお、保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合にも対応。

3. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

生後4か月までの全戸訪問事業の創設 (こんにちは赤ちゃん事業)

(次世代育成支援対策交付金に計上)

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものである。

2. 事業の内容

- (1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。
 - ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
 - ② 母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- (2) 訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- (3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、育児支援家庭訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施主体

市 町 村

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【次世代育成支援対策交付金】

生後4か月までの全戸訪問

家庭訪問



育児本や
市町村の
出生祝品
を持参

家庭訪問者

愛育班員、母子保健推進員、児童委員、
子育て経験者等について、人材発掘・
研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

育児支援家庭訪問
事業

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

要保護児童対策地域協議会
(虐待防止ネットワーク)

Population approach

High risk approach

平成18年度・育児支援家庭訪問事業の実施状況

【平成19年 1月 23日付内示ベース】

《市区町村》

都道府県名	実施市区町村名	実施市区町村数	当該都道府県内市区町村数に占める割合
1 北海道	室蘭市,釧路市,岩見沢市,苫小牧市,江別市,千歳市,滝川市,登別市,北広島市,浦臼町,東川町,美瑛町,池田町,標津町	14か所	7.9%
2 青森県	中泊町,三戸町,階上町	3か所	7.5%
3 岩手県	盛岡市,花巻市,北上市,陸前高田市,釜石市,紫波町,大槌町	7か所	20.0%
4 宮城県	石巻市,多賀城市,岩沼市,東松島市,丸森町,亶理町,加美町	7か所	20.0%
5 秋田県	大館市,にかほ市	2か所	8.3%
6 山形県	山形市,米沢市,鶴岡市,酒田市,村山市,天童市,尾花沢市,山辺町,中山町,大石田町,白鷹町	12か所	34.3%
7 福島県	須賀川市,古殿町,小野町,葛尾村	4か所	6.9%
8 茨城県	水戸市,古河市,結城市,龍ヶ崎市,常陸太田市,高萩市,北茨城市,牛久市,つくば市,ひたちなか市,常陸大宮市,筑西市,茨城町,東海村	14か所	31.8%
9 栃木県	足利市,栃木市,佐野市,小山市,大田原市,矢板市,那須塩原市,上三川町,河内町,高根沢町,那須町	11か所	34.4%
10 群馬県	桐生市,伊勢崎市,渋川市,藤岡市,高山村,昭和村,板倉町,邑楽町	8か所	21.1%
11 埼玉県	川口市,本庄市,春日部市,草加市,越谷市,蕨市,鳩ヶ谷市,和光市,富士見市,三郷市,蓮田市,坂戸市,幸手市,鶴ヶ島市,越生町,滑川町,皆野町,長瀨町,小鹿野町,神川町	20か所	29.0%
12 千葉県	市川市,松戸市,野田市,成田市,佐倉市,柏市,流山市,浦安市,白井市,富里市,栄町	11か所	20.4%
13 東京都	中央区,港区,新宿区,文京区,台東区,江東区,品川区,目黒区,大田区,世田谷区,渋谷区,中野区,杉並区,豊島区,北区,板橋区,足立区,葛飾区,八王子市,立川市,武蔵野市,三鷹市,府中市,昭島市,調布市,日野市,東村山市,国分寺市,清瀬市,多摩市,あきる野市	31か所	50.0%
14 神奈川県	鎌倉市,逗子市,大和市,伊勢原市,葉山町,大磯町,大井町,松田町	8か所	25.8%
15 新潟県	柏崎市,燕市,妙高市,上越市,佐渡市,魚沼市,出雲崎町,湯沢町	8か所	23.5%
16 富山県	滑川市,朝日町	2か所	14.3%
17 石川県	小松市,加賀市,羽咋市,白山市,野々市町,内灘町,宝達志水町,能登町	8か所	44.4%
18 福井県	大野市,鯖江市,越前市,越前町,美浜町	5か所	29.4%
19 山梨県	甲府市,山梨市,大月市,韮崎市,甲斐市,甲州市,市川三郷町,増穂町,殿沢町,身延町,南部町,昭和町,山中湖村,富士河口湖町	14か所	50.0%
20 長野県	松本市,上田市,飯田市,小諸市,伊那市,塩尻市,佐久市,千曲市,高森町,下條村,豊丘村,麻績村,筑北村,池田町	14か所	17.5%
21 岐阜県	多治見市,羽島市,恵那市,飛騨市,郡上市,垂井町,坂祝町,富加町,白川町	9か所	22.0%
22 静岡県	三島市,富士宮市,島田市,富士市,磐田市,袋井市,菊川市,清水町,由比町,大井川町	10か所	25.0%
23 愛知県	瀬戸市,春日井市,豊川市,津島市,刈谷市,安城市,西尾市,蒲郡市,犬山市,江南市,東海市,大府市,知多市,尾張旭市,高浜市,日進市,北名古屋,東郷町,春日町,東浦町,美浜町,一色町,吉良町	23か所	39.0%
24 三重県	伊勢市,桑名市,名張市,菰野町,朝日町,川越町,明和町	7か所	24.1%
25 滋賀県	大津市,彦根市,長浜市,近江八幡市,守山市,栗東市,東近江市,日野町,竜王町	9か所	34.6%
26 京都府	福知山市,舞鶴市,綾部市,宇治市,宮津市,向日市,長岡京市,八幡市,京田辺市,南丹市,宇治田原町	11か所	40.7%
27 大阪府	豊中市,池田市,吹田市,泉大津市,枚方市,茨木市,八尾市,河内長野市,松原市,大東市,和泉市,柏原市,羽曳野市,門真市,摂津市,阪南市,忠岡町,熊取町,田尻町	19か所	48.7%
28 兵庫県	尼崎市,明石市,洲本市,伊丹市,加古川市,宝塚市,三木市,高砂市,小野市,三田市,南あわじ市	11か所	28.2%
29 奈良県	大和高田市,五條市,生駒市,香芝市,葛城市,平群町,田原本町,御杖村,王寺町	9か所	23.7%
30 和歌山県	海南市,新宮市,白浜町	3か所	10.3%
31 鳥取県	鳥取市,米子市,智頭町	3か所	15.8%
32 島根県	浜田市,出雲市,大田市,安来市,雲南市,海士町	6か所	28.6%
33 岡山県	津山市,玉野市,真庭市,早島町,矢掛町	5か所	20.0%
34 広島県	呉市,府中市,三次市,安芸高田市,府中市,海田町,北広島町	7か所	33.3%
35 山口県	下松市,柳井市,周南市,山陽小野田市	4か所	19.0%
36 徳島県	阿南市,吉野川市,阿波市,牟岐町	4か所	16.7%
37 香川県	丸亀市,善通寺市,さぬき市	3か所	18.8%
38 愛媛県	八幡浜市,新居浜市,四国中央市	3か所	15.8%
39 高知県	南国市,宿毛市,四万十市,北川村,春野町	5か所	14.7%
40 福岡県	大牟田市,久留米市,直方市,田川市,筑後市,行橋市,筑紫野市,春日市,大野城市,太宰府市,宮若市,篠栗町,志免町,粕屋町,水巻町,大川町,香春町,築上町	18か所	28.1%
41 佐賀県	佐賀市,鳥栖市,嬉野市	3か所	13.0%
42 長崎県	佐世保市,島原市,諫早市,平戸市,松浦市,五島市,南島原市,川棚町	8か所	36.4%
43 熊本県	八代市,山鹿市,合志市,玉東町,植木町,小国町,益城町	7か所	14.9%
44 大分県	別府市,竹田市,豊後高田市,杵築市,宇佐市,玖珠町	6か所	35.3%
45 宮崎県	都城市,小林市,串間市,清武町,高鍋町,椎葉村	6か所	20.0%
46 鹿児島県	南さつま市,宇検村,与論町	3か所	6.3%
47 沖縄県	那覇市,宜野湾市,糸満市,沖縄市,今帰仁村,伊江村,読谷村,中城村,与那原町,南風原町,伊平屋村,伊是名村	12か所	29.3%
	(小計)	417か所	

《指定都市》

市名	実施の有無
48 札幌市	○
49 仙台市	○
50 さいたま市	○
51 千葉市	○
52 横浜市	○
53 川崎市	○
54 静岡市	×
55 名古屋	○
56 京都市	○
57 大阪市	○
58 堺市	○
59 神戸市	○
60 広島市	○
61 北九州市	○
62 福岡市	○
(小計)	14か所

《中核市》

市名	実施の有無
63 函館市	×
64 旭川市	×
65 秋田市	×
66 郡山市	×
67 いわき市	○
68 宇都宮市	×
69 川越市	×
70 船橋市	○
71 横須賀市	○
72 相模原市	○
73 新潟市	×
74 富山市	×
75 金沢市	○
76 長野市	×
77 岐阜市	○
78 浜松市	○
79 豊橋市	○
80 豊田市	○
81 岡崎市	×
82 高槻市	○
83 東大阪市	○
84 姫路市	×
85 奈良市	×
86 和歌山市	×
87 岡山市	○
88 倉敷市	○
89 福山市	○
90 下関市	○
91 高松市	○
92 松山市	○
93 高知市	○
94 長崎市	×
95 熊本市	○
96 大分市	×
97 宮崎市	×
98 鹿児島市	○
(小計)	20か所

合計 451か所 (24.6%)

平成18年度 児童福祉司、児童心理司の配置状況について

	人口(平成17年10月1日現在:概数) A	児童福祉司の配置員数(18.4.1現在) B	児童福祉司の管轄人口(A/B)	児童福祉司の配置員数(17.5.1現在) C	対前年増減人員(B-C)	児童心理司の配置員数(18.4.1現在) D	児童心理司の配置員数(17.5.1現在) E	対前年増減人員(D-E)
北海道	3,746,549	62	60,428	62	0	35	33	2
青森県	1,436,628	43	33,410	44	▲1	21	20	1
岩手県	1,385,037	22	62,956	22	0	12	12	0
宮城県	1,335,044	29	46,036	29	0	15	14	1
秋田県	1,145,471	17	67,381	17	0	10	10	0
山形県	1,216,116	18	67,562	18	0	12	12	0
福島県	2,091,223	31	67,459	31	0	14	14	0
茨城県	2,975,023	42	70,834	38	4	19	17	2
栃木県	2,016,452	36	56,013	35	1	20	20	0
群馬県	2,024,044	35	57,830	31	4	20	20	0
埼玉県	5,877,420	106	55,447	99	7	29	26	3
千葉県	5,131,806	78	65,792	65	13	36	33	3
東京都	12,570,904	174	72,247	150	24	50	47	3
神奈川県	3,458,596	55	62,884	52	3	20	21	▲1
新潟県	2,431,396	40	60,785	39	1	13	13	0
富山県	1,111,602	16	69,475	13	3	7	7	0
石川県	719,387	15	47,959	18	▲3	13	11	2
福井県	821,589	12	68,466	12	0	7	8	▲1
山梨県	884,531	13	68,041	13	0	10	9	1
長野県	2,196,012	30	73,200	31	▲1	25	21	4
岐阜県	2,107,293	31	67,977	26	5	11	14	▲3
静岡県	3,091,578	44	70,263	43	1	17	17	0
愛知県	5,039,401	73	69,033	73	0	26	26	0
三重県	1,867,166	27	69,154	20	7	21	21	0
滋賀県	1,380,343	22	62,743	23	▲1	13	13	0
京都府	1,172,759	22	53,307	22	0	14	14	0
大阪府	5,357,123	131	40,894	124	7	42	35	7
兵庫県	4,064,992	63	64,524	63	0	36	30	6
奈良県	1,421,367	23	61,799	23	0	11	13	▲2
和歌山県	1,036,061	20	51,803	17	3	12	12	0
鳥取県	606,947	19	31,945	18	1	6	9	▲3
島根県	742,135	14	53,010	13	1	12	11	1
岡山県	1,957,056	30	65,235	30	0	20	19	1
広島県	1,722,167	30	57,406	25	5	40	38	2
山口県	1,492,575	26	57,407	26	0	12	11	1
徳島県	809,974	15	53,998	15	0	10	9	1
香川県	1,012,261	20	50,613	22	▲2	10	12	▲2
愛媛県	1,467,824	24	61,159	23	1	8	6	2
高知県	796,211	18	44,234	15	3	5	5	0
福岡県	2,655,022	45	59,000	45	0	16	16	0
佐賀県	866,402	11	78,764	10	1	8	5	3
長崎県	1,478,630	22	67,210	24	▲2	10	10	0
熊本県	1,842,140	29	63,522	28	1	8	8	0
大分県	1,209,587	22	54,981	22	0	11	11	0
宮崎県	1,152,993	18	64,055	18	0	7	15	▲8
鹿児島県	1,753,144	27	64,931	21	6	13	11	2
沖縄県	1,360,830	31	43,898	29	2	8	8	0
札幌市	1,880,875	29	64,858	27	2	12	12	0
仙台市	1,024,947	16	64,059	15	1	13	13	0
さいたま市	1,176,269	20	58,813	15	5	7	7	0
千葉市	924,353	15	61,624	14	1	12	12	0
横浜市	3,579,133	64	55,924	51	13	16	15	1
川崎市	1,327,009	27	49,148	27	0	7	7	0
静岡市	700,879	12	58,407	11	1	2	2	0
名古屋市	2,215,031	40	55,376	38	2	9	8	1
京都市	1,474,764	34	43,375	33	1	10	8	2
大阪市	2,628,776	52	50,553	48	4	13	11	2
堺市	831,111	16	51,944	0	16	7	0	7
神戸市	1,525,389	29	52,600	26	3	11	11	0
広島市	1,154,595	16	72,162	16	0	5	5	0
北九州市	993,483	14	70,963	14	0	6	6	0
福岡市	1,400,621	15	93,375	17	▲2	6	6	0
横須賀市	426,162	8	53,270	0	8	7	0	7
金沢市	454,607	9	50,512	0	9	3	0	3
合計	127,756,815	2,147	59,505	1,989	158	941	890	51

A 平成17年10月1日 国勢調査(概数)

児童虐待防止対策の強化について

I. 児童相談所運営指針等の改正（平成19年1月23日付けで改正）

1 虐待通告の受付の基本を徹底

- ・ 虐待に関する情報については、すべて虐待通告として受理し、記録票に留めた上で緊急受理会議を開催することを徹底する。

2 安全確認に関する基本ルールを設定

- ・ 児童相談所の虐待対応において、迅速かつ的確な対応が求められていることから、安全確認を行う時間ルールを設定し、48時間以内が望ましい旨を明記する。
- ・ 市町村においても安全確認を行うことを明確化する。
- ・ 市町村から児童相談所に対して、立入調査や一時保護の実施に関し、通知できる仕組みを導入する。

3 「きょうだい」事例への対応を明確化

- ・ 児童記録票は、世帯単位ではなく、相談を受理した子どもごとに作成する。
- ・ 「きょうだい」事例の場合、ハイリスク家庭として対応することを徹底し、虐待の兆候が認められた場合には、危険度が高いことを踏まえ、一時保護の実施を含めた積極的な対応を検討することを明確化する。あわせて、一時保護決定に向けてのアセスメントシートを見直す。

4 すべての在宅の虐待事例に関する定期的なフォロー

- ・ 児童相談所が担当している在宅の虐待事例については、状況の変化等をフォローするため、すべてのケースについて、定期的に現在の状況を会議で検討することとする。

5 関係機関相互における情報共有の徹底（要保護児童対策地域協議会の運営強化）

- ・ 児童相談所は、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、市町村及び要保護児童対策地域協議会への提供を義務づける。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関が、すべての虐待事例について進管理台帳を作成することとし、実務者会議等の場において、定期的に（3か月に1度程度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針等について、チェックする仕組みを導入する。
- ・ 児童相談所と警察署、都道府県児童福祉担当部局と都道府県警察本部のそれぞれにおいて連携体制を整備し、相互に情報を交換し、対応する。
- ・ 児童相談所は、養育支援の必要性が認められる場合には、育児支援家庭訪問事業の活用について、市町村に対し通知できることを明確化する。

Ⅱ その他の措置

1 措置解除に関するチェックリストの策定（本年夏を目途）

- ・ 保護者の改善状況の評価、子どもの意思、児童養護施設等の意見、措置解除後の援助計画、主担当機関、保護者の遵守事項と不遵守の場合の対応措置など、措置解除に関するチェックリストを策定する。

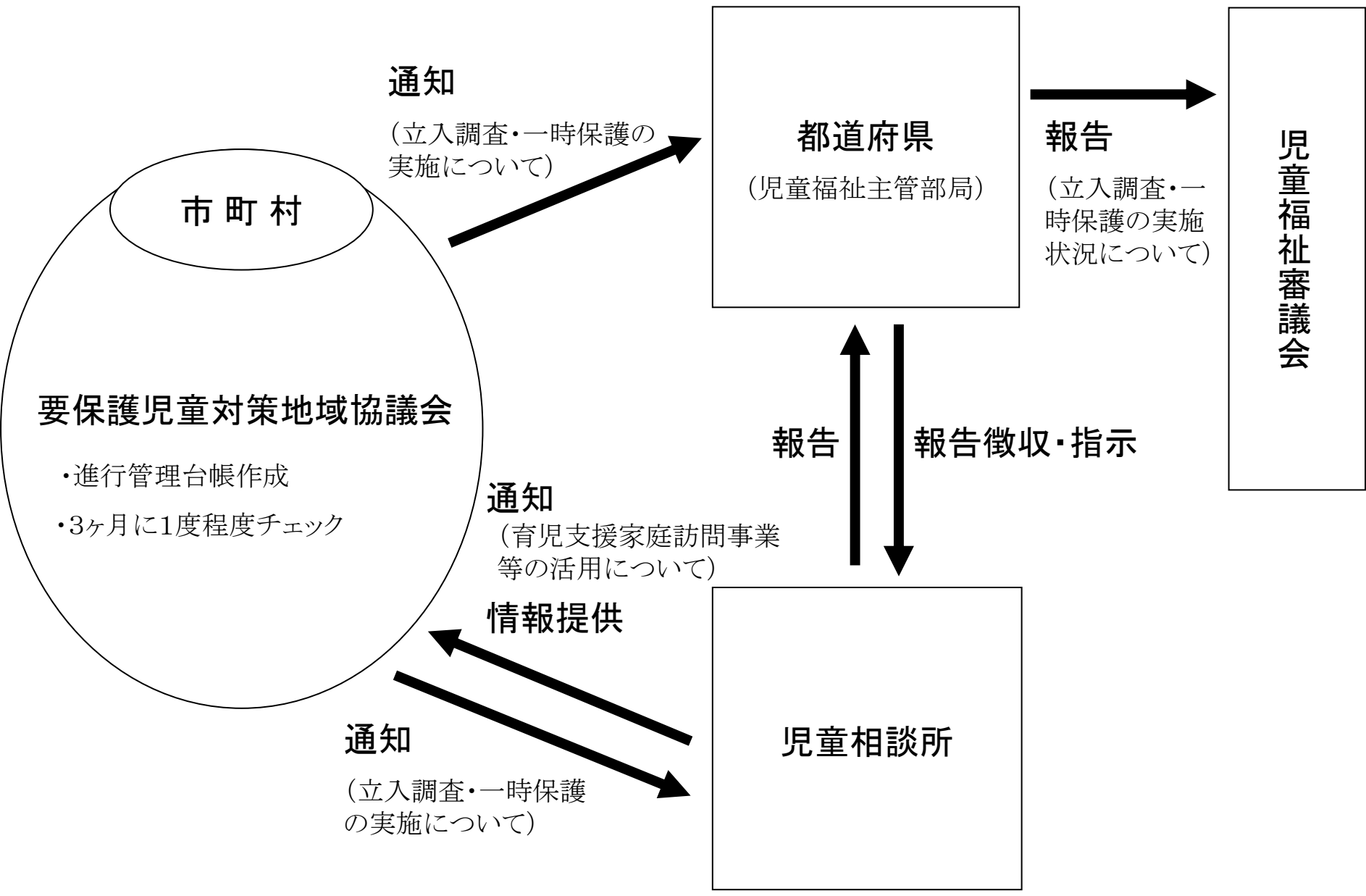
2 転居ケースへの対応強化（本年夏を目途）

- ・ 住居変更の際の児童相談所の管轄、対応方法などについて明確化を図る。

3 出産前後の対応強化

- ・ 母子健康手帳（任意記載様式）に、産後うつ、乳幼児揺さぶられ症候群、車中放置の危険性について明記する。（平成19年1月23日付けで、母子健康手帳（任意記載様式）の通知を改正）
- ・ 平成19年度より実施予定の生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）において、リスクアセスメントを実施する。
- ・ 新生児訪問指導の対象に虐待ケース（「きょうだい」事例を含む）を追加する。（平成19年度より実施予定）

児童虐待に関する児童相談所と市町村等との連携について



児童相談所運営指針等改正通知に関する疑義照会への回答

【全 般】

- ① 改定後の指針に対応するための各自治体の猶予期間。

今回、発出した通知は発出日（1月23日）をもって施行。しかしながら、各自治体の体制整備に要する時間等を考慮し、各自治体においては遅くとも本年4月には実施することが適当である。

【児童相談所運営指針】

- ① 改正前は、市町村職員が立入調査の執行に当たることができたが、今回削除され、「同行・協力」となったが、改正前のように市町村職員による立入調査は執行できるのか。
(第3章第3節5(4))

従来は、市町村職員であっても機関委任事務の一環として都道府県知事の指示監督の下に児童福祉法や児童虐待防止法に基づく立入調査の執行が可能であるとされてきたが、地方分権一括法により機関委任事務が廃止され当該事務は地方自治法に基づく都道府県の自治事務と整理されたため、該当部分を削除したもの。そのため市町村職員ができるのはあくまで立入調査に当たった同行・協力であり、市町村職員が立入調査を執行することはできないと考えられる。

なお、地方自治法第252条の17の2に基づく条例を定めることにより、立入調査を都道府県に代わって市町村が処理することとすることは可能だが、その場合であっても立入調査後の一時保護や施設への措置等は都道府県が行うこととなるため、条例を制定する場合は市町村と充分調整して行うことが必要である。

- ② 「児童相談所は……関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、……市町村、要保護協議会に対し、積極的に提供する」とあるが、想定されている情報とは何か。

また、「協議会」とは、都道府県が設置する協議会も含むのか。

(第7章第1節(8))

性的虐待等のケースであって特に関係機関に関与させることが不適当な事例を除き、関係機関の関与が必要な事例に関する経過や援助方針などすべての情報を想定している。なお、ここでいう協議会には、市町村が設置した協議会を想定している。

【市町村児童家庭相談援助指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針関係】

① 要保護児童対策地域協議会を、今後必置にするのか。

現在、立法府において児童虐待防止法の見直し作業が進められており、その論点には挙げられているところ。いずれにせよ、児童虐待防止対策の強化のためには、各市町村で、一日も早い設置が望まれるところであり、未設置ないし協議会に移行していない自治体においては、早急に設置ないし協議会への移行を進めるとともに、都道府県においては、管内の市町村に強く設置の促進を働きかけられたい。

なお、平成19年度においては、児童虐待・DV対策等総合支援事業（児童虐待防止対策支援事業）において、都道府県から要保護児童対策地域協議会に児童相談所OBなど、児童家庭相談の専門家を派遣・配置する事業の創設を図るとともに、市町村の体制強化を図る観点から、地方財政措置においても、「子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待防止対策の充実」を含めた地方単独の少子化対策に関する地方財政措置（地域の子育て支援のための措置）が講じられており、その積極的な活用を図られたい。

② 指針の改正により、協議会調整機関の業務量は膨大となることから、国として、標準的な人員の配置基準や資格要件は示さないのか。 （交付税で財源面を担保しているが、一方で、制度の枠組みも必要。）

児童虐待対応に向けた市町村の体制整備は重要な課題であると考えているところであるが、地方分権の流れの中で、国による自治体の職員配置に関する関与については抑制的な対応が求められているほか、児童虐待をめぐる地域の実情も大きく異なるから、市町村における人員の配置基準等について示す予定はない。

平成19年度においては、児童虐待・DV対策等総合支援事業（児童虐待防止対策支援事業）において、都道府県から児童家庭相談の専門家を派遣・配置する事業の創設を図るとともに、地方交付税措置において、市町村の体制強化を図る観点から、「子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待防止対策の充実」を含めた地方単独の少子化対策に関する地方財政措置（地域の子育て支援のための措置）を講じたところであり、こうした財政措置を最大限に活用し、それぞれの地域の実情に応じて、適切な配置を進めていただきたいと考えている。

- ③ 安全確認は市町村職員又は当該市町村が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行う時の「依頼した者」とは。

(市町村児童家庭相談援助指針：第1章第3節4)

ケースによって異なるが、一般に、保育所職員、民生・児童委員、学校の先生等が想定される。

- ④ 泣き声通報等で、通告者や、ケースの対応者が不明で、直接目視ができない場合も想定されるが、その場合は、どのように対応すればよいのか。

(市町村児童家庭相談援助指針：第1章第3節4)

本通知で想定しているのは、通報の対象となった子どもが特定できる場合である。

- ⑤ 市町村が、児相送致の際に立入調査や一時保護の実施に関して「通知する」際の、「通知」の強制力(児相が、子育て短期利用事業や育児支援家庭訪問事業の活用について「通知」する際の強制力)。

(市町村児童家庭相談援助指針：第1章第4節)

本通知は、児童福祉法第26条第4項に定められている保育の実施等に係る通知と同様に、特定の児童について支援を行う行政機関が他の行政機関が権限と責任を有する事務に関し、その実施について判断が必要と認めた場合に、当該他の行政機関に対し、情報提供を行うとともに、その実施に関する判断を促すための行為であり、本通知を受けた都道府県又は児童相談所は、これに基づいて、その実施の要否などに関し、判断を行う必要があるものと考えている。

- ⑥ 実務者会議等における全ケースについての定期的な状況のフォロー等について、

(市町村児童家庭相談援助指針：第4章第3節1(3))

(要保護児童対策地域協議会設置・運営指針：第3章)

- a. 実務者会議「等」の等は何を指すのか。

地域によっては、代表者会議、個別ケース検討会議の2層構造の自治体も見られることから、「等」はこれらの会議も考えられるという意味である。

b. 上記の「等」のような定期的なフォローを行う会議は、地域協議会に位置づけなければならないのか。

守秘義務が課せられるという観点からは、地域協議会の一部の会議と位置づけられることが望ましい。

c. 地域協議会未設置区市町村においても、3ヶ月に1度のフォローが原則となるのか。【調整機関業務】

未設置の区市町村については、まずは、協議会を設置していただくことが重要と考えるが、未設置の区市町村の場合であっても、定期的なフォローは重要であり、地域の実情に応じ、実施機関を定めて実施することが適当である。

d. 調整機関が作成する「進行管理台帳」について、児相送致したケースの取り扱いはどうするのか。

進行管理台帳の作成目的は、市町村が、虐待対応が進行中の住民たる児童すべてについて、その状況をフォローすることにあることから、児童相談所に送致したケースについても、ケースの主担当が児童相談所ということで掲載する。

e. 進行管理台帳の「相談受理日」欄には、どの日付記入するのか。

調整機関においてケースの進行管理を的確に行うといった観点から、当該ケースの相談を最初に受けた児童相談窓口（児童相談所、市町村にかかわらず）の受理日を記入する。

一時保護施設等緊急整備計画の策定について

児童相談所の一時保護施設については、虐待を受けた子どもの保護が増加してきており、恒常的に定員を超過して保護している一時保護施設が見られるほか、幼児と中高生あるいは被虐待児と非行児を同一環境でケアするような事態が生じている。

このような定員不足状態は早急に改善する必要があり、そのため定員不足等の状態にある一時保護施設を有する自治体に対して、平成18年度補正予算における定員不足解消のための施設整備の活用も含め、遅くとも平成21年度までに定員不足状態を解消するための改善計画「一時保護施設等緊急整備計画（以下、「緊急整備計画」という。）」の策定を求めるものとする。

1. 緊急整備計画の策定の対象となる自治体

前年1月～12月の入所率が高いために、保護児童数が定員を超える状況にある一時保護施設を有する自治体

2. 緊急整備計画の策定を行う自治体への特例措置

(1) 緊急整備計画に基づく各自治体における施設整備については、ハード交付金（次世代育成支援対策施設整備交付金）の取扱いに関し、優先的に取扱う。

(2) 緊急整備計画を策定した自治体については、緊急整備計画期間中、次の特例措置を認める（「児童福祉法による児童入所措置費等国庫負担金について（交付要綱）」の第7に基づく特例措置）

児童養護施設等において、最低基準に照らし、施設・設備に余裕がある場合には認可定員を超えての一時保護委託児童の受け入れを認める。また、その場合の事務費についても、日割りで支弁を行う。（児童保護費等負担金（入所施設措置費））

(3) 定員を超える日数が60日以上（1月～12月実績）の一時保護施設を有する自治体については、下記の①施設整備補助、②事業費補助について、緊急整備計画の策定を条件とする

- ① 一時保護施設整備の補助（ハード交付金）
- ② 児童虐待・DV対策等補助金のうち「一時保護機能強化事業」「24時間・365日体制強化事業」の2事業

3. 緊急整備計画の策定・提出期限

平成19年6月末日

市町村における児童家庭相談体制の状況(都道府県別)

○要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

	協議会（ネットワーク）設置済み市町村の割合
100%	16 (34.1%)
80%～99%	15 (31.9%)
60%～79%	15 (31.9%)
40%～59%	1 (2.1%)
20%～39%	0 (0.0%)
0%～19%	0 (0.0%)

	平成19年3月31日 現在（見込み）	平成18年4月1日 現在
北海道	86.1%	83.9%
青森県	69.8%	37.5%
岩手県	100.0%	60.0%
宮城県	97.2%	86.1%
秋田県	64.0%	32.0%
山形県	100.0%	100.0%
福島県	75.0%	26.2%
茨城県	90.9%	56.8%
栃木県	96.8%	54.5%
群馬県	68.4%	56.4%
埼玉県	100.0%	95.8%
千葉県	100.0%	73.2%
東京都	77.4%	69.4%
神奈川県	100.0%	100.0%
新潟県	68.6%	60.0%
富山県	86.7%	86.7%
石川県	100.0%	84.2%
福井県	100.0%	100.0%
山梨県	96.4%	75.9%
長野県	64.2%	40.7%
岐阜県	100.0%	100.0%
静岡県	95.2%	92.9%
愛知県	100.0%	87.3%
三重県	100.0%	62.1%

	平成19年3月31日 現在（見込み）	平成18年4月1日 現在
滋賀県	100.0%	100.0%
京都府	76.9%	57.1%
大阪府	100.0%	100.0%
兵庫県	100.0%	85.4%
奈良県	64.1%	59.0%
和歌山県	73.3%	60.0%
鳥取県	94.7%	84.2%
島根県	100.0%	81.0%
岡山県	92.0%	65.5%
広島県	100.0%	65.2%
山口県	81.8%	77.3%
徳島県	95.8%	91.7%
香川県	88.2%	76.5%
愛媛県	90.0%	40.0%
高知県	65.7%	54.3%
福岡県	58.5%	39.1%
佐賀県	65.2%	52.2%
長崎県	91.3%	60.9%
熊本県	95.8%	77.1%
大分県	100.0%	72.2%
宮崎県	67.7%	45.2%
鹿児島県	63.3%	49.0%
沖縄県	65.9%	43.9%
全国	85.1%	69.0%

平成19年度における児童相談所職員等を対象とした研修予定

研修会	主催者	日程	場所
児童相談所長研修 (前期)	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	5月16日～18日(2泊3日)	横浜市
児童相談所・情緒障害 児短期治療施設・医療 機関等医師専門研修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	5月29日～30日(1泊2日)	横浜市
児童相談所児童福祉 司・児童心理司等合同 研修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	7月3日～6日(3泊4日)	横浜市
児童虐待対応等基礎研 修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	7月26日～27日(1泊2日)	横浜市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	8月30日～31日(1泊2日)	福島市
地域虐待対応等合同研 修(アドバンスコース) ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	9月5日～7日(2泊3日)	横浜市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	9月20日～9月21日(1泊2日)	長野県松本市
全国児童相談所児童心 理司研修会	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 03-5253-1111(内:7829)	9月26日～28日(2泊3日)	東京都港区
児童相談所中堅児童福 祉司研修	国立保健医療科学院 総務部教務課 048-458-6116	10月10日～12日(2泊3日)	埼玉県和光市
児童相談所長研修 (後期)	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	10月16日～18日(2泊3日)	横浜市
家庭児童相談員等中央 研修会	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 03-5253-1111(内:7829)	10月29日～31日(2泊3日)	神奈川県 横須賀市
治療機関・施設専門研 修(児童相談所・情緒障 害児短期治療施設・小 児精神科医療施設等)	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	11月6日～9日(3泊4日)	横浜市
公開講座	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	11月9日(1日)	横浜市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	11月21日～22日(1泊2日)	奈良市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	12月6日～7日(1泊2日)	山口市
テーマ別研修(性的虐 待) ※※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	12月19日～12月21日(2泊3日)	横浜市
里親対応関係機関職員 研修	国立武蔵野学院 調査課 048-878-1260	平成20年1月16日～18日(2泊3日)	さいたま市
児童相談所スーパーバ イザー研修	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	1月29日～2月1日(3泊4日)	横浜市
全国児童相談所一時保 護所員研修(第1グルー プ)	国立武蔵野学院 調査課 048-878-1260	2月6日～2月8日(2泊3日)	さいたま市
全国児童相談所一時保 護所員研修(第2グルー プ)	国立武蔵野学院 調査課 048-878-1260	2月18日～20日(2泊3日)	さいたま市
地域虐待対応等合同研 修 ※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	2月28日～29日(1泊2日)	長崎市
テーマ別研修(児童虐待 と少年非行) ※※	子どもの虹情報研修センター 研修担当 045-871-9317	3月17日～19日(2泊3日)	横浜市

※ 都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員
 ※※ この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者

平成19年度子どもの虹情報研修センターが実施する研修予定

	研修名	受講対象	研修期間	定員
H19 5月	児童相談所長研修<前期>	新任の児童相談所長	5月16日(水) ～18日(金)	60名
	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	児童相談所医師・情緒障害児短期治療施設医師・医療機関医師・その他に勤務している児童虐待に携わる医師	5月29日(火) ～30日(水)	30名
6月	新設情緒障害児短期治療施設職員研修	近年開設した情緒障害児短期治療施設職員及び新任職員	6月13日(水) ～15日(金)	30名
7月	児童相談所児童福祉司・児童心理司等合同研修 ※	児童相談所の児童福祉司・児童心理司等	7月3日(火) ～6日(金)	60名
	児童虐待対応等基礎研修 ※	学校、保育所、幼稚園、障害児施設、病院等で、子どもと家族に関わる者	7月26日(木) ～27日(金)	80名
8月	大学生・大学院生MDT(多分野横断チーム)研修	子どもの虐待防止等に関心のある大学生・大学院生	8月2日(木) ～3日(金)	60名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:福島県福島市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	8月30日(木) ～31日(金)	80名
9月	地域虐待対応等合同研修<アドバンスコース>(センター) ※	都道府県職員や市町村で子どもの虐待防止等に携わる職員で、より高度な知識・実務を学びたい者	9月5日(水) ～7日(金)	60名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:長野県松本市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	9月20日(木) ～21日(金)	80名
10月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導員・個別対応職員・主任保育士・家庭支援専門相談員等	10月9日(火) ～12日(金)	60名
	児童相談所長研修<後期>	同研修<前期>に参加した児童相談所長	10月16日(火) ～18日(木)	60名
11月	治療機関・施設専門研修	児童相談所、情緒障害児短期治療施設、小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月6日(火) ～9日(金)	60名
	公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある方(治療機関・施設専門研修の最終日に実施)	11月9日(金)	150名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:奈良県奈良市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	11月21日(水) ～22日(木)	80名
12月	地域虐待対応等合同研修(開催地:山口県山口市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	12月6日(木) ～7日(金)	80名
	テーマ別研修(性的虐待)	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者	12月19日(水) ～21日(金)	80名
H20 1月	児童福祉施設指導者合同研修	乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設で指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員等で、施設経験5年以上の者	1月16日(水) ～18日(金)	60名
	児童相談所スーパーバイザー研修 ※	児童相談所で指導的立場にある職員(スーパーバイザー)で、児童相談所に5年以上勤務し、より高度な知識・実務を学びたい者	1月29日(火) ～2月1日(金)	60名
2月	乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門相談員等	2月12日(火) ～15日(金)	60名
	地域虐待対応等合同研修(開催地:長崎県長崎市)	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	2月28日(木) ～29日(金)	80名
3月	児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設等に勤務する心理担当職員	3月12日(水) ～14日(金)	60名
	テーマ別研修(非行と児童虐待)	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者	3月17日(月) ～19日(水)	80名
随時	児童福祉施設職員地域合同研修	児童福祉施設等で子どもや家族の援助に携わる職員	年2ヶ所 実施予定	概ね30名以上

※ 新規または再編した研修

(注) 研修の日程等については、今後若干変更する場合がある。

(家庭福祉課関係)

1. 児童の社会的養護の拡充について

児童の社会的養護については、去る2月2日、「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」を設置し、その目指すべき方向や、拡充のための具体策についての検討が開始されているので、本検討会における議論の動向に留意しつつ、下記の項目について、拡充に向けた取組を推進していただきたい。(資料1 (119頁))

(1) 里親制度のさらなる充実について

① 里親委託の推進について

子どもの発達においては、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、温かい愛情をもった家庭の中で養育する里親制度は、家庭での養育に欠ける子ども等にとって有意義な制度である。

このため、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、里親委託率を平成21年度までに15%まで引き上げること、及び虐待を受けた子ども等を養育する専門里親の登録者総数を平成21年度までに500人とすることを目標に掲げたところである。

資料2を参考とし、里親委託率の低い都道府県等においては、その要因を十分分析した上で、里親委託の一層の推進に努めていただきたい。(資料2 (121頁))

② 里親委託推進事業の充実について

里親委託を一層推進するためには、子どもを委託する児童相談所、保護を要する子どもを実際に養育している乳児院等の児童福祉施設、子どもの委託を受ける里親が協力しながら、具体的な目標を持って里親委託に取り組んでいく必要があることから、平成18年度予算において、児童相談所に新たに「里親委託推進員」を配置し、乳児院等の児童福祉施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進する「里親委託推進事業」を創設したところである。

さらに、実親に将来にわたり養育されることが困難な子どもについては、永続的な家族関係を重視する観点から、養子縁組制度の活用が効果的である。平成19年度予算(案)においては、新たに養子縁組支援のための経費を算入したところであるので、これらの施策を積極的に活用していただきたい。(資料3 (122頁))

③ 里親支援の充実について

里親が安心して子どもの養育を行うことができるようにするためには、子どもを委託した後においても、里親に対する支援や指導を行う体制を整える必要がある。このため、都道府県等においては、児童福祉法施行令第30条に基づき、児童相談所の児童福祉司等を指定して、里親の家庭を訪問し、必要な指導をさせなければならないこととされている。

また、里親の養育技術の向上を図るための「里親研修事業」、児童相談所等に里親対応専門の職員を配置し、委託された子どもや里親自身に関する養育相談を実施する「里親養育相談事業」、里親の養育負担を軽減するため、訪問による生活援助や相談援助を実施する「里親養育援助事業」、里親が児童相談所等に集い、里親相互の交流により里親自身の養育技術の向上等を図る「里親養育相互援助事業」などの里親支援事業のほか、里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）などの里親支援のための予算を確保しているところである。

里親に委託する子どもを増やしていくためには、このような里親支援が必須であり、各都道府県等においては、すべての里親が利用できるよう、積極的な事業の実施をお願いしたい。（資料4（123頁））

④ 専門里親への委託の推進について

専門里親は、虐待を受けた子ども等を委託する里親として平成14年度に制度化し、さらに平成17年度より、非行等の問題を有する子どもについても、委託の対象とされたところであるが、まだ十分に活用されていない状況にある。

「子ども・子育て応援プラン」において、専門里親登録者数を平成21年度までに500人まで増やすことを目標に掲げており、また「2年以内」という委託期間にとらわれずに、里親や子どもの状況などに応じて弾力的な運用を図ることができることとしているので、専門里親制度の積極的な活用が図られるようお願いしたい。

（資料5（124頁））

（2）児童福祉施設等におけるケアの充実について

① 施設の小規模化の推進について

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着障害を起こしている子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの集団による養育では限界があり、できる限り

家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨から、ケア形態の小規模化を図るため児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象に小規模グループケアを実施するとともに、児童養護施設を対象に地域小規模児童養護施設を設置することとし、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までにあわせて845か所を計画的に整備していくこととしたところである。

平成19年度予算（案）においては、このプランの3年目に当たることから、引き続き計画に基づいた対象か所数の増を図ることとしており、これを活用してケア形態の小規模化の推進に努めていただきたい。（資料6（125頁））

② ケア担当職員の質的・量的充実（個別対応職員の常勤化、家庭支援専門相談員の拡充）について

近年、児童虐待、ひきこもり等児童の問題は深刻化しており、虐待を主訴として施設に入所する児童が増加しているほか、児童相談所からの措置理由が虐待になっていなくとも、入所後虐待を受けていたとわかるケースも多く存在している。

被虐待児は、それまで受けた虐待による影響で、（1）大人への安心感、安全感の形成が欠如、（2）子どもらしい感情表現が困難、（3）他者との信頼関係の構築が困難などの傾向が強く、自意識はなくても人を困らせることで自己の存在をアピールするなどの問題行動を起こすことが多いことから、平成13年度より、被虐待児のうち、特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員である被虐待児個別対応職員を配置してきたところである。

しかしながら、虐待を受けた子どもの入所はその後も増え続け、平成16年度の入所割合をみると、児童養護施設62.1%（平成15年度53.7%）、情緒障害児短期治療施設69.8%（平成15年度66.0%）であり、児童自立支援施設においても平成11年度で59.7%となっており、上記の個別対応職員について常勤的非常勤職員では対応が困難となってきた。

このため、平成19年度予算（案）においては、現在、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設に配置されている常勤的非常勤職員を常勤化することにより、支援体制の充実を図ることとしている。

また、乳児院に入所している児童については、近年、虐待等家庭環

境上の理由により入所する児童の割合が増加しており、早期の家庭復帰及び里親委託等を支援するための体制を強化する必要があるため、これらの支援を専門に担当する職員として、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置しているところである。

しかしながら、乳児院においては他の施設よりも若い保護者が多く、特に虐待をした保護者への対応については安易に子どもを家庭に戻すと再度虐待を繰り返すおそれがあるなど対応が極めて困難となっている。特に定員が50人以上の乳児院については、家庭支援専門相談員の業務が多忙を極め、保護者への対応が行き届かないこともあって、定員規模の小さな施設と比較すると、家庭復帰及び里親委託が進んでいない状況が見られる。

このため、平成19年度予算（案）においては、定員50人以上の乳児院を対象に、新たに非常勤の家庭支援専門相談員を配置することにより保護者への養育相談等の充実を図り、より一層の家庭復帰に向けた取組を充実することとしているので特段のご配慮をいただきたい。

③ 身元保証人確保対策事業の創設について

児童養護施設等を退所する子ども等について、自立に向けた支援は大きな課題であり、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することは極めて重要である。

このため、平成19年度予算（案）においては、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う「身元保証人確保対策事業」を創設することとしている。本事業を十分活用していただきたい（資料7（126頁））

④ 家族療法事業の充実について

従来、情緒障害児短期治療施設においては、子どもを含む家族全体に対する心理療法を行い、家庭機能の回復及び子どもの生活環境調整を図る家族療法事業を行ってきたところである。

近年、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しており、施設に入所している子どものみならず、早期家庭復帰を図るために、家族全体に対する心理療法を実施し、きめ細やかな対応をすることが必要となってきた。

このため、平成18年度より、これまで情緒障害児短期治療施設のみで実施されてきた家族療法事業の対象施設を児童養護施設、乳児院

及び児童自立支援施設に拡大したところであるので、各施設における取組が促進されるよう特段のご配慮をいただきたい。

(3) 入所している子どもの権利擁護について

児童福祉施設に入所している子どもの権利擁護については、これまで都道府県等に対して積極的に取り組まれるようお願いしてきたところであるが、最近においても児童養護施設職員による、入所している子どもへの性的虐待など、施設内虐待の事例が多発していることは誠に遺憾である。

児童養護施設等には、保護者のいない子どもや、保護者から虐待を受けた子ども等が入所しており、こういった子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員が入所中の子どもに対して性的な虐待等を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないことである。

このような事態に鑑み、「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」（平成18年10月6日付雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出したところであるので、この通知を踏まえ、施設内での虐待の未然防止、早期発見に資するため、職員の資質向上、子どもの意見表明の機会の確保等について、施設を運営する法人への指導の徹底を図っていただくようお願いしたい。（資料8（127頁））

(4) 情緒障害児短期治療施設の設置促進について

情緒障害児短期治療施設は、現在、全国に31か所（24道府県）設置されているが、虐待を受けた子どもなどへの専門的な心理的治療を実施できる施設として、ますます、その役割は重要となっている。「子ども・子育て応援プラン」においても、全都道府県への設置を目指すとの目標を設定しているところであるので、未だ設置されていない都道府県におかれては、施設の設置に向けて積極的な取組をお願いしたい。（資料9（130頁））

(5) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の推進について

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）は、児童養護施設や児童自立支援施設などを退所した子どもの自立を支える上で、重要な役割を担っており、「子ども・子育て応援プラン」においても、平成21年度までに、都道府県・指定都市に1か所程度実施することとして、60か所の目標を設定したところである。

現在、全国で41か所（23都府県市）設置されているが、施設退所後

の子どもの自立を支える場としては、十分な数が確保されているとは言えない。このため、平成19年度予算（案）においては、対象10人未満の自立援助ホームについて職員を常勤化し、支援体制の充実を図ることとしたところであるので、未だ設置されていない都道府県市においては、自立援助ホームの整備に早急に取り組んでいただきたい。（資料10（131頁））

（6）児童家庭支援センターの推進について

児童家庭支援センターは、地域に密着した相談・支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題につき、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する子ども又はその保護者に対する指導及び児童相談所等との連絡調整等を総合的に行っているところである。

「施設に附置」という特色を生かして、24時間365日体制での相談や緊急一時保護、児童相談所からの指導委託措置による児童相談所機能の補完的役割などを果たしており、平成18年度補正予算（案）においては、児童虐待等緊急対策として、対応迅速化のための車輛を配置することとしたところである。

「子ども・子育て応援プラン」では、児童家庭支援センターについて、平成21年度までに100か所設置することを目標としており、現在、全国で65か所に設置されているが、未だ設置されていない都道府県等におかれては、設置については是非検討されたい。また、年間相談件数及び指導委託件数が少ない児童家庭支援センターについては、児童相談所と連携をとりながら積極的な取組をお願いしたい。（資料10（131頁））

（7）児童自立支援施設について

平成18年2月の「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書の提言を踏まえ、児童自立支援施設の施設長や児童自立支援専門員等の専門性を確保するため、これらの職員の資格要件の見直しに向けて、現在作業を行っているところである。

児童自立支援施設は非行等の問題を有する子どもへの自立支援を積極的に担っていることから、都道府県等においても本報告書を念頭に施設機能の充実・強化等に努めていただきたい。

特に、児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され、児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、学校教育の実施状況は、平成18年度現在58施設中32施設にとどまっている。未だに導入の見通しのない都道府県等におい

では、民生主管部局と教育委員会が密接に連携を取りながら、法の趣旨にのっとり、早期に導入できるよう引き続き一層のご尽力をお願いしたい。

(資料11 (132頁))

また、国立武蔵野学院においては、職員の専門性を高め、資質の向上を図るため、児童自立支援施設職員等に対する各種の研修を実施しているの
で、管内の施設に対して積極的に研修に参加するよう、指導をお願いする
とともに、児童相談所一時保護所職員研修や里親対応関係機関職員等研修
など、児童相談所の職員に対する研修も国立武蔵野学院において実施して
いることから、これらについても積極的な活用をお願いしたい。

(資料12 (133頁))

2. 児童養護施設等の施設整備について

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」、「婦人相談所設置要綱」（昭和38年3月19日厚生省発社35号）の設備基準により行われているところであるが、これを遵守することのみならず、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「交付金」という。）に係る整備計画策定にあたっては、入所者の居住環境に十分配慮した施設整備をお願いする。

特に、入所者の居室については「児童福祉施設最低基準」等で一室の定員及び一人当たりの面積が定められているが、創設や増改築に当たっては、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

また、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までに児童養護施設等のケア形態の小規模化を計画的に推進することとしているので、「地域小規模児童養護施設」、「小規模グループケア」の積極的な整備の推進に努めるとともに、併せて交付金において加算対象となっている「心理療法室」、「親子生活訓練室」、「乳児を受け入れるためのほふく室」の整備など、交付金制度を積極的に活用し、入所児童等に対するケア体制の充実に努めていただきたい。

さらに、平成19年度においては、平成18年度補正予算で児童虐待等緊急対策として実施した、児童養護施設の一時保護専用居室のための整備を次世代育成支援対策施設整備交付金において引き続き整備対象とするほか、一定の要件^(※)に該当する乳児院、児童自立支援施設、婦人保護施設、母子生活支援施設についても対象施設に加える予定である。

また、婦人相談所一時保護施設の環境改善として、居室等の補助対象面積の拡大を図るため、交付金の交付基礎点数（単価）を引き上げるとともに、DV被害者の同伴児童の適切な養育環境の確保を図るため、同伴児童のための保育室、学習室を整備する際の加算を設ける予定であり、これらを積極的に活用することにより、被虐待児やDV被害者の保護、支援の一層の充実に努められるようお願いする。

〔 ※ 一定の要件
入所率が高く、被虐待児やDV被害者などの受け入れ先が不足している場合 〕

3. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

（1） 婦人相談所等における体制強化について（資料13（134頁））

配偶者からの暴力対策については、夫等の暴力を主訴とする相談件数が増加している現状を踏まえ、婦人相談所等における被害者の相談、保護、自立支援体制の充実、強化を図ってきたところであるが、平成19年度予算（案）においては新たに次のような事業を行うこととしている。

ア 婦人相談所一時保護所における同伴児童のケアを行う指導員の配置について

平成17年度、婦人相談所において一時保護した配偶者からの暴力（以下「DV」という。）による被害者は4,438人、同伴する児童は4,424人にのぼり、被害者とほぼ同数の児童が婦人相談所で保護されている。

また、「児童虐待の防止に関する法律」において、家庭内で子どもがDVを目撃した場合も児童虐待にあたりと定義されており、婦人相談所においても虐待を受けた子どものケアが重要になってきている。

このため、平成19年度予算（案）においては、同伴児童が保護されている全ての婦人相談所一時保護所に、同伴児童のケアを行うための指導員を1名配置するとともに、1日平均6人以上の児童が在所している場合にはさらに1名配置することにより、児童の保育や学習支援等適切なケアを行うとともに、DV被害者が自立に向けた取組を安心して行える環境を整備することとしている。

イ 婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化

近年、婦人保護施設においては、DV被害者の入所が1／3を超えており、調査研究では、DV被害者のほとんどがPTSD等の不安定な精神状態にあるという結果が出ている。

従来より婦人保護施設においては非常勤の心理療法担当職員を配置しているところであるが、指導員と連携し継続的かつ専門的な心理的ケアを行うためには質の高い職員の確保が急務である。

このため、平成19年度予算案においては、夫等の暴力、虐待等の理由により婦人相談所長が心理療法が必要であると認めた入所者及び同伴家族が合計10人以上いることを条件として、常勤の心理療法担当職員を配置できるようにし、支援体制の充実を図ることとしている。

ウ 一時保護委託要件の緩和

現在、婦人相談所において一時保護委託対象者を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づくDV被害者及び「人身取引対策行動計画」における人身取引被害者に限定しているところである。

近年、婦人相談所においては、保護を要する者が増加し、定員を超えて一時保護を行わなければならない状況も見受けられるところである。

このような場合において、売春防止法に基づく要保護女子(以下「要保護女子」という。)を一時保護委託することができないことから、一時保護所での保護が適切であるDV被害者や人身取引被害者を、やむなく一時保護委託している婦人相談所も見受けられる。平成19年度からは、一時保護所の入所定員を超えて一時保護を行わなければならないような場合においては、要保護女子についても必要に応じ一時保護委託ができることとし、一時保護所の入所状況に対応した適切な保護が図られるようにしたいと考えている。

各都道府県においては、被害者等の安全確保、支援の充実に向け、婦人相談所における職員の適正な配置を行うとともに、民間の支援団体を含む関係機関との連携強化、研修の充実等を図り、婦人保護事業に対する一層の取組をお願いする。

(2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行状況等について

ア 法律の見直しについて

現在、前回の改正法(以下「法」という。)の施行から3年目を迎え、法の規定に基づき、内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会(以下「調査会」という。)において法の施行状況等について検討されているところであり、今後、年度末を目途に施行状況報告書がとりまとめられる予定である。

イ 自立支援について

平成19年度予算案においては、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設を退所する被害女性等が、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う身元保証人確保対策事業を創設することとしている(資料7(126頁))。

ウ 関係機関との連携について

総務省より、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成18年11月1日に施行されたことに伴い、「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について」（平成18年9月15日総行市第130号）等が発出され、住民基本台帳事務におけるDV等の被害者保護の支援措置を求めた者の状況を確認する方法として、従来の警察の意見の聴取だけでなく、配偶者暴力相談支援センター等の意見の聴取や裁判所の発行する保護命令決定書の写し等の提出を求めることも可能としたところである。

また、社会保険庁より「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（社会保険庁運営部企画課長・社会保険庁運営部年金保険課長連名通知）等が近日発出される予定である。これにより、社会保険事務所に於いて、配偶者に対して国民年金原簿等に記録されている住所等を知られないようDV被害者から秘密の保持に配慮してほしい旨の申し出があった場合には、DV法第23条に基づき秘密の保持に配慮した取扱いをすることとされたところであり、婦人相談所は「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行によって被害者への配慮をお願いしたい。

エ 被害者に関する情報の管理と安全確保対策について

昨年末、徳島県内において、保護命令（接近禁止命令）を発令された夫が、妻の転居先を見つけ殺害するという痛ましい事件が発生したところである。については、婦人相談所においては、DV被害者等に関する情報の徹底した管理を改めて再確認するとともに、警察と婦人相談所との間で被害者の安全確保に関する具体的な役割分担等の取り決めを行い被害者に対し具体的な助言を行うなど、より一層の対策を講じられたい。

各都道府県においては、DV被害者の自立を支援するため、関係機関との一層緊密な連携を図るようお願いする。

（3）人身取引被害者の保護について

ア 婦人相談所による保護の状況について

人身取引被害者の保護については、これまで婦人相談所に保護を求めてきた172名（平成18年12月末現在）全ての人身取引被害者

について、適切に保護が行われてきたところである。

また、平成16年12月に政府が策定した「人身取引対策行動計画」に基づき、昨年度より人身取引被害者を婦人相談所から民間シェルター等に一時保護委託する制度を実施しているところであり、平成17年4月から平成18年12月末までに54名の一時保護委託が実施されたところである(資料14(137頁))。

イ 医療の必要な人身取引被害者に対する支援

今年度の被害者が保護された状況を見ると、心身ともに過酷な状況に置かれていたり、罹病していても医療機関を受診できない状況のまま保護されるケースが増加している。

婦人相談所においては、事前に被害者が利用可能な医療機関と連携を図るとともに、平成18年度より婦人相談所運営費負担金において、人身取引被害者の医療費が補助の対象となっていることを踏まえ、速やかに予算化を図るなど適切な保護の実施が行われるよう努められたい。

ウ 人身取引の加害者処罰のための警察等との連携

加害者に対する処罰が人身取引の撲滅に資することから、被害者が捜査や加害者の訴追に協力することは極めて重要である。しかしながら、捜査等への協力に関しては、被害者本人が警察等から捜査協力の必要性と帰国予定等について十分な説明を受け、被害者の意思が尊重されるよう婦人相談所において配慮するとともに、事情聴取に適切な場所を提供するなど、必要に応じて被害者の立場や心理面への影響等を警察に説明するなど、捜査協力と適切な保護が平行して行われるよう緊密な連携を図られたい。

「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」の設置について

平成19年2月2日

1. 設置の目的

被虐待児の増加等による、要保護児童の増加と入所児童のニーズの多様化・複雑化を踏まえ、今後目指すべき児童の社会的養護体制について検討するため、本検討会を設置するものである。

2. 構成等

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討課題

- (1) 我が国の社会的養護の現状と課題
- (2) 今後の社会的養護の基本的方向
- (3) 要保護児童の増加に対応した具体的施策
- (4) 養護ニーズの多様化・高度化を踏まえた社会的養護の質の向上に向けた具体的施策
- (5) 児童の権利擁護の強化に向けた具体的施策
- (6) その他

今後目指すべき児童の社会的養護体制に
関する構想検討会委員名簿

委員名	所 属
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
◎ 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
庄司 順一	青山学院大学文学部教授
松風 勝代	大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課長
西澤 哲	大阪大学大学院人間科学研究科教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部人間福祉学科教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部教授

◎座長

(敬称略、五十音順)

都道府県別の里親委託率

		里親委託児童数 (人)	乳児院入所児童 数(人)	児童養護施設入 所児童数(人)	小計	里親委託率(%)
		①	②	③	④(①+②+③)	⑤(①/④)
1	北海道	263	38	978	1,279	20.6
2	青森県	46	27	357	430	10.7
3	岩手県	40	31	337	408	9.8
4	宮城県	29	36	205	270	10.7
5	秋田県	32	24	203	259	12.4
6	山形県	17	18	210	245	6.9
7	福島県	43	10	411	464	9.3
8	茨城県	96	68	641	805	11.9
9	栃木県	63	69	479	611	10.3
10	群馬県	60	41	370	471	12.7
11	埼玉県	124	124	1,099	1,347	9.2
12	千葉県	115	44	638	797	14.4
13	東京都	380	458	2,859	3,697	10.3
14	神奈川県	93	68	762	923	10.1
15	新潟県	85	31	173	289	29.4
16	富山県	14	23	180	217	6.5
17	石川県	9	34	313	356	2.5
18	福井県	11	30	174	215	5.1
19	山梨県	56	26	200	282	19.9
20	長野県	34	50	644	728	4.7
21	岐阜県	34	35	536	605	5.6
22	静岡県	62	63	508	633	9.8
23	愛知県	127	86	927	1,140	11.1
24	三重県	66	34	405	505	13.1
25	滋賀県	65	30	165	260	25.0
26	京都府	15	29	269	313	4.8
27	大阪府	57	141	1,754	1,952	2.9
28	兵庫県	73	90	892	1,055	6.9
29	奈良県	17	32	337	386	4.4
30	和歌山県	10	35	318	363	2.8
31	鳥取県	30	18	212	260	11.5
32	島根県	31	29	154	214	14.5
33	岡山県	37	37	526	600	6.2
34	広島県	35	25	403	463	7.6
35	山口県	41	29	484	554	7.4
36	徳島県	18	27	277	322	5.6
37	香川県	19	24	128	171	11.1
38	愛媛県	8	42	499	549	1.5
39	高知県	15	24	361	400	3.8
40	福岡県	40	69	661	770	5.2
41	佐賀県	8	13	242	263	3.0
42	長崎県	15	39	557	611	2.5
43	熊本県	35	55	731	821	4.3
44	大分県	44	16	436	496	8.9
45	宮崎県	59	33	434	526	11.2
46	鹿児島県	22	40	748	810	2.7
47	沖縄県	103	21	366	490	21.0
48	札幌市	65	17	509	591	11.0
49	仙台市	29	35	130	194	14.9
50	さいたま市	22	31	219	272	8.1
51	千葉市	22	18	151	191	11.5
52	横浜市	89	73	529	691	12.9
53	川崎市	97	32	245	374	25.9
54	静岡市	18	9	94	121	14.9
55	名古屋	41	81	601	723	5.7
56	京都市	15	28	385	428	3.5
57	大阪市	90	171	928	1,189	7.6
58	神戸市	29	57	511	597	4.9
59	広島市	12	13	273	298	4.0
60	北九州市	27	31	399	457	5.9
61	福岡市	41	46	313	400	10.3
	計	3,293	3,008	29,850	36,151	9.1

資料:福祉行政報告例[平成18年3月31日現在]

里親委託推進事業の概要

1. 事業の目的・内容

(1) 目的

里親委託を推進するためには、子どもを委託する児童相談所、要保護児童を実際に養育している乳児院等、子どもの委託を受ける里親が、お互いをよく理解し、三者が協力しながら進めていく必要があるが、児童相談所においては、中心となる児童福祉司が、児童虐待相談件数の増加に伴い、緊急的な対応を迫られており、里親委託を総合的に進める体制にはない。このため、児童相談所に新たに「里親委託推進員」を配置するとともに、「里親委託推進委員会」を設け、児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進する。

また、「里親委託推進員」は、乳児院等の施設及び養子の養育を希望する者（以下「養子希望者」という。）との連絡・調整等の養子縁組支援を実施する。

(2) 内容

- ① 地域での里親委託の目標を設定する。
- ② 未委託の里親又は養子希望者に対し、子どもの委託又は養子縁組に関する意向調査を行う。
- ③ 施設行事の活用や施設職員OBやボランティア登録者への働きかけ等により、里親候補者及び養子希望者の掘り起こしを行う。
- ④ 乳児院等の施設に措置した子どものうち、里親委託又は養子縁組を目指すべき子どもを特定する。
- ⑤ 未委託里親を含め、里親体験（トライアル里親）を通して、里親又は養親になるための動機付けを行う。

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

4. 補助率 1／2（国1／2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

里親支援事業の実施状況(都道府県市別)

		里親研修事業		里親養育 相談事業	里親養育 援助事業	里親養育相 互援助事業
		基礎研修	専門研修			
1	北海道	☆	☆		☆	☆
2	青森県	☆	☆			
3	岩手県	☆	☆			
4	宮城県	☆	☆			
5	秋田県	☆	☆			☆
6	山形県	☆	☆		☆	☆
7	福島県	☆				
8	茨城県	☆	☆			
9	栃木県	☆	☆	☆		☆
10	群馬県	☆	☆	☆	☆	
11	埼玉県	☆	☆	☆		
12	千葉県	☆	☆	☆		☆
13	東京都	☆	☆	☆		☆
14	神奈川県	☆	☆	☆		
15	新潟県	☆				
16	富山県	☆	☆	☆		☆
17	石川県	☆	☆			
18	福井県	☆				
19	山梨県	☆	☆			☆
20	長野県	☆	☆			
21	岐阜県	☆	☆			
22	静岡県	☆	☆	☆	☆	☆
23	愛知県	☆	☆	☆	☆	☆
24	三重県	☆	☆			☆
25	滋賀県	☆	☆	☆	☆	☆
26	京都府	☆	☆			
27	大阪府	☆	☆			☆
28	兵庫県	☆	☆	☆		☆
29	奈良県					
30	和歌山県	☆				
31	鳥取県	☆	☆			☆
32	島根県	☆				
33	岡山県	☆	☆	☆		
34	広島県	☆	☆	☆		
35	山口県	☆	☆	☆		☆
36	徳島県	☆	☆	☆		☆
37	香川県	☆	☆	☆		
38	愛媛県	☆				
39	高知県	☆				
40	福岡県	☆		☆		
41	佐賀県	☆				
42	長崎県	☆	☆			
43	熊本県	☆	☆			
44	大分県	☆	☆	☆		☆
45	宮崎県	☆	☆			
46	鹿児島県					
47	沖縄県	☆	☆	☆		☆
48	札幌市	☆	☆			☆
49	仙台市	☆	☆	☆		☆
50	さいたま市	☆	☆	☆		☆
51	千葉市	☆		☆		
52	横浜市	☆		☆		☆
53	川崎市	☆	☆	☆		☆
54	静岡市	☆	☆	☆	☆	
55	名古屋市		☆	☆		☆
56	京都市	☆	☆	☆		
57	大阪市	☆	☆	☆	☆	
58	神戸市	☆	☆	☆		☆
59	広島市	☆	☆	☆		
60	北九州市	☆	☆	☆		☆
61	福岡市	☆	☆	☆		
	計	58	48	32	8	27

資料: 家庭福祉課調べ(平成17年度交付決定ベース)

里親登録数等(都道府県市別)

番号	都道府県名	里親(全体)			うち専門里親			うち親族里親	
		登録里親数	受託里親数	委託児童数	登録里親数	受託里親数	委託児童数	受託里親数	委託児童数
1	北海道	475	162	263	18	5	6	4	7
2	青森県	124	38	46	7	3	3	2	4
3	岩手県	157	30	40	2	-	-	4	7
4	宮城県	75	22	29	3	2	3	2	3
5	秋田県	100	26	32	4	1	1	4	7
6	山形県	112	12	17	5	1	1	1	1
7	福島県	158	36	43	1	-	-	1	1
8	茨城県	166	56	96	4	2	3	-	-
9	栃木県	191	53	63	8	2	2	6	13
10	群馬県	157	38	60	1	1	1	1	1
11	埼玉県	306	102	124	18	2	2	-	-
12	千葉県	225	83	115	10	1	1	5	10
13	東京都	518	308	380	8	-	-	2	2
14	神奈川県	189	65	93	15	3	3	1	2
15	新潟県	214	70	85	4	-	-	19	25
16	富山県	68	8	14	6	-	-	1	2
17	石川県	48	9	9	-	-	-	-	-
18	福井県	66	10	11	2	2	2	1	1
19	山梨県	96	40	56	2	-	-	13	23
20	長野県	184	29	34	5	-	-	3	8
21	岐阜県	151	28	34	3	-	-	4	5
22	静岡県	305	47	62	5	1	2	5	10
23	愛知県	244	86	127	15	3	3	2	4
24	三重県	169	51	66	9	2	2	16	29
25	滋賀県	177	36	65	4	-	-	3	6
26	京都府	74	13	15	2	1	1	5	8
27	大阪府	199	39	57	8	-	-	15	24
28	兵庫県	231	72	73	7	4	5	5	7
29	奈良県	89	14	17	-	-	-	2	5
30	和歌山県	73	10	10	5	1	1	-	-
31	鳥取県	66	19	30	9	1	2	3	3
32	島根県	79	27	31	3	-	-	4	5
33	岡山県	90	27	37	16	3	4	1	2
34	広島県	104	27	35	9	2	2	1	4
35	山口県	120	29	41	14	2	3	4	7
36	徳島県	36	16	18	3	-	-	1	1
37	香川県	37	15	19	2	1	1	1	1
38	愛媛県	59	8	8	-	-	-	-	-
39	高知県	35	8	15	1	-	-	1	1
40	福岡県	95	28	40	1	-	-	2	5
41	佐賀県	37	6	8	-	-	-	2	4
42	長崎県	70	14	15	4	-	-	2	2
43	熊本県	86	29	35	6	1	1	2	2
44	大分県	74	31	44	5	2	2	1	1
45	宮崎県	121	43	59	6	1	2	2	2
46	鹿児島県	67	21	22	4	1	1	1	2
47	沖縄県	253	69	103	9	2	2	6	10
48	札幌市	121	45	65	7	2	3	-	-
49	仙台市	56	23	29	5	1	1	1	2
50	さいたま市	62	20	22	4	1	1	-	-
51	千葉市	39	15	22	4	3	3	1	1
52	横浜市	77	38	89	1	1	1	6	8
53	川崎市	92	53	97	9	2	2	3	5
54	静岡市	82	18	18	1	1	-	4	6
55	名古屋市	78	24	41	2	-	-	2	3
56	京都市	58	14	15	2	1	1	3	3
57	大阪市	94	39	90	2	2	4	8	15
58	神戸市	67	14	29	3	-	-	2	2
59	広島市	41	8	12	4	-	-	-	-
60	北九州市	49	19	27	2	1	2	1	1
61	福岡市	51	30	41	3	-	-	1	1
	計	7,737	2,370	3,293	322	68	80	193	314

資料: 福祉行政報告例[平成18年3月31日現在]

小規模化の実施率の状況（都道府県市別）

	小規模グループケア															地域小規模 児童養護施設		
	乳児院			児童養護施設			児童自立支援施設			情緒障害児 短期治療施設								
	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率			
1	北海道	2			18	6	33.3%	3	1	33.3%	1			18	8	44.4%		
2	青森県	3			6	4	66.7%	1						6	1	16.7%		
3	岩手県	2			6	5	83.3%	1			1			6	3	50.0%		
4	宮城県	1			1	1	100.0%	1						1				
5	秋田県	1	1	100.0%	4	2	50.0%	1						4				
6	山形県	1			5	2	40.0%	1						5				
7	福島県	1			8	6	75.0%	1						8	3	37.5%		
8	茨城県	2			15	5	33.3%	1			1			15	2	13.3%		
9	栃木県	2			10	4	40.0%	1						10	1	10.0%		
10	群馬県	3			6	6	100.0%	1			1			6	3	50.0%		
11	埼玉県	5			18	14	77.8%	1						18	6	33.3%		
12	千葉県	2			14	4	28.6%	1						14	1	7.1%		
13	東京都	10	2	20.0%	52	42	80.8%	2						52	28	53.8%		
14	神奈川県	3	1	33.3%	16	10	62.5%	1						16	3	18.8%		
15	新潟県	1			5	1	20.0%	1						5	1	20.0%		
16	富山県	1			3	1	33.3%	1						3				
17	石川県	1			4	4	100.0%	1						4				
18	福井県	2			5	1	20.0%	1						5				
19	山梨県	1			5	2	40.0%	1						5	1	20.0%		
20	長野県	4			16	9	56.3%	1			1	1	100.0%	16	1	6.3%		
21	岐阜県	2	1	50.0%	10	6	60.0%	1			1			10	2	20.0%		
22	静岡県	3	1	33.3%	11	7	63.6%	1			1			11	2	18.2%		
23	愛知県	3			17	4	23.5%	1			2			17	3	17.6%		
24	三重県	2			10	4	40.0%	1						10	3	30.0%		
25	滋賀県	1	1	100.0%	4	4	100.0%	1			1	1	100.0%	4	1	25.0%		
26	京都府	2			6	4	66.7%	1			1			6				
27	大阪府	3			22	8	36.4%	2			3	2	66.7%	22	4	18.2%		
28	兵庫県	4			14	5	35.7%	1			1			14	1	7.1%		
29	奈良県	2			6	3	50.0%	1						6	1	16.7%		
30	和歌山県	1			7			1						7	1	14.3%		
31	鳥取県	1	1	100.0%	5	4	80.0%	1			1	1	100.0%	5				
32	島根県	1			3	3	100.0%	1	1	100.0%				3				
33	岡山県	1			12	8	66.7%	1			1			12				
34	広島県	1			8	1	12.5%	1						8	3	37.5%		
35	山口県	1			10	4	40.0%	1			1			10	1	10.0%		
36	徳島県	1	1	100.0%	7	2	28.6%	1						7				
37	香川県	1			3			1			1			3				
38	愛媛県	2			10	2	20.0%	1						10	1	10.0%		
39	高知県	1			8	6	75.0%	1			1			8	1	12.5%		
40	福岡県	3	3	100.0%	11	6	54.5%	1			1			11	2	18.2%		
41	佐賀県	1			6	4	66.7%	1						6				
42	長崎県	1			11	3	27.3%	1			1			11	1	9.1%		
43	熊本県	3			12	9	75.0%	1			1			12	1	8.3%		
44	大分県	1			9	7	77.8%	1	1	100.0%				9				
45	宮崎県	1	1	100.0%	9			1						9	2	22.2%		
46	鹿児島県	3			14	5	35.7%	1			1			14	1	7.1%		
47	沖縄県	1	1	100.0%	8	1	12.5%	1						8	2	25.0%		
48	札幌市			-	5	3	60.0%			-				5				
49	仙台市	1			4	1	25.0%			-	1			4	1	25.0%		
50	さいたま市			-	2	1	50.0%			-				2				
51	千葉市	1			2					-				2				
52	横浜市	3	2	66.7%	6	3	50.0%	2			1	1	100.0%	6	1	16.7%		
53	川崎市	1			2					-				2				
54	静岡市	1			1					-				1	1	100.0%		
55	名古屋市	3	1	33.3%	14	4	28.6%	1			1			14	4	28.6%		
56	京都市	2	2	100.0%	7	5	71.4%			-	1			7	2	28.6%		
57	大阪市	4	3	75.0%	10	4	40.0%	1			2			10	2	20.0%		
58	堺市			-	4	1	25.0%			-				4	1	25.0%		
59	神戸市	3	3	100.0%	14	7	50.0%	1						14				
60	広島市	1			3	1	33.3%			-	1			3	1	33.3%		
61	北九州市	1	1	100.0%	6	5	83.3%			-				6				
62	福岡市	2	2	100.0%	3	3	100.0%			-				3	2	66.7%		
63	横須賀市			-	1	1	100.0%			-				1				
64	金沢市	1			4					-				4				
	計	119	28	23.5%	558	278	49.8%	56	3	5.4%	31	6	19.4%	558	110	19.7%		

資料：家庭福祉課調べ（平成19年2月1日現在）

※1 乳児院及び児童養護施設の施設数については、平成18年3月31日現在（資料：福祉行政報告例）

※2 児童自立支援施設については、国立の2施設を除く

身元保証人確保対策事業の概要

1. 事業の目的・内容

(1) 目的

施設等を退所する子どもや女性にとって、自立に向けた支援は大きな課題であり、親がいない等により身元保証人を得られない場合に、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないよう支援する。

(2) 内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が、就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う。

(対象施設等) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、児童相談所一時保護所、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 補助率 1 / 2 (国 1 / 2 都道府県・指定都市、児童相談所設置市 1 / 2)

雇児総発第1006001号
平成18年10月6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童福祉施設における施設内虐待の防止について

児童養護施設等の児童福祉施設における子どもの権利擁護については、これまで、「児童養護施設等に対する児童の権利擁護に関する指導の徹底について」（平成11年10月22日児家第60号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知）等の通知や全国児童福祉主管課長会議等の場において、積極的な取組をお願いしてきたところである。

また、平成16年12月には、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）を改正し、児童福祉施設の職員による入所児童に対する虐待等の禁止について明記したところである（平成17年1月1日施行）。

しかしながら、先般、埼玉県、大分県及び鹿児島県において、児童養護施設の職員が入所児童に対し性的虐待等の行為を行っていたことが明らかとなった。このことは、子どもの心身を深く傷つけ、その権利を大きく侵害するものであるばかりでなく、児童福祉施設に対する社会の信頼を揺るがしかねない大きな問題であり、極めて遺憾である。

今後、児童福祉施設において、このような施設内虐待が生じることのないよう、下記の事項について留意の上、貴管内の児童福祉施設に対し、適切な指導等を行うとともに、都道府県等として、子どもの権利擁護のための取組及び体制の充実・強化を図られるようお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 児童福祉施設の職員の資質向上のための体制の整備

児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等については、すでに最低基準第7条の2において規定されているところであるが、改めてその趣旨を徹底するとともに、下記の事項について留意すること。

① 人事体制の見直し、改善等

- ・ 各児童福祉施設において、他法人や他施設との人事交流を行うこと等により、職員が広く児童福祉を含む社会福祉事業に関する知識及び経験を深め、かつ技能を修得する機会を設ける体制づくりに努めるよう指導すること。
- ・ 施設によって職員の年齢、経験年数等に偏りが生じることのないよう、各児童福祉施設において、職員の採用、異動、昇格等の基準について検討するよう周知すること。
- ・ 各児童福祉施設において、職員の適切な処遇や開かれた職場環境づくりに努めることにより、施設が一体となって子どもの権利擁護に取り組むことのできる体制を構築するよう指導すること。

② 職員の育成及び倫理観の確立

- ・ 各児童福祉施設において、最低基準第13条の規定に基づく服務規程や懲戒規程について職員に徹底し、職業倫理の確立を図るよう周知すること。
- ・ 子どもの権利擁護に関する勉強会、研修会等については、都道府県等が主体となり、各児童福祉施設の新任職員等に対する研修の実施や実習の導入を図るとともに、その内容の充実について検討する等、積極的に取り組むこと。
- ・ 各児童福祉施設においては、職員が、子どもへの指導に行き詰まることのないよう、支援が難しい子どもや、思春期を迎えた子ども等に対するケアの技術の向上に努めることとし、必要に応じて施設長等による指導、助言等を行うよう周知すること。

2 子どもの意見表明の機会及び施設運営の透明性の確保

各児童福祉施設において、最低基準第14条の3に規定する苦情への対応に関する体制の整備及び充実が図られ、子どもの意見表明の機会や施設運営の透明性が確保されるよう、施設内外における連携体制を強化すること。

① 子どもの意見表明の機会の確保

- ・ 各児童福祉施設において、子どもが安心して意見表明の機会を活用できるよう、苦情受付体制の整備状況にとどまらず、意見箱の使用状況や意見の取扱いについて実態を把握するとともに、これらについて十分な活用がなされていない場合には、第三者委員等の意見も踏まえ、当該実態を改善するよう指導すること。
- ・ 各児童福祉施設において、子どもがいつでも相談や意見表明を行うことができるよう、いわゆる「児童の権利ノート」等の活用を図るとともに、子どもと施設の職

員との間の信頼関係の構築及び施設内の雰囲気づくりについて、日常より十分に配慮するよう周知すること。

② 児童相談所の取組

- ・ 児童相談所の職員は、児童福祉施設を定期的に訪問し、子どもの生活状況の把握や、必要に応じて子どもから直接意見を聴取する等、児童福祉施設を利用している子どもに係る問題の把握に努めること。また、児童相談所と児童福祉施設との間で合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を図るよう十分に留意すること。

③ 施設内の職員間の連携及び情報の共有化

- ・ 各児童福祉施設において、個々の子どもへの支援の透明性を確保するため、職員全体による会議を開催する等、施設内の職員間の連携及び情報の共有化に努めるよう周知すること。

④ 運営適正化委員会の活用

- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条の規定に基づき、都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が行う苦情解決のための相談、助言、調査等について、積極的な活用を図ること。

3 各児童福祉施設との連携体制の確保及び強化

都道府県等と各児童福祉施設との連携体制を確保し、迅速かつ適切な対応を行うことにより、児童福祉施設における施設内虐待に係る事件及び事故の防止並びに早期解決に努めること。

① 報告体制の強化

- ・ 各児童福祉施設において、施設内虐待や職員の不祥事等、重大な案件が発生した場合には、都道府県等への報告が速やかに行われるよう、当該報告体制の強化について指導すること。

② 児童福祉行政指導監査の実施

- ・ 都道府県等が児童福祉行政指導監査を実施する場合には、監査の実施方法や内容が形骸化することのないよう留意するとともに、その児童福祉施設において、子どもの意向、希望を尊重するよう配慮がなされているか等について把握し、施設内虐待に係る事件及び事故の防止並びに早期発見に努めること。

③ 都道府県等による改善勧告、指導等

- ・ 児童福祉施設における施設内虐待に係る事件及び事故に関し、都道府県等による改善勧告、指導等が必要であると認められる場合には、子どもの安全確保や権利擁護等、子どもの最善の利益を十分に勘案の上、迅速かつ適切に対応すること。

情緒障害児短期治療施設の設置状況

H19. 2. 1現在

番号	都道府県市名	H17	H18新規	H19新規 予定	H20～21新規 予定
1	北海道	1			
2	青森県				
3	岩手県	1			
4	宮城県				
5	秋田県				
6	山形県				
7	福島県				
8	茨城県	1			
9	栃木県				1
10	群馬県		1		
11	埼玉県			1	
12	千葉県				
13	東京都				
14	神奈川県				
15	新潟県				
16	富山県				
17	石川県				
18	福井県				
19	山梨県				1
20	長野県	1			
21	岐阜県	1			
22	静岡県	1			
23	愛知県	2			
24	三重県				1
25	滋賀県	1			
26	京都府	1			
27	大阪府	2	1		
28	兵庫県	1			
29	奈良県				
30	和歌山県				1
31	鳥取県	1			
32	島根県				
33	岡山県	1			
34	広島県				
35	山口県	1			
36	徳島県				
37	香川県	1			
38	愛媛県				
39	高知県		1		
40	福岡県	1			
41	佐賀県				
42	長崎県	1			
43	熊本県	1			
44	大分県				
45	宮崎県				
46	鹿児島県	1			
47	沖縄県				
48	札幌市				
49	仙台市	1			
50	市				
51	千葉市				
52	横浜市	1			
53	川崎市				
54	静岡市				
55	名古屋市	1			
56	京都市	1			
57	大阪市	1	1		
58	堺市	-			
59	神戸市				
60	広島市	1			
61	北九州市				
62	福岡市				
63	横須賀市				
64	金沢市				
	計	27	4	1	4

資料：家庭福祉課調べ

自立援助ホーム及び児童家庭支援センターの設置状況

H19.2.1現在

番号	都道府県市名	自立援助ホーム				児童家庭支援センター			
		H17	H18新規 (予定含む)	H19新規 予定	H20～21新規 予定	H17	H18新規 (予定含む)	H19新規 予定	H20～21新規 予定
1	北海道					8			
2	青森県					1			
3	岩手県					1			
4	宮城県					1			
5	秋田県			1					1
6	山形県						1		1
7	福島県								
8	茨城県					2			
9	栃木県	1							
10	群馬県	1				2			1
11	埼玉県	2		1		2			1
12	千葉県	2			2	2			
13	東京都	11	1	4	2				
14	神奈川県		1		1				
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県					2			
18	福井県					2	1		
19	山梨県						1		
20	長野県	1							
21	岐阜県					3			
22	静岡県	1				1			
23	愛知県								
24	三重県				1	1			
25	滋賀県	1				1			
26	京都府					1			
27	大阪府	1				1			
28	兵庫県					2			
29	奈良県					2			
30	和歌山県				1				1
31	鳥取県	4				1			
32	島根県	1							
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県		1			3	1		
36	徳島県					1			
37	香川県					1			
38	愛媛県					1			
39	高知県	1		1		1		2	
40	福岡県					1			
41	佐賀県								
42	長崎県					1			
43	熊本県			1		1			
44	大分県	1				1	1		
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県	1				1			
48	札幌市					2			1
49	仙台市	1							
50	さいたま市								
51	千葉市		1			1	1	1	
52	横浜市	2				1			1
53	川崎市					1			
54	静岡市								
55	名古屋市	1				1			
56	京都市	1							
57	大阪市	1	1			1			
58	堺市	-				-		1	
59	神戸市					2			
60	広島市								
61	北九州市	1				1			
62	福岡市								
63	横須賀市								
64	金沢市					1			
	計	36	5	8	5	59	6	4	7

資料：家庭福祉課調べ

児童自立支援施設への学校教育実施予定一覧

H19.2.1現在

番号	都道府県名	施設名	H17	H18新規	H19新規 予定	H20以降 予定	備考
1	国立	武蔵野学院		☆			(中:分教室)
2	"	きぬ川学院	☆				中:分教室
3	北海道	北海道家庭学校				★	
4	"	向陽学院				★	
5	"	大沼学園				★	
6	青森県	子ども自立センターみらい	☆				分教室
7	岩手県	杜陵学園				★	
8	宮城県	さわらび学園	☆				分教室
9	秋田県	千秋学園			☆		(分校)
10	山形県	朝日学園				★	
11	福島県	福島学園				★	
12	茨城県	茨城学園	☆				分教室
13	栃木県	那須学園	☆				小:分教室、中:分校
14	群馬県	ぐんま学園	☆				分校
15	埼玉県	埼玉学園	☆				小:分教室、中:分校
16	千葉県	生実学校	☆				分教室
17	東京都	誠明学園	☆				本校
18	"	萩山実務学校	☆				中:分校
19	神奈川県	おおいそ学園	☆				分校
20	新潟県	新潟学園	☆				分校
21	富山県	富山学園				★	
22	石川県	児童生活指導センター	☆				分校
23	福井県	和敬学園				★	
24	山梨県	甲陽学園				★	H20予定(分校)
25	長野県	波田学院	☆				小:分教室、中:分校
26	岐阜県	わかあゆ学園	☆				分校
27	静岡県	三方原学園	☆				分校
28	愛知県	愛知学園				★	
29	三重県	国児学園	☆				分校
30	滋賀県	淡海学園	☆				分教室
31	京都府	淇陽学校				★	
32	大阪府	修徳学院				★	
33	"	ライフサポートセンター	—	—	—	—	
34	兵庫県	明石学園	☆				分教室
35	奈良県	精華学院				★	
36	和歌山県	仙溪学園	☆				小:分教室、中:分校
37	鳥取県	喜多原学園	☆				小:分教室、中:分校
38	島根県	わかたけ学園	☆				分校
39	岡山県	成徳学校				★	
40	広島県	広島学園				★	
41	山口県	育成学校	☆				小:分教室、中:分校
42	徳島県	徳島学院	☆				小:分教室、中:分校
43	香川県	斯道学園	☆				分教室
44	愛媛県	えひめ学園	☆				小:分教室、中:分校
45	高知県	希望が丘学園	☆				分校
46	福岡県	福岡学園	☆				分校
47	佐賀県	虹の松原学園			☆		(分校)
48	長崎県	開成学園	☆				分校
49	熊本県	清水が丘学園				★	
50	大分県	二豊学園				★	
51	宮崎県	みやざき学園				★	
52	鹿児島県	牧ノ原学園				★	H20予定(小:分教室、中:分校)
53	沖縄県	若夏学院	☆				小:分教室、中:分校
54	横浜市	向陽学園				★	
55	"	横浜家庭学園				★	
56	名古屋市	玉野川学園				★	
57	大阪市	阿武山学園				★	
58	神戸市	若葉学園	☆				分教室
合計			31	1	2	23	

資料: 家庭福祉課調べ

平成19年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程

平成19年度研修共通テーマ <児童自立支援施設の機能充実にむけて>

児童自立支援施設を取り巻く多様な状況に対応すべく、平成17年度「児童自立支援施設のあり方研究会報告」を受け、施設長研修とスーパーバイザー研修の充実を図り、社会ニーズに的確に対応できる施設運営を目指します。
また、子どもの多様なニーズに対応するために、<発達障害・被害待児の理解と支援>等の基本的なテーマを、新任研修・専門研修・思春期問題対応関係機関研修において充実します。

<児童自立支援施設新任職員研修>

No.	研修種別	対象者	期間	研修内容	研修会場	募集人員
1	新任施設長研修 前期・後期 新任施設長として児童自立支援施設運営上必要と思われる内容を学び、今後の方向性を考える研修	平成18年4月1日以降に着任した施設長	3日間×2回とも 前期 H19.5.9~5.11 後期 H19.12.12~12.14	テーマ:「子どもの権利擁護と施設運営管理」 内容:講義、グループ討議、見学等	国立武蔵野学院 および 国立きぬ川学院	30名
2	新任職員研修 (1) 短期コース 初めて児童自立支援事業に従事する職員に対しての基礎的研修	児童自立支援専門員・支援員職経験が2年未満である者	3か月間 うち、研修期間 いずれか1回 ① H19.6.4~8 ② H19.6.11~15 ③ H19.6.18~22 ④ H19.6.25~29	テーマ:「子どもの理解と対応」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	①② 国立武蔵野学院 ③④ 国立きぬ川学院	15名 × 4回
3	新任職員研修 (2) 実習コース 児童自立支援施設の機能を実習を通してより深く理解し具体的な支援の方法を学ぶ基礎的研修	児童自立支援専門員・支援員職経験が2年未満である者	3か月間 うち、実習期間3Wは調整の上決定	テーマ:「直接支援現場の実際」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院 または 国立きぬ川学院	10名 程度

<児童自立支援施設専門研修>

4	スーパーバイザー研修 自立支援機能を統括していくために必要なマネジメント・スーパービジョン、今後の児童自立支援施設の機能充実を考え深める研修	スーパーバイザーまたは指導者の立場にある者 (ただし児童福祉領域での経験を含める等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	3か月間 うち、研修期間 3日間 H19.7.9~7.13	テーマ:「子どもの権利擁護とマネジメント・スーパービジョン」 内容:レポート作成、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名
5	中堅職員研修 専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年以上である者 (ただし児童福祉領域での経験を含める等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	4か月間 うち、研修期間 5日間 H19.9.10~9.14	テーマ:「被害待児のメンタルヘルスと支援」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院	30名
6	児童自立支援専門員・児童生活支援員研修 児童自立支援施設職員としての専門性をより高めるための研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年未満である者 (ただし児童福祉領域での経験を含める等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	4か月間 うち、研修期間 5日間 H19.11.5~11.9	テーマ:「発達障害の理解と支援」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院	30名
7	学科指導関係職員研修 多様化する児童自立支援施設入所児童の学習を支援するために必要な専門性を高める研修	児童自立支援施設で学科指導に関わっている教員・職員等	4か月間 うち、研修期間 3日間 H19.7.25~7.27	テーマ:「自立支援の理念と教科教育」 内容:レポート作成、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名

<児童自立支援施設・児童相談所等共通研修>

8	思春期問題対応関係機関職員研修	思春期問題対応関係機関職員	3日間	テーマ:「思春期問題と発達障害」 内容:グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名
---	-----------------	---------------	-----	--------------------------------------	---------	-----

<児童相談所職員研修>

9	児童相談所一時保護所職員研修	児童相談所一時保護所 児童指導員 および保育士	①第1グループ 3日間 ②第2グループ 3日間	共通テーマ:「一時保護所の機能充実に向けて」 内容:グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名 × 2回
10	里親対応関係機関職員研修	児童相談所等 里親対応担当職員	3日間	テーマ:「子どもの権利擁護と里親支援」 内容:グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名

*平成19年度当初に厚生労働省より各自治体主管課宛、国立武蔵野学院より各児童自立支援施設長宛に、要綱・申し込み方法等通知します。関係機関への周知徹底をお願いいたします。

*※切: 児童自立支援施設関係研修(1~7)平成19年5月2日(金)
共通研修・児童相談所職員研修(8~10)平成19年9月28日(金)

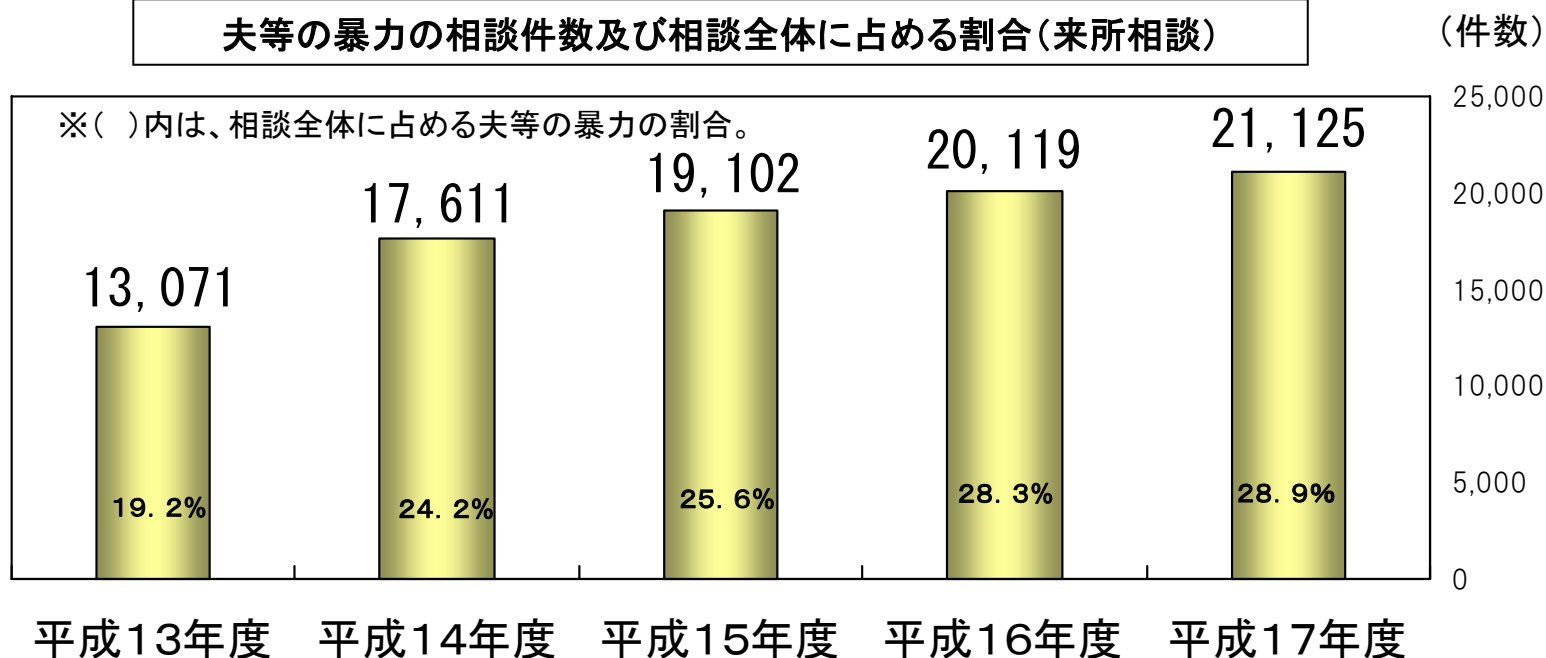
*問い合わせ先: 国立武蔵野学院 調査課 養成所係 TEL 048(878)1260 内141 〒336-0963 埼玉県さいたま市緑区大門1030

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律施行後の状況について

婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

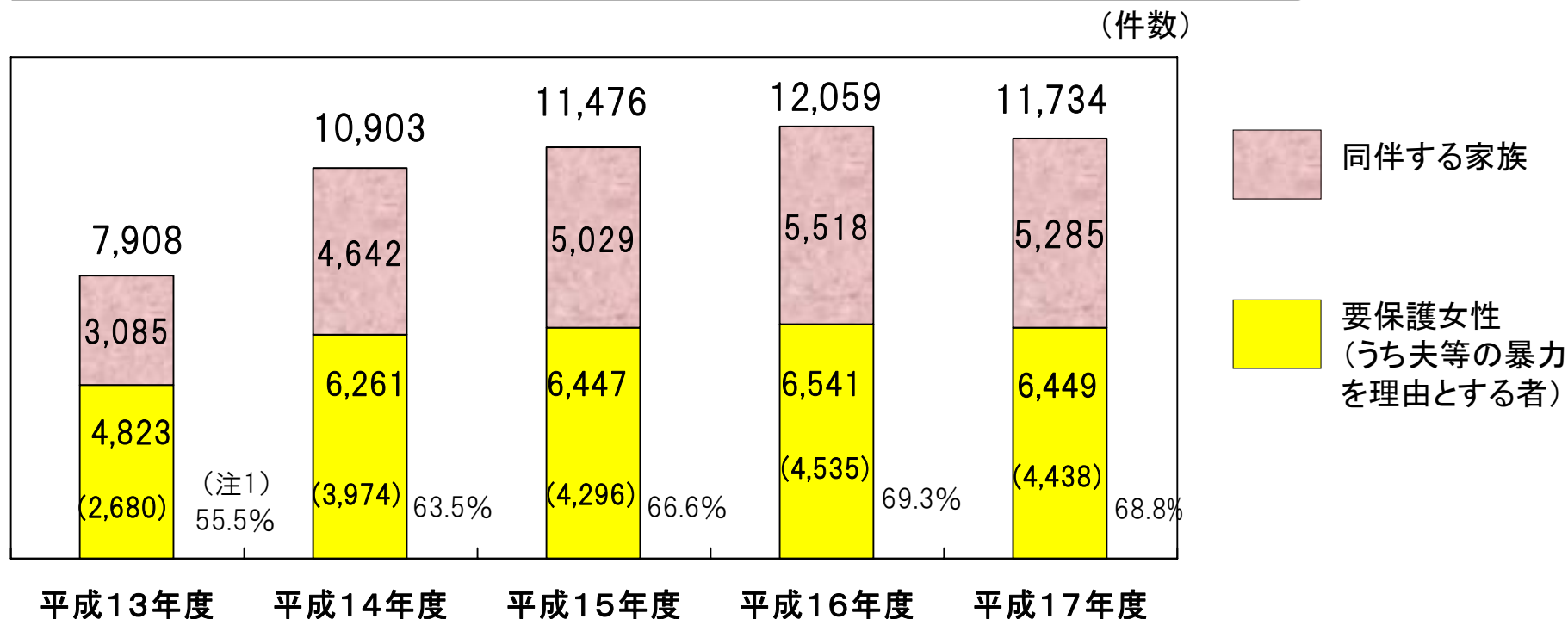
夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により、一時保護された女性及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成14年度にかけて大幅に増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、夫等の暴力を入所理由とするものの割合が6割～7割と高くなっている。
- 要保護女性の平均在所日数は14.9日（平成17年度）



注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

DV被害者の一時保護委託

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成17年度における一時保護委託人数は、3,125人(被害女性1,409人、同伴家族1,716人)、平均在所日数14.5日となっている。
- 一時保護の委託契約施設については、平成18年4月1日現在で229施設。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成18年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	婦人保護施設	児童養護施設 乳児院	障害児者施設	老人関係施設	救護施設	その他	合計
か所数	83(82)	81(61)	18(18)	23(24)	9(4)	7(3)	4(4)	4(2)	229 (198)

注1) ()内は、平成17年3月1日現在

厚生労働省における人身取引被害者への対応

1 婦人相談所における保護の状況

- 保護された被害者は年々増加していたが今年度は12月末現在で27人。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくはは入国管理局。
- 人身取引事犯は都市部に限らず起こっている現状。
- 被害者のほとんどが早期帰国を希望。

○年度別保護実績

平成13年度	1人 (タイ1人)
平成14年度	2人 (タイ2人)
平成15年度	6人 (タイ3人・フィリピン3人)
平成16年度	24人 (タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア7人)
平成17年度	112人 (フィリピン59人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人)
平成18年度	27人 (フィリピン11人・インドネシア10人・タイ3人・台湾2人・韓国1人)

(4月～12月末)

○都道府県別保護実績

愛知県	39人	長野県	21人	千葉県	20人	秋田県	18人
東京都	**18人	島根県	12人	栃木県	8人	広島県	*7人
群馬県	7人	大阪府	6人	福岡県	6人	岐阜県	6人
神奈川県	5人	徳島県	3人				
茨城県・新潟県・静岡県・鹿児島県・沖縄県	各1人						

*6人が島根県より、**3人が群馬県に移管のため合計には算入せず

○一時保護委託実績

平成17年4月1日～平成18年12月31日までに54人の一時保護委託を実施
内訳 婦人保護施設26人・母子生活支援施設16人・民間シェルター12人

○平均保護日数 21.7日

合計 172人 H18.12月末現在

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における母国語通訳の確保
 - 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
 - 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
 - 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館、IOM（国際移住機関）等関係機関との緊密な連携が欠かせない。

(育成環境課關係)

1. 児童手当について

(1) 平成19年度制度改正の概要について

平成18年6月の「新しい少子化対策について」及び同年12月の「児童手当について」に基づき、児童手当における乳幼児加算を創設し、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律1万円とし、平成19年4月から実施することとしたところであり、児童手当法の一部改正案を2月9日に国会へ提出したところである。

また、児童手当の拡充に係る地方の負担増分については、地方特例交付金を措置することとされている。

なお、事業主拠出金の拠出金率についても、平成19年4月から引き上げを行う予定である。

[児童手当制度の拡充内容]

(ア) 支給対象 現行どおり

0歳から小学校修了前までの児童

(12歳到達後の最初の年度末まで)

約1,290万児童

(乳幼児加算対象児童約275万児童)

※公務員を含む児童数

(イ) 手 当 額

0歳から3歳未満

(現 行)

(改正案)

第1子・第2子 5,000円/月 → 10,000円/月

第3子以降 10,000円/月 (現行どおり)

3歳以上 (現行どおり)

第1子・第2子 5,000円/月

第3子以降 10,000円/月

(ウ) 所得制限 現行どおり

780万円未満

ただしサラリーマンは

860万円未満

(夫婦と児童2人の世帯の年収ベース)

(エ) 費用負担 現行どおり

ただし、0歳から3歳未満の手当額の増額に伴い、事業主拠出金の拠出金率を引き上げる予定である。

(現 行) (改正案)

0.9 / 1,000 → 1.3 / 1,000

(オ) 施行期日 平成19年4月1日 (予定)

(カ) 手当額の増額等に伴う事務処理

今回の拡充に伴う手当額の増額等については、額改定認定請求書によらず職権により取扱う予定であること。

なお、手当額の増額等に関する周知については、政府広報及びポスター、リーフレット等による広報を実施するとともに、支払通知書等に必要な注釈を加えて行うこととしていることから、各都道府県及び市町村において、特段のご配慮をお願いしたい。

(2) 今後の予定について

この法案は、平成19年4月1日の施行を予定しており、国会での審議状況等については、適宜情報提供等を行うこととしているので、管内市区町村への情報提供をしていただくとともに、円滑施行に向け、特段のご配慮をお願いしたい。

2. 「放課後子どもプラン」について

(1) 「放課後子どもプラン」の基本的考え方等について

平成19年度に創設する「放課後子どもプラン」の全体像については、先般、2月7日に文部科学省と合同で開催した「放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議」においてご説明したとおりであるが、本プランの効果的かつ円滑な実施のため、文部科学省との連名により、本プランの基本的な考え方を示した通知を発出する予定であるので、管内市町村への十分な周知を図るとともに、教育委員会との連携・協力体制の強化に努められたい。(資料4(157頁)及び資料5(158頁))

特に留意いただきたいことは、できるだけ早急に必要な全小学校区において放課後児童クラブを整備していただくため、本プランは余裕教室等の既存施設の有効活用や事業実施の利便性等から小学校内での実施を基本としているが、①既に児童館、公民館等の小学校以外で放課後児童クラブを実施していて、引き続き当該実施場所で実施することが望ましい場合や、②現に小学校の余裕教室が無い場合などは、平成19年度以降も小学校以外で実施いただくこととしている。このため、各地域において、子どもにとって最善の活動場所が確保されるよう、地域の実情や利用者のニーズ、今までの事業との継続性などを十分勘案した上で、効果的な事業実施に努めていただくようお願いしたい。

なお、本プランの具体的実施内容等に関する疑義について、2月8日付け事務連絡で照会し、質問事項を提出いただいたところであるが、現在、その回答内容について文部科学省と調整中であり、調整済次第、追って文書で回答することとするので、ご了知願いたい。

(2) 教育委員会と福祉部局の連携促進について

本プランの実施に当たって、各市町村及び都道府県における教育委員会・福祉部局の連携・協力体制の強化が重要であるとの認識から、両省において関係部局連名(文部科学省大臣官房文教施設企画部、同生涯学習政策局、同初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)による通知を発出する予定である。

本通知においては、

- ① 本プランの円滑な実施のための教育委員会と福祉部局との緊密な連携強化、
- ② 校長、クラス担任等学校関係者と事業関係者との間での迅速な情報交換・情報共有の実施、

- ③ 「放課後子どもプラン」実施場所としての余裕教室の積極的な活用、
 - ④ 保健室、体育館、図書室、視聴覚室等の学校諸施設について、長期休暇や土曜日等の学校の授業日以外も含めた弾力的な運用、
- など、4月からの円滑かつ効果的な事業実施に向け、教育委員会や学校関係者とのより一層の連携強化策を盛り込んでいるので、本通知の趣旨を踏まえ、教育委員会等との連絡会議などを通じて、積極的な働きかけをお願いしたい。(資料6 (163頁))

(3) 「放課後子どもプラン連携推進室」の設置について

本プランの効果的な推進を目的として、2月1日に、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課にそれぞれ「放課後子どもプラン連携推進室」を設置したところである。

本連携推進室においては、「放課後子どもプラン」関連補助金の執行に関する事務を一括して実施するとともに、電話回線を共用化し、国民及び地方自治体等へのワンストップ・サービスとして、情報提供及び各種照会への円滑な対応を図ることとしているので、管内市町村への周知をお願いしたい。(資料7 (166頁))

(4) 交付要綱等の一本化について

都道府県・指定都市・中核市からの交付申請手続等の事務負担の軽減を図るため、両省で実施する二つの事業（「放課後児童健全育成事業」・「放課後子ども教室推進事業」）を「放課後子どもプラン推進事業」（案）として一本化し、実施要綱及び交付要綱についても一本化を図ることとしたところである。(資料8 (167頁))

都道府県におかれても、これに準じて一つの補助金交付要綱等を作成し、教育委員会又は福祉部局のいずれかにおいて、市町村からの交付申請の一括処理を行うなど、事務の簡素化に努められたい。

なお、都道府県・指定都市・中核市から国に対する補助金交付申請等については、教育委員会又は福祉部局のいずれかにおいてとりまとめ、一本の交付申請として文部科学省あるいは厚生労働省どちらかの「放課後子どもプラン連携推進室」に提出いただくこととしているので、都道府県等における円滑な事務手続に向けた体制の構築をお願いしたい。

(5) 放課後児童クラブの必要な全小学校への設置促進等について

平成19年度予算(案)においては、放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るため、

- ① 必要な全小学校区に対応する、20,000か所での実施を目指すための運営費の確保、
 - ② 新たに放課後児童クラブ室を設置する場合の創設費や、学校の余裕教室等の既存施設の改修費の対象か所数の増、
 - ③ 改修を伴わない場合の設備費補助の創設
- のソフト及びハード両面での支援措置を盛り込んでいるので、こうした補助事業を活用し、その設置促進について格段の対応をお願いしたい。

併せて、放課後児童クラブの未実施市町村(244市町村:平成18年5月1日現在)において、放課後児童指導員となる人材の確保のための研修や登録を行う事業を創設することとしたので、管内の未実施市町村に対して、当該事業の活用を図り、早期に設置されるよう積極的な働きかけをお願いしたい。(資料9(185頁))

(6) 放課後児童クラブの運営面での向上について

放課後児童クラブを利用する子ども・保護者のニーズに対応して、運営面でもその水準の維持・向上を図るため、平成19年度予算(案)においては、①基準開設日数の弾力化(281日→250日)、②必要な開設日数の確保、③適正な人数規模への移行促進などの改善を行うこととしている。

特に、②は、保護者の就労等による留守家庭の子どものニーズに対応した開所日数(250日)の確保を図る観点から、授業日200日、長期休暇45日及びクラブ運営上必要な5日の合計250日の開所を原則としたものである。また、この基準開設日数未満の200日以上250日未満開所のクラブについては、

- ・ 事故等に巻き込まれる危険性の高い学校の長期休暇時(春、夏、冬休み)の子どもの安全確保や、
- ・ 保護者会やクラブの親子交流事業の実施などクラブを利用する親子への支援

などへの配慮が十分ではないこと及び従来より特例として補助してきたことを踏まえ、できるだけ速やかに(3か年以内)、利用者のニーズに対応した開所日数を確保されたい。

また、③の適正な人数規模(70人以下)への移行促進では、子どもの情緒安定や安全確保の観点から、できるだけ速やかに(3か年以内)、1クラブ当たりの児童数が多いクラブを分割し、適切なサービスの質の

確保に努められたい。なお、余裕教室等の既存施設において実施していて、間仕切り等を設置してクラブを分割する場合などは、改修費補助の対象となるので、その積極的な活用を図り、速やかに改善に着手されたい。

(7) 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進について

本プランにおける放課後児童クラブと「放課後子ども教室推進事業」の連携促進を図るため、①両事業の指導者（員）研修を都道府県・指定都市・中核市において合同で開催できるよう、研修対象者の拡大を図るとともに、②同じ小学校内で両事業を実施する場合には、放課後児童クラブの「ボランティア派遣事業」のボランティアを両事業の活動の交流を深めるために活用するなどの経費を盛り込んでいるので、各地方自治体におかれては、都道府県・市町村レベル、小学校区レベル、活動場所レベルなど各段階に応じた連携促進が図られるよう、配慮願いたい。

3. 児童厚生施設等の設置運営について

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成19年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る国庫補助協議及び整備方針等については、資料10(186頁)のとおり予定しているところであり、整備方針等を踏まえ、管内市町村等と十分調整を図ったうえ、積極的な対応を図るようよろしくお願いしたい。

特に、「放課後子どもプラン」が小学校内での実施を基本としていることから、放課後児童クラブの新たな整備を行う場合、余裕教室がない又はあっても他に転用されていて活用できない地域では、校庭等の敷地内に整備を図ることが必要と考えられる。この場合、本整備費の優先採択事項とするので、積極的に活用し、必要な小学校区への設置促進に努めていただきたい。

また、放課後児童クラブの運営面での向上を図るため、71人以上の大規模クラブについては、本整備費において、来年度協議から対象外とすることとしているので、協議に当たっては十分留意されたい。なお、1クラブ当たり71人以上の大規模クラブの設置計画がある都道府県等におかれては、1クラブ当たり70人以下になるよう分割して、2クラブ分又は3クラブ分などとして協議されるよう調整を図られたい。

(2) 児童館、児童センターの機能強化について

ア 地域子育て支援拠点事業（児童館型）の実施について

地域において学齢期等の子どもの健全育成や子育て家庭への支援の拠点として、これまでも児童館、児童センターの活用が図られてきており、「子ども・子育て応援プラン」において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するための受入を、すべての児童館において推進することとされているなど、その取組の促進が図られているところである。

さらに、平成19年度から、子育て中の親子が気軽に利用できる子育て支援の拠点整備を図るため、「地域子育て支援拠点事業」（総務課3の(2)(19頁)、総務課追加資料を参照)を実施することとしているが、本事業においては、ひろば型、センター型に加えて、民営の児童館等を活用した児童館型を新たに設けることとしている。

児童館型は、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親子の交流、つどいの場を設置し、子育て中の親などの当事者等をひろば担当のスタッフとして参加(1名以上、非常勤でも可)させた身近で利用しやすい地域交流活動を実施するものであり、児童館等においても子

育て家庭への支援のより一層の充実を図ることとしているので、児童館等の機能強化の観点からも、積極的な取組をお願いしたい。

なお、本事業の実施に当たっては、児童館等に従事する児童の遊びを指導する者（児童厚生員）は、ひろば担当者をサポートして子育て中の親と子の援助に当たることとし、直接ひろば担当者となって本事業の補助対象となることはないので、留意されたい。

また、公営の児童館等の事業費等は既に一般財源化されているところであるが、より一層の活用を図るため、つどいの場を設置する際には、本事業のひろば型又はセンター型での実施が可能であるので、事業の実施場所の選定に当たっては、その活用もご検討いただきたい。

なお、平成19年度の地方財政措置において、地域の子育て支援のための措置（地方単独措置分）として、全国ベースで約330億円の財政措置が約700億円に大幅に拡充されることとなっているので、児童館等の機能強化にもその活用をご検討いただきたい。

イ 児童館等に関する第三者評価事業について

昨年8月31日付けで、「児童館版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』等を発出し、各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』について」（平成18年8月31日付雇児育発第0831001号、社援基発第0831001号）をお示ししたところであるが、本ガイドラインの活用も図りつつ、児童館等のサービス内容のより一層の向上に努めていただきたい。

ウ 児童館等における子どもと高齢者の世代間交流の推進について

児童館等においては、これまでも子どもと高齢者の世代間交流を推し進めてきたところであるが、児童館の活性化と高齢者のマンパワーの活用を図る観点から、（財）児童健全育成推進財団と（財）長寿社会開発センターとが連携して、本年度から、高齢者が長年培ってきた知恵を子どもたちに伝える「子どもと高齢者の結びつきを促進する事業」に取り組むこととしたところである。

18年度においては、大分県臼杵市の児童館における『おばあちゃんのお味噌づくり、おじいちゃんの紙工作』など、子どもと地域の高齢者が交流する事例を研究するとともに、各地の児童館と全都道府県に設置されている高齢者の生きがいと健康づくりを応援する「明るい長寿社会づくり推進機構」との連携のあり方を検討するなど、今後の方向性等を盛り込んだ報告書を取りまとめ、都道府県、指定都市及び中核市に配布することとしている。

19年度においては、全国数か所で報告書を踏まえたモデル事業に取り組むなど、児童館等を活用した子どもと高齢者の世代間交流をより一層推進することとしており、厚生労働省としても、今後、こうした取組を全国に展開させるために幅広く情報提供を行うとともに、その際には、管内市区町村への周知や、児童館等における取組支援を行うなど、対応方よろしくお願いしたい。

(3) 中核市への大都市特例の適用について

児童厚生施設等整備費、民間児童館活動事業及び児童福祉施設併設型民間児童館事業については、平成19年度から、地域の実情に応じた事業実施を可能とするため、中核市を指定都市と同様の取扱いとする制度見直し（中核市への大都市特例の適用）を行うこととしているので、中核市におかれては、事前協議や交付申請等の手続において、国に直接、書類等提出いただくことになるので、対応方よろしくお願いしたい。

なお、総務省には、当該事業における地方交付税の補助うら分の付け替え（道府県分→市町村分）を要望しているところであるので、念のため申し添える。

4. 母親クラブ等の地域組織活動の活性化について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめ、子どもの健全育成の向上のための研修会の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいているところである。

子どもが安全で安心して過ごせる地域へのニーズが高まっていることから、地域組織の行うこうした活動のための経費の補助を行う「地域組織活動育成事業」の活用も図りながら、児童館及び放課後児童クラブを利用する子どもの来所・帰宅時における見守り活動や、児童遊園等の巡回や遊具の点検などについて、より一層の推進に努められたい。

5. 乳幼児と年長児童のふれあいの促進について

「子ども・子育て応援プラン」において、これから親となる人が皆、乳幼児期の子どもとふれあう機会を持ち、生命の大切さや家庭の役割等についての理解を深めることが重要との観点から、「乳幼児とふれあう機会の拡大」を図ることとし、21年度までの具体的目標として「すべての保育所、児童館、保健センターにおいて受入を推進」することとしている。

厚生労働省においては、市町村におけるこうした取組を推進するため、「児童ふれあい交流促進事業」を、また、都道府県において協議会等を設置するための「児童ふれあい交流支援事業」を実施しているところであり、こうした事業の活用も図りながら、更なる取組の推進をお願いしたい。

なお、平成17年度に厚生労働省と文部科学省が共同で実施した調査によると、こうした取組を実施している児童館は全体の29.3%となっているが、今後新たに事業を実施するに当たっての参考とするため、(財)児童健全育成推進財団において「児童館のための中高生と赤ちゃんのふれあい交流事業Q&A」を作成し、本日参考のため配布することとしたので、各地方自治体におかれては、こうしたヒント集を活用するなどして、特に未実施の児童館における取組の推進に努めていただきたい。

6. i-子育てネットによる情報提供について

全国の放課後児童クラブ情報を含む子育て支援関連情報等については、(財)こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」において幅広く提供しているところであるが、放課後児童クラブ情報の内容を見ると、詳細データが入力されていない、情報が更新されていない、新設の放課後児童クラブの情報が入力されていないなどの状況が見受けられるところである。インターネットによる最新情報を提供する必要性は高いと考えており、また、本年4月から実施される「放課後子どもプラン」への国民の関心も高いことから、利用者に対する適切な情報提供ができるよう、定期的な情報の更新にご配慮願いたい。

また、本年度中に、児童館における様々な取組事例や母親クラブの活動事例などの紹介を掲載する予定であるので、児童館運営等において参考にされたい。

7. 児童育成事業等推進事業について

本事業については、全国的な事業展開に際してのモデル的な事業を対象として、事業費の10/10相当(上限あり)を補助するものであり、詳細については、近日中に、平成19年度児童育成事業推進等対策事業の事前協議についての通知を発出する予定である。

来年度においても、優先採択事項をお示しし、子どもの健全育成や地域の子育て支援に積極的に取り組む都道府県、市町村が実施する創意工夫のある先駆的な事業などをその対象とする予定である。

(関連資料11(192頁))

なお、18年度と同様に事業評価書の提出を求め、対費用効果や次年度以降の取組に活かされた点等も考慮に入れ、十分審査し採択するかを決定することとしているので、ご承知いただきたい。

また、本事業については、都道府県及び市町村において積極にご活用いただき、子どもの健全育成や地域の子育て支援に資する取組を全国的に展開いただきたいと考えているが、特に市町村において、本事業について認識していないなど、周知が徹底されていない状況が見受けられるので、都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底を行っていただくようよろしく願いたい。

8. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 児童虐待等への対応について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められている。

こうした中、児童虐待の防止に大きな役割を果たすことが期待されている市町村の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）についても、民生委員・児童委員、主任児童委員が積極的に参画するとともに、児童相談所と常に連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握するため、研修などの様々な機会を通じた取組を図っていただきたい。

また、平成19年度予算（案）においては、児童虐待の発生予防の観点から、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」（次世代育成支援対策交付金）を実施することとしているが、「児童委員の活動要領の改正について」（平成16年11月8日付雇児発第1108001号）の別添においても、妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言のほか、児童虐待への取組として子育てに関する相談に応じていることから、本事業における民生委員・児童委員、主任児童委員の積極的な活用をお願いしたい。

(2) 個人情報の取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守るということが規定されているところである。

しかしながら、一部の地方自治体においては、個人情報の保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても、情報提供に慎重となるあまり、必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けている。

こうしたことから、各地方自治体におかれては、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供にご配慮願うとともに、地域住民に対しても、制度の正しい理解が得られるよう格別のご配慮をお願いしたい。

あわせて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対する活動に必要な情報の提供について、別途、通知することとしている。

(3) 一斉改選について

平成19年12月1日には、3年ごとの民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われる。ついでには改選に際して、児童福祉に理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した方を選任していただくよう特段のご配慮をお願いしたい。

9. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日～11日)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成18年9月1日～10月31日にかけて、「次世代を担う子どもたちからの発信」をテーマに児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、5,072作品の応募があり、主催者で選考した結果、次の作品を平成19年度児童福祉週間の標語と決定した。

「見つけよう みんながもってる いいところ」
(松堂一成さん 10歳(沖縄県)の作品)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、省のホームページ等で広く周知を図ることとしているが、貴管下市区町村への周知及び啓発事業・行事等に活用をお願いしたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

平成18年度においては、児童福祉週間が制定されて60年の節目に当たることから、従来行われてきた週間中の行事のほか、60周年記念広報・啓発ポスターの作成や、児童健全育成の拠点である児童館活動の一層の周知を図ることを目的とした「全国児童館フェスタ2006」を東京、京都をはじめ、全国の主要地域(39会場)で開催したところである。

平成19年度においても昨年度同様、「次世代を担う子どもたちからの発信」をテーマとして、子どもたちが自ら企画運営を行って事業展開をしていくといったような自主運営型の取り組みを構築・支援していくこととしているが、各地方自治体においても、各種の啓発事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的喚起を図られたい。

平成19年度年金特別会計児童手当予算案の概要

	18年度予算額	19年度予算案	差引増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
【歳入】				【児童手当拠出金収入の内訳】
拠出金収入	137,854,714	203,434,034	65,579,320	○拠出金率 0.9/1000→1.3/1000 ・厚生年金保険被保険者 拠出金収入1,321億円→1,951億円 被保険者数3,282万人→3,347万人 標準報酬月額 313,031円→312,732円
一般会計より受入	227,086,482	255,993,116	28,906,634	・私学共済組合等組合員等 拠出金収入58億円→83億円
積立金より受入	9,518,698	14,658,082	5,139,384	<ul style="list-style-type: none"> ・平年度化増 +135億円 ・自然増減 △30億円 ・返納金等 △9億円 ・19年改正の増 +193億円
雑収入	1,398,861	1,696,918	298,057	
前年度剰余金受入	725,531	1,389,851	664,320	
計	376,584,286	477,172,001	100,587,715	
【歳出】				
被用者児童手当 交付金	265,564,936	346,925,376	81,360,440	○支給児童数 (△153千人) 12,016千人→11,863千人 ・支給児童数(被用者分) 8,795千人→8,677千人(△118千人)
非被用者児童手当 交付金	71,518,059	85,035,393	13,517,334	・支給児童数(非被用者分) 3,221千人→3,186千人(△35千人) ○19年度改正に伴う所要額 +874億円
業務取扱費	2,099,006	2,027,715	△71,291	・3歳未満の支給月額を一律1万円とする
諸支出金	15,304	17,340	2,036	
児童育成事業費	33,386,981	39,166,177	5,779,196	
予備費	4,000,000	4,000,000	0	
計	376,584,286	477,172,001	100,587,715	

児童手当制度の概要(案)

- 「家庭における生活の安定」と「次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上」を図ることを目的に、3歳未満の児童に対し一律月10,000円、3歳以上小学校修了前の児童に対し、第1、2子 月5,000円、第3子以降 月10,000円の手当を支給。
- 所得制限あり。※サラリーマン家庭の標準4人世帯で年収860万円
(対象児童の約90%をカバー 支給対象児童数約1,290万人)

児童手当の財源内訳 平成19年度予算案ベース[改正影響10か月分]

0～3歳未満の財源構成 (公務員を除く)

0～3歳未満

(所得制限額)
(夫婦+子2人収入ベース)

(サラリーマン家庭)

(自営業者家庭)

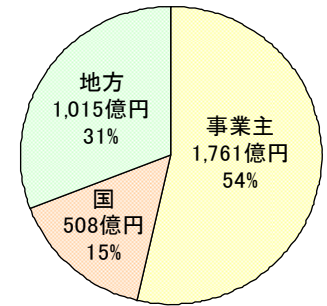
(公務員家庭)
(それぞれ所属庁が全額負担)

860万円
特例給付
(附則6条)

780万円
本来の給付

事業主	10 / 10	231億円				
事業主			国	地方	国	地方
	7 / 10	1,530億円	1/10	2/10	1/3	2/3
			219	437	289	578
			億円	億円	億円	億円
			217万人		78万人	

国	地方
10/10	10/10
67	224
億円	億円
26万人	



3歳～小学校6年生

860万円

小学校修了前特例給付
(附則8条)

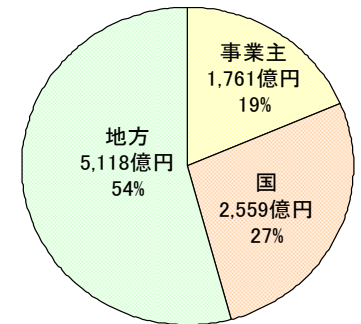
780万円

小学校修了前特例給付
(附則7条)

国	地方		
1 / 3	2 / 3	国	地方
1,490	2,980	561	1,122
億円	億円	億円	億円
651万人		241万人	

国	地方
10/10	10/10
123	415
億円	億円
78万人	

児童手当全体の財源構成 (公務員を除く)



892万人

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているため端数において合計と合致しない場合がある
 ※ 給付費合計:10,267億円(事業主負担計:1,761億円、国負担計:2,749億円、地方負担計:5,757億円)

児 童 手 当 制 度 の 概 要

1. 平成19年制度改正案の概要(案)

手当月額	0歳以上3歳未満の児童に対する月額を一律1万円とする。
実施時期	平成19年4月
追加所要額	約1,370億円(満年度ベース:約1,650億円)

2. 制度の概要

制 度 の 目 的	○児童養育家庭の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する										
支 給 対 象 手 当 月 額	○小学校修了までの児童(12歳に到達後の最初の年度末まで) ○0～3歳未満 一律10,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 : 5,000円 第3子以降 : 10,000円										
支 払 期 月	○支払期月:毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)										
所 得 制 限 4人世帯(夫婦 と児童2人)の 年収ベース	○所得限度額 被用者 収入ベース:860万円未満 非被用者 収入ベース:780万円未満										
費 用 負 担	【0歳～3歳未満 児童手当等】 [被用者] <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none;">事業主 7/10</td> <td style="width: 20%; border: none;">国1/10</td> <td style="width: 20%; border: none;">地方2/10</td> </tr> </table> [特例給付] <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; border: none;">事業主 10/10</td> </tr> </table> [非被用者] <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border: none;">国 1/3</td> <td style="width: 67%; border: none;">地方 2/3</td> </tr> </table> [公務員] <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; border: none;">所属庁 10/10</td> </tr> </table> 【3歳～小学校修了前 小学校修了前特例給付】 [被用者・非被用者] <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border: none;">国 1/3</td> <td style="width: 67%; border: none;">地方 2/3</td> </tr> </table> [公務員] <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; border: none;">所属庁 10/10</td> </tr> </table>	事業主 7/10	国1/10	地方2/10	事業主 10/10	国 1/3	地方 2/3	所属庁 10/10	国 1/3	地方 2/3	所属庁 10/10
事業主 7/10	国1/10	地方2/10									
事業主 10/10											
国 1/3	地方 2/3										
所属庁 10/10											
国 1/3	地方 2/3										
所属庁 10/10											
事業主拠出金	○厚生年金保険等被用者年金制度の適用事業所の事業主が負担 ○拠出金の額は、厚生年金保険等被用者年金の標準報酬月額及び標準賞与額を賦課標準として、それぞれに拠出金率を乗じて得た額 拠出金率 平成18年度 平成19年度(予定) 0.9/1,000 → 1.3/1,000										
財 源 内 訳	19' 予算案 (18' 予算額) 給付総額 10,270億円 (8,580億円) 国 庫 2,750億円 (2,420億円) 地 方 5,760億円 (5,050億円) 事業主拠出金 1,760億円 (1,110億円) ※19年度予算案における制度改正の影響額は、4月施行のため10か月ベース ※公務員を含む。										

児童手当制度改正に伴う法令等の改正予定

名 称	施行時期(予定)	概 要
法 律		
児童手当法	平成19年4月1日	3歳未満の児童のうち、第1・2子に対する手当額を5千円から1万円に引き上げる。
政 令		
児童手当法施行令	平成19年4月1日	法改正に伴い、所要の改正を行う。
平成19年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令	平成19年4月1日	平成19年度における拠出金率を定める。 (拠出金率:1.3/1000(予定))
省 令		
児童手当法に基づく拠出金等の納付手続きの特例に関する省令(財務省令)	平成19年4月1日	児童手当法第20条第2項～4項に掲げる者に対する納付書の変更(特別会計の名称の変更)。
児童手当法施行規則	平成19年4月1日	法改正に伴い、所要の改正を行う。
通 知		
児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(局長通知)	平成19年4月1日	法改正の趣旨及び内容等について。
児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて(依命通達)(次官通知)	平成19年4月1日	法改正に伴い、様式の必要最小限の変更等を行う。
市町村における児童手当関係事務処理について(局長通知)	平成19年4月1日	法改正に伴い、所要の改正を行う。
被用者及び被用者等でない者に係る児童手当の支給状況報告について(局長通知)	—	改正なし
地方公共団体の公務員に係る児童手当の支給状況報告について(局長通知)	平成19年4月1日	法改正に伴い、形式的な文言修正を行う。様式の変更は行わない。
公務員に係る児童手当の支給状況報告について(局長通知)(※国家公務員)	平成19年4月1日	法改正に伴い、形式的な文言修正を行う。様式の変更は行わない。
厚生保険特別会計児童手当勘定に係る支出事務等の委任について(課長通知)	平成19年4月1日	特別会計の名称の変更を行う。

「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】(案)

趣旨・目的

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

1. 「放課後子どもプラン」の定義

- 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

2. 実施主体

- 事業計画の策定主体:市町村
- 事業の実施主体:市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

3. 事業経費

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」(仮称)として、交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度までの「放課後子どもプラン推進事業」(仮称)の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒して実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

7. 市町村における事業の実施

- 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用に努めることとするが、現に公民館や児童館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の実情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

5. 都道府県の体制、役割等

- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下の支援を実施
 - ・ 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
 - ・ コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
 - ・ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
 - ・ 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

(案)

18文科生第※※※号
雇児発第※※※※※号
平成19年※月※※日

都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
各 指定都市市長 殿
指定都市教育委員会教育長
中核市市長
中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「放課後子どもプラン」の推進について

放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算（案）に計上しております。

つきましては、別紙のとおり「放課後子どもプラン」の基本的な考え方を定めたので、平成19年度からの効果的かつ円滑な実施にご配慮いただくとともに、管内・域内市町村、市町村教育委員会に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

(別 紙)

「放課後子どもプラン」の基本的な考え方

1. 目 的

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省が実施予定の「放課後子ども教室推進事業」（以下「放課後子ども教室」という。）及び厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（以下「放課後児童クラブ」という。）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）（以下「放課後子どもプラン」という。）を推進する。

2. 定 義

「放課後子どもプラン」は、市町村が策定する「事業計画」（後述）と同計画に基づく「放課後対策事業」を総称する概念である。この放課後対策事業は、市町村が実施する「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」で構成される。

3. 実施主体

「放課後子どもプラン」の事業計画の策定主体は、市町村とするが、同計画に基づく放課後対策事業の実施については、市町村、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

4. 事業経費

- (1) 国において、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の両事業を「放課後子どもプラン推進事業」（案）として、補助金交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付する。
- (2) 都道府県においては、(1) に準じて一つの補助金交付要綱を作成し、市町村（指定都市及び中核市を除く。）からの申請の受付、補助金の交付等を教育委員会が一括して事務処理を行うことが望ましい。

5. 事業計画の策定

(1) 事業計画の策定

各市町村においては、域内の全小学校区において「放課後子どもプラン」の実施を図るため、その事業計画（例：〇〇市放課後子どもプラン）の策定に努めることとし、事業計画には、おおむね以下の事項を盛り込むものとする。

① 市町村全体として盛り込む事項

- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策について
- ・当該市町村における放課後対策事業の運営委員会の設置について

② 小学校区毎に盛り込む事項

- ・放課後対策事業の利用者数の見込みについて
- ・平成21年度までの放課後対策事業の実施計画について
- ・現に児童館や公民館などの小学校外で実施している取組と小学校内で実施している取組との具体的な連携方策について

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村（都道府県）行動計画との関係

市町村（都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、平成21年度までの市町村（都道府県）行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しているが、事業計画の内容が、行動計画を前倒して実施するものであったり、行動計画を上回るものであったりすることも考えられる。この場合、行動計画の変更は必ずしも必要としないこととし、放課後対策事業は、事業計画に基づき実施するものとする。

なお、平成21年度までの行動計画において、既に小学校区毎の放課後対策事業の実施が位置付けられている場合は、それに基づいて事業計画を策定するものとする。

6. 都道府県の体制及び役割等

都道府県においては、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下のような支援を実施するものとする。

- (1) 「放課後子どもプラン」の実施に当たって、域内全体で子どもの健全育成を支援するという観点から、各都道府県に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小学校の校長又は教頭等の代表）、社会教育関係者（PTAや青少年関係団体等の代表）、福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。
- (2) 上記「推進委員会」においては、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。
- (3) 都道府県等においては、域内の各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員、放課後児童指導員等の放課後対策事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を合同で開催する。
- (4) 都道府県においては、基本的に教育委員会が主管部局となり、福祉部局と連携しつつ、「放課後子どもプラン」を推進することとする。なお、都道府県の実情に応じて、福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- (5) 都道府県の主管部局は、推進委員会の事務局、研修会の開催、国への補助金申請事務等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図る。

7. 市町村の体制及び役割等

市町村においては、事業計画を策定し、小学校区毎の円滑な放課後対策事業を実施するものとする。

- (1) 「放課後子どもプラン」の実施に当たって、効果的な放課後対策事業運営を検討する観点から、各市町村に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小

学校の校長又は教頭等の代表)、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。

- (2) 上記「運営委員会」においては、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等を検討する。
- (3) 市町村においては、基本的に教育委員会が主管部局になり、福祉部局と連携しつつ、「放課後子どもプラン」を推進することとする。なお、市町村の実情に応じて、福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- (4) 市町村の主管部局は、運営委員会の事務局、事業計画の策定、都道府県への補助金の交付申請事務、放課後対策事業の実施等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図る。

8. 市町村における放課後対策事業の実施（教育委員会と福祉部局との連携等）

(1) 小学校内における実施等

① 「放課後子どもプラン」は小学校内で行うことを基本とし、このため、事業計画の策定に当たっては、できる限り余裕教室の利用や小学校施設内での実施を考慮するものとする。

また、校庭、体育館、図書室、保健室の使用など、学校諸施設の弾力的な活用に努めるものとする。

② なお、現に公民館や児童館など小学校外で放課後対策事業を行っている場合であって、特段の支障が生じていない場合に引き続き当該施設で実施することや、余裕教室が無い等の理由により、新たに小学校外で実施することも差し支えないものとする。

③ 子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、学校関係者と放課後対策事業関係者との間で迅速な情報交換を行うなど、十分な連携に努めるものとする。

(2) コーディネーターの配置

各小学校区毎に、放課後対策事業の総合的な調整役として、コーディネーターを配置し、放課後対策事業の円滑な実施を図るための調整を行うものとする。

また、コーディネーターは、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・策定等を行うものとする。

(3) 様々な活動機会の提供

「放課後子ども教室」の中では、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進するものとする。その際には、「放課後児童クラブ」の対象児童に対しても、その機会が提供できるようにコーディネーターをはじめ、放課後対策事業関係者の間において、十分な調整に努めるものとする。

(4) 「放課後児童クラブ」の対象児童に対する配慮

「放課後子どもプラン」を実施するに当たって、「放課後児童クラブ」の対象児童

に対しては、現行水準と同様のサービスを提供し、サービスの質の向上及び適正な運営の確保を図るものとする。

＜サービスの内容（案）＞

- ・適切な指導員の配置
- ・専用のスペースの確保
- ・保護者の就労状況を考慮した開設日数、開所時間の確保（原則として授業日及び長期休業日等（年間250日以上）は開所。授業日は3時間以上、長期休暇時は8時間以上開所（概ね18時まで）すること）
- ・出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施
- ・家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施 等

(案)

※ ※ ※ ※ ※ 号
18 文科生第※※※号
※ ※ ※ ※ ※ 号
雇児発第※※※※※号
平成19年※月※※日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各 指 定 都 市 市 長 殿
各指定都市教育委員会教育長
各 中 核 市 市 長
各中核市教育委員会教育長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

文部科学省生涯学習政策局長

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の
連携等について

子どもを取り巻く環境の変化や、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算案に計上しているところです。

「放課後子どもプラン」は、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、文部科学省が実施予定の「放課後子ども教室推進事業」（すべての子どもを対象として、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等を行う取組。以下「放課後子ども教室」という。）と、厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を提供する取組。以下「放課後児童クラブ」という。）を一体的あるいは連携して実施するものです。

また、先般とりまとめられた、教育再生会議第一次報告においても、教育再生実現のため「社会総がかり」での全国的な参画が必要であるとの観点から、「放課後子どもプラン」の全国展開が提言されています。

貴職におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、平成19年度からの同プランの円滑な実施が図られるよう、下記の点についてご配慮いただくとともに、管内・域内の市町村、市町村教育委員会及び公立小学校長に対してご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 教育委員会と福祉部局の連携について

「放課後子どもプラン」の実施に当たっては、「放課後子どもプラン」の推進について（平成19年※月※日文科科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に基づき、教育委員会と福祉部局とが緊密に連携を図られたい。

また、子どもが参加しやすい多様な活動機会の提供、事業の指導者やボランティアの確保及び養成、社会教育・子育て支援団体等関係団体との連携などについて両事業間で十分な調整を図り、効果的・効率的な実施に努められたい。

2 学校との連携・協力について

「放課後子どもプラン」の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに対応できるよう、学校関係者と事業管理者等との間で迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むように十分な連携・協力を図られたい。

なお、学校諸施設を使用する際にも、両事業は学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、事業の管理運営は、実施主体である市町村等が責任をもって行うこととなるので留意されたい。

また、障害児や虐待、いじめを受けた子どもなど、特に配慮を必要とする子どもの利用に当たっては、当該子どもの状況等を相互に把握し合い、関係機関とも連携するなど適切に対応されたい。

3 余裕教室をはじめとする学校諸施設の利用促進について

余裕教室をはじめとする学校諸施設の活用については、既に「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び両事業の推進に当たっての学校との連携について（平成18年2月10日文科科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）によりお願いをしているが、「放課後子どもプラン」は、小学校内での実施を基本としていることから、余裕教室の利用や小学校敷地内での円滑な事業の実施が図られるよう、以下についてより一層留意されたい。

(1) 学校諸施設の弾力的な運用

「放課後子どもプラン」に参加する子どもに、怪我等が発生した場合の保健室や雨天時の体育館等の使用をはじめとして、各種体験・学習・交流活動等に有効な施設（図書室、視聴覚室等）について、その弾力的な運用を図られたい。

また、長期休暇や土曜日等、学校の授業日以外の使用についても、子どものニーズを十分考慮し、柔軟に対応されたい。

さらに、「放課後子どもプラン」に参加する子どもがおおむね当該学校の子どもであることを考慮し、余裕教室が生じている場合には、既存施設の有効活用の観点からも、積極的に「放課後子どもプラン」の実施場所として活用されたい。

(2) 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続について

国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定により、所管大臣の承認を経る財産処分手続が必要であるが、公立学校施設の財産処分手続においては、一定の要件を満たせば文部科学大臣への報告だけで手続きが済むよう簡素な取扱いとしているところであるので留意されたい。

なお、「放課後子どもプラン」実施に際して国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合でも、放課後や学校の授業日以外の時間帯を利用する等により学校施設の転用を伴わない場合は、財産処分手続は不要である。

平成19年1月31日(水)
文部科学省・厚生労働省
記者発表資料

放課後子どもプラン連携推進室の設置について

1. 趣旨

原則としてすべての小学校区で放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」の効果的な推進を目的として、文部科学省と厚生労働省の連携を強化するために、両省（文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課）にそれぞれ「放課後子どもプラン連携推進室」を設置する。

2. 業務内容

- (1) 放課後子どもプランに関する企画立案。
- (2) 放課後子どもプランに関する関係省庁等との連絡調整。
- (3) 放課後子どもプランに関する予算要求、補助金の執行に関する事務。
- (4) 放課後子どもプランに関する国民、地方公共団体等への情報提供及び照会に対する対応。

3. 放課後子どもプラン連携推進室の体制整備について

電話回線の共用化を図るなど放課後子どもプラン連携推進室の機能を整備し、国民や地方公共団体へのワンストップ・サービスの充実に努める。

4. 放課後子どもプラン連携推進室連絡先

TEL 03-6734-3260 / 03-3595-2505
FAX 03-6734-3281 / 03-3595-2672

5. 設置予定年月日

平成19年2月1日

(案)

※※文科生第※※号
雇児発第※※※※号
平成19年※月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

放課後子どもプラン推進事業の実施について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

放課後子どもプラン推進事業実施要綱

1 目 的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を放課後子どもプラン推進事業とする。

(1) 放課後子ども教室推進事業等（内容については、別添1のとおり）

- I 放課後子ども教室推進事業
- II 放課後子ども教室備品整備事業
- III 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

(2) 放課後児童健全育成事業等（内容については、別添2のとおり）

- I 放課後児童健全育成事業
- II 放課後児童子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）
- III 放課後児童クラブ支援事業
- IV 放課後児童指導員等資質向上事業

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1及び2に定めるところによるものとする。

別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱

I 放課後子ども教室推進事業

1 趣 旨

放課後子ども教室推進事業は、全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）等とし、事業の一部を適当と認められる民間教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3 対象とする子どもの範囲

この事業における子どもの範囲は地域の子どもの全般を想定しているものであり、幼児、児童・生徒等一部の学齢のみを対象とするものではないが、主な対象は小学生の児童である。

4 運 営

本事業の運営は、次により実施するものとする。

(1) 放課後子ども教室の実施

- ① 本事業の実施に当たっては、子どもたちの安全管理面に配慮するため、安全管理員を配置することとし、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者を選任することが望ましい。
- ② 本事業の実施に当たっては、学ぶ意欲がある子どもたちに対して、学習機会を提供するため、学習アドバイザーを配置することとし、地域のニーズに配慮しつつ、学習の内容に応じて、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者を選任することが望ましい。
具体的には、教職を目指す大学生や退職教員、民間教育事業関係者等、地域で活躍している様々な分野の方々が想定される。
- ③ 本事業は、基本的に、小学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用して実施するが、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設、児童館など、多様な体験活動や交流活動等が安全・安心して活動できる場所で実施することができるものとする。
- ④ 本事業は、概ね年間を通じて、放課後や週末等に継続的に実施することとするが、地域の実情や活動内容及び地域子ども教室での実績等を踏まえ、実施主体が判断するものとする。
- ⑤ 本事業は、地域の大人の参画（無償ボランティアを含む。）を得て、子どもた

ちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりに努めるものとする。

- ⑥ 本事業の実施に当たっては、地域の子どもの対象とし、参加人数等については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとする。

ただし、居住の別や国公立の学校種別等の制限を設けることなく、地域の実情に応じて、できる限り多くの子どもたちが参加できるよう配慮するものとする。

- ⑦ 本事業の趣旨を勘案し、障害を有する子どもたちに対しても、放課後や週末等における体験・交流活動等の場として活用されることが望ましいことから、障害を有する子どもたちが本事業に参加する場合は、個々の状況に配慮した活動を行うために、人的体制の確保等の適切な措置を必要に応じて講じること。
- ⑧ 本事業の円滑な実施を図る観点から、都道府県、指定都市及び中核市が実施する安全管理員、学習アドバイザー等を対象とした研修への積極的な参加に努めること。

(2) 運営委員会の設置

- ① 市町村は、域内の放課後対策事業（放課後児童クラブを含む。以下同じ。）の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。
- ② 具体的な検討内容は、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等が考えられる。
- ③ 運営委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の地域住民等の方々を、各地域の実情に応じて適宜選定する。
- ④ 委員会の開催については、年間をとおして時期の偏りがないよう定期的開催することに努める。

(3) コーディネーターの配置

- ① 市町村は、各小学校区毎に、放課後対策事業の総合的な調整役を担うコーディネーターを配置することとし、各地域の中心的な役割を担い、学校関係者、放課後子ども教室・放課後児童クラブ関係者、地域の団体、保護者などと良好な関係を保ち、定期的に連絡調整を行うことが可能な、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者を選任することが望ましい。

具体的には、生涯学習インストラクターや民生委員・児童委員等地域に根ざした活動をされている方などが想定される。

- ② コーディネーターは、本事業と放課後児童クラブとの連携についての調整を図ることのほか、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行う。

(4) 共通事項

- ① 市町村は、原則として教育委員会（学校教育や学校安全主管課を含む。）が中心となって、学校、PTA、自治会など地域全体の協力を得て、本事業の実施に当たるものとする。

- ② 市町村は、総合的な放課後対策を推進する観点から、厚生労働省の放課後児童クラブと一体的あるいは連携して、域内の子どもたちの放課後子ども教室推進事業への参加促進に努めるものとする。

5 活動内容

本事業においては、次の活動を行うものとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに、様々な体験・交流・学習活動の提供
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティーの充実
- (5) その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

6 留意事項

本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

7 費用

- (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業に対して補助するものとする。

- ① 市町村が直接実施する事業又は民間教育団体に委託して実施する事業に対して、都道府県が補助する事業
- ② 都道府県、指定都市及び中核市が直接実施する事業又は民間教育団体に委託して実施する事業

- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。

① 放課後子ども教室運営費

- ・ 安全管理員、学習アドバイザーの配置人数については、国の予算積算人数を参考に、各地域の放課後子ども教室の実情（開催日数や当該学校規模等）に応じて、真に必要な人数を配置する。
- ・ 安全管理員、学習アドバイザーの謝金単価については、国の予算積算単価を参考に、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。
ただし、それぞれの1人1時間あたりの謝金単価は、安全管理員720円、学習アドバイザー1,080円までを上限として積算するものとする。
(なお、特別な催し物実施のための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われないものと解し、この金額によらなくても差し支えない。)
- ・ 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算する。(ただし、おやつ等の飲食物代や、子どもたちの実費相当の保険料・材料費代は除く。)

- ・ 4（1）④に基づき、放課後子ども教室の開設日数について、最低実施日数の考え方はとらないものとする。

② 運営委員会経費

- ・ 運営委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各自治体の判断により、運営委員会の開催に必要な経費を適宜積算する。

（ただし、飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。）

③ コーディネーター経費

- ・ コーディネーターの配置人数については、国の予算積算人数を参考に、各自治体（小学校区数の多寡等）の実情に応じて、真に必要な人数を配置する。
- ・ コーディネーターの謝金単価については、国の予算積算単価を参考に、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。

ただし、1人1時間あたりの謝金単価は、1,440円までを上限として積算するものとする。

II 放課後子ども教室備品整備事業

1 趣 旨

新たに放課後子ども教室を開設する場合において、余裕教室等の施設を放課後子ども教室用のスペースにするため、開設年度に限り必要な備品等を設置し、放課後子ども教室運営の円滑かつ速やかな実施が図られることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の対象

Iに基づく放課後子ども教室推進事業を新たに実施するための施設に必要な、既存施設の改修等、施設整備を伴わない備品等の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

4 対象事業の制限

- (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。
- (2) 改修や修繕等の工事が伴う施設整備は、本事業の対象とはならないこと。
- (3) 本事業は、1放課後子ども教室につき1回限りとすること。

5 費 用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業
- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下に基づき事業費を計上すること。
 - ① 具体的な開設のための備品費については、以下のようなものが想定されるが、原則、各自治体の判断に委ねるものとする。
 - ② 1放課後子ども教室あたりの単価については、国の予算積算単価を参考に、各地域の放課後子ども教室の実情（開催日数や当該学校規模等）に応じて、計上して差し支えない。

【開設備品の例】

カーペット、ロッカー、保管庫（事務資料用）、ノートパソコン、プリンター、テレビ、エアコン（取付費含む）、折りたたみ座卓、事務用机・椅子、冷蔵庫、スポーツ用具（ボールかご等） など

Ⅲ 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

1 趣 旨

各都道府県・指定都市・中核市において、域内における放課後対策の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置を行うとともに、域内各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修を行い、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した法人等（財団法人、社団法人、特定非営利活動法人等）に委託することができるものとする。

3 運 営

本事業の運営は、次により実施するものとする。

(1) 推進委員会の設置

- ① 都道府県、指定都市及び中核市は、域内の総合的な放課後対策の在り方を検討する推進委員会を設置する。
- ② 具体的な検討内容は、放課後対策事業（放課後児童クラブを含む。）の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等が考えられる。
- ③ 推進委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等を、各地域の実情に応じて適宜選定する。
- ④ 委員会の開催については、年間をとおして時期の偏りがないよう定期的に開催することに努める。

(2) コーディネーター研修の実施

都道府県、指定都市及び中核市は、域内の市町村が各小学校区毎に配置するコーディネーターに対し、域内の放課後対策の現状や放課後子どもプラン関係施策の概要、ボランティア等地域の人材の確保のための方策などの資質向上を図るための講義等の開催や、他のコーディネーターをはじめとした放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図る研修を実施。

(3) 安全管理員等研修の実施

都道府県、指定都市及び中核市は、域内の市町村が実施する放課後対策事業に関わる安全管理員や学習アドバイザー等に対し、安全管理、子どもたちとの接し方、活動プログラムの企画・実施方策などの資質向上を図るための講義等の開催や、他の放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図る研修を実施。

4 留意事項

放課後児童健全育成事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子

ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

5 費用

- (1) 都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して補助するものとする。
- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。

① 推進委員会経費

- ・ 推進委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各自治体の判断により、推進委員会の開催に必要な経費を適宜積算する。

(ただし、飲食物費(当該自治体が認める会議費以外のもの)及び交際費に該当する経費は除く。)

② コーディネーター研修経費・安全管理員等研修経費

- ・ コーディネーター研修経費・安全管理員等研修経費については、講義謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、各自治体の判断により、研修の実施に必要な経費を適宜積算する。

(ただし、飲食物費(当該自治体が認める会議費以外のもの)及び交際費に該当する経費は除く。)

別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱

I 放課後児童健全育成事業

1 趣 旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、法第34条の7の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）が行うものとする。

3 対象児童

本事業の対象児童は、法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）。

4 運 営

本事業の運営は、次により行うものであること。

- (1) 本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れるものであること。
- (2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。
- (3) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。（ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助の対象とする。）

また、開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。

- (4) 本事業は、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。

なお、同じ建物内で、別添1に基づく放課後子ども教室推進事業（以下、「放課後子ども教室推進事業」という。）など、すべての子どもを対象とした活動拠点（居場所）の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切ら

れた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

- (5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの転換に努めること。（ただし、平成21年度までは、経過措置として1クラブ当たりの児童数が71人以上の場合も国庫補助の対象とする。）
- (6) 本事業は、法第6条の2第2項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- (7) 本事業の実施に当たっては、家庭や放課後子ども教室推進事業の担当者及び関係機関との連携を図ること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備すること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、地域における放課後児童の状況を的確に把握するとともに法第56条の6第2項の規定に基づき、本事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。
- (10) 本事業の実施に当たっては、本事業の加入申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。
- (11) 本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図ること。
また、都道府県においても、同様に放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること。
- (12) 市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。
- (13) 市町村は、法第21条の10の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等により、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。

5 事業の内容

本事業は、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成

- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6 留意事項

- (1) 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としないものであること。
- (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

7 費用

- (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業（放課後児童が10人以上に限る。ただし、開設日数が200～249日の場合は、放課後児童が20人以上に限る。）に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ①市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ②政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

1 趣 旨

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 対象事業

（1）放課後児童クラブ設置促進事業

Iに基づく放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童健全育成事業」という。）を新たに実施するための施設の設置に必要な、小学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

（2）放課後児童クラブ環境改善事業

放課後児童健全育成事業を新たに実施するための施設の設置に必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

（3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

4 対象事業の制限

（1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。

（2）既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。

（3）3の（1）及び（2）の事業については、1施設につき1回限りとすること。ただし、既存の放課後児童クラブを分割して、適正な人数規模のクラブとして実施する場合には、この限りでないこと。

また、対象施設は、当該年度中または翌年度4月1日に事業を実施するもののみであること。

（4）3の（3）の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、同一施設において複数回、実施することも可能であること。

また、対象施設は、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定しているもののみであること。

5 費 用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

（1）市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

（2）政令指定都市及び中核市が実施する事業

Ⅲ 放課後児童クラブ支援事業

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）へのボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断等を行うことにより、放課後児童クラブの円滑な事業実施に資するとともに、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

児童が地域の様々な人々と関わり合うことは、児童の成長・発達において重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、以下の①～④の何れかの事業の実施のため放課後児童クラブへ派遣する。

① 伝承遊び等事業

お手玉、けん玉、あやとり、民謡、太鼓、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

② 自然等体験事業

田植え、畑づくり、地域のお祭りへの参加、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

③ 巡回派遣事業

障害児と健常児の関わり合いなど、放課後児童クラブを行うに当たって配慮が必要な児童への生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

④ 長期休暇派遣事業

長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業

放課後児童クラブ未実施市町村に取組を促し、放課後子どもプランの円滑な策定・実施が図られるよう、以下の①～⑤の事業を実施する。

① 人材確保のための研修等

新たに放課後児童指導員を希望する者等に対する研修の実施、研修受講者の名簿への掲載・登録、他自治体で実施しているクラブの見学・実習の実施

② 地区別運営委員会の設置・開催

各小学校区内での実施場所の選定・確保、具体的な連携方法や活動内容等を検討する運営委員会の設置・開催

③ 広報啓発

「放課後子どもプラン」の実施に向けたリーフレットの作成などの広報活動

④ その他

その他「放課後子どもプラン」の推進に資する取組

(3) 放課後児童の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。

4 留意事項

(1) 3の(1)の実施に当たって同じ小学校で放課後児童クラブと別添1の放課後子ども教室推進事業を実施する場合は、ボランティアの効果的な活用を図ること。

(2) 3の(3)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。

5 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(2) 政令指定都市及び中核市が実施する事業

IV 放課後児童指導員等資質向上事業

1 趣 旨

放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより、指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人及び特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

3 研修対象者

- (1) Iに基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童指導員及び放課後児童クラブの活動に関わるボランティアなど
- (2) 別添1に基づく放課後子ども教室推進事業の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など

4 事業内容

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導及び障害児など特に配慮が必要な児童に対する指導技術に関する研修、並びに放課後子どもプランの円滑な実施や実施に当たっての留意点等に関する研修を実施。

5 留意事項

放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

6 費 用

都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別 表

事業名	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
放課後子ども教室推進事業等	放課後子ども教室推進事業費等	1 放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）費 (1) 放課後子ども教室運営費 (2) 運営委員会経費 (3) コーディネーター経費 市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室の運営に必要な経費(当該自治体で認める会議費以外の飲食物費を除く。)	1 / 3
		2 放課後子ども教室備品整備事業費 市町村が教室の開設に必要なとする金額を積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室開設のための備品の整備に必要な経費(施設整備費に該当するものは除く。)	
	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費	3 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費 (1) 推進委員会経費 (2) コーディネーター研修経費 (3) 安全管理員等研修経費 都道府県・指定都市・中核市が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業に必要な経費(当該自治体で認める会議費以外の飲食物費を除く。)	
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業費等	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 (1) 開設日数 250日以上 ① 1クラブ（年間平均児童数10～19人）当たり年額 990,000円×か所数 ② 1クラブ（年間平均児童数20～35人）当たり年額 1,612,000円×か所数 ③ 1クラブ（年間平均児童数36～70人）当たり年額 2,408,000円×か所数 ④ 1クラブ（年間平均児童数71人以上）当たり年額 3,204,000円×か所数 ⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） 13,000円×251日～300日までの250日を超える日数 ⑥ 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 309,000円×か所数 ⑦ 障害児受入推進費額（障害児を受入れる場合） 1クラブ当たり年額 687,000円×か所数 (2) 特例分（開設日数 200～249日） ① 1クラブ（年間平均児童数20人以上）当たり年額	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。)	

業 等		<p>1,611,000円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合）</p> <p>1クラブ当たり年額 296,000円×か所数</p>	
		<p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円</p>	放課後子ども環境整備事業に必要な経費
		<p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数</p> <p>(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円</p> <p>(3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円</p>	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費
	放課後児童指導員等資質向上事業費	<p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費</p> <p>都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 1,000,000円</p>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費

放課後子どもプラン実施支援等事業(案)

【趣 旨】

○ 原則として、すべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保等を推進するためには、放課後児童クラブ未実施市町村の早期解消を図り、必要な全小学校区で受け入れ態勢を整備する必要があることから、放課後児童クラブ未実施市町村に取組を促し、かつ円滑なプランの策定・実施が図られるよう、以下とおり、取組促進を図るための必要な経費を補助する。

【実施主体】 市区町村

【事業内容】

- (1)新たに放課後児童指導員を希望する者や関係機関のクラブに携わる者に対する研修の実施
- (2)研修受講者を自治体名簿に掲載・登録し、必要に応じて他自治体で実施しているクラブの見学・実習の実施
- (3)各小学校区内での実施場所の選定・確保、具体的な連携方法や活動内容等を当事者で検討する「地区別運営委員会」の開催
- (4)「放課後子どもプラン」事業の実施に向けた周知を図るため、リーフレット作成等の広報啓発
- (5)その他「放課後子どもプラン」事業の連携推進に資する取組

【補助単価】

1市町村当たり年額 750千円(単価内訳)
(謝金、旅費、会議費等)

【補助か所数】

244市町村(放課後児童クラブ未実施市町村)

【補助率及び所要額】

補助率 $\frac{1}{3}$
所要額 61,000千円

(1)放課後児童指導員希望者研修会費		193千円
①講師謝金	@8,910円 × 8時間 × 2回	143千円
②講師旅費	@3,430円 × 4人 × 2回	27千円
③会場借料	@5,000円 × 2日 × 1.05 × 2回	21千円
④教材費	10部 × @100円 × 1.05 × 2回	2千円
(2)登録者見学・実習費		256千円
①協力謝金	@7,430円 × 4時間 × 2か所 × 2日	119千円
②旅費	@3,430円 × 20人 × 2日	137千円
(3)地区別運営委員会費		91千円
会議費	@300円 × 6か所 × 4回 × 12月 × 1.05	91千円
(4)広報啓発費(リーフレット等作成費)		210千円
印刷製本費	1,000部 × @200円 × 1.05	210千円

各 都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成 1 9 年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について

標記については、「児童厚生施設整備費の国庫補助について」（昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知）により行っているところであるが、平成 1 9 年度整備事業の協議に当たっては、下記の事項に留意の上、別紙様式の整備計画協議書を提出されたい。

記

1. 平成 1 9 年度改正内容について

- (1) 国庫補助基準単価について、公共工事コスト縮減の実績や建設単価の動向等を総合的に勘案し、対前年度 1. 7 % 減の単価改定を行うこととし、改定後の国庫補助基準単価は、別紙のとおりであること。
なお、平成 1 9 年度においても、前年度からの継続事業にかかる補助基準単価については、前年度の国庫補助基準単価を適用して差し支えないので留意されたい。
- (2) 地域の実情に応じた事業実施を可能とするため、中核市に大都市特例を適用し、指定都市と同様の取扱いとすること。
- (3) 『「放課後子どもプラン」の推進について』（平成 1 9 年 ※ 月 ※ 日 1 9 文科生第 ※ ※ ※ 号・雇児発第 ※ ※ ※ 号）を踏まえ、放課後児童クラブ室の整備方針の見直しを行うこと。

2. 19年度基本的整備方針について

(1) 小型児童館、児童センターの基本的整備方針

限られた財源を効率的かつ有効な活用や地域における児童館等の役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

- ① 未設置市町村における創設整備や都道府県、市町村が計画的に行う創設整備
- ② 他の社会福祉施設等との合築等の複合的整備
- ③ 施設の耐震化を促進する等、利用者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備
- ④ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備
- ⑤ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ⑥ 開館日及び開館時間帯が、乳幼児、年長児童等を含む利用者の需要に応じ、適切かつ柔軟に設定されていること。
- ⑦ 地域の子育て支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て家庭支援体制の充実を図ること。
- ⑧ 放課後児童健全育成事業を実施するための放課後児童クラブ室を設置すること。
- ⑨ 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施すること。
- ⑩ 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、年長児童用設備整備の促進及び中・高校生等の活動のための創作活動室の設置を図ること。
- ⑪ 異年齢児交流など地域との交流に資するためのスペースの確保を図ること。

(2) 放課後児童クラブ室（単独設置分）の基本的整備方針

限られた財源を効率的かつ有効な活用や放課後児童クラブの役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

- ① 「放課後子どもプラン」に基づき、未設置市町村における整備や都道府県、市町村が計画的に行う創設整備
- ② 小学校の敷地（校庭等）内に整備を図るもの
- ③ 他の社会福祉施設等（児童厚生施設を除く）との合築等の複合的整備
- ④ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ⑤ 学校の長期休暇等や開設時間を考慮して、適切な開所が設定されている施設
- ⑥ 障害児の受け入れを積極的に行う施設
- ⑦ 近隣の児童館等との連携を図るなど、工夫を行う施設

なお、1クラブ当たりの児童数が71人以上となる施設については、国庫補助の対象外とするので、当該施設を既に計画している場合には、2クラブ分（1クラブ当たりの児童数が70人以下）として協議されたい。

3. 大規模修繕について

大規模修繕を行う際の対象事業、補助基準等については、「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」（平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知）によるものであるが、耐震化のための補強工事を行う場合も補助対象となるものであること。

4. 整備計画協議書について

整備計画協議書については、別紙様式1～8のとおりとする。

なお、様式8については、平成19年度国庫補助協議の有無に関わらず、提出をお願いします。

5. 協議対象施設の選定について

2の基本的整備方針、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）」等を踏まえ、協議対象施設を選定されたい。

① 選定基準

次の基準に照らして十分な審査を行った上で、協議対象施設を選定されたい。

ア 実態把握に基づく施設整備計画

施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であること。

イ 関係市町村との調整

都道府県においては、市町村長の意見を聴取するなど関係市町村との調整が十分行われていること。

なお、新たに施設を創設する整備については、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること。

ウ 用地確保状況の把握

契約書等の権利関係を示す客観的資料により建設用地の確保が確実であること。

エ 社会福祉法人の適格性

社会福祉法人が設置する施設においては、社会福祉法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

オ 民間補助金との調整

協議施設が民間補助金の申請と重複しないこと。

② 選定手続き

ア 審査及び公表

(ア) 国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること。

(イ) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること。

公表は、設置主体（市町村又は社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと。

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者も公表すること。

また、設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称も公表すること。

イ 社会福祉法人の審査

(ア) 法人審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により、審査を行うこと。

(イ) 法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと。

特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと。

(ウ) 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人の設立と同様、厳格な審査を行うこと。

ウ 並行審査

社会福祉法人の設立を伴う国庫補助協議については、各都道府県市が行う法人審査及び独立行政法人福祉医療機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしている。

このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は独立行政法人福祉医療機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、内示を行わないこととしているので十分留意されたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構融資の取り扱いについては、別途、通知することとしている。

6 その他の留意事項

- (1) 社会福祉法人からの不誠実な申請等により施設整備費補助金を過大に受給するという事件が発生していることに鑑み、法人役員の構成、資金計画等が適正であるか、建設費等が過大に積算されていないか等についての、厳密な審査を行われたいこと。
- (2) 国庫補助協議施設の整備計画が2か年にわたる事業の場合は全体計画と当該年度計画について、また、他の施設と合築を行う場合は全体計画と当該整備計画について協議されたい。
- (3) 整備計画協議書の内容についての変更は、特段の事情がない場合、認めないので、十分精査の上、協議されたい。

7. 協議書の提出等について

別紙様式による整備計画協議書の提出については、平成19年 月 日() **必着**とし、ヒアリングについては引き続き行わない予定である。

なお、都道府県、指定都市及び中核市において、特に当方に対してのヒアリングが必要と思われる事業がある場合は、下記に連絡の上、別途、日程調整を行われたい。

連絡先

雇用均等・児童家庭局

育成環境課 予算係 竹中、中西

TEL 03-5253-1111 (内7907)

FAX 03-3595-2672

(別紙)

平成19年度 児童厚生施設等整備補助基準額等(案)

〈創設・改築施設整備国庫補助基準単価〉

種 別		基準額	
小型児童館	クラブ室設置	33,093 千円	
	クラブ室未設置	29,112 千円	
都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2㎡以上)		21,833 千円	
児童センター	クラブ室設置	48,847 千円	
	クラブ室未設置	44,866 千円	
大型児童センター	クラブ室設置	66,497 千円	
	クラブ室未設置	62,516 千円	
大型児童館A型	1㎡当たり	356,800 円	
大型児童館B型		535,414 千円	
初度設備相当加算	児童館・児童センター	初度設備相当加算	2,469 千円
		年長児童用加算	1,993 千円
	大型児童センター	4,462 千円	
	大型児童館	100,389 千円	
年長児童用加算		4,462 千円	
移動型児童館用車両整備加算(大型児童館)		3,682 千円	

〈拡張施設整備国庫補助基準単価〉

拡張単価	1㎡当たり	124,900 円
------	-------	-----------

〈放課後児童クラブ室(単独設置分)創設施設整備国庫補助基準単価〉

放課後児童クラブ室(単独設置分)	12,500 千円
------------------	-----------

児童育成事業推進等対策事業費について

1. 目 的

児童の健全育成に資する模範的・奨励的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

都道府県、市町村（特別区を含む。）

3. 事業の種類及び内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし、他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

- (1) 児童育成のための普及啓発事業
- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的な事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条に基づく公益法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

(参 考：平成18年度優先採択事項)

- ① 行政とNPO等との協働推進セミナーの開催
- ② 地域の子育て支援活動者間のネットワークの構築
- ③ 地域支援活動従事者の研修内容の向上
- ④ 児童福祉週間において新たな取組をする事業
- ⑤ 放課後児童の安全確保を推進するための特色のある取組
- ⑥ 児童館又は児童遊園において実施する先駆的な取組
- ⑦ 子ども支援セーフティネットの推進を図る取組
- ⑧ 「放課後子どもプラン」モデル事業を先行して実施する取組
- ⑨ 都道府県と労働局が連携して実施する次世代育成支援対策に関する取組
- ⑩ 一時的な預かりに関する先行的な取組
- ⑪ 地域子育て支援センターにおける地域の育力を高める取組

4. 事業実施の手続

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める採択方針に従い、事前に協議を行うものとする。

5. 平成19年度予算(案)額 10億円（都道府県 5億円、市町村 5億円）

6. 費 用 定 額 (10/10)

(保育課関係)

1 待機児童解消に向けた取組について

(1) 待機児童ゼロ作戦の推進について

待機児童解消のため待機児童ゼロ作戦を推進しており、平成18年4月の待機児童数は3年連続で減少し約1万9千800人となり、初めて2万人を下回ったものの、依然として都市部を中心に多くの待機児童が存在している。

このため、待機児童ゼロ作戦の更なる推進のため、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までに受入児童数を拡大し、待機児童の解消を図ることとしており、各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村（特定市区町村）においては、保育所整備の他、保育所分園や家庭的保育（保育ママ）の積極的活用など、こうした関連施策の活用を含め適切かつ具体的な計画を策定するなど、地域住民のニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

また、横浜市、堺市、東大阪市のように待機児童が減少している市区町村がある一方、待機児童数が大幅に増加している市区町村もあるので、そうした市区町村においては、とりわけ積極的な取組に努力されたい。

なお、平成19年度予算案において、民間保育所の施設整備を進めるため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、約130億円を計上するとともに、平成18年度補正予算において、保育所の耐震化対策に係る経費として、72億円を社会福祉施設等施設整備費補助金に計上しているところであり、これらにより、保育所の創設や増築等の整備が図られるよう、対応することとしている。

(2) 児童福祉法に基づく保育計画について

児童福祉法に基づく保育計画の策定については、平成18年4月1日に新たに特定市区町村及び特定都道府県となった市区町村及び都道府県は、今年度中に保育計画を策定しなければならないこととされている。当該市区町村及び都道府県においては、現在、保育計画策定の最終段階であると考えるが、引き続き次の点にご留意をお願いする。

- ①特定市区町村においては、市区町村保育計画を定め、これを公表するとともに都道府県知事に提出すること。
- ②特定都道府県においては、都道府県保育計画を定め、これを公表するとともに厚生労働大臣に提出すること。

なお、保育計画を策定した市区町村・都道府県においては、児童福祉法に基づき、毎年少なくとも1回は当該計画に定められた事業の実施状況を公表されたい。

また、特定都道府県においては、既定の都道府県保育計画の内容の検討を行い更なる推進を図るとともに、特定市区町村に対し必要な助言を行うなど、策定に当たっての援助に努められたい。

(3) 保育所入所待機児童数調査等の実施について

待機児童ゼロ作戦の進捗状況や認可外保育施設の状況を把握するため、毎年度「保育所入所待機児童数調査」、「地方公共団体における単独保育施策の状況調査」及び「認可外保育施設の現況調査」を依頼しているところであるが、待機児童解消への計画的な取組を推進するための基礎データとしてその状況を継続的に把握することが必要であることから、平成19年度においても、各調査の提出に対して引き続きご協力をお願いしたい。

2 保育対策等促進事業等について

一時保育や休日保育等の多様な保育サービス等の推進については、子ども・子育て応援プラン等に基づきその推進を図っているところである。

平成19年度予算案においては、引き続き国の役割として計画的に実施すべき事業について必要な予算を計上しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市においては、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要等に対する積極的な取組を図ることができるよう、特段の配慮をお願いしたい。

(1) 新規事業について

19年度より次のとおり新たな事業を実施することとしている。

① 病児・病後児保育事業（自園型）について

児童が通い慣れた保育所において、微熱等により体調不良となった児童について、医務室や看護師等を活用し、保護者が迎えに来るまでの間、安心できる環境において保育を実施するなど「病児・病後児保育事業（自園型）」を実施する。

② 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業について

子育ての負担感が大きいといわれる在宅子育て家庭等に対する支援の一環として、利便性の高い場所で利用しやすい一時預かりサービスを安定的かつ効率的に実施するために、パイロット事業を実施する。

内容は、従来の保育所での一時保育の実施要件を緩和し、駅周辺、商業施設内等の利便性の高い場所又は一時預かりの需要の高い場所等でパイロット事業を実施し、安全性、効率性、安定性などについての検証を行う事業を実施する。

③ 家庭的保育事業における研修の実施等について

家庭的保育者の孤立化防止のため、保育者同士の連携を確保する必要があることから、研修会を設け、情報の共有、有識者等を招いた勉強会などを行い、家庭的保育における事故防止を図るとともに保育者の質の向上を図る。

なお、本事業における「病後児保育モデル事業」については、発展的に解消することとし、病児・病後児保育事業（自園型）の中で対応することとしている。

(2) 障害児保育について

保育所においては、これまでも様々な障害のある子どもを受入れ、適切な保育の実施が行われてきたところであるが、近年、障害の程度が重い障害児以外にも、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応が求められている。このため、平成19年度の地方交付税要望（単独分）において、障害児保育事業にかかる単位費用積算基礎について増額要望を行ったところである。

その要望の内容であるが、一般財源化した障害児保育事業は、程度が重い特別児童扶養手当支給対象児童（約10,000人）に対し、職員を加配（児童4人に対し職員1人）するものであったが、保育所において、程度が重い児童以外にも特別な支援が必要な児童を多数受け入れている近年の状況を踏まえ、実態調査を実施したところ、特別な支援が必要な児童も含め、全体で約34,000人の障害児を受け入れている実態があったことや、受入に当たっては、平均として障害児2人に対し職員1人を加配している状況を踏まえ、実態に見合った財政措置となるよう増額要望を行ったところである。

今般、平成19年度地方財政計画において、地域の子育て支援のための措置として平成18年度は全国ベースで約330億円の地方財政措置が約700億円に拡充されたところである。この財政措置については、児童虐待防止対策や妊産婦健診費用の助成拡充など、各自治体が地域の実情に応じて実施する様々な取組が想定されており、障害児保育についても、加配職員の対象の拡大（特別児童扶養手当支給対象児童に限定することなく、特別な支援を必要とする子どもについて加配対象を広げる等）や障害児保育に必要な備品等の整備などが考えられる。各自治体におかれては、管内の保育所について公立・民間の設置状況や障害児の受入れ状況に鑑み、この趣旨を踏まえ対応を図られたい。

3 認定こども園の実施状況等について

昨年10月1日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が施行され、認定こども園制度が開始されたところである。

認定の具体的な基準に関する条例については、昨年末までに45都道府県で制定済みである。平成19年度からの認定こども園の本格実施に向けて、今年度中にすべての都道府県において条例が制定されていることが望まれる。

認定状況については、昨年11月16日に秋田県で5施設が認定を受けたのを皮切りに、今年2月1日までに、計11施設が認定を受けている。（内訳は、幼保連携型7施設（公立4、私立3）、幼稚園型4施設（私立のみ））

認定日	都道府県	件数（類型・公私別）
18.11.15	秋田県	5件：幼保連携型4施設（公立のみ） 幼稚園型1施設（私立）
18.12.1	宮城県	1件：幼稚園型1施設（私立）
18.12.1	茨城県	1件：幼保連携型1施設（私立）
19.1.1	宮崎県	1件：幼稚園型1施設（私立）
19.1.15	大分県	1件：幼稚園型1施設（私立）
19.2.1	長野県	2件：幼保連携型2施設（私立）

なお、今後の申請見込み件数は、今年1月15日現在の調査結果（32都道府県分を集計済み）において、平成18年度内が約110件、平成19年度が約320件、平成20年度以降（「申請時期未定」の施設を含む。）が約430件で、計約860件となっている。

各都道府県におかれては、地域の実情に応じて、認定こども園の設置促進に積極的に取り組まれない。

また、各都道府県におかれては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月18日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号。以下「法施行課長通知」という。）においてお願いしているとおり、利用者や事業者（施設）等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図られたい。

同時に、管内市町村においても、認定こども園を含め、就学前の教育・保育や子育て支援に関して一元的な対応が図られるよう、特段の配慮をお願いしたい。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っているところである。ホームページについては、今後、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載していきたいと考えているので、各都道府県におかれては、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供していただきたい。

(参考)

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.org/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス info@youho.org

4 保育所の規制緩和等について

(1) 構造改革特区について

- ① 「保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業」②「保育の実施に係る事務の教育委員会への委任」については、「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」(平成17年5月13日17文科初第262号・雇児発第0513003号)により全国展開を図ったところであり、適切な運用を期されたい。
- ③ 「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、一昨年に引き続き、昨年4月から5月にかけて、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第47条第1項に基づき、特区認定市町村における事業の実施状況についてアンケート調査を行ったところであるが、事業実施の要件が守られていない事例があったほか、保育士、保護者等を中心に否定的な声があったことなどを踏まえ、構造改革特別区域推進本部評価委員会において、「今回は判断のための意見を提出しないものの、平成19年度上半期に、規制所管省庁との意見交換を踏まえ、結論を出すもの」との方針が決定されたところである。保育所の給食については、施設内での自園調理が望ましいことには変わりはないが、仮に特区において外部搬入を実施する場合でも、「構造改革特別区域における公立保育所の給食の外部搬入方式の容認事業について」(平成16年3月29日雇児発第0329002号)の2の留意事項に掲げられた要件の遵

守が図られるよう、周知徹底に努められたい。

- ④ 「保育所における私的契約児の弾力的な受入れの容認事業」については、昨年9月から10月にかけて、③と同様にアンケート調査を行ったところであるが、全国展開に当たっての弊害は特に見られなかったことから、全国展開を行うこととしているところである。なお、全国展開に当たっては、昨年10月より開始された認定こども園において、少子化・過疎化により施設の統廃合が行われる地域において、親の就労の有無にかかわらず子どもを受け入れ、子どもたちの育ちの場を確保することが可能となったことから、認定こども園制度を活用することを検討している。

(2) 保育所の民営化について

都市部を中心とする保育需要の増大を受け、平成13年の児童福祉法の改正においては、保育所の供給拡大を図るために、公有財産の貸付け、保育所運営業務の委託その他の措置を積極的に講じ、社会福祉法人等多様な民間事業者の能力を活用した保育所の設置・運営を効率的かつ計画的に促進することとされた。この貸付先、委託先等の選定に当たっては、「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年11月30日雇児発第761号）において、保育所が児童福祉を担う重要な機能を有していることに鑑み、手続きの透明性、公平性に配慮されるようお願いしているところであるが、平成16年7月に送付した「保育所の地域への多様な展開事例集」も参考としつつ、円滑な民営化が行われるよう引き続き適切な対応を図られたい。

5 保育所の入所について

都市部を中心にして待機児童が多い状況の中で、保育所入所希望者が多い場合の入所児童の選考については、透明性・公正性の確保が求められる。具体的には、母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮するとともに、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮し、あらかじめ公表した公正な方法で選考されるよう、特段の配慮をお願いしたい。

(1) 保育所入所の円滑化について

保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児発第73号・児保第3号）により実施されているが、各地方公共団体においては、保育所における保育の実施が適切に行われるよう、以下の点について改めて御配慮願いたい。

①定員内保育

保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であること。

②定員の見直し

定員の見直しの基準は、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態であること。
(見直し後の定員は、年間を通じて入所児童数が定員の範囲内に納まるよう設定すること。)

③定員変更の留意点

定員の見直しは地域の保育需要の適切な把握が重要であることから、定員見直しに当たって都道府県知事は、あらかじめ地域の保育需要等に関し、市町村長の意見を求めること。

(2) 育児休業期間中及び終了時における入所の取扱いについて

- ① 保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所に入所していた児童については、「育児休業に伴う入所の取扱いについて」（平成14年2月22日雇児保発第0222001号）において、
i 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合、

ii 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合等、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないとしているところであり、育児休業の取得により、入所していた児童を一律に保育所から退所させることのないよう、柔軟な対応をお願いしたい。

なお、平成17年の育児・介護休業法の改正においては、一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができることとされたところであるが、この場合においても、同様の取扱いであるので、併せて御了知方願います。

- ② 保育所によっては、育児休業期間終了時を含め、新規に保育所に入所する児童について、いわゆる「ならし保育」が実施されている場合があるが、1～2週間程度の「ならし保育」の期間中は、通常の勤務形態による就労が困難となることが多いと考えられることから、「育児休業期間終了時における保育所の弾力的取扱いについて」（平成18年7月5日雇児保発第0705001号）において、「ならし保育」として適当と考えられる1～2週間程度の期間内において、育児休業終了前に保育所への入所決定を行い入所させること等の取扱いを行って差し支えないとしたところである。

企業で独自に「ならし保育」に対応するための休暇制度を設けている場合等について、保育所においても、企業の取組に応じた柔軟な対応をお願いしたい。

(3) 母子家庭等及び特別の支援を要する家庭の児童の保育所優先入所について

- ① 「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日雇児発第0331011号）において、保育所に入所する児童を選考する際の母子家庭等の優先的な取扱い等についての具体的な取扱いをお示ししているところであるが、当該通知の内容について、改めて御了知方願います。

なお、昨今、DV被害の深刻化が問題となっているが、DV被害者の児童の保育所への入所については、父母等が離婚調停中など「母子家庭等」とは認められない場合であっても、当該被害者や児童等の状況を総合的に勘案した上で、児童福祉の観点から特に必要と認められる場合には優先的に取り扱うなど、各自治体において適切な御配慮をお願いしたい。

- ② 平成16年に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、同法において、児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないことが規定されたところである。この具体的な取扱いについては、「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成16年8月13日雇児発第0813003号）においてお示ししているとおりであり、当該通知の内容について、改めて御了知方お願いする。

なお、認定こども園制度においては、認定こども園である私立保育所（私立認定保育所）の利用は、利用者と施設との直接契約によることとしているところである。

私立認定保育所が入所する子どもを選考する際は、法施行課長通知においてお示ししているとおりで、こうした母子家庭等や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮しなければならないこととしており、各自治体におかれては、十分にご留意願いたい。

（4）保育所の費用徴収制度の取扱いについて

保育料については、児童福祉法第56条第3項の規定に基づき、保育の実施に要する費用を扶養義務者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して市町村長が定めることとしており、保育料の徴収基準となる課税額の階層区分の認定に関する「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」（平成7年3月31日児企第16号）により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行っても差し支えないこととしているところである。

昨今、DV被害等が深刻化する中、こうした家庭において父母等が別居し、離婚調停中の場合などにおいては、現に保育所入所児童を扶養している者の負担能力に著しい変動が生じている場合もあると考えられることから、「家計に与える影響を考慮する」との児童福祉法第56条第3項の規定の趣旨に照らし、こうした場合について、個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料の徴収に配慮願いたい。

(5) 保育所に関する情報提供について

全国の保育所情報等の子育て関連情報については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」として平成13年2月から情報を広く提供しているところである。

特に、保育所情報についてはアクセス件数が最も多く、常に新しい情報の提供が求められている。ついては、平成18年12月28日付け事務連絡で各地方公共団体及び保育所において最新情報への更新をお願いしているところであるが、引き続き情報の更新についてご配慮願いたい。

6 保育所保育指針の改定について

保育所における保育の目標や方法等の基本を示す保育所保育指針は平成12年の改訂後6年余りになるが、この間、子どもの育ちや子育て家庭の抱える様々な課題が指摘され、次世代育成支援として社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支援する取組が必要とされている。こうした保育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、指針の構成や内容等について検討を行う必要がある。

このため、昨年12月、「保育所保育指針改定に関する検討会」を設置し、指針の告示化、養護と教育の充実・小学校との連携強化、地域の子育て拠点としての保育所の機能強化等の観点から、その改定について検討を行うこととした。

今後、検討会を月1～2回程度開催することとし、検討期間は概ね1年程度を目途としている。また、教育面について幼稚園教育要領との整合性を図る必要性があることから、文部科学省における見直し検討状況等を踏まえつつ、審議を進めることとしている。

7 認可外保育施設に係る税制の特例措置について

(1) 指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された認可外保育施設に係る、消費税の非課税措置について

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)によって制度化された証明書の交付を受けた認可外保育施設については、消費税法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第102号)及び消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号)により、利用料に係る消費税が非課税とされたところである。

具体的な取扱いについては、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年3月31日雇児保発第0331003号)においてお示ししているところであるが、引き続き、当該通知にしたがった適切な運用を期されたい。

(2) 一定の基準を満たす事業所内託児施設に係る特例措置について

本年1月19日に閣議決定された「平成19年度税制改正の要綱」において、一定の基準を満たす事業所内託児施設に係る割増償却制度の創設が決定されたところである。

具体的な要件や取扱いについては、今後の税制改正に係る法案審議を通じて決定されることとなるが、詳細が固まり次第、関係府省連名通知により追ってお示しすることとしているので、ご留意願いたい。

○平成19年度税制改正の要綱(平成19年1月19日閣議決定)(抄)

八 その他

5 事業所内託児施設の割増償却制度の創設

青色申告書を提出する法人で、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき同法に規定する一般事業主計画(託児施設の設置及び運営に関する事項が定められているものに限る。)を厚生労働大臣に届け出ていること等一定の要件を満たすものが、その事業年度終了の日において当該一般事業主行動計画に従って、一定の基準を満たす事業所内託児施設の設置及び運営を行っていることにつき証明がされた場合には、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に当該一般事業主行動計画に従って新設をした事業所内託児施設及びこれと同時に設置する一定の器具備品については、5年間普通償却限度額の100分の20(次世代育成支援対策推進法の中小事業主については、5年間普通償却限度額の100分の30)の割増償却ができることとする。

8 保育所等における事故防止等について

(1) 保育所等における事故防止について

保育所及び認可外保育施設の保育については、一人一人の子どもに応じて健康を保持し、安全を守るよう心がけることが基本であるが、思いもよらぬ原因により尊い命が失われる事故等が発生している。

近年、発生した死亡事故の主なものは、

- ① 午睡中、呼吸が停止して亡くなった。
- ② 浴槽内で溺れて亡くなった。
- ③ ミニトマトを喉に詰まらせ窒息して亡くなった。
- ④ 所外活動中、交通事故に遭い亡くなった。

等であり、様々な状況下で事故等が発生している。

このため、次に留意の上、貴管内の保育所等に対して、必要な措置を講じ、事故の発生防止に努めるよう指導をお願いする。

- ① 日頃から子どもの事故発生についての知識を持つこと。
- ② 保育室、園庭、遊具等の施設・設備及び施設内外の活動等において危険な箇所がないかどうかについて点検し、常に安全に対する意識をもつこと。

また、このことのほか「保育所保育指針について」（平成11年10月29日児発第799号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「第12章健康・安全に関する留意事項」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

(参考)

平成17年度末までの過去5年間における死亡事故件数

- ・認可保育所 18件
- ・認可外保育施設 35件

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

(2) 保育所の耐震化の促進について

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要であり、平成18年度補正予算においても保育所の耐震化対策に係る経費を計上し、この推進を図ってきたところあるが、全国的な取組状況をみると、耐震診断実施率は2割程度、保育所の耐震化率は5割程度に留まっており、各都道府県等における取組は大きな格差が生じている(資料2(214頁)参照)。この取組状況を踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供を通じて、保育所の耐震化の推進に努められたい。

また、保育所の耐震診断に要する費用については、「住宅・建築物耐震改修等事業(国土交通省所管)」により補助対象とされていることから、これらを活用し、耐震診断を着実に実施されたい。なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。

(参考) 住宅・建築物耐震改修等事業(国土交通省所管)の概要

○補助対象事業

- (1) 地方公共団体等が行う住宅・建築物耐震改修等事業
- (2) 住宅・建築物耐震改修等を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業
(保育所を含む社会福祉施設全般も補助対象)

※ 耐震診断については、以下の地域に存する建築物を対象

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された延べ面積1,500㎡を超える建物が2以上存在し、
- ② 概ね1ha以上の規模を有する地域

○補助率等

(1) 補助率

地方公共団体を実施する場合	国：1/3、地方：2/3
地方公共団体以外が実施する場合	国：1/3、地方：1/3、所有者等：1/3

(2) 補助額

実際にかかった費用の1/3(上限あり)

(3) 認可外保育施設に対する指導監督について

認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）により行われているところであるが、平成17年度の認可外保育施設の点検結果からは、都道府県知事等への設置の届出等が義務づけられている施設（届出対象施設）のうち、認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は38%にとどまっていたことが確認されたところである。また、届出対象施設のうちベビーホテルについては、基準に適合している施設が23%に過ぎないことなどが判明したところである。

一方で、多数の死亡事故が発生しており、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

このため、都道府県等においては、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求め必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しがないなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う、

等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、適切な指導監督の実施をお願いする。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると考えられるので、適切な対応をお願いしたい。

(別紙1)

平成19年度保育所運営費の改正について(案)

(18年度予算額) (19年度予算案)
298,246百万円 ⇒ 312,710百万円

(1) 入所児童の受入れの拡大

待機児童の解消を目指し、民間保育所の受入れ児童数の増を図る。

受入れ児童数の増(民間分) 110.7万人 → 115.2万人

(2) 基本分保育単価関係

ア 社会保険料事業主負担金

雇用保険料等の改定に伴う引き下げ

イ 地域手当

人事院規則による支給割合の改正に伴う改正

(3) 加算単価関係

ア 事務職員雇上費加算

特別保育等実施保育所の 週4日目分は定員規模制限なし 週5日目分は定員46人以上	→	特別保育等実施保育所の 週4日目分及び週5日目分 定員規模制限なし【10月実施】
--	---	--

<1施設年額>

一般保育所(週3日目まで) 829,920円

特別保育等実施保育所(週4日目+週5日目分) 553,280円

イ 主任保育士の専任加算

<1施設年額> 2,958,784円 → 2,954,701円

ウ 寒冷地加算

国家公務員の寒冷地手当に関する法律等による支給地域、支給額等の改正に伴う改正

エ 除雪費

入所児童1人当たり 1,530円 → 5,650円

オ 降灰除去費

1 施設年額 139,330円 → 139,020円

(4) 保育所徴収金(保育料)基準額表(案)について

平成19年度保育所徴収金(保育料)基準額表は、定率減税縮減に伴い所得階層に移動が生じないように各所得階層区分の所得税額を次のとおり改正する。

<平成19年度保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金(保育料)基準額表(案)>

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税非課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	市町村民税課税世帯	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層	72,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	72,000円以上 180,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層	180,000円以上 459,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
	459,000円以上		

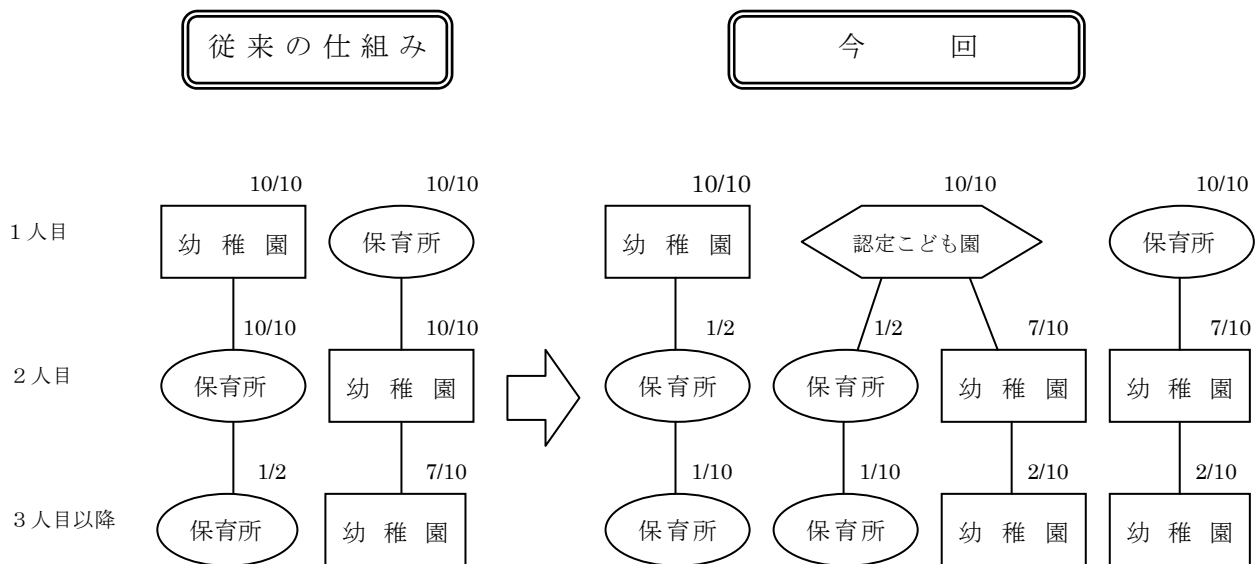
(5) 保育料の多子軽減の拡大について

保育所運営費国庫負担金における国と市町村との精算基準である「保育所徴収金(保育料)基準額表」においては、現在、同一世帯から2人以上同時に保育所に入所している場合に、2人目以降の保育料を軽減しているところであるが、今回新たに兄弟が幼稚園や認定こども園に入所している保育所児も多子軽減の対象に含めることにより、保育料の軽減を図る。

なお、軽減方法については、所得階層に応じた従来の方法を改め、

- ・ 2人目の徴収金(保育料)基準額 = 当該児童の徴収金(保育料)基準額 × 0.5
 - ・ 3人目以降の徴収金(保育料)基準額 = 当該児童の徴収金(保育料)基準額 × 0.1
- とし、兄弟数は年齢が高い順に数える。

<多子軽減の具体例>



※文部科学省においても、別添のとおり事務連絡を発出したところであり、保育料の多子軽減の実施にあたっては、幼児教育所管部局との連携を図られたい。

(6) 保育所事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算の実施要件について

平成18年度をもって乳児保育促進事業が廃止となることから、当該事業実施保育所を保育所事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算の実施要件から除外することとなる。

なお、平成19年度からは「病児・病後時保育事業(自園型)」を実施していることを要件に加える。

事 務 連 絡

平成19年2月2日

各都道府県教育委員会

幼稚園就園奨励費補助主管課担当係長 殿

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係長

平成19年度幼稚園就園奨励費補助金予算(案)における
第2子以降の優遇措置に係る適用条件の拡充について

標記のことについて、平成19年度予算(案)においては、幼稚園就園奨励費補助金における第2子以降の優遇措置に係る適用条件を、現行の「兄・姉が幼稚園児または小学校1年生である幼稚園児」から、「兄・姉が幼稚園児または小学校1・2年生である幼稚園児」に拡充する予定であることをご連絡しているところですが、幼保連携の一層の推進を図る観点から、前述の内容に加え、「兄・姉が保育所児または認定こども園に在園する幼児である幼稚園児」についても、第2子以降の優遇措置の対象とすることを予定しております。

貴都道府県教育委員会におかれましては、この事務連絡の内容を域内の市(区)町村教育委員会に周知していただきますようお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係 担当 松下

電話：03-5253-4111 (内線2374)

03-6734-2374 (直通)

F A X：03-6734-3736

「兄・姉が保育所児または認定こども園に在園する幼児である
幼稚園児」の第2子以降の優遇措置の取扱いについて

- 兄・姉が保育所児または認定こども園に在園する幼児である幼稚園児の保育料の保護者負担割合については、原則として、兄弟姉妹の同時就園の場合に適用される「従来条件」（第1子[1.0]、第2子[0.7]、第3子以降[0.2]）を適用することとします。

【例1】

保育所児(5歳/長女)	(1.0)①
幼稚園年中組(4歳/長男)	0.7 ②
幼稚園年少組(3歳/次男)	0.2 ③

【例2】

認定こども園 [幼稚園年長組](5歳/長男)	1.0 ①
幼稚園年中組(4歳/長女)	0.7 ②
幼稚園年少組(3歳/次男)	0.2 ③

【例3】

認定こども園 [幼稚園年長組](5歳/長女)	1.0 ①
認定こども園 [保育所児](4歳/次女)	(0.5)②
認定こども園 [幼稚園年少組](3歳/長男)	0.2 ③

※()書きの負担割合は、保育所運営費国庫負担金における保育料の保護者負担割合（以下同じ）
※丸数字はそれぞれの事例における数え方（①：第1子、②：第2子、③：第3子）（以下同じ）

- 兄・姉が認定こども園の認定を受けた認可外保育施設に入所している場合についても、その弟・妹が幼稚園児である場合には、第2子以降の優遇措置の対象となります。

【例4】

認定こども園 [認可外保育施設](4歳/長男)	(-)①
幼稚園年少組(3歳/長女)	0.7 ②

【例5】

認定こども園 [認可外保育施設](4歳/長女)	(-)①
認定こども園 [幼稚園年少組](3歳/長男)	0.7 ②

【例6】

認可外保育施設(4歳/長女)	(-)
幼稚園年少組(3歳/次女)	1.0 ①

※(-)は、幼稚園就園奨励費補助金及び保育所運営費国庫負担金のいずれの支給対象にもならない者（以下同じ）

- 兄・姉に小学校2年生と保育所児の両方を持つ幼稚園児など、「従来条件」と「新条件」の両方に該当する場合は、これまでの取扱いと同様に、当該世帯の保護者負担額総額を両条件で比較し、保護者負担が低くなる条件を選択するよう各市(区)町村で適切に対応願います（同一世帯での両条件の組み合わせは出来ません。）。

【例7】従来条件を適用するケース

区 分	従来条件	新条件
小学校1年生(6歳/長女)	(-)	(-)①
保育所児(5歳/長男)	(1.0)①	(1.0)①
幼稚園年少組(3歳/次男)	0.7 ②	0.8 ③

【例8】新条件を適用するケース

区 分	従来条件	新条件
小学校1年生(6歳/長女)	(-)	(-)①
幼稚園年長組(5歳/次男)	1.0 ①	0.9 ②
保育所児(3歳/長女)	(0.5)②	(0.5)②

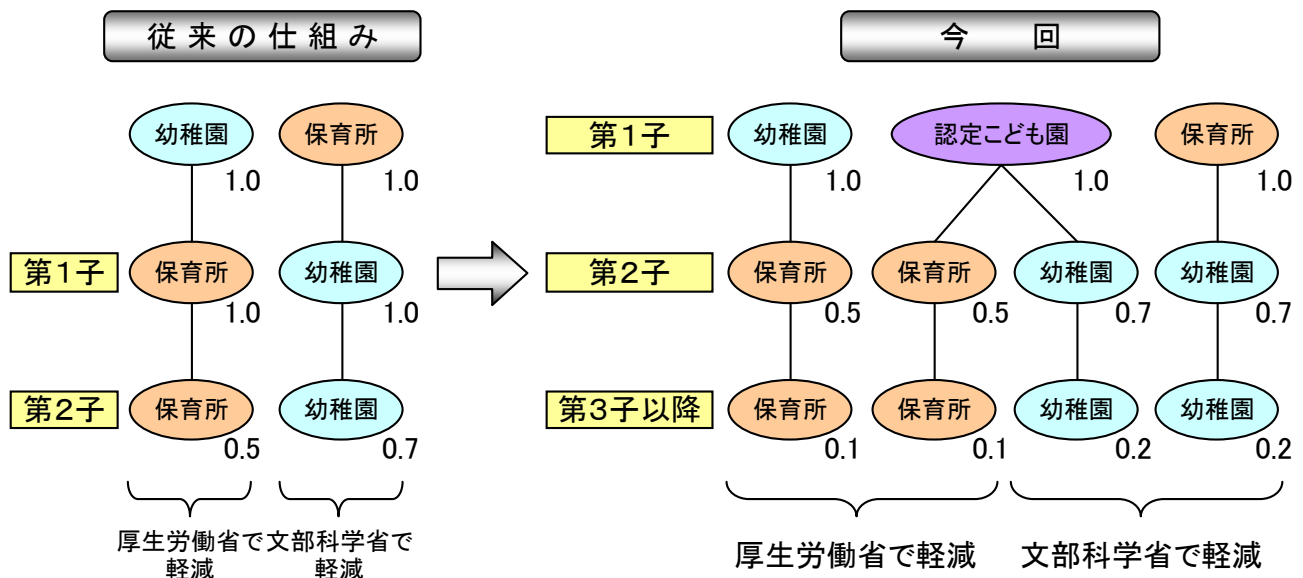
※保育所運営費国庫負担金においては、小学校1・2年生の兄・姉を多子軽減の算定対象人員に含めない。

保育料の多子軽減について

幼稚園就園奨励費補助金においては、現在、同一世帯から2人以上同時に幼稚園に就園している場合の保育料（保護者負担）は、第1子を1.0とすると第2子は0.7、第3子以降は0.2に軽減している。

一方、保育所運営費国庫負担金においては、現在、同一世帯から2人以上同時に保育所を利用している場合の保育料（保護者負担）は、第1子を1.0とすると第2子は0.5、第3子以降は0.1に軽減している。

平成19年度予算(案)においては、幼保連携の一層の推進を図る観点から、同一世帯から幼稚園、保育所及び認定こども園を利用している幼児全てを多子軽減の算定対象人数に含めることとし、第2子以降の保護者負担を軽減する。



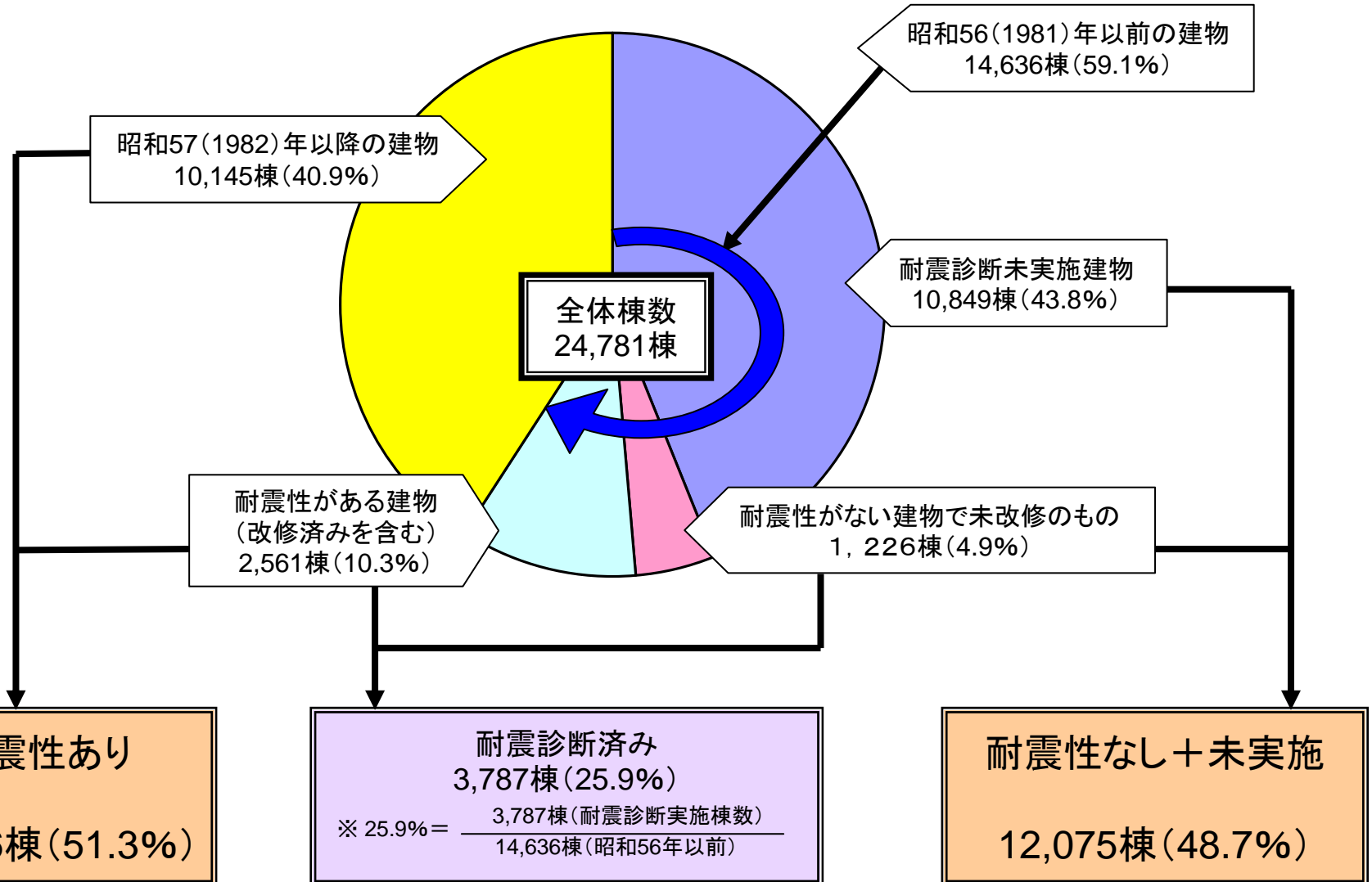
【例：3人兄弟の場合における幼稚園就園奨励費の保護者負担割合】

《例1》	《例2》	《例3》
保育所児(5歳の長女)：(1.0)	認定こども園(5歳の長男)：1.0 [幼稚園年長組]	認定こども園(5歳の長女)：1.0 [幼稚園年長組]
幼稚園年中組(4歳の長男)：0.7	幼稚園年中組(4歳の長女)：0.7	認定こども園(4歳の次女)：(0.5) [保育所児]
幼稚園年少組(3歳の次男)：0.2	幼稚園年少組(3歳の次男)：0.2	幼稚園年少組(3歳の長男)：0.2

(注) () 書きの負担割合は、保育所運営費国庫負担金における保育料の保護者負担割合。

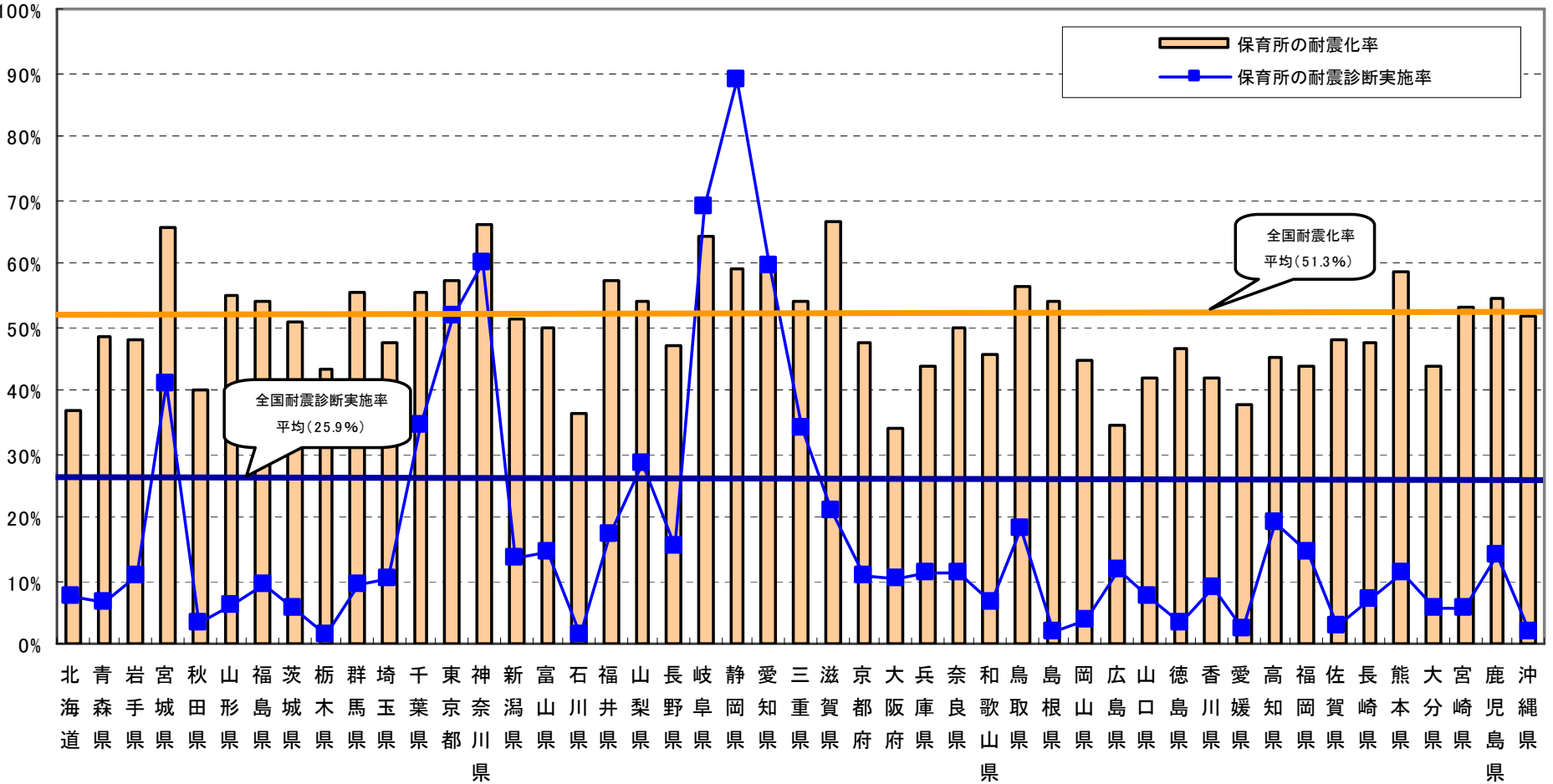
※上記のほか、幼稚園においては、小学校1・2年生に兄・姉を有する園児も第2子以降の優遇措置の対象となる。

平成18(2006)年 保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況



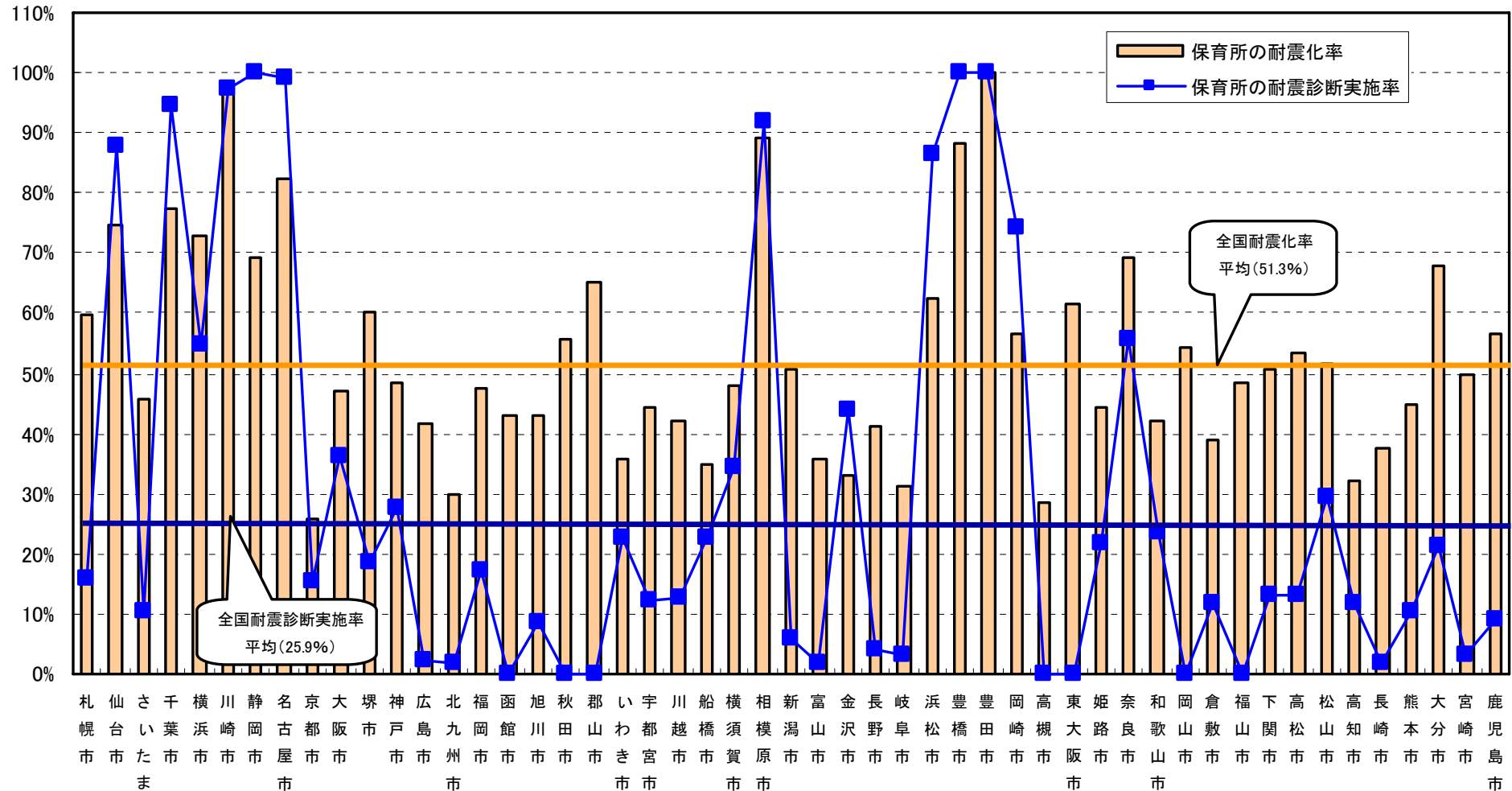
保育所の耐震化の状況 <都道府県分>

平成18年4月1日現在



保育所の耐震化の状況 <指定都市・中核市分>

平成18年4月1日現在



(母子保健課關係)

1 母子保健医療対策等総合支援事業について

(1) 周産期医療ネットワークの整備について

平成8年度より、母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するため、一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制を整備する「周産期医療ネットワーク」の整備を進めており、また、「子ども・子育て応援プラン」において、平成19年度までに、全都道府県において周産期医療ネットワークを整備するという目標を掲げている。

そのような中で、昨年8月に未整備の奈良県において、産婦の死亡事故が生じたことは誠に遺憾であり、これも踏まえ、今後の周産期医療ネットワークの的確な整備と一層の充実を図るため、「周産期医療ネットワークの整備について」（平成18年11月6日付母子保健課長通知）を各都道府県に発出したところである。

周産期医療ネットワークが未だ整備されていない自治体については、早急な整備をお願いするとともに、整備されるまでの間、現行の体制の中で、妊産婦等に対する迅速かつ適切な医療の提供をお願いする。（未整備県：秋田県、山形県、岐阜県、奈良県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県）（資料6（240頁））

既に整備されている自治体についても、現行の体制の点検及び更なる充実をお願いする。

国においては、NICU（新生児集中治療室）やMFICU（母体・胎児集中治療室）の整備に対する補助や、総合周産期母子医療センターの運営、周産期医療ネットワークの整備等に係る補助を行うなど、引き続き、自治体の取組への支援に努めていくこととしているので、活用されたい。

(2) 不妊治療に対する支援について

子どもを持つことを望みながら不妊に悩む方々への施策については、引き続き一層の充実が求められているところである。

厚生労働省においては、「母子保健医療対策等総合支援事業」（統合補助金）において、不妊に悩む方々に的確な情報を提供し、専門的な相談に応じられる体制を地域において整備する「不妊専門相談センター事業」並びに配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を実施しており、各自治体におかれては、これらを活用し、不妊治療に対する総合的な支援に積極的に取り組んでいただきたい。

① 不妊専門相談センターの相談体制の強化について

近年の高度生殖補助医療の技術の進展や、生殖補助医療に対する国民の関心の高まりなどに対応するため、平成18年度補正予算案に、国内及び諸外国の現状等の調査による情報収集、資料の作成と、不妊専門相談センター等において不妊の相談に対応する職員への研修を盛り込んでいるところである。

相談員研修の日程・内容等については決定次第通知するので、不妊専門相談センターや、保健所・保健センターで不妊の相談に対応する職員・相談員の派遣をよろしく願います。

② 特定不妊治療費助成事業の拡充について

当事業については、平成19年度より、現行の「1年度あたり上限額10万円まで、通算5年支給」を改め、「1年度あたり治療1回につき上限額10万円まで、年2回まで、通算5年支給」とするとともに、所得制限については、現行の650万円（夫婦合算・所得ベース）を改め、730万円（同）に拡充することとしているので対応方よろしく願います。

また、実施医療機関の指定要件について定め、関係機関等と調整の上、平成19年度から実施することとしている。各自治体におかれては、これらを踏まえて適正な事業の実施をお願いします。

③ 特定不妊治療費助成事業の実績・成果の把握について

現在厚生労働省において、特定不妊治療費助成事業の効果的・効率的な運用に関する検討会を開催し、標記について専門家による議論を行っているところである。

本事業の実績・成果を把握するため、今後、治療内容・結果等について収集・分析する体制を整備する予定である。

(3) 生殖補助医療への取組状況

生殖補助医療については、外国での代理懐胎により出生した子の出生届の受理を巡る裁判、高齢の祖母による代理懐胎の実施の公表が大きな話題となり、代理懐胎についての議論が高まっている。

こうした中で、現在、立法府や法学、医学、生命倫理学など学術に関する各方面の最高の有識者で構成されている日本学術会議など各方面からの考え方を伺っているところであり、そういった議論の動向を慎重に見守りつつ検討したいと考えている。

2 妊婦健診について

少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減が求められており、一般妊婦健康診査について、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されているところ。

健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な妊婦健康診査については、5回程度と考えられることから、経済的理由等により受診をあきらめる者を生じさせないため、5回を基準として、公費負担の範囲を検討することが望ましい。

なお、平成19年度地方財政措置として、妊婦健康診査も含めた少子化対策については、前年度に比べ総額において倍以上の措置がなされることから、各市町村において妊婦一般健康診査にかかる公費負担について相当回数が増を行うことが可能となる。これを踏まえ、各市町村において積極的な取組が図られるよう、都道府県のご指導をお願いする。

3 食育の推進について

「子ども・子育て応援プラン」とともに、平成18年3月に策定された「食育推進基本計画」（食育推進会議決定）を踏まえ、妊産婦や乳幼児に関する栄養指導の更なる充実を図っていくこととしている。

平成18年6月に公表した「平成17年度乳幼児栄養調査結果」において出産直後や離乳食開始時期での母親の不安が高まることなどを受け、平成18年10月より母子保健課長参集の研究会を立ち上げ、授乳や離乳食の進め方の目安を示した「授乳・離乳の支援ガイド」の策定に向けて検討を進めている。現在、厚生労働省のホームページにてガイド（案）に対する意見募集を行っているところであり、その結果を踏まえ、今年度末にはとりまとめを行う予定である。

また、乳幼児期の食育の推進を図るために、引き続き、平成19年度には、幼児の健やかな食習慣の形成に向けて官民協働による食環境づくり支援対策の検討を行うこととしている。

なお、食育推進事業（次世代育成支援対策交付金）については、各市町村の先駆的・モデル的な取組に対して交付することとしているため、各市町村の地域性等を勘案し、創意工夫をこらした事業の積極的な取組を引き続きお願いしたい。

4 「健やか親子21」について

(1) 「健やか親子21」について

「健やか親子21」は、20世紀中に達成しきれなかった妊産婦死亡や乳幼児の事故死などの課題と、思春期における健康問題や親子の心の問題の拡大など、子どもと親の健康の課題について、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標（値）を示して、関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動計画である。その達成のためには、国民をはじめ、教育・医療・保健・福祉・労働・警察等の関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から寄与することが重要である。

「健やか親子21」の対象期間は平成13年から平成22年までの10年間であり、中間年にあたる平成17年には、「健やか親子21」推進検討会を開催し、中間評価を行った。平成18年度は、中間評価において見直しが必要であると指摘された5つの指標及び未収集の指標について、「健やか親子21」の指標に関する研究会を立ち上げ検討を行い、現在、報告書を取りまとめているところである。（資料8（243頁））

「健やか親子21」の取組については、公式ホームページにおいて、母子保健・医療の関連データとともに、各地方公共団体・関係団体の取組状況などを掲載している。今後も、公式ホームページへの情報提供及び積極的な活用についてお願いしたい。

また、子どもの事故防止指導マニュアルが国立保健医療科学院ホームページにおいて公開されているので、併せて積極的な活用についてお願いしたい。

なお、毎年度開催している「健やか親子21」全国大会については、新潟県において平成19年11月に開催する予定である。

「健やか親子21」公式ホームページ

<http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/>

子どもの事故防止支援サイト

<http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html>

(2) マタニティマークについて

マタニティマークは、妊産婦自身が用いるほか、公共交通機関や職場等が妊産婦に対して配慮していることを表す場合にも用いる等、積極的な活用をお願いしたい。なお、マークは厚生労働省ホームペ

ージに掲載し自由に使用できることとするが、地方公共団体におかれても妊産婦にやさしい環境づくりのために、是非マタニティマークを市の公共交通機関等において活用されるようお願いする。活用された場合には、使用状況を雇用均等・児童家庭局母子保健課まで情報提供をお願いしたい。

なお、マタニティマークは、母子健康手帳とともに妊婦に配付され、活用がはかれることが効果的・効率的であると考えられることから、各市町村において、母子健康手帳とあわせたマタニティマークの配付に積極的に取り組んでいただきたい。なお、平成19年度においては、普及のための地方財政上の措置を図ることとしている。

5 「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」について

児童虐待が急増する中、心身の発達障害や心の問題を抱える子どもの保護者の育児不安を解消することが児童虐待の防止にもつながる事が認識され、子どもの心の問題に関する診療を行うことができる専門家の確保が急務となっている。

さらに、平成16年12月に成立した「発達障害者支援法」に基づき、発達障害児の健全育成を促進するための総合的な地域支援を推進することが求められており、発達障害の診断・治療やケアを適切に行うことのできる小児科医及び児童精神科医の需要が増大している。

しかしながら、我が国では、心身症や精神疾患及び虐待による心の問題や発達障害などの子どもの心の問題に対応できる小児科医及び児童精神科医がきわめて少ない状況にある。

そこで、雇用均等・児童家庭局においては、平成17年3月より「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」を開催し、子どもの心の診療に携わることのできる小児科や精神科などの医師の養成方法について、有識者や関係学会による検討を行い、平成18年3月に平成17年度報告書を取りまとめたところである。

平成18年度は、これらの成果を踏まえつつ、研修テキスト及びカリキュラムを作成するとともに、専門医療機関においてより専門的な診療を行う医師の養成方法についても検討を行っているところである。

平成19年度は、このような検討の成果等を自治体、関係学会や大学関係者等に広く提供し、専門家の養成を推進することで、心の問題を抱える子どもや家族の支援を行っていくこととしている。

なお、平成17年度報告書等の検討会の資料及び議事録は、厚生労働省のホームページで公開しているので、ご参照いただきたい。

6 新生児の訪問指導について

新生児の訪問指導については、育児上必要があると認められる場合に実施されているところであるが、少子化及び核家族化の進行による母親の孤立化や、身体的・心理社会的な問題を抱えながらの出産及び育児は、育児不安の増大や産後うつが発症、ひいては児童虐待など様々な問題を引き起こす一因となることが指摘されていることから、取組の充実を図りたい。

さらに、平成19年度より、生後4か月までの乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）がスタートすることも踏まえ、新生児の訪問指導においては、例えば以下に掲げる場合を対象に加えるなど、支援が必要な家庭を早期に把握するとともに適切な継続支援を提供することにより、母子の健康の保持増進の更なる充実を図っていただきたい。

- 母親が心疾患、腎疾患、糖尿病、精神疾患等重大な基礎疾患を有する場合
- 若年出産、多胎出産による妊娠出産の場合
- 上の子どもへの虐待により児童相談所や市町村が関与している家庭の場合
- 一人親家庭の場合
- その他市町村において要支援家庭として把握している場合

(資料1) 都道府県別主な母子保健指標等 (平成17年度)

都道府県	周産期死亡率 (出生千対) 平成17年		妊産婦死亡率 (出産十萬対) 平成17年		出生率 (人口千対) 平成17年		乳児死亡率 (出生千対) 平成17年		新生児死亡率 (出生千対) 平成17年		人工妊娠中絶件数及び実施率 (女性人口千対) 平成17年				
	%	順位	件数	%	順位	%	順位	%	順位	件数	%	20歳未満	%	順位	
1 北海道	5.1	14	2	4.6	7.4	44	2.8	20	1.6	14	16,622	13.6	1,928	13.6	4
2 青森県	5.3	10	-	-	7.3	45	2.8	20	1.9	3	3,310	11.1	432	11.6	12
3 岩手県	6.5	2	-	-	7.6	40	3.2	6	1.6	12	3,796	13.8	385	10.8	16
4 宮城県	4.7	27	-	-	8.2	29	2.8	20	1.2	33	6,577	12.4	701	10.6	17
5 秋田県	4.7	27	1	12.6	6.7	47	2.2	44	1.0	43	2,712	12.5	294	11.0	15
6 山形県	4.5	32	-	-	7.7	38	1.9	46	1.1	42	2,897	12.2	276	8.9	29
7 福島県	3.9	43	1	5.5	8.4	24	2.4	40	1.1	40	6,243	14.6	765	13.6	4
8 茨城県	4.6	31	2	8	8.3	26	2.8	20	1.4	26	5,634	8.9	528	6.8	42
9 栃木県	4.4	36	1	5.6	8.7	7	3.3	3	1.8	5	4,935	11.5	515	9.9	19
10 群馬県	5	16	-	-	8.6	11	3.2	6	1.7	7	4,847	11.5	457	9.1	27
11 埼玉県	4.7	27	4	6.5	8.6	11	2.3	42	1.0	44	12,720	8.0	1,418	8.0	36
12 千葉県	5	16	2	3.8	8.5	20	2.9	19	1.5	16	9,094	6.7	970	6.6	44
13 東京都	4.8	24	2	2	7.8	36	2.7	29	1.3	28	28,628	9.5	2,194	7.9	38
14 神奈川県	5.2	12	5	6.4	8.8	4	3.1	11	1.7	9	16,579	8.2	1,649	8.1	35
15 新潟県	5.1	14	2	10.5	7.6	40	2.7	29	1.2	32	5,269	10.9	521	8.4	31
16 富山県	4	40	-	-	8.1	32	3.2	6	1.6	15	2,299	10.4	232	9.3	24
17 石川県	5.2	12	-	-	8.6	11	3	14	1.4	24	2,558	10.3	262	8.9	29
18 福井県	4	40	1	13.6	8.8	4	2.8	20	1.3	31	1,601	9.5	140	6.8	42
19 山梨県	4.5	32	-	-	8.2	29	2.5	35	1.0	45	1,423	7.7	130	5.5	46
20 長野県	4.9	20	2	10.5	8.6	11	2.3	42	1.1	41	5,764	13.1	584	11.3	13
21 岐阜県	5.9	4	3	16.5	8.6	11	3	14	1.9	2	4,287	9.5	433	7.9	38
22 静岡県	5	16	1	3.1	8.6	11	3.1	11	1.8	6	7,443	9.3	832	9.0	28
23 愛知県	4.9	20	11	16	9.4	3	3	14	1.5	19	14,502	8.9	1,512	8.3	34
24 三重県	4.9	20	2	12.7	8.4	24	2.2	44	1.2	37	4,552	11.5	520	11.1	14
25 滋賀県	5.6	6	2	15.1	9.5	2	3.5	1	2.1	1	2,758	8.9	275	7.2	40
26 京都府	5	16	-	-	8.3	26	2.5	35	1.7	8	5,661	9.5	592	8.4	31
27 大阪府	4.5	32	3	3.8	8.8	4	2.6	33	1.4	24	19,507	9.7	2,060	9.5	23
28 兵庫県	4.8	24	1	2.1	8.6	11	2.8	20	1.4	27	10,944	8.7	1,036	7.2	40
29 奈良県	5.3	10	-	-	7.9	34	3.4	2	1.4	21	1,836	5.8	171	4.3	47
30 和歌山県	4.5	32	-	-	7.6	40	3.3	3	0.9	46	2,244	10.6	256	9.9	19
31 鳥取県	6.7	1	-	-	8.3	26	3	14	1.6	13	1,960	16.1	228	14.8	2
32 島根県	5.4	8	-	-	7.7	38	3.2	6	1.2	34	1,294	9.4	152	8.4	31
33 岡山県	4.2	38	-	-	8.6	11	3.2	6	1.2	35	4,436	10.8	480	9.2	26
34 広島県	4.2	38	1	3.9	8.7	7	2.6	33	1.4	23	7,230	11.8	896	12.4	8
35 山口県	3.7	45	1	8.4	7.8	36	2.8	20	1.3	30	3,173	10.9	350	9.9	19
36 徳島県	5.7	5	1	16.4	7.3	45	3	14	1.9	4	1,869	11.3	162	8.0	36
37 香川県	4.9	20	1	11.2	8.6	11	2.8	20	1.5	17	2,533	12.3	294	12.2	9
38 愛媛県	6.2	3	-	-	7.9	34	2.8	20	1.6	10	3,632	12.1	440	12.2	9
39 高知県	5.4	8	-	-	7.5	43	2.5	35	1.2	36	2,326	14.9	303	15.9	1
40 福岡県	4.8	24	3	6.7	8.7	7	2.5	35	1.3	28	16,747	14.6	1,962	14.1	3
41 佐賀県	3.6	47	2	25.8	8.7	7	1.7	47	0.7	47	2,824	15.5	308	12.6	7
42 長崎県	4.7	27	1	7.9	8.2	29	2.7	29	1.2	38	4,245	13.9	425	10.6	17
43 熊本県	4.3	37	1	6.2	8.5	20	2.7	29	1.5	18	5,540	14.4	655	13.1	6
44 大分県	3.8	44	-	-	8.1	32	2.4	40	1.4	21	3,474	14.2	358	11.9	11
45 宮崎県	3.7	45	-	-	8.5	20	3.3	3	1.4	20	3,024	12.7	305	9.8	22
46 鹿児島県	4	40	2	12.9	8.5	20	3.1	11	1.1	39	4,534	12.5	456	9.3	24
47 沖縄県	5.6	6	1	6	11.9	1	2.5	35	1.6	11	3,044	9.4	277	6.3	45
全国	4.8		62	5.7	8.4	24.0	2.8		1.4		289,127	10.3	30,119	9.4	

注：1) 周産期死亡率、妊産婦死亡率、出生率、乳児死亡率、新生児死亡率は人口動態統計による。

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出生数} + \text{妊娠満22週以後の死産数}}$$

2) 人工妊娠中絶件数及び実施率は保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)による。

(資料2) 未熟児養育医療給付実施状況(平成17年度)

都道府県	1000g 以下	1001g S 1500g	1501g S 1800g	1801g S 2000g	2001g S 2300g	2301g S 2500g	2501g 以上	計	政令市 特別区	1000g 以下	1001g S 1500g	1501g S 1800g	1801g S 2000g	2001g S 2300g	2301g S 2500g	2501g 以上	計
1 北海道	68	96	113	137	31	20	33	498	48 札幌市	49	79	68	59	13	6	5	279
2 青森県	79	69	54	52	26	18	30	328	49 仙台市	30	50	42	57	46	10	23	258
3 岩手県	25	43	52	32	31	7	32	222	50 さいたま市	32	45	71	63	82	40	82	415
4 宮城県	41	45	36	51	53	12	31	269	51 千葉市	19	30	50	59	34	9	4	205
5 秋田県	13	16	20	23	21	7	16	116	52 横浜市	99	127	151	153	134	54	187	905
6 山形県	17	31	34	36	10	0	5	133	53 川崎市	49	61	57	60	55	23	61	366
7 福島県	26	40	41	40	32	6	10	195	54 静岡市	9	37	36	33	18	9	18	160
8 茨城県	40	75	76	57	30	13	27	318	55 名古屋市	43	91	89	75	30	12	57	397
9 栃木県	63	73	67	94	54	18	75	444	56 京都市	31	65	66	75	62	21	62	382
10 群馬県	31	71	59	66	25	16	59	327	57 大阪市	69	85	66	75	72	19	61	447
11 埼玉県	120	216	269	243	225	88	387	1,548	58 堺市	32	31	21	16	15	4	29	148
12 千葉県	92	161	182	179	138	28	20	800	59 神戸市	58	80	89	90	64	22	36	439
13 東京都	103	161	146	159	146	79	271	1,065	60 広島市	25	51	71	73	75	24	57	376
14 神奈川県	69	107	104	95	62	25	87	549	61 北九州市	12	36	26	38	5	0	3	120
15 新潟県	29	55	60	70	49	15	30	308	62 福岡市	26	65	78	62	17	17	19	284
16 富山県	17	32	35	31	19	6	18	158	63 旭川市	14	13	16	18	4	2	13	80
17 石川県	10	22	26	19	9	5	17	108	64 函館市	4	11	11	7	0	0	0	33
18 福井県	21	29	36	25	25	8	18	162	65 秋田市	11	12	16	10	15	12	24	100
19 山梨県	14	26	33	38	3	0	1	115	66 郡山市	6	16	17	14	19	8	8	88
20 長野県	39	50	68	57	41	16	66	337	67 いわき市	4	13	10	16	9	2	2	56
21 岐阜県	20	43	56	46	19	3	24	211	68 宇都宮市	13	21	26	30	13	9	25	137
22 静岡県	79	123	116	112	62	9	33	534	69 川崎市	3	12	12	18	9	15	28	97
23 愛知県	96	139	135	143	73	23	82	691	70 船橋市	10	27	24	11	23	8	5	108
24 三重県	32	33	55	43	40	14	37	254	71 横須賀市	14	9	21	15	11	7	12	89
25 滋賀県	21	56	43	53	36	14	20	243	72 相模原市	17	29	34	33	29	4	10	156
26 京都府	33	48	51	62	21	15	69	299	73 新潟市	27	33	43	39	32	8	10	192
27 大阪府	122	160	156	149	94	54	124	859	74 富山市	10	13	22	19	4	3	7	78
28 兵庫県	57	113	100	113	59	16	57	515	75 金沢市	14	11	22	22	7	2	9	87
29 奈良県	16	31	31	40	37	18	91	264	76 長野市	4	9	23	14	8	1	11	70
30 和歌山県	12	20	26	24	9	2	26	119	77 岐阜市	2	7	10	15	1	0	1	36
31 鳥取県	5	32	28	27	5	1	2	100	78 浜松市	26	32	36	26	26	9	12	167
32 島根県	21	27	32	28	9	1	2	120	79 豊橋市	10	19	24	27	2	0	2	84
33 岡山県	18	15	17	29	9	5	20	113	80 豊田市	7	12	7	8	9	4	4	51
34 広島県	14	29	27	32	33	16	31	182	81 岡崎市	6	19	5	16	0	2	4	52
35 山口県	28	48	41	69	28	15	74	303	82 高槻市	18	11	11	14	15	1	13	83
36 徳島県	21	20	19	20	5	1	3	89	83 東大阪市	10	14	7	10	18	8	12	79
37 香川県	10	12	19	24	9	9	33	116	84 姫路市	9	20	27	22	7	3	2	90
38 愛媛県	20	32	42	39	8	6	16	163	85 奈良市	6	10	14	12	14	4	23	83
39 高知県	7	12	8	16	3	1	0	47	86 和歌山市	11	14	13	6	1	1	6	52
40 福岡県	62	103	121	122	36	8	19	471	87 岡山市	17	26	40	36	22	10	27	178
41 佐賀県	26	40	36	39	8	4	26	179	88 倉敷市	11	11	11	19	8	9	41	110
42 長崎県	22	39	34	36	9	8	20	168	89 福山市	14	19	12	17	22	5	38	127
43 熊本県	42	45	41	42	21	5	30	226	90 下関市	8	16	10	8	1	1	6	50
44 大分県	16	31	28	34	23	13	8	153	91 高松市								-
45 宮崎県	21	33	45	40	27	14	21	201	92 松山市	8	28	33	29	7	4	8	117
46 鹿児島県	36	54	70	51	47	28	50	336	93 高知市	14	20	13	14	3	3	2	69
47 沖縄県	62	113	88	121	24	7	5	420	94 長崎市	12	23	28	23	3	2	9	100
小計	1,836	2,869	2,976	3,058	1,784	697	2,156	15,376	95 熊本市	23	38	35	22	21	9	30	178
									96 大分市	13	23	29	31	21	25	16	158
									97 宮崎市	9	9	12	16	9	2	3	60
									98 鹿児島市	30	31	33	30	30	16	51	221
									99 小樽市	3	2	3	3	1	1	0	13
									101 尼崎市	13	17	21	13	10	2	13	89
									102 西宮市	11	18	29	23	13	6	21	121
									103 呉市	9	7	4	10	17	6	26	79
									104 大牟田市	2	0	4	6	4	0	0	16
									105 佐世保市	4	7	7	5	9	1	4	37
									106 千代田区	1	0	1	0	0	0	0	2
									107 中央区	4	4	1	5	4	0	1	19
									108 港区	4	3	6	5	4	3	5	30
									109 新宿区	10	5	9	11	2	2	11	50
									110 文京区	9	5	3	8	2	0	1	28
									111 台東区	4	8	3	6	2	1	5	29
									112 墨田区	7	15	7	5	4	0	8	46
									113 江東区	9	20	17	18	9	0	13	86
									114 品川区	8	18	8	10	11	3	11	69
									115 目黒区	6	5	7	2	1	5	6	32
									116 大田区	19	23	27	27	22	6	14	138
									117 世田谷区	16	17	25	24	16	11	18	127
									118 渋谷区	4	9	8	5	1	0	4	31
									119 中野区	5	10	6	3	4	1	13	42
									120 杉並区	15	4	21	17	12	1	14	84
									121 豊島区	9	11	4	14	2	3	5	48
									122 北区	4	11	9	14	2	1	4	45
									123 荒川区	3	4	6	7	3	1	3	27
									124 板橋区	13	21	20	28	11	4	15	112
									125 練馬区	23	26	27	35	12	7	19	149
									126 足立区	10	17	21	21	11	2	10	92
									127 葛飾区	8	11	16	7	4	1	4	51
									128 江戸川区	22	44	27	35	10	7	10	155
									小計	1,253	1,906	2,035	2,022	1,348	544	1,436	10,544

平成17年度母子保健衛生費国庫負担金事業実績報告による。

(資料3) 先天性代謝異常等検査実施状況 (平成17年度)

(単位:人)

	先天性代謝異常等検査									クレチン症検査			
	検査実施 延 件 数	検査実施 実人員数	フェニール ケトン尿症	楓 尿	糖 症	ホモシス チン尿症	ガラクト ース血症	先天性副腎 過形成症	その他	計	検査実施 延 件 数	検査実施 実人員数	発 見 患者数
1 北海道	29,011	27,284							0	29,011	27,284	0	
2 青森県	11,655	11,619	1					1	3	5	11,771	11,621	5
3 岩手県	11,617	11,464			1		1		2	2	11,563	11,464	6
4 宮城県	10,452	10,406							0	0	10,561	10,406	7
5 秋田県	8,776	8,598							1	1	8,776	8,598	5
6 山形県	10,381	10,275					2	1		3	10,462	10,275	8
7 福島県	19,539	19,051							5	5	19,623	19,051	7
8 茨城県	25,818	25,617							3	3	25,925	25,617	3
9 栃木県	18,882	18,100								0	18,654	18,100	0
10 群馬県	18,785	18,250					1			1	18,485	18,250	7
11 埼玉県	51,360	49,497					1	1		2	51,360	49,497	7
12 千葉県	41,066	40,749						1		1	41,216	40,749	19
13 東京都	94,073	90,784	1	2					3	3	94,137	90,784	21
14 神奈川県	32,401	31,518					1			1	32,323	31,539	17
15 新潟県	20,663	20,578								0	20,795	20,578	17
16 富山県	10,382	9,827	1							1	10,382	9,827	5
17 石川県	11,009	10,868							1	1	10,966	10,868	7
18 福井県	7,719	7,546						1		1	7,769	7,546	2
19 山梨県	7,560	7,303								0	7,529	7,303	6
20 長野県	20,864	19,952				2	1		3	6	20,864	19,952	15
21 岐阜県	20,418	19,762								0	20,776	19,762	9
22 静岡県	28,560	27,932	7							7	28,257	27,932	11
23 愛知県	48,264	46,895							8	8	48,853	46,895	27
24 三重県	16,585	16,527	1						24	25	16,727	16,527	38
25 滋賀県	13,489	12,768					1	1		2	13,489	12,768	22
26 京都府	8,924	8,910		1			1	3		5	8,924	8,910	8
27 大阪府	54,493	53,546	2						2	22	54,450	53,546	22
28 兵庫県	33,857	33,593					1	2		3	33,593	33,593	9
29 奈良県	11,826	11,501								0	11,869	11,501	2
30 和歌山県	9,002	8,976								0	9,041	8,976	3
31 鳥取県	6,084	5,940					1	1		2	6,084	5,940	1
32 島根県	6,134	5,986							1	1	6,198	5,986	0
33 岡山県	17,756	17,500		1			1	2		4	17,756	17,551	14
34 広島県	16,566	15,827					6	2		8	16,315	15,827	5
35 山口県	13,300	13,099								0	13,320	13,099	3
36 徳島県	6,591	6,371								0	6,480	6,371	0
37 香川県	9,378	8,990	1							1	9,437	8,990	12
38 愛媛県	13,563	12,494						1		1	13,563	12,494	2
39 高知県	6,540	6,057						2		2	6,540	6,057	4
40 福岡県	23,528	23,289					1		1	2	23,932	23,289	13
41 佐賀県	8,245	8,086								0	8,300	8,086	3
42 長崎県	13,655	13,351					1	4		5	13,729	13,351	4
43 熊本県	17,389	17,172	1	1	1	2		8		13	17,488	17,172	26
44 大分県	11,094	10,651							1	1	11,212	10,651	11
45 宮崎県	11,857	11,286						1		1	11,857	11,286	5
46 鹿児島県	16,479	15,713								0	16,583	15,713	27
47 沖縄県	16,775	16,721					2			2	17,052	16,721	9
48 札幌市	16,030	15,442						1		1	16,031	15,442	8
49 仙台市	9,256	9,199	1							1	9,287	9,199	7
50 さいたま市	7,663	7,366						1	1	2	7,663	7,366	0
51 千葉市	7,188	6,894								0	7,234	6,894	7
52 横浜市	28,250	27,414						1		1	28,199	27,441	9
53 川崎市	10,250	10,019				1				1	10,249	10,020	9
54 静岡市	6,166	6,008								0	6,047	6,008	0
55 名古屋市	21,483	19,799					1	2		3	20,676	19,799	17
56 京都市	13,888	13,203								0	13,888	13,203	6
57 大阪市	28,178	22,968						3	2	5	24,557	22,968	14
58 神戸市	14,301	13,181					1	1	5	7	14,301	13,181	0
59 広島市	10,594	10,149	1				3	2	1	7	10,366	10,035	8
60 北九州市	10,583	10,508	1				1	1		3	10,690	10,508	14
61 福岡市	12,233	12,059					2	2		4	12,387	12,059	15
計	1,118,428	1,082,438	18	6	4	32	64	66	190	1,115,572	1,082,426	568	

(資料4)小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況(平成17年度)

	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
1	北海道	501	242	20	283	930	98	237	127	121	73	2,702
2	青森県	317	85	27	188	350	184	124	99	106	22	1,547
3	岩手県	247	74	25	79	442	75	90	121	121	26	1,329
4	宮城県	272	89	35	94	460	40	97	109	90	22	1,339
5	秋田県	148	87	7	35	196	38	37	74	51	6	705
6	山形県	259	55	10	45	358	27	83	68	93	17	1,039
7	福島県	275	91	23	77	453	38	123	71	117	14	1,297
8	茨城県	186	130	15	276	276	45	93	53	52	41	1,196
9	栃木県	273	23	69	90	387	37	87	65	91	31	1,216
10	群馬県	345	111	36	177	471	53	158	120	99	43	1,649
11	埼玉県	692	495	120	581	1,150	178	273	216	163	101	4,086
12	千葉県	512	471	271	985	1,035	230	260	167	126	242	4,411
13	東京都	1,621	2,131	67	4,396	2,535	1,556	538	665	475	518	14,641
14	神奈川県	337	201	39	434	445	81	155	55	77	78	1,949
15	新潟県	246	115	11	87	415	25	66	59	42	80	1,187
16	富山県	116	33	31	30	223	10	30	17	13	3	516
17	石川県	111	234	550	466	194	38	36	49	38	7	1,743
18	福井県	119	38	6	69	254	21	52	60	40	17	708
19	山梨県	113	39	29	19	334	15	54	40	28	12	719
20	長野県	230	58	18	41	446	44	91	72	69	30	1,149
21	岐阜県	306	82	9	28	458	42	114	136	68	18	1,311
22	静岡県	360	95	15	41	887	48	117	89	102	33	1,834
23	愛知県	577	733	39	82	944	80	183	211	184	41	3,155
24	三重県	319	78	16	73	591	36	88	101	113	20	1,477
25	滋賀県	253	227	31	884	544	110	74	89	137	75	2,456
26	京都府	229	191	32	320	364	61	82	72	82	23	1,484
27	大阪府	775	1,188	150	2,164	1,798	153	234	376	305	243	7,447
28	兵庫県	507	131	31	107	1,166	82	152	194	205	27	2,651
29	奈良県	183	140	22	332	419	54	59	55	129	49	1,459
30	和歌山県	85	29	6	134	208	22	41	48	30	5	618
31	鳥取県	91	18	1	17	165	17	35	42	22	11	439
32	島根県	129	34	4	35	329	22	34	51	64	12	732
33	岡山県	133	49	4	17	324	23	55	48	37	15	723
34	広島県	153	185	13	231	385	54	71	54	53	31	1,266
35	山口県	128	55	21	48	453	34	72	43	36	13	929
36	徳島県	157	85	2	19	160	26	91	52	37	7	652
37	香川県	108	20	5	5	252	8	39	40	35	6	525
38	愛媛県	152	24	4	13	328	26	61	50	76	4	758
39	高知県	56	41	2	20	150	12	25	22	30	5	368
40	福岡県	413	106	47	50	686	64	140	158	186	15	1,913
41	佐賀県	152	32	16	16	249	24	57	62	83	13	725
42	長崎県	273	88	18	57	444	66	106	136	64	29	1,354
43	熊本県	160	47	21	16	329	13	80	42	73	18	819
44	大分県	102	44	8	45	213	19	53	26	42	6	578
45	宮崎県	159	61	14	45	266	21	53	59	36	11	744
46	鹿児島県	198	56	15	101	383	47	81	73	135	17	1,130
47	沖縄県	281	103	81	172	853	67	117	76	109	23	1,907
48	札幌市	303	85	20	67	665	56	120	106	126	50	1,618
49	仙台市	213	47	38	108	466	36	68	86	73	30	1,196
50	さいたま市	162	159	20	120	268	41	48	56	41	9	960
51	千葉市	148	161	323	172	309	57	57	68	39	44	1,403
52	横浜市	398	209	42	407	639	97	141	116	137	54	2,313
53	川崎市	161	200	9	463	273	399	78	70	71	57	1,787
54	静岡市	114	19	2	16	271	13	28	35	48	6	562
55	名古屋市	258	238	21	35	628	33	65	62	117	25	1,541
56	京都市	406	107	78	182	649	60	113	130	152	12	1,892
57	大阪市	321	521	23	769	680	106	111	155	109	85	2,907
58	堺市	203	314	22	671	364	47	62	83	92	59	1,939
59	神戸市	250	93	11	51	438	44	68	93	107	13	1,202
60	広島市	221	403	4	746	553	46	44	77	98	83	2,295
61	北九州市	155	35	5	23	213	20	46	58	52	3	635
62	福岡市	225	62	29	30	359	29	70	104	113	5	1,061
63	旭川市	76	15	5	28	109	14	28	33	23	28	366
64	函館市	22	7	1	3	47	7	11	8	7	1	117
65	秋田市	75	61	2	17	133	12	18	38	40	4	415
66	郡山市	56	21	2	32	74	6	29	23	23	16	290
67	いわき市	37	11	2	14	125	10	15	12	9	0	248
68	宇都宮市	34	29	15	104	79	9	14	11	13	26	341
69	川越市	44	44	0	23	64	8	13	13	8	5	225
70	船橋市	66	55	7	126	206	17	31	46	30	39	631
71	横須賀市	13	15	4	73	98	12	26	16	14	15	292
72	相模原市	66	73	11	93	118	22	22	28	47	9	507
73	新潟市	153	28	7	22	238	18	52	30	28	38	636
74	富山市	49	20	33	12	118	6	23	10	13	1	287
75	金沢市	82	23	5	115	96	18	18	15	15	2	401
76	長野市	46	10	3	16	89	2	22	14	14	26	251
77	岐阜市	76	22	1	6	136	15	11	31	17	3	328
78	浜松市	182	38	12	23	453	22	60	42	37	6	891
79	豊橋市	48	27	1	8	129	7	16	18	20	3	285
80	豊田市	54	74	5	4	123	14	24	23	21	4	358
81	岡崎市	37	54	1	7	67	9	29	25	10	0	245
82	清見町	43	143	4	124	165	14	16	24	24	14	575
83	東大阪市	60	49	3	90	80	12	17	27	17	12	375
84	姫路市	76	32	4	24	93	16	21	27	34	2	342
85	奈良市	59	98	5	252	166	32	18	21	20	16	694
86	和歌山市	53	8	1	45	113	8	22	27	24	0	312
87	岡山市	134	43	4	21	377	19	30	51	47	10	754
88	倉敷市	95	27	5	20	205	17	23	18	34	11	464
89	福山市	51	25	2	118	215	21	27	31	22	34	559
90	下関市	36	13	3	8	70	3	8	7	4	3	156
91	高松市	63	9	0	9	138	3	19	22	21	6	298
92	松山市	102	19	8	9	167	21	24	27	43	3	434
93	高知市	55	65	2	8	108	7	17	15	26	2	308
94	長崎市	68	29	9	31	164	14	32	20	27	4	405
95	熊本市	220	50	6	8	213	15	57	43	29	21	684
96	大分市	81	34	10	47	161	26	32	36	36	6	483
97	宮崎市	49	34	6	27	135	2	22	23	19	9	332
98	鹿児島市	87	27	5	60	212	16	44	17	32	6	526
合計	19,445	12,720	2,880	19,011	36,791	5,622	7,008	6,883	6,703	3,073	2,572	122,708

(資料5)平成17年度 乳幼児健康支援一時預かり事業実績

市町 村数	施設 数	都道府県 指定都市	実 施 市町村名	実 施 施 設 名	住 所	電話番号	設 置 / 運 営	施設種別	実施型
1	1	北海道	札幌市	天使こどもデイサービスセンター	札幌市東区北12条東3-31	011-711-0101	(医)カレスアライアンス	病院	A
"	2	"	"	北海道社会保険こどもデイサービスセンター	札幌市豊平区中の島1-8-3-18	011-831-3300	(社福)全国社会保険協会連合会	病院	A
"	3	"	"	手稲溪仁会こどもデイサービスセンター	札幌市手稲区前田1-12-1-20	011-681-3266	(医)溪仁会	病院	A
2	4	"	函館市	函館五稜郭病院 乳幼児健康支援デイサービスセンター	函館市五稜郭町38-3	0138-51-2295	(社福)函館厚生院	病院	C
3	5	"	旭川市	旭川子どもデイサービスセンター 豊岡中央病院	旭川市豊岡7条2丁目	0166-31-5837	(医)敏生会	病院	A
4	6	"	帯広市	森の子保育園	帯広市大空町1-12	0155-47-6670	(社福)帯広若光福祉会	保育所	B
5	7	"	千歳市	千歳こどもデイケアルーム	千歳市北光2-1-9	0123-26-7721	千歳市	単独	B
6	8	"	石狩市	派遣型病後児保育			石狩市	派遣	病後児派遣
7	9	"	芽室町	めむろてつなん保育所	河西郡芽室町西2条南6丁目	0155-62-2249	芽室町	保育所	B
8	10	青森県	弘前市	ことりの森	弘前市大字城東北4-4-20	0172-29-3111	城東こどもクリニック	診療所	A
9	11	"	八戸市	(社福)みろく会 明星保育園	八戸市大字白銀町字浜崖13-2	0178-28-3510	(社福)みろく会	保育所	A
10	12	"	黒石市	中郷保育園	黒石市末広67-11	0172-53-3715	(社福)五倫会	保育所	B
11	13	"	十和田市	ケアキッズハウス日だまり	十和田市大字三本木字里の沢1-247	0146-22-5252	(医)赤心会	病院	A
12	14	"	七戸町	城南保育園	上北郡七戸町字天神林19-2	0176-62-3095	(社福)七戸福祉会	保育所	A
"	15	"	"	榎林保育園	上北郡七戸町字榎林字家ノ前40	0176-68-2042	(社福)天寿園会	保育所	A
13	16	岩手県	盛岡市	たんぽぽ病児保育所	盛岡市上田字松屋敷11-4	019-662-5619	(社福)岩手愛児会	病院	A
"	17	"	"	虹っ子ケアルーム	盛岡市津志田26地割30-1	019-635-4440	盛岡医療生活協同組合	病院	A
14	18	"	水沢市	水沢市病後児保育施設ごぐま園	水沢市字搦手丁9-26	0197-25-5039	水沢市	単独	A
15	19	"	北上市	病児保育室ひよこのへや	北上市上江釣子17地割219-1	0197-71-5800	ひらのこどもクリニック	診療所	A
16	20	"	滝沢村	キッズケアルーム風船	岩手郡滝沢村滝沢字穴口377-1	019-641-6818	山口クリニック	診療所	A
17	21	宮城県	仙台市	杉の子ルーム	仙台市青葉区中山2-26-20	022-303-1515	てらさわ小児科	診療所	A
"	22	"	"	宮城県済生会仙台診療所	仙台市宮城野区東仙台6-1-1	022-293-1281	(社福)恩賜財団済生会支部宮城県済生会	診療所	A
"	23	"	"	すずき小児科内科医院	仙台市太白区長町南3-35-1	022-248-1665	すずき小児科内科医院	診療所	A
"	24	"	"	わたなべ小児科医院	仙台市泉区将監4-18-3	022-372-7007	わたなべ小児科医院	診療所	A
18	25	"	塩竈市	派遣型病後児保育			塩竈市	派遣	病後児派遣
19	26	"	田尻町	田尻町子育て支援総合施設すまいる園	遠田郡田尻町沼部字新堀60	0229-38-2555	田尻町	保育所	B
20	27	秋田県	秋田市	秋田赤十字乳児院	秋田市広面字釣瓶町100-3	018-884-1760	日本赤十字社/日本赤十字社秋田県支部	乳児院	B
21	28	"	能代市	安岡小児科医院	能代市若松町8-7	0185-52-7408	能代市/個人	診療所	B
22	29	"	横手市	浅舞感恩講保育園	横手市平鹿町浅舞字浅舞221-1	0182-24-1148	(社福)浅舞感恩講	保育所	B
23	30	"	大館市	大館乳児保育園病後児保育室	大館市裏町15	0186-42-2211	(社福)大館感恩講	単独	B
24	31	"	湯沢市	湯沢乳児保育園	湯沢市清水町2-3-26	0183-73-2728	(社福)広済会	保育所	B
25	32	"	鹿角市	花輪さくら保育園	鹿角市花輪字上中島93	0186-23-3445	(財)鹿角市子ども未来事業団	保育所	C
26	33	"	由利本荘市	矢島子供館	由利本荘市矢島町元町字新町122	0184-55-2236	(社福)矢島恵育会	児童福祉施設	C
"	34	"	"	クローバー病後児保育室	由利本荘市薬師堂字堂ノ下96-6	0184-23-6700	(有)心理教育相談室クローバー	単独	B
"	35	"	"	クローバー病後児保育室岩城	由利本荘市岩城町内道川字新鶴湯82	0184-73-3720	(有)心理教育相談室クローバー	単独	B
27	36	"	大仙市	吉村病後児保育園	大仙市戸蔭字谷地添71-1	080-5577-0566	(医)吉村クリニック	診療所	B
28	37	"	北秋田市	子育てサポートハウス	北秋田市花園町19-4	0186-62-5557	北秋田市	単独	A
29	38	山形県	鶴岡市	病後児保育所かトレアキッズルーム	鶴岡市美咲町28-1	0235-22-3290	(医)なごみ会	病院	B
30	39	"	酒田市	酒田市病後児保育専用施設	酒田市飛鳥字堂之後75	0234-52-2135	酒田市	保育所	C
31	40	福島県	福島市	キッズケアルーム花園	福島市花園町7-31	024-533-8037	福島市/(医)菊池クリニック	診療所	A
32	41	"	会津若松市	病児保育所さくら	会津若松市西栄町2-27	0242-26-3966	(医)新生会	病院	A
33	42	"	郡山市	医療法人仁寿会 菊池医院 らびっと	郡山市本町1-14-21	024-932-0154	(医)仁寿会菊池医院	診療所	A
"	43	"	"	(医)チルドレンクリニック ピパ	郡山市大槻町字二本木12-1	024-952-3721	(医)チルドレンクリニック	診療所	A
34	44	"	いわき市	阿部内科医院病後児保育室	いわき市平愛谷町2-5-2	0246-23-0707	(医)義志会	診療所	A
"	45	"	"	おおはらこどもクリニック病後児保育室	いわき市東田町2-17-1	0246-63-0001	(医)おおはらこどもクリニック	診療所	A
35	46	"	喜多方市	東町のびやか保育園	喜多方市字石田4041-2	0241-21-1303	(社福)啓和会	保育所	A
36	47	茨城県	水戸市	日本赤十字社茨城県支部乳児院	水戸市小吹町2673-1	029-240-3800	日本赤十字社茨城県支部	乳児院	A
37	48	"	日立市	森山聖徳保育園	日立市森山町3-17-1	0294-52-0774	(社福)聖徳福祉会	保育所	B
38	49	"	龍ヶ崎市	ことり保育園病後児保育室	龍ヶ崎市佐貫3-5-5	0297-65-2472	(社福)桜光会	保育所	C
39	50	"	つくば市	筑波記念病院病後児保育施設 ピーターパン	つくば市要1187-299	029-864-1212	筑波記念病院/(医)筑波記念会	病院	A
"	51	"	"	さくら学園保育園	つくば市上野1302	029-863-0053	(社福)稲田福祉会	保育所	A

市町 村数	施設 指定都市	都道府県 市町村名	実 施 実 施 施 設 名	住 所	電話番号	設 置 / 運 営	施設種別	実施型
40	52	常陸大宮市	(社福)聖泉福祉会	常陸大宮市野中町3266-2	0295-52-2035	(社福)聖泉福祉会	児童福祉施設	B
41	53	小川町	さくら保育園	東茨城郡小川町大字小川370-1	0299-58-4821	(社福)泰明会	保育所	C
42	54	美野里町	納場保育園	東茨城郡美野里町大字納場111-1	0299-48-1789	(社福)仲田会	保育所	B
43	55	友部町	みか保育園	西茨城郡友部町東平1-18-6	0296-77-7928	みか保育園	保育所	B
44	56	東海村	サンフラワーこどもの森保育園	那珂郡東海村船場718-3	029-287-7111	(社福)孝友会	保育所	B
45	57	鉾田町	あかつき保育園	鹿島郡鉾田町安房1672-16	0291-34-2155	(社福)東湖園	保育所	B
46	58	栃木県	宇都宮市 栃木県済生会 宇都宮乳児院	宇都宮市竹林町945-1	028-626-5511	宇都宮市/栃木県済生会宇都宮乳児院	乳児院	A
"	59	"	(医)福田こどもクリニック	宇都宮市下砥上町1545-20	028-659-8850	(医)福田こどもクリニック	診療所	A
47	60	足利市	鹿島こどもクリニック	足利市鹿島町501-3	0284-65-0035	鹿島こどもクリニック	診療所	A
48	61	栃木市	さくら保育園	栃木市泉川町651-1	0282-24-3900	(社福)鐘の鳴る丘友の会	保育所	A
49	62	鹿沼市	茂呂保育園	鹿沼市茂呂1884-3	0289-64-1120	茂呂保育園	保育所	A
50	63	今市市	明神保育園	今市市明神274-1	0288-27-3211	(社福)明神保育園	保育所	A
51	64	小山市	すみれ乳児院	小山市駅東通り1-10-2	0285-24-1110	(社福)豊心会	乳児院	A
"	65	"	黒田保育園	小山市大字西黒田316-2	0285-45-4614	(社福)恵明会	保育所	B
52	66	大田原市	保育園ベビーエンゼル	大田原市若松町3-30	0287-22-8834	(社福)心美会	保育所	B
53	67	那須塩原市	(社福)和光会 友里かこ保育園	那須塩原市豊浦12-209	0287-62-1116	(社福)和光会	保育所	A
54	68	上河内町	ゆうゆう保育園	河内郡上河内町大字金田759-1	028-674-8500	ゆうゆう保育園	保育所	B
55	69	群馬県	前橋市 前橋市乳幼児健康支援サービスセンター	前橋市上新田町564	027-255-5577	群馬県済生会前橋病院/前橋市	病院	A
56	70	高崎市	高崎市病後児保育室 ありんこ	高崎市高松町36	027-322-5022	高崎市	病院	A
57	71	桐生市	桐生北保育園	桐生市東久方町1-1-36	0277-44-4915	桐生市/(社福)大蔵会	保育所	C
58	72	伊勢崎市	伊勢崎市市民病院	伊勢崎市連取町12-1	0270-25-5022	伊勢崎市	病院	B
59	73	太田市	本島総合病院キッズケア	太田市西本町3-8	0276-22-7131	(医)島門会	病院	A
60	74	沼田市	沼田恵保育園	沼田市清水町4330	0278-24-4163	(社福)恵会	保育所	B
61	75	吉岡町	吉岡町乳幼児健康支援サービスセンター	北群馬郡吉岡町大久保3347-10	0279-30-5151	吉岡町/(医)竹内小児科	診療所	B
62	76	笠懸町	たけのこ保育園	新田郡笠懸町西鹿田21-1	0277-76-2697	笠懸町/(社福)麦の芽会	保育所	B
63	77	埼玉県	さいたま市 中里小児科	さいたま市見沼区東大宮6-22-6	048-675-3265	(医)共育会	診療所	A
"	78	"	西部総合病院	さいたま市桜区上大久保837-21	048-857-3195	(医)聖仁会	病院	A
64	79	川口市	病後児保育わらべ	川口市北原台1-10-17	048-298-0112	(医)山内クリニック	診療所	C
"	80	"	乳幼児健康支援施設 四季彩	川口市赤芝新田10-1	048-295-1062	(医)弘秀会	診療所	C
65	81	行田市	病児保育所 げんきキッズ	行田市小見1401-1	090-8111-8751	(医)悠希会	診療所	A
66	82	所沢市	老人保健施設ケア・ステーション所沢	所沢市東狭山ヶ丘6-2823-12	04-2922-0033	(社福)葉の実会	病院	A
67	83	加須市	愛泉乳児院	加須市土手2-15-57	0480-62-3321	(社福)愛の泉	乳児院	B
"	84	"	三俣第一保育園	加須市北小浜572	0480-62-6820	(社福)加須福祉会	保育所	B
68	85	和光市	和光市立みなみ保育園	和光市南2-3-3	048-450-4641	和光市	保育所	A
69	86	鳩山町	ひばりゆりかご保育園	比企郡鳩山町大字赤沼1535-1	049-296-2261	(社福)萌芽福祉会	保育所	A
70	87	宮代町	宮代町立みやしろ保育園	南埼玉郡宮代町須賀177	0480-32-3011	宮代町	保育所	B
71	88	杉戸町	病後児保育室とんこどり	南埼玉郡杉戸町高野台西1-5-6	0480-32-5687	(医)夢の輪会	診療所	B
72	89	千葉県	千葉市 るみえ内科病児保育 ゆりかご園	千葉市中央区長洲1-1-10 KCSビル4階	043-202-5511	個人	診療所	A
"	90	"	岩田こどもクリニック 病児保育室 うさぎのあな	千葉市花見川区幕張本郷1-14-10 幸栄パレス301	043-274-7431	(医)恵翔会	診療所	A
"	91	"	今野小児科医院病児保育 ピノキオ	千葉市稲毛区黒砂台3-2-51	043-256-8779	(医)今野小児科医院	診療所	A
"	92	"	清水小児科病児保育 かごめかごめ	千葉市若葉区千城台東2-31-2	043-237-6660	個人	診療所	A
"	93	"	まなこどもクリニック ポピンズルーム	千葉市緑区おゆみ野中央7-9-2	043-226-9920	(医)星瞳会	診療所	A
"	94	"	さとう小児科医院病児保育室 パンビーノ	千葉市緑区おゆみ野3-24-3	043-293-2503	個人	診療所	A
"	95	"	おた小児科・循環器科病後児保育室 ミルキー	千葉市美浜区磯辺4-15-3	043-303-1715	(医)千廣会	診療所	A
73	96	市川市	小林医院 こどもデイケアルーム	市川市北方1-9-14	047-300-0202	小林医院	診療所	A
"	97	"	清仁会 行徳クリニック	市川市行徳駅前1-14-11 サトミ3番館	047-398-0022	清仁会 行徳クリニック	診療所	A
74	98	船橋市	山本医院 新高根キッズハウス	船橋市新高根4-7-7	047-469-4801	(医)星医会 山本医院	診療所	A
75	99	松戸市	新八柱台病院附属八柱乳幼児健康支援サービスひよこ保育園	松戸市日暮1-7-2	047-387-8351	新八柱台病院	病院	A
"	100	"	新松戸中央総合病院附属新松戸乳幼児健康支援サービスひまわり保育園	松戸市新松戸1-192 ソフィア新松戸102号	047-309-6622	新松戸中央総合病院	病院	A
76	101	野田市	ひばりルーム	野田市横内29-1	04-7124-6847	(医)圭春会	病院	A
77	102	習志野市	病児デイケアルーム エンジェル保育室	習志野市実羽5-2-12 第7福住ビル4F	047-493-4239	赤松小児科内科医院	診療所	A
"	103	"	キッズケアルーム なでしこ	習志野市泉町1-1-1	047-473-7872	千葉県済生会 習志野病院	病院	A

市町 村数	施設 数	都道府県 指定都市	実施 市町村名	実施施設名	住所	電話番号	設置／運営	施設種別	実施型
78	104		市原市	高岡クリニック マミールーム	市原市姉崎688-2	0436-60-1133	高岡クリニック	病院	A
"	105		"	たむら医院 ソレイユ	市原市光風台2-146	0436-36-9900	たむら医院	病院	A
79	106		流山市	(社福)生活クラブ 流山わらしこ保育園	流山市加4-12	04-7150-2654	(社福)生活クラブ	保育所	B
"	107		"	南流山聖華保育園	流山市南流山2-29-4	04-7159-3401	(社福)流山中央福祉会	保育所	B
80	108		八千代市	くまさん保育室	八千代市村上4472-5 KEIYUビル3F	047-487-0415	(医)啓友会	診療所	A
81	109		我孫子市	こどもデイルームみらい	我孫子市布佐834-28	04-7189-1783	(医)創造会 平和台病院	病院	A
82	110		浦安市	浦安中央病院病後児保育室 バンダールーム	浦安市富岡3-2-6	047-352-2119	浦安中央病院	病院	A
"	111		"	エンゼルヘルパー 派遣サービス	浦安市東野1-7-1 総合福祉センター2F	047-700-6204	浦安市	派遣	訪問型一時
83	112		四街道市	四街道市立中央保育所 ポピー	四街道市鹿渡895-33	043-423-0061	四街道市	保育所	A
84	113		栄町	栄町	印旛郡栄町安食台1-2	0476-95-1111	栄町	派遣	訪問型一時
85	114		白子町	(医)酒井医院 病児保育所 らっこっこ	長生郡白子町北高根2389	0475-33-1188	(医)酒井医院	診療所	A
86	115		鉾南町	(医)橋会 勝山病院	安房郡鉾南町勝山319	0470-55-2138	(医)橋会 勝山病院	病院	A
87	116	東京都	千代田区	ポピンズナーサリー一番町	千代田区一番町10-8 一番町ウエストビル	03-3230-2105	千代田区／ポピンズコーポレーション	保育所	B
"	117		"	訪問型一時保育			千代田区	派遣	訪問型一時
88	118		中央区	小坂こども元気!!クリニック	中央区月島3-30-3 ベルウッドビル2~4階	03-5547-1191	(医)成育会	診療所	A
"	119		"	さわやか保育園	中央区日本橋浜町3-3-1	03-3249-7141	東京リビングサービス(株)	保育所	A
"	120		"	訪問型一時保育			中央区	派遣	訪問型一時
89	121		港区	とよら小児科医院附属とよら病児保育室	港区芝浦3-11-5 第3共栄ビル2階	03-5442-8872	とよら小児科医院	診療所	A
"	122		"	あいいく病児保育室	港区南麻布5丁目6番8号	03-5420-6419	(社)恩賜財団 母子愛育会	病院	A
90	123		新宿区	新栄保育園	新宿区百人町3-21-14	03-3371-0246	(社福)新栄会	保育所	A
"	124		"	原町みゆき保育園	新宿区原町2-43	03-3356-2663	(社福)幸会	保育所	A
91	125		文京区	保坂こどもクリニック	文京区白山5-27-12	03-5976-0641	文京区／(医)泰篤会保坂こどもクリニック	診療所	A
92	126		台東区	マミーズハンド三ノ輪	台東区竜泉3-44-3 竜泉グリーンハイツ1階	03-5808-2050	(株)日本医療事務センター	保育所	A
93	127		品川区	西五反田保育園	品川区西五反田3-9-10	03-3493-0075	品川区	保育所	A
"	128		"	清水台保育園	品川区荏原7-8-3	03-3784-0519	品川区	保育所	A
"	129		"	どんぐり保育園	品川区南品川2-9-13	03-3471-1673	(社福)あざみ会	保育所	A
"	130		"	西大井保育園	品川区西大井1-1-1	03-3774-5315	品川区	保育所	A
"	131		"	キッズベル品川	品川区戸越1-3-1	03-3786-6191	(医)鈴の輪会	診療所	A
94	132		目黒区	目黒ゆうあいクリニック 病後児保育室スマイル	目黒区中町2-30-5 目黒ゆうあいクリニック2F	03-3710-6719	(医)優愛会	診療所	A
95	133		大田区	病後児保育ルーム アリエル	大田区田園調布2-62-5 東急スクエアガーデンサイト南館2階	03-3721-7676	個人	診療所	A
"	134		"	OCFC病児保育室 うさぎのママ	大田区多摩川1-6-16	03-3758-0066	(医)OCFC会	診療所	A
"	135		"	キッズメディカルステーション	大田区中央7-15-14 フローレンス山本102	03-3755-8827	(医)洗風会 荒井クリニック	診療所	A
"	136		"	ライオンのこどもべや	大田区久が原3-36-13 久が原クリニックビル	03-5747-7192	個人	診療所	A
96	137		世田谷区	いなみ小児科付属病児保育室 ハグルーム	世田谷区下馬3-22-14	03-3422-0565	いなみ小児科	診療所	A
"	138		"	豪徳寺保育園病後児保育室 きている一む	世田谷区松原6-41-8	03-3324-6508	世田谷区	保育所	A
97	139		渋谷区	広尾上宮保育園	渋谷区広尾4-1-1	03-3407-9042	(社福)上宮会	保育所	A
98	140		中野区	聖オディアアホーム乳児院	中野区白鷺1-15-15	03-3330-1451	中野区／(社福)聖オディアアホーム	乳児院	B
99	141		杉並区	河北総合病院 こどもケアセンター	杉並区阿佐谷北1-7-3	03-3339-3603	(医)河北総合病院	病院	A
100	142		荒川区	上智厚生館保育園	荒川区町屋4-9-10	03-3892-4512	(社福)上智社会事業団	保育所	A
101	143		板橋区	いわた医院	板橋区蓮根2-1-3 メゾンエヌ1階	03-3965-1045	(医)和親会	診療所	A
"	144		"	後藤こどもクリニック	板橋区小茂根1-27-19	03-5917-8550	個人	診療所	A
102	145		練馬区	道灌山保育園	練馬区高松6-16-30	03-5910-4671	(社福)道灌山育心会	保育所	A
"	146		"	こどもデイケア プリムラ	練馬区関町北1-23-10 井口ビル2階	03-3928-5032	(医)徳枝会	診療所	A
103	147		足立区	あやせ保育園 すくすくルーム	足立区東綾瀬1-5-17	03-5697-5401	足立区	保育所	A
"	148		"	派遣型病後児保育			足立区	派遣	病後児派遣
"	149		"	訪問型一時保育			足立区	派遣	訪問型一時
104	150		葛飾区	砂原保育園 病後児保育室とまと	葛飾区西亀有4-8-19	03-3605-0420	(社福)砂原母の会	保育所	A
"	151		"	小谷野しょうぶ保育園	葛飾区堀切4-60-1 旧葛飾区立小谷野小学校内	03-3601-2301	葛飾区／(株)プロケア	保育所	A
105	152		八王子市	からまつ病後児保育室	八王子市川口町1543	0426-54-8157	(社福)東京玉葉会	診療所	A
"	153		"	病児保育室イルカルーム	八王子市西片倉3-1-4 第2みなみ野クリニックセンター3F	0426-37-3019	いわつぼ小児クリニック	病院	A
106	154		立川市	ぼけっと病児保育室	立川市幸町1-11-3	042-536-7333	立川市／(医)みやた小児科	診療所	A
107	155		武蔵野市	病児保育室 ポポ	武蔵野市西久保3-8-13	0422-51-6030	グリーンパーククリニック	診療所	A

市町 村数	施設 指定都市	都道府県 市町村名	実 施 市町村名	実 施 施 設 名	住 所	電話番号	設 置 / 運 営	施設種別	実施型	
108	156	神奈川県	三鷹市	病後児保育室あきやまルーム	三鷹市上連雀1-1-5	0422-70-5777	三鷹市／(医)千実会	単独	A	
109	157		青梅市	青梅ゆりかご第2保育園	青梅市東青梅5-22-2	0428-24-4455	(社福)青梅ゆりかご保育園	保育所	A	
110	158		府中市	病後児保育室しらとり	府中市武蔵台1-10	042-367-8881	府中市／(社福)多摩同胞会	母子生活支援施設	B	
111	159		昭島市	太陽こども病院 病後児保育室ひなたぼっこ	昭島市松原町1-2-1	042-544-7511	昭島市／太陽こども病院	病院	A	
112	160		調布市	エンゼルケアルーム	調布市布田6-25-2	0424-80-6160	調布市／個人	診療所	A	
113	161		町田市	ききょう保育園 病後児保育室 ひまわり	町田市鶴川1-16-7	042-735-2242	(社福)桔梗	保育所	A	
114	162		町田市	はやしクリニック病児保育室	町田市忠生2-29-20	042-793-3722	(医)はやしクリニック	診療所	A	
115	163		町田市	小野路保育園第一分園 病後児保育室 つくし組	町田市野津田町1084-1	042-708-0231	(社福)香楓会	保育所	A	
116	164		町田市	高ヶ坂ふたば保育園 病後児保育室こすもす	町田市高ヶ坂867-1	042-720-8215	(社福)高枝会	保育所	A	
117	165		日野市	(医)佐々木クリニック ひよこハウス	日野市多摩平1-8-10	042-585-2591	(医)佐々木クリニック	診療所	A	
118	166		日野市	たかはた北保育園	日野市高幡507-4	042-591-5003	(社福)菊美会	保育所	A	
119	167		国分寺市	ひまわり保育室	国分寺市東恋ヶ窪4-2-2	042-322-0123	(社福)浴光会 国分寺病院	病院	A	
120	168		国立市	つくしんぼ	国立市中1-16-25 シャトレインテスビル2階	042-580-4774	三多摩医療生活協同組合	診療所	A	
121	169		狛江市	狛江すこやか病児保育室	狛江市猪方3-18-10	03-3489-2557	狛江市／狛江すこやか病児保育室	診療所	A	
122	170		清瀬市	きよせ保育園	清瀬市上清戸2-5-40	0424-91-1301	清瀬市／(社福)清澄	保育所	A	
123	171		多摩市	(財)愛生会 厚生荘病院	多摩市和田1547	042-374-3535	(財)愛生会	病院	A	
124	172		稲城市	病後児保育室コロポックル	稲城市東長沼3107-1	042-370-8731	(有)三光商事	保育所	B	
125	173		羽村市	羽村たつの子保育園	羽村市五ノ神2-6-8	042-555-3791	(社福)たつの子の会	保育所	A	
126	174		あきる野市	秋川あすなろ保育園	あきる野市原小宮130-3	042-558-8299	あきる野市／(社福)秋川あすなろ会	保育所	C	
127	175		西東京市	病後児保育室 えくぼ	西東京市下保谷4-2-21	0424-38-7001	西東京市／斉藤小児科内科クリニック	診療所	A	
128	176		西東京市	病後児保育室 ぱんだ	西東京市田無町4-27-3	0424-65-0988	西東京市／佐々総合病院	病院	A	
129	177		神奈川県	横浜市	あおぞら第2保育園	横浜市神奈川区六角橋2-34-8	045-413-1114	(社福)あおぞら	保育所	A
130	178			横浜市	睦町保育園	横浜市南区睦町1-30	045-710-6230	(社福)乳児保護協会	保育所	A
131	179			横浜市	星川小児クリニック病児保育室アニモ	横浜市保土ヶ谷区星川2-4-1	045-336-2264	(医)星川小児クリニック	診療所	A
132	180	横浜市		洋光台中央福澤保育センター	横浜市磯子区洋光台5-3-18	045-831-7173	(社福)久遠園	保育所	A	
133	181	横浜市		きらら保育園	横浜市金沢区能見台東2-3	045-790-3440	(社福)みどり会	保育所	A	
134	182	横浜市		シブヤチャイルドクリニック くりっこ病児保育室	横浜市港北区太尾町696-1 ナビウス大倉山101	045-542-6941	シブヤチャイルドクリニック	病院	A	
135	183	横浜市		緑園なえぼ保育園	横浜市泉区緑園4-4	045-810-6131	(社福)いずみ苗場の会	保育所	A	
136	184	横浜市		都筑ひよこ保育園	横浜市都筑区加賀原1-22-3	045-942-9557	(社福)あおぼ	保育所	A	
137	185	横浜市		水野クリニック おひさま病児保育室	横浜市都筑区南山田町4257-1	045-	(医)活人会	病院	A	
138	186	川崎市		エンゼル幸	川崎市幸区柳町55-3	044-555-6741	(医)第二国道病院	病院	A	
139	187	川崎市		乳幼児健康支援デイスサービス・エンゼル多摩	川崎市多摩区中野島3-15-10	044-555-6741	(社団)川崎市医師会	単独	A	
140	188	横須賀市		乳幼児健康支援デイスサービスセンター	横須賀市上町2-36	046-822-9981	横須賀市／(社団)地域医療振興協会	病院	A	
141	189	相模原市		ふちのべ保育園 病後児保育センター ぼっかぼか	相模原市淵野辺3-7-10	042-704-1300	相模原市／(社福)さがみ愛育会	保育所	A	
142	190	厚木市		あゆのこ保育園	厚木市恩名1-10-38	046-296-5177	(社福)湘北福祉会	保育所	A	
143	191	伊勢原市		伊勢原協同病院病後児保育室	伊勢原市桜台2-17-1 伊勢原協同病院内	0463-94-2148	神奈川県厚生農業協同組合連合会	病院	A	
144	192	新潟県	新潟市	病児保育室 よいこのもり	新潟市神道寺1-5-47	025-290-2030	(医)よいこの小児科さとう	診療所	A	
145	193		新潟市	病後児保育室キッズルームたけの子	新潟市上大川前通6-1183	025-222-4515	(医)竹山記念会	病院	A	
146	194		新潟市	病児保育室カンガルー	新潟市西小針台2-1-5	025-234-5650	早川小児科クリニック	診療所	A	
147	195		長岡市	ながおか生協診療所	長岡市前田1-6-7	0258-38-0813	長岡市／ながおか医療生協	診療所	B	
148	196		長岡市	東部どんぐり保育園	長岡市四郎丸2-3-25	0258-34-8200	(社福)東光会	保育所	B	
149	197		柏崎市	刈羽郡総合病院病後児保育室びっころ	柏崎市北半田2-11-3	0257-21-5540	柏崎市／新潟県厚生農業協同組合連合会	病院	A	
150	198		十日町市	子育て・健康支援センター ちくたく	十日町市馬場丙1550-3	025-758-4390	(医)たかき医院	診療所	A	
151	199		十日町市	十日町幼稚園	十日町市253	025-752-2068	(社福)おりいぶ会	診療所	B	
152	200		上越市	上越市乳幼児健康支援センターわかさ保育室	上越市五智2-13-11	025-545-5213	上越市	病院	A	
153	201		上越市	上越市乳幼児健康支援センターがんぎ通り保育室	上越市西城町3-10-40	025-523-1379	上越市	単独	A	
154	202	魚沼市	魚沼市堀之内子育て支援センター	魚沼市堀之内409	025-794-2158	魚沼市	児童福祉施設	C		
155	203	富山県	富山市	富山県立乳児院	富山市牛島本町2-1-38	076-432-8137	富山県	乳児院	B	
156	204		富山市	わかさ保育園	富山市町村166-4	076-492-1193	(社福)わかさ福祉会	保育所	A	
157	205		高岡市	高岡保育園	高岡市南幸町2-1	0766-22-2748	(社福)鳳凰児童福祉会	保育所	A	
158	206		氷見市	アソカナーサリー	氷見市鞍川1303	0766-74-7550	(社福)マヤ児童福祉会	保育所	B	
159	207		黒部市	(医)二本垣医院こぼと保育室	黒部市三日市1062	0765-52-1602	(医)二本垣医院	病院	C	

市町 村数	施設 数	都道府県 指定都市	実施 市町村名	実施施設名	住所	電話番号	設置／運営	施設種別	実施型
140	208		南砺市	城端さくら保育園つくしんぼ	南砺市理休240	0763-62-7305	南砺市	保育所	B
141	209		射水市	大島つばさ保育園	射水市新開発380-1	0766-51-6060	(社福)射水万葉会	保育所	B
142	210	石川県	金沢市	聖霊乳児院 病児デイサービスセンター	金沢市長町1-5-30	076-223-2980	(社福)聖霊病院	乳児院	A
211	212		金沢市	健生クリニック 病児保育室 ほっとルーム	金沢市平和町3-5-2	076-241-9062	(社団)石川勤労者医療協会	診療所	A
213	214		七尾市	城北病院 病児保育室 はっぴ〜	金沢市京町20-3	076-253-0561	(社団)石川勤労者医療協会	病院	A
215	216		七尾市	恵寿総合病院 病児保育室あんず	七尾市富岡町94	0767-52-3211	(特医)董仙会	病院	B
217	218		七尾市	派遣型病後児保育			七尾市	派遣	病後児派遣
219	220		七尾市	訪問型一時保育			七尾市	派遣	訪問型一時
221	222		小松市	こばと保育園	小松市上小松町乙62	0761-21-0173	(社福)こばと福祉会	保育所	B
223	224		小松市	よしただけ保育園	小松市吉竹町ぬ47	0761-24-6763	(社福)吉竹福祉会	保育所	B
225	226		小松市	あおば保育園	小松市沖町レ39	0761-21-3141	(社福)あおば福祉会	保育所	B
227	228		輪島市	輪島市立鳳至保育所	輪島市堀岡9字25	0768-22-4830	輪島市	派遣	病後児派遣
229	230	輪島市	訪問型一時			輪島市	派遣	訪問型一時	
146	231	加賀市	伊奈美園	加賀市片山津温泉井6	0761-74-5555	(社福)伊奈美園	保育所	B	
147	232	羽咋市	こすもす保育園	羽咋市東の場町古川田15-1	0767-22-8181	羽咋市	保育所	A	
148	233	羽咋市	はくい子育てサロン	羽咋市中央町F168	0767-22-1518	羽咋市／羽咋市社会福祉協議会	派遣	訪問型一時	
149	234	白山市	鶴来第二保育所	白山市鶴来本町4-又30	0761-93-1676	白山市	保育所	B	
150	235	白山市	松南保育園	白山市村井町2	076-276-0008	(社福)松任福祉会	保育所	B	
151	236	白山市	林中保育園	白山市今平町142	076-276-2140	(社福)松南福祉会	保育所	B	
152	237	白山市	訪問型一時			(社福)松南福祉会	派遣	病後児派遣	
153	238	白山市	松任子育て支援センター	白山市殿町62-1	076-274-1592	白山市	派遣	訪問型一時	
154	239	野々市町	子育て支援センター菅原	石川郡野々市町菅原町8-33	076-248-4634	野々市町	子育て支援センター	B	
155	240	津幡町	ちいろば保育園	河北郡津幡町字南中条3-62	076-289-6841	(社福)吉竹福祉会	保育所	B	
156	241	福井県	福井市	福井県済生会乳児院	福井市和田中町徳万26	0776-30-0300	(社福)恩賜財団済生会	乳児院	A
242	243		福井市	福井総合病院	福井市新田塚1-42-1	0776-21-1300	福井総合病院／(財)新田塚医療福祉センター	病院	A
244	245		福井市	愛育ちびっこハウス	福井市新保2-301	0776-54-5757	(医)福井愛育病院	病院	A
246	247		福井市	大滝病院	福井市日光2-1-23	0776-23-3215	(医)穂仁会	病院	A
248	249		敦賀市	さみどり保育園	敦賀市本町1-7-7	0770-22-1000	(社福)さみどり福祉会	保育所	B
250	251		敦賀市	敦賀市立中郷西保育園	敦賀市古田刈66-1303-2	0770-24-5270	敦賀市／(社福)つくし会	保育所	B
252	253		小浜市	公立小浜病院院内保育所 ふくろう	小浜市後瀬町5-25	0770-52-0990	小浜市／公立小浜病院	病院	B
254	255		大野市	栃木産婦人科医院内 病児デイケアとちのき	大野市春日92-6	0779-66-2502	個人	診療所	B
256	257		勝山市	ひかり病児保育園	勝山市元町1-9-45	0779-88-0011	(医)深慈会	診療所	A
258	259		鯖江市	病児デイケアわらべ	鯖江市中野町12-8-1	090-3785-0593	(医)東山会	病院	A
157	260	あわら市	(医)金津産婦人科クリニック	あわら市市姫1-8-5	0776-73-3800	(医)金津産婦人科クリニック	診療所	B	
158	261	越前市	病児デイケアままとて	越前市平出1-12-37	0778-22-5108	(医)野尻医院	診療所	A	
159	262	越前市	花筐保育園 さくらルーム	越前市栗田町中央1-501	0778-42-2009	越前市	保育所	B	
160	263	山梨県	甲府市	乳幼児健康支援デイサービスセンター にじの家	甲府市塩部4-14-12	055-254-9011	みぞべこどもクリニック	診療所	A
264	265		都留市	(医)誠仁会 病児保育室なかよし	都留市法能670	0554-45-6847	(医)誠仁会	診療所	A
266	267		甲州市	(社福)千野保育所	甲州市塩山千野3653	0553-33-2624	(社福)千野保育所	保育所	A
268	269		甲州市	コアラの家	甲州市勝沼町下岩崎1731	0553-44-1524	岩崎保育園	保育所	B
161	270	長野県	松本市	松本市こどもプラザ	松本市筑摩1-13-22	0263-29-3400	松本市	地域子育て支援センター	A
271	272		上田市	上田市子育て支援施設 ゆりかご	上田市常磐城5-6-39	0268-21-5008	上田市	単独	A
273	274		駒ヶ根市	下平子ども交流センター	駒ヶ根市下平3844-1	0265-83-2096	駒ヶ根市	単独	C
275	276		中野市	(社福)こぶしの会 ひよこ保育園	中野市東山1134-4	0269-24-5155	(社福)こぶしの会	保育所	A
277	278		阿南町	大下条保育園	下伊那郡阿南町西条1210-1	0260-22-3655	阿南町	保育所	C
279	280		岐阜県	岐阜市	福富醫院病児保育園	岐阜市安食1228	058-238-8555	(医)英集会	診療所
162	281	岐阜県	岐阜市	河村病院病児保育園	岐阜市芥見大般若1-84	058-241-3311	(医)カワムラヤスオメディカルソセエティ	病院	A
282	283		岐阜市	小牧内科クリニック病児保育園	岐阜市昭和町2-11	058-253-7717	(医)ともいき会	診療所	A
284	285		岐阜市	安江病院病児保育園	岐阜市西鏡島1-76-1	058-253-6622	(医)幸紀会	病院	A
286	287		大垣市	(医)見玉レディースクリニック	大垣市高砂町1-31	0584-82-1155	大垣市／見玉レディースクリニック	診療所	B
288	289		美濃加茂市	病後児保育園 プーさんの部屋	美濃加茂市古井町下古井990 木沢記念病院内	0574-25-2181	(医)厚生会	病院	B
163	290	垂井町	病後児保育所 つくし	不破郡垂井町府中1928-19	0584-23-1251	(医)博愛会	病院	B	

市町 村数	施設 指定都市	都道府県 市町村名	実 施 市町村名	実 施 施 設 名	住 所	電話番号	設 置 / 運 営	施設種別	実施型
171	260		北方町	本多医院 病後児保育所 パオパオ	本巣郡北方町北方311-5	058-324-6304	本多医院	診療所	A
172	261	静岡県	静岡市	静岡市立城東保育園	静岡市葵区城東町34-11	054-245-5067	静岡市	保育所	A
"	262		"	ふたば保育園	静岡市清水区興津中町1422-1	0543-69-1902	(社福)興津福祉会	保育所	B
173	263		浜松市	わかば保育園 病後児保育室	浜松市根洗町645-1	053-437-0822	(社福)聖隷福祉事業団	保育所	A
"	264		"	順愛保育園	浜松市舞阪町舞阪5372	053-592-7733	(社福)順愛会	保育所	B
"	265		"	看護保育ぞうさんるーむ	浜松市雄踏町宇布見7425-1	053-592-0502	(社福)聖隷福祉事業団	保健センター	A
174	266		沼津市	大泉保育園	沼津市井出738-1	055-967-0170	(社福)士詠会	保育所	B
"	267		"	かぬき保育園	沼津市中瀬町25-11	055-932-6217	(社福)信愛会	保育所	A
175	268		三島市	恵明保育園	三島市谷田2143	055-975-1940	(社福)恵明学園	保育所	B
176	269		伊東市	川奈臨海学園診療所	伊東市川奈510-7	0557-45-0509	(社福)恩賜会静岡県済生会	診療所	A
"	270		"	川奈愛育クラブ	伊東市川奈1267	0557-44-1400	(社福)子ども未来計画	保育所	A
177	271	島田市	五和保育園	島田市牛尾1111	0547-45-3374	(社福)五和会	保育所	A	
"	272		"	初倉保育園	島田市井口407	0547-38-2525	(社福)初倉福祉会	保育所	B
"	273		"	島田聖母保育園	島田市中河町344	0547-37-5430	(社福)聖母福祉会	保育所	B
"	274		"	六合第一保育園	島田市道悦2-27-14	0547-35-2136	(社福)六合福祉会	保育所	B
178	275		富士市	富士見台リズム保育園	富士市比奈2490	0545-21-0814	(社福)鶏声会	保育所	A
"	276	"	中里保育園	富士市中里1670-22	0545-34-2471	(社福)福聚会	保育所	B	
179	277	磐田市	こうのとり東保育園	磐田市東新町2-11-13	0538-35-8567	(社福)聖隷福祉事業団	保育所	B	
"	278		"	こうのとり保育園	磐田市国府台84-1	0538-32-4732	(社福)聖隷福祉事業団	保育所	B
"	279		"	みなみしま保育園	磐田市南島164-1	0538-55-6255	(社福)天竜厚生会	保育所	B
180	280	藤枝市	藤枝聖マリア保育園	藤枝市下藪田733-1	054-638-2877	(社福)聖母福祉会	保育所	B	
181	281	御殿場市	富岳保育園	御殿場市大坂362-4	0550-87-2550	(社福)富岳会	保育所	A	
182	282	裾野市	富岳南保育園	裾野市伊豆島田806-12	055-993-1972	(社福)富岳会	保育所	B	
183	283	函南町	函南さくら保育園	田方郡函南町上沢70-2	055-979-1350	(社福)信静会	保育所	B	
184	284	長泉町	聖心保育園	駿東郡長泉町納米里219	055-989-1421	(社福)聖心会	保育所	B	
"	285		"	竹原保育園	駿東郡長泉町竹原317-1	055-971-7282	長泉町	保育所	B
"	286		"	訪問型一時保育			長泉町	派遣	訪問型一時
185	287	愛知県	名古屋市	すくすく北	名古屋市北区金田町2-8	052-911-8341	名古屋市/(社福)名古屋民間保育園連盟	単独	A
186	288		豊橋市	豊橋ひかり乳児院	豊橋市高師町字北原1-104	0532-62-0019	豊橋市福祉事業会	乳児院	B
187	289		岡崎市	岡崎市八帖保育園	岡崎市八帖北町21-1	0564-23-2911	岡崎市	保育所	A
188	290		春日井市	くまい医院	春日井市妙慶町148-1	0568-36-2226	春日井市	診療所	A
189	291		豊田市	すくすくの森	豊田市東山町2-2-9	0565-80-1633	(医)すくすくこどもクリニック	診療所	A
190	292		安城市	安城市西会館	安城市桜町19-13	0566-74-7457	安城市	単独	B
191	293		常滑市	タキタキッズプラザ	常滑市陶郷町1-8-1	0569-36-2112	常滑市/(医)瀧田医院	診療所	A
192	294		東海市	派遣型病後児保育			東海市	派遣	病後児派遣
193	295		高浜市	高浜市保健センター	高浜市稗田町3-2-11	0566-53-1914	高浜市	診療所	B
194	296		岩倉市	(医)なかよしこどもクリニック	岩倉市稲荷町高畑75	0587-66-1221	岩倉市/(医)なかよしこどもクリニック	診療所	B
195	297	東浦町	キッズクラブフィロス	知多郡東浦町大字生路字門田96-2	0562-82-1008	(医)昭新会	診療所	A	
196	298	三重県	津市	津病児デイケアルーム ひまわり	津市大倉13-14	059-225-7100	(医)熱田小児科クリニック	診療所	A
197	299		四日市市	四日市市病児保育室	四日市市中部8-15	0593-51-4152	四日市市/(医)里仁会	病院	A
198	300		伊勢市	病児保育エンゼル	伊勢市宮後3-7-61	0596-20-6512	伊勢市/神田小児科	診療所	A
199	301		桑名市	乳幼児健康支援一時預りこどもケアハウスぞうさん	桑名市新西方4-81	0594-24-6914	(医)創健会	診療所	A
200	302		鈴鹿市	ハピールーム	鈴鹿市南江島町8-10	0593-88-7717	(医)栄恵会	病院	A
201	303		伊賀市	伊賀市病児保育室 くまさんルーム	伊賀市四十九町831	0595-22-0192	伊賀市/(社福)伊賀市社会福祉協議会	病院	B
202	304		滋賀県	大津市	たかはし小児科病児保育室	大津市今堅田2-8-21	077-572-3982	たかはし小児科循環器科医院/(医)湖明会	病院
203	305	近江八幡市	西川小児科医院病児保育室わかばルーム	近江八幡市出町309	0748-33-7601	西川小児科医院/個人	病院	B	
204	306	守山市	守山市福祉保健センター ふれあいルーム	守山市下之郷町592-1	077-581-0370	守山市	単独	A	
205	307	栗東市	びわこキッズケアルーム	栗東市小栢6-10-37	077-554-8815	栗東市/(医)三愛小児科診療所	単独	A	
206	308	甲賀市	甲賀市児童福祉センター	甲賀市水口町八坂4-10	0748-65-5511	甲賀市	単独	A	
207	309	野洲市	野洲市立野洲第三保育園	野洲市小篠原1977-1	077-586-0140	野洲市	保育所	B	
208	310	京都府	京都市	(社福)京都博愛会 京都博愛会病院保育園	京都市北区上賀茂ケン山7	075-781-1133	(社福)京都博愛会	病院	B
"	311		"	(医)今井会 第二足立病院	京都市南区四ツ塚町7	075-681-7316	(医)今井会	病院	B

市町 村数	施設 数	都道府県 指定都市	実施 市町村名	実施施設名	住所	電話番号	設置／運営	施設種別	実施型
"	312		"	(医) 医仁会 武田総合病院	京都市伏見区石田森東町30-1	075-572-6331	(医) 医仁会	病院	B
"	313		"	金井病院	京都市伏見区淀木津町612-12	075-631-1215	金井病院	病院	B
"	314		"	(社福) 京都社会事業財団 京都桂病院附属保育所	京都市西京区山田平尾町17	075-392-1224	(社福) 京都社会事業財団	病院	B
209	315		福知山市	福知山市市民病院めばえ保育園	福知山市厚中町231	0773-22-2101	福知山市	保育所	B
210	316		綾部市	あすなろルーム	綾部市若竹町8-1	0773-42-3280	綾部市／(社福) 中上林福祉会	保育所	C
211	317		宇治市	宇治市乳幼児健康支援サービスセンター	宇治市五ヶ庄芝ノ東54-2 宇治病院内	0774-32-6000	(社福) 宇治病院	病院	A
"	318		"	浅妻医院パピールーム	宇治市伊勢田町名木1-1-235	0774-45-2876	(医) 浅妻医院	診療所	A
212	319		城陽市	乳幼児健康支援一時預かりセンター	城陽市平川西六反26-1	0774-54-1111	(医) 啓信会	病院	C
213	320		八幡市	八幡市乳幼児健康支援サービス保育室	八幡市川口小西9-7	075-981-7006	八幡市／(医) 聖聖会 京都八幡病院	病院	A
214	321		京田辺市	京田辺市健康支援サービス保育室	京田辺市田辺中央6-1-6	0774-65-3939	(医) 石鏡会	保育所	B
215	322	大阪府	大阪市	都島友乳児保育センター	大阪市都島区友洲町1-6-3	06-6929-1580	(社福) 都島友の会	保育所	A
"	323		"	くまだ内科クリニック	大阪市福島区玉川4-6-11	06-6445-6005	(医) 愛幸会	病院	A
"	324		"	入舟寮	大阪市港区池島3-7-18	06-6571-1515	大阪市／(社福) 海の子学園	児童養護施設	A
"	325		"	ファミリー保育園	大阪市大正区三軒家東5-7-14	06-6553-5078	(社福) たらちね事業会	保育所	A
"	326		"	四恩学園	大阪市天王寺区逢坂2-8-41	06-6771-9360	(社福) 四恩学園	児童養護施設	A
"	327		"	みどり保育園	大阪市西淀川区姫里3-13-9	06-4808-3939	(社福) 西淀川福祉会	保育所	A
"	328		"	日之出保育所	大阪市東淀川区東中島4-11-25	06-6323-9800	大阪市	保育所	A
"	329		"	鶴橋保育所	大阪市生野区桃谷5-4-5	06-6731-0371	大阪市	保育所	A
"	330		"	中野こども病院	大阪市旭区新森4-13-17	06-6952-4771	(医) 真美会	病院	A
"	331		"	生江保育所	大阪市旭区生江3-26-23	06-6922-7797	大阪市	保育所	A
"	332		"	すみれ乳児院	大阪市城東区古市1-20-80	06-6934-8868	(社福) 大阪福祉事業財団	乳児院	A
"	333		"	聖の門保育園	大阪市阿倍野区阿倍野筋5-13-17	06-6651-7741	(社福) 阿聖仔	保育所	A
"	334		"	四恩学園乳児院	大阪市住吉区苅田4-3-9	06-6607-2220	(社福) 四恩学園	乳児院	A
"	335		"	浅香東保育所	大阪市住吉区浅香1-1-24	06-6697-5987	大阪市	保育所	A
"	336		"	住吉保育所	大阪市住吉区帝塚山東5-9-4	06-6678-7031	大阪市	保育所	A
"	337		"	矢田教育の森保育所	大阪市東住吉区矢田5-2-12	06-6692-0053	大阪市	保育所	A
"	338		"	松之宮保育所	大阪市西成区旭3-1-12	06-6567-3460	大阪市	保育所	A
"	339		"	加島第1保育所	大阪市淀川区加島1-32-17	06-6309-3090	大阪市	保育所	A
"	340		"	博愛社	大阪市淀川区十三元今里3-1-72	06-6301-0367	(社福) 博愛社	児童養護施設	A
"	341		"	浜本小児科	大阪市住之江区南港中2-1-99	06-6612-3213	浜本小児科	単独	A
"	342		"	御崎保育所	大阪市住之江区御崎7-2-4	06-6685-6693	大阪市	保育所	A
"	343		"	大念仏乳児院	大阪市平野区平野上町1-7-3	06-6791-5410	(社福) 大念仏寺社会事業団	乳児院	A
"	344		"	南大江保育所	大阪市中央区農人橋1-1-2	06-6942-0590	大阪市	保育所	A
216	345		堺市	堺市病後児保育室	堺市永代町2-3-9	072-233-5665	堺市	病院	A
217	346		豊中市	豊中市立本町保育所病後児保育室	豊中市本町5-8-52	06-6848-2656	豊中市	保育所	A
218	347		池田市	池田市立病後児保育所	池田市城南3-1-18	072-754-6626	池田市／(学) 森上学園	病院	A
219	348		吹田市	吹田市立ことぶき保育園分室	吹田市岸部中1-15-25	06-6387-6932	吹田市	保育所	A
"	349		"	北千里病後児保育室	吹田市古江台3-9-2	06-6872-2033	吹田市	保育所	A
220	350		高槻市	芝谷聖ヶ丘保育園	高槻市芝谷町19-7	072-689-8720	(社福) たつみ会	保育所	A
221	351		守口市	高瀬ひまわり保育園	守口市馬場町1-7-18	06-6996-0301	(社福) 恵由福祉会	保育所	B
222	352		枚方市	枚方市病児保育室	枚方市香里ヶ丘3-12-1 B67	072-852-0161	(医) 保坂小児クリニック	診療所	A
"	353		"	枚方市病児保育室	枚方市禁野本町2-14-1	072-847-7130	枚方市	病院	A
"	354		"	ピッコロケアルーム	枚方市東山1-49-31	072-850-8165	(医) 門林小児クリニック	診療所	A
223	355		茨木市	こどもの園健康支援センター	茨木市中穂積3-1-22	072-645-0099	(社福) 智恩福祉会	保育所	B
224	356		八尾市	八尾徳洲会総合病院	八尾市久宝寺3-15-38	0729-93-8501	八尾市／(医) 徳洲会	病院	A
"	357		"	マリア保育園	八尾市若林町1-22-5	0729-20-2300	八尾市／(社福) 厚生博愛会	保育所	B
225	358		寝屋川市	寝屋川市病気明けつくし保育所	寝屋川市川勝町2-6	072-823-1621	寝屋川市病気明けつくし保育所共済会	保育所	A
226	359		河内長野市	ちびっこケアルーム	河内長野市喜多町189-1	0721-62-4976	(社福) 光久福祉会	病院	A
227	360		大東市	彩貴病児保育室	大東市野崎2-1-1	072-877-6700	大東市／(医) 橋本医院	診療所	A
228	361		和泉市	老木レディスクリニック 病後児保育バンビーニ	和泉市いぶき野1-1-11	0725-55-7115	(医) 老木レディスクリニック	診療所	A
"	362		"	幸福保育園 病後児保育オアシスランド	和泉市幸2-7-44	0725-41-1385	(社福) 和泉幸生会	保育所	B
229	363		箕面市	市立萱野保育所	箕面市萱野1-19-31	072-724-8026	箕面市	保育所	B

市町 村数	施設 数	都道府県 指定都市	実施 市町村名	実施施設名	住所	電話番号	設置／運営	施設種別	実施型
"	364	兵庫県	神戶市	市立桜ヶ丘保育所	箕面市桜ヶ丘3-12-5	072-723-8100	箕面市	保育所	B
"	365		神戶市	市立東保育所	箕面市粟生外院5-2-1	072-728-1303	箕面市	保育所	B
230	366		柏原市	病児・病後児保育室げんきっ子	柏原市国分本町3-9-3	0729-78-6597	柏原市／(医)涼楓会 にしむら小児科	病院	A
231	367		羽曳野市	あいあい保育園	羽曳野市向野2-8-2	0729-37-0016	NPO法人サポートネットワークめくもり	単独	B
232	368		東大阪市	沢田クリニック こひつじ保育室	東大阪市小阪本町1-11-3	06-6730-5828	(医)あおぞら会さわかクリニック	病院	A
"	369		東大阪市	荒本子育て支援センター	東大阪市荒本176	06-6789-5295	東大阪市	保育所	A
"	370		東大阪市	マザーグース	東大阪市桜町9-5	0729-84-8827	(社福)白鳩会	保育所	A
233	371	兵庫県	神戸市	たかはしクリニック	神戸市灘区岩屋北町5-1-31	078-882-6432	たかはしクリニック	診療所	A
"	372		神戸市	片山キッズクリニック	神戸市灘区岩屋中町4-2-7	078-802-5994	片山キッズクリニック	診療所	A
"	373		神戸市	井口小児科内科医院	神戸市垂水区学が丘4-15-15	078-882-6432	井口小児科内科医院	診療所	A
"	374		神戸市	真星病院	神戸市北区山田町上谷上字古古谷12-3	078-582-0111	真星病院	病院	A
234	375		姫路市	ビューパホール	姫路市八代東光寺町13-11	0792-82-2692	(社福)姫路乳児院	乳児院	B
"	376		姫路市	乳児ホームるり	姫路市八代東光寺町8-1	0792-22-5027	(社福)心地	乳児院	B
"	377		姫路市	アメニティーホーム広畑学園	姫路市広畑区蒲田370-1	0792-36-1630	(社福)あいむ	児童養護施設	B
235	378	尼崎市	小中島診療所病児保育室	尼崎市小中島3-13-6	06-6491-7711	阪神医療生活協同組合	診療所	A	
"	379		尼崎市	高原クリニック病児保育室	尼崎市南武庫之荘1-15-5	06-6436-8754	(医)高原クリニック	診療所	B
236	380	明石市	明石乳児院	明石市大久保町大窪2752-1	078-936-1419	(社福)ひとまる会	乳児院	B	
237	381	西宮市	西宮病後児保育室	西宮市林田町8-42	0798-67-3636	西宮市	病院	B	
238	382	伊丹市	伊丹乳児院	伊丹市北野3-48-2	072-781-1744	(社福)有岡協会	乳児院	B	
239	383	豊岡市	チャイルドハウス保育園	豊岡市下陰5	0796-29-3900	(社福)豊友会	保育所	A	
240	384	西脇市	西脇保育所	西脇市西脇760-1	0795-22-2909	(社福)西脇保育所	保育所	B	
241	385	宝塚市	あいわ診療所	宝塚市中筋2-10-11	0797-80-4170	(医)愛仁会	診療所	B	
242	386	高砂市	聖パウロ生石保育園	高砂市阿弥陀町魚橋686	0794-48-1101	(社福)日本聖公会高砂福祉会	保育所	B	
243	387	三田市	(医)青山会 田場小児科医院内 さんだワラビーズ	三田市すずかけ台1-12	079-565-2727	三田市／(医)青山会 田場小児科医院	病院	A	
244	388	奈良県	奈良市	あかね保育園	奈良市秋篠新町270	0742-41-9244	(社福)秋篠茜会	保育所	A
245	389		橿原市	吉川医院キッズケアルーム	橿原市中曾司町175	0744-21-0171	(医)吉川医院	病院	A
246	390		生駒市	いこま保育園	生駒市北新町2-11	0743-73-2474	(社福)宝山寺福祉事業団	保育所	A
247	391		香芝市	せいか保育園	香芝市北今市5-508-1	0745-77-5200	(社福)裕愛会	保育所	A
248	392		田原本町	こどもの森阪手保育園	磯城郡田原本町阪手931-1	07443-4-1612	(社福)愛和会	保育所	A
249	393		大淀町	北野保育園 病後児保育室 にじ	吉野郡大淀町大字北野23-10	07463-4-5578	(社福)北野福祉会	保育所	A
250	394		和歌山県	橋本市	あやの台保育園	橋本市あやの台2-30-2	0736-34-7870	橋本市／(社福)白鳩会	保育所
251	395	鳥取県	鳥取市	キッズルーム こぐま	鳥取市末広温泉町566	0857-27-2213	鳥取医療生活協同組合	診療所	A
"	396		鳥取市	すこやか一む	鳥取市河原町佐貫775-6	0858-85-1788	鳥取市	保育所	B
"	397		鳥取市	病後児支援センター かもめ	鳥取市青屋町青谷604	0857-85-0430	鳥取市	保育所	A
"	398		鳥取市	病後児支援センター たんぼ	鳥取市気高町宝木985	0857-85-0430	鳥取市	保育所	B
252	399		米子市	病児看護センター ベアーズデイサービス	米子市榎原1889-6	0859-26-5599	(社福)ショウトク福祉会	診療所	A
253	400		倉吉市	(医)十字会 野島病院すくすく園	倉吉市瀬崎町2714-1	0858-22-6231	倉吉市／(医)十字会 野島病院	病院	A
254	401		岩美町	岩美町国民健康保険岩見病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	0857-73-1421	岩美町	病院	C
255	402	琴浦町	(財)みどり保育園	東伯郡琴浦町大字徳万254-6	0858-53-2395	(財)みどり保育園	保育所	C	
256	403	大山町	大山町保健福祉センター	西伯郡大山町御来屋467	0859-54-5207	大山町	診療所	C	
257	404	日南町	日南町健康福祉センターほほえみの里	日野郡日南町生山511-5	0859-82-0374	日南町	単独	C	
258	405	日野町	日野病院	日野郡日野町野田332	0859-72-0351	日野町	病院	C	
259	406	江府町	江尾診療所	日野郡江府町大字江尾2088-3	0859-75-2055	江府町国民健康保険江尾診療所／江府町	診療所	C	
260	407	鳥根県	松江市	松江赤十字乳児院	松江市母衣町83-1	0852-24-6417	日本赤十字社	乳児院	A
"	408		松江市	松江市立病院すこやか保育室	松江市灘町139-12 看護師寮内	0852-27-5019	松江市立病院	病院	A
"	409		松江市	つわぶき保育園	松江市乃木福富町318-1	0852-60-1818	(社福)つわぶき	保育所	A
261	410		浜田市	斎藤医院 あんず保育室	浜田市朝日町11-1	0855-23-0228	(医)斎藤医院	診療所	A
262	411		出雲市	おおつか保育園	出雲市大塚町790-1	0853-23-4384	(社福)おおつか福祉会	保育所	A
"	412		出雲市	伊藤産婦人科眼科医院	出雲市平田町1362-1	0853-63-2195	個人	診療所	A
263	413		安来市	ひろせ保育園	安来市広瀬町広瀬1834-1	0854-32-4718	(社福)明星会 ひろせ保育園	保育所	B
"	414	安来市	みゆき保育園	安来市安来町924-3	0854-22-3567	(社福)せんだん会 みゆき保育園	保育所	B	
264	415	雲南市	雲南市立掛合保育所	雲南市掛合町大字掛合2149-2	0854-62-9900	雲南市	保育所	C	

市町 村数	施設 指定都市	都道府県	実施 市町村名	実施施設名	住所	電話番号	設置／運営	施設種別	実施型	
265	416		西ノ島町	浦郷保育所	隠岐郡西ノ島町浦郷421	08514-6-0403	西ノ島町	保育所	C	
266	417		知夫村	知夫村立郡保育所	隠岐郡知夫村1563-1	08514-8-2076	知夫村	保育所	C	
267	418		隠岐の島町	隠岐共生学園 乳児保育所	隠岐郡隠岐の島町西町大城の一16-8	08512-2-0774	隠岐の島町／(社福)隠岐共生学園	保育所	B	
268	419	岡山県	岡山市	山陽ちびっこ療育園	岡山市大福281-5	086-281-2277	(医)青木内科小児科医院	診療所	A	
"	420		"	病児保育室みらい	岡山市清水373-1	086-275-5036	(医)藪内小児科医院	診療所	A	
"	421		"	病児保育ルームドレミ	岡山市表町3-10-71	086-222-4958	(医)田中内科小児科	診療所	A	
"	422		"	うらら病児保育園	岡山市神田町2-8-35	086-233-3531	(医)正義会	診療所	A	
"	423		"	ハート病児保育室	岡山市西大寺南2-1-7	086-942-9928	(医)岡村一心堂	診療所	A	
269	424		倉敷市	あさき病児保育園	倉敷市水島南幸町1-9	086-446-1110	あさき小児科	診療所	A	
"	425		"	玉島病院病児保育室	倉敷市玉島乙島4030	086-522-4141	(財)弘仁会	病院	B	
"	426		"	病児保育所 はしま	倉敷市羽島199-1	086-426-5037	羽島こども診療所	診療所	A	
"	427		"	ももっ子病児保育ルーム	倉敷市児島柳田町862	086-474-3310	(医)恵和会	病院	A	
"	428		"	小ざくら地域子育て支援センター	倉敷市水島北幸町2-3	086-445-1456	(社福)光明会	派遣	訪問型一時	
270	429	津山市	こどもデイケアルームさくら	津山市二宮2137	0868-28-5570	(医)ウナデ会	診療所	B		
271	430	玉野市	玉野市民病院	玉野市宇野2-3-1	0863-31-2101	玉野市	病院	A		
272	431	笠岡市	富岡保育園	笠岡市富岡605	0865-62-2487	(社福)伸成会	保育所	C		
273	432	総社市	角田医院内病後児保育室	総社市中央3-13-113	0866-93-1288	(医)光隆会 角田医院	診療所	C		
274	433	赤磐市	さくらんぼ保育園	赤磐市桜が丘東2-2-809	08699-5-9071	(社福)岡山こども協会	保育所	B		
275	434	真庭市	(医)まつら会アガベ保育園	真庭市久世2433-1	0867-42-5056	(医)まつら会	保育所	C		
276	435	金光町	敬親保育園	浅口郡金光町佐方1581	0865-42-3017	(社福)明光会	保育所	C		
277	436	広島県	広島市	さくらんぼ病児保育室	広島市中区大手町5-2-20 鷹の橋パーキングビル2階	082-249-9302	個人	診療所	A	
"	437		"	病児保育室みどりキッズ	広島市南区翠2-27-27	082-251-1787	個人	診療所	A	
"	438		"	はまだ病児保育室ピピの森	広島市西区己斐本町1-25-3	082-272-3110	個人	診療所	A	
"	439		"	あすか病児保育室	広島市安佐南区緑井3-20-1-103	082-830-5330	(医)あすか	病院	A	
"	440		"	コアラ病児保育室	広島市佐伯区五日市4-3-1	082-943-3771	個人	診療所	A	
278	441		呉市	すこやか病児保育室	呉市中通2-2-9	0823-22-2784	舟橋産婦人科医院	病院	A	
279	442		竹原市	山下産婦人科内科医院内 病後児保育室さくらんぼ	竹原市中央3-15-1	0846-22-2325	竹原市／(医)仁寿会	診療所	B	
280	443		尾道市	のぞみが丘保育所	尾道市栗原町1526-1	0848-23-6302	尾道市	保育所	A	
281	444		福山市	小池やすはら小児クリニック 病後児保育室	福山市光南町1-5-23	084-932-0033	(医)秀明会／小池やすはら小児クリニック	病院	A	
"	445		"	病児保育室 キッズルーム コアラ	福山市宮前町2-4-25	084-934-8555	橋高クリニック	診療所	A	
282	446	三次市	三次市病後児保育室 おひさま	三次市東酒屋町531	0824-64-0738	三次市	単独	B		
283	447	東広島市	病後児保育室 たんぼぼ	東広島市西条駅前土地区画整理事業旅行地区内89L 東ひろしま敬愛ビル301	082-422-2502	東広島市	病院	A		
284	448	府中町	病児保育室バンビ	安芸郡府中町大須3-8-56	082-508-2323	個人	診療所	A		
285	449	北広島町	増田病院病後児室	山県郡北広島町	0826-72-2050	北広島町／増田病院	病院	A		
286	450	山口県	下関市	うめだ小児科医院 すこやかルーム	下関市長府江下町1-47	0832-45-5691	個人	診療所	A	
"	451		"	わかば病児保育所	下関市汐入町44-10	0832-33-0548	(医)茜会 昭和病院	病院	A	
287	452		宇部市	すくすくハウス	宇部市大字西岐波3675-29	0836-54-4539	(医)鈴木小児科医院	診療所	A	
"	453		"	かねこキッズルーム	宇部市上町1-6-16	0836-22-8839	金子小児科医院	診療所	A	
288	454		山口市	保育園ハートアイランド山口	山口市大字吉敷3042-1	083-924-3962	(医)青藍会	診療所	A	
"	455		"	のせ・おおうち病児保育所	山口市大字大内矢田627-1	083-927-7400	(医)野瀬内科小児科	診療所	A	
289	456		萩市	萩市こどもデイサービスセンター	萩市大字山田4293-1	0838-24-4820	萩市／萩市社会福祉事業団	単独	A	
290	457		防府市	蔵重小児科きららルーム	防府市三田尻1-15-2	0835-26-5656	(医)蔵重小児科	診療所	A	
291	458		岩国市	病後児保育所キッドイン	岩国市岩国3-2-7	0827-41-1381	(医)岩国病院	病院	A	
292	459		光市	病後児保育所ラビングハグ	光市虹ヶ浜3-6-1 梅田病院北館2F	0833-71-0084	光市／(医)至誠会 梅田病院	病院	A	
293	460		長門市	ながと・キッズ・メディカル・ケアルーム	長門市東深川1858-1 岡田クリニック内	0837-22-2717	長門市／個人	病院	B	
294	461		周南市	病児保育室 モーモーハウス	周南市花島町4-3	0834-32-0542	周南市／(医)かわむら小児科	単独	A	
"	462		"	病後児保育園 タムタム	周南市川手1-6-7	070-6341-9002	周南市／(医)たにむら小児科	単独	A	
"	463		"	病児保育室 わんぱくの国	周南市大字大河内256-14	0833-91-7233	周南市／(医)成心会 ふじわら医院	単独	A	
295	464		山陽小野田市	小野田病児ケアハウス	山陽小野田市住吉本町1-3-24	0836-81-0434	山陽小野田市／山陽小野田市医師会	単独	A	
"	465		"	病児ケアハウスあさひキッズ	山陽小野田市大字郡445-5	0836-71-0148	山陽小野田市／山陽小野田市医師会	診療所	C	
296	466		徳島県	徳島市	藤岡クリニック	徳島市昭和町8-66	088-622-0012	(医)啓仁会	診療所	A

市町 村数	施設 指定都市	都道府県 市町村名	実 施 市町村名	実 施 施 設 名	住 所	電話番号	設 置 / 運 営	施設種別	実施型
"	467	"	"	川内わかば保育園	徳島市川内町鶴島4-1	088-665-7768	(社福)わかば会	保育所	B
"	468	"	"	四国大学附属保育所	徳島市寺島本町西2-35-9	088-602-4860	(社福)四国大学福祉会	保育所	B
297	469	鳴門市	あい愛診療所 撫養	鳴門市撫養町南浜字浜田31-5	088-686-6352	個人	個人	診療所	A
298	470	小松島市	徳島県立徳島乳児院	小松島市中田町新開12-2	08853-2-0555	小松島市／徳島県立徳島乳児院	小松島市／徳島県立徳島乳児院	乳児院	A
299	471	阿南市	岩城クリニック	阿南市学原町上水田11-1	0884-23-5600	阿南市／(医)翠松会	阿南市／(医)翠松会	病院	B
300	472	美馬市	派遣型病後児保育			美馬市	美馬市	派遣	病後児派遣
301	473	藍住町	デイサービスセンター「こどもの城」	板野郡藍住町勝瑞字西地93-4	088-641-3121	藍住町／(医)和泉会水井医院	藍住町／(医)和泉会水井医院	診療所	A
302	474	香川県	高松市	トビウメ小児科医院付属病児保育室 子どもの家	高松市伏石町1352-7	087-865-3111	トビウメ小児科医院	診療所	A
"	475	"	"	西岡医院病児保育室 レインボーキッズ	高松市寺井町1385-10	087-885-2021	(医)仁泉会	診療所	A
"	476	"	"	小林内科小児科医院付属病児保育室 すこやかルーム	高松市屋島西町2474-1	087-844-8156	(医)小林内科小児科医院	診療所	A
"	477	"	"	はらこどもセンター	高松市牟礼町原570-1	087-845-0234	高松市	保育所	B
303	478	丸亀市	訪問型一時保育			丸亀市	丸亀市	派遣	訪問型一時
304	479	善通寺市	(社福)カナン福祉センター カナン子育てプラザ21	善通寺市生野本町2-16-1	0877-62-3695	善通寺市／カナン子育てプラザ21	善通寺市／カナン子育てプラザ21	保育所	B
"	480	"	"	にしかわクリニック 病児保育室「げんきになあれ」	善通寺市木徳町1073-6	0877-63-6500	善通寺市／(医)にしかわクリニック	診療所	B
305	481	綾南町	綾南町病児保育室	綾歌郡綾南町大字陶1720-1	087-876-1185	綾南町	綾南町	保健福祉総合センター	A
307	482	愛媛県	松山市	ベルソナ	松山市保免1-2-1	089-971-0800	(医)芳村小児科	診療所	A
"	483	"	"	石丸小児科	松山市三番町6-5-1	089-921-2918	(医)石丸小児科	診療所	A
307	484	宇和島市	乳幼児デイケア トロイメライ	宇和島市中央町1-10-5	0895-24-5633	(医)桑折小児科	(医)桑折小児科	診療所	A
308	485	新居浜市	なかよし園	新居浜市北新町1-3	0897-33-1818	(財)積善会	(財)積善会	病院	A
309	486	西条市	(医)社団更生会 村上記念病院	西条市大町739	0897-56-2300	(医)社団更生会 村上記念病院	(医)社団更生会 村上記念病院	病院	A
310	487	四国中央市	病後児保育ルーム エミリア	四国中央市中曾根町5074	0896-23-5864	ふじえだファミリークリニック／(医)周水会	ふじえだファミリークリニック／(医)周水会	診療所	B
311	488	東温市	ジョールーム	東温市横河原337-1	089-955-0333	(医)石川小児科	(医)石川小児科	診療所	B
312	489	松前町	キッズハウス	伊予郡松前町大字恵久美792-1	089-985-3929	(医)むかいだ小児科	(医)むかいだ小児科	診療所	A
313	490	高知県	高知市	キュービットハウス	高知市大膳町37 細木病院内	088-822-7211	(医)仁生会	病院	A
"	491	"	"	愛あいルーム	高知市一宮西町1-7-25 三愛病院内	088-845-5291	(医)仁生会	病院	A
314	492	安芸市	尾木医院ベイビーキッズ	安芸市本町3-10-30	0887-34-3155	安芸市／(医)博仁会	安芸市／(医)博仁会	診療所	B
315	493	南国市	後免野田保育園	南国市西野田町2-5-18	088-864-2462	(社福)ふるさと自然村	(社福)ふるさと自然村	保育所	A
316	494	須崎市	(医)五月会 須崎くろしお病院内 スマイルハウス	須崎市緑町28	0889-42-7273	(医)五月会 須崎くろしお病院	(医)五月会 須崎くろしお病院	病院	B
317	495	土佐山田町	ひまわり保育園	香美郡土佐山田町842	0887-53-4334	(財)ひまわり保育園	(財)ひまわり保育園	保育所	B
318	496	春野町	うららか保育園	吾川郡春野町南ヶ丘1-9-1	088-805-2828	(社福)長い坂の会	(社福)長い坂の会	保育所	B
319	497	日高村	(医)仁生会 日高クリニック ワンパクひだか	高岡郡日高村本郷7	0889-24-7785	日高村／(医)仁生会	日高村／(医)仁生会	診療所	A
320	498	福岡県	北九州市	あきたけ病児保育室	北九州市門司区東門司2-4-18	093-321-0541	あきたけ小児科	診療所	A
"	499	"	"	つだこどもクリニック病児保育室	北九州市若松区本町1-7-44	093-761-2577	つだこどもクリニック	診療所	A
"	500	"	"	小倉北ふれあい保育所病後児保育室	北九州市小倉北区馬借1-7-1	093-522-8733	北九州市／(社福)正善寺福祉会	保育所	A
"	501	"	"	佐藤病児保育室	北九州市小倉南区富士見1-4-1	093-941-6620	佐藤こどもクリニック	診療所	A
"	502	"	"	大蔵病児保育室	北九州市八幡区大蔵2-3-18	093-651-8201	(医)橋爪小児科内科医院	診療所	A
"	503	"	"	黒崎病児保育室	北九州市八幡西区黒崎3-4-3	093-621-0946	(医)吉田小児科医院	診療所	A
"	504	"	"	にしむら病児保育室	北九州市八幡西区楠橋上方2-1-10	093-617-0298	(医)西村委員	診療所	A
321	505	福岡市	植山小児科医院	福岡市東区若宮5-20-8	092-681-4515	(医)植山小児科医院	(医)植山小児科医院	診療所	A
"	506	"	"	福岡乳児院	福岡市博多区西春町1-1-14	092-573-7025	(社福)福岡県社会事業団	乳児院	B
"	507	"	"	梅野小児科内科医院	福岡市博多区千代1-33-2	092-651-3558	(医)梅野小児科内科医院	診療所	A
"	508	"	"	松尾小児科医院	福岡市中央区薬院3-11-8	092-521-7277	(医)松尾小児科医院	診療所	A
"	509	"	"	やない小児科クリニック	福岡市南区長住7-4-21	092-551-6337	(医)やない小児科クリニック	診療所	A
"	510	"	"	高崎小児科医院	福岡市西区下山門4-14-33	092-891-3105	(医)高崎小児科医院	診療所	A
"	511	"	"	しんどう小児科医院	福岡市城南区神松寺3-22-28	092-865-7100	(医)しんどう小児科医院	診療所	A
"	512	"	"	松本小児科医院	福岡市早良区西新4-8-16	092-821-6335	(医)松本小児科医院	診療所	A
322	513	大牟田市	病後児保育施設 国崎	大牟田市有明町2-1-10	0944-54-2510	大牟田市／(医)明正会	大牟田市／(医)明正会	診療所	A
323	514	久留米市	聖マリア病院病児デイサービスルーム マリアンキッズハウス	久留米市津福本町422	0942-34-3165	(医)雪ノ聖母会	(医)雪ノ聖母会	病院	A
324	515	飯塚市	キッズハウスいづか	飯塚市大字横田649-10	0948-26-6655	(医)アガベ	(医)アガベ	診療所	B
325	516	柳川市	柳川保育園	柳川市宮永町20-12	0944-72-8923	(社福)学正会	(社福)学正会	保育所	B
326	517	甘木市	きたの小児科医院 乳幼児健康支援センター	甘木市大字屋永1770-1	0946-23-1177	きたの小児科医院	きたの小児科医院	病院	A
327	518	筑後市	病児保育施設 ちっこハウス	筑後市大字和泉917-1	0942-52-2577	筑後市／筑後市立病院	筑後市／筑後市立病院	病院	A

市町 村数	施設 指定都市	都道府県 市町村名	実 施 市町村名	実 施 施 設 名	住 所	電話番号	設 置 / 運 営	施設種別	実施型
328	519	豊前市	豊前市	ちづか保育園	豊前市大字千束78-1	0979-82-2842	豊前市	保育所	A
329	520		中間市	さくら保育園	中間市岩瀬1-7-14	093-245-7775	中間市	保育所	C
330	521		小郡市	こぐま子供の家	小郡市大板井1143-1	0942-72-7221	(社福)こぐま福祉会	診療所	A
331	522		春日市	病児デイケアセンターかすが	春日市春日原東町3-36	092-501-7001	(医)横山小児科医院	診療所	A
332	523		大野城市	病児デイケアルーム大野城	大野城市下大利1-7-18	092-501-2894	(医)松田小児科医院	診療所	A
333	524		宗像市	宗像医師会病後児デイケアルーム「すくすくらぶ」	宗像市田熊5-5-5	0940-37-3536	(社団)宗像医師会	病院	A
334	525		太宰府市	病後児デイケアセンターだざいふ	太宰府市通古賀3-4-30	092-929-1398	(医)まつもと小児科医院	診療所	A
335	526		前原市	病後児保育 コアラ	前原市大字浦志532-1	092-322-9720	前原市/糸島医師会	単独	A
336	527		古賀市	古賀市立鹿部保育所	加賀市鹿部737-1	092-943-0616	古賀市	保育所	A
337	528		宇美町	おかべ小児科クリニック	糟屋郡宇美町光正1-1-18	092-933-7161	おかべ小児科クリニック	診療所	B
338	529		黒木町	こどもケアハウスのびのび	八女郡黒木町大字今548	0943-42-0673	富田医院	診療所	A
339	530		佐賀県	佐賀市	佐賀市乳幼児健康支援一時預り施設「かるがものへや」	佐賀市本庄町大字鹿子200-1	0952-26-7628	佐賀市/香月医院	診療所
	531	佐賀市		佐賀市乳幼児健康支援一時預り施設「ぞうさん保育室」	佐賀市高木瀬東4-14-3	0952-31-0020	佐賀市/橋野こどもクリニック	診療所	A
340	532	嬉野市		樋口医院(院内保育室)	嬉野市嬉野町大字下宿甲1740-1	0954-43-1652	(医)優健会	診療所	B
341	533	長崎県	長崎市	中央橋こどもデイケア	長崎市江戸町5-14	095-821-8867	(医)ふくだこどもクリニック	診療所	A
	534		長崎市	病児保育 にこにこルーム	長崎市本原町1-23	095-843-5327	(医)中山小児科クリニック	診療所	A
	535		長崎市	いなさこどもデイケアボンクラージュ	長崎市弁天町16-7	095-861-1213	(医)平野医院	診療所	A
342	536		佐世保市	あずま小児科病児保育室	佐世保市瀬戸越4-9-21	0956-49-6600	佐世保市/(医)あずま小児科医院	診療所	A
	537		佐世保市	さいくさ小児科病後児保育室	佐世保市権常寺1-10-8	0956-39-3193	佐世保市/さいくさ小児科医院	診療所	A
	538		佐世保市	かんべ小児科病後児保育室	佐世保市木宮町4-8	0956-47-5711	佐世保市/(医)かんべ小児科医院	診療所	A
	539	佐世保市	くすもと小児科病後児保育室	佐世保市稲荷町20-10	0956-31-7828	佐世保市/くすもと小児科医院	診療所	A	
343	540	島原市	おさなご園病後児保育室 もりもりルーム	島原市津吹町乙1380-3	0957-62-2537	(社福)おさなご会	保育所	C	
344	541	諫早市	諫早市	前田小児科医院 ぞうさんルーム	諫早市城見町22-11	0957-22-8166	前田小児科医院	診療所	A
	542		諫早市	ますだ小児科内科保育室ピッキーハウス	諫早市多良見町シーサイド20-81	0957-43-7804	ますだ小児科内科医院	診療所	A
345	543	大村市	野口内科こども医院(ちいさな世界)	大村市西大村本町264	0957-52-2339	(医)野口内科こども医院	診療所	A	
346	544	五島市	みどりが丘クリニック わかば保育室	五島市木場町570-4	0959-75-0620	みどりが丘クリニック	診療所	B	
347	545	熊本県	熊本市	慈愛園乳児ホーム・エネホーム	熊本市神水1-14-1	096-383-5100	(社福)慈愛園	乳児院	A
	546		熊本市	NPO法人チャイルドケアサポートみるく	熊本市薄場3-11-38	096-320-5166	NPO法人チャイルドケアサポートみるく	単独	A
348	547		八代市	古閑小児科内科医院	八代市本町3-3-5	0965-32-1567	八代市/古閑小児科内科医院	診療所	A
349	548		人吉市	病後児保育施設 あひるハウス	人吉市五日町44	0966-22-3570	人吉市/(医)増田クリニック	診療所	B
350	549		玉名市	病児保育施設 レインボールーム	玉名市立願寺151-3	0968-72-4770	(医)一心会 前田小児科医院	診療所	A
351	550		山鹿市	山鹿市立病後児保育あすなろ	山鹿市川端町402	0968-43-1281	山鹿市	保育所	B
352	551		美里町	(社福)ことぶき保育園菩提樹の森センター	下益城郡美里町遠野1927-2	0964-47-2180	(社福)西照福祉会	保育所	B
353	552		大津町	子育て支援センター病後児保育施設 ひだまり	菊池郡大津町大字室151-1	096-294-9511	大津町/大津町社会福祉協議会	子育て支援センター	B
354	553	菊陽町	ふれあい交流福祉支援センター こあら	菊池郡菊陽町大字津久礼3951-4	096-337-6830	菊陽町/菊陽町社会福祉協議会	単独	B	
355	554	西合志町	西合志町保健福祉センター	菊池郡西合志町大字須屋2251-1	096-242-7000	西合志町/西合志町社会福祉協議会	保健福祉センター	A	
356	555	大分県	大分市	キッズ・ケアルーム	大分市片島83-7	097-567-1230	大分市/(医)藤本育成会	病院	A
	556		大分市	大分岡病院病児保育センターひまわり	大分市西鶴崎3-6-6	097-522-3187	大分市/(医)敬和会	病院	A
	557		大分市	西の台こどもデイケアルーム	大分市大字三芳1955	097-543-5600	大分市/(医)松寿堂西の台医院	診療所	A
	558		大分市	天心堂乳幼児健康支援サービスセンターつくしんぼ	大分市中戸次5185-2	097-597-0050	大分市/(医)天心堂	病院	A
357	559		別府市	乳幼児ケアホーム	別府市南莊園町19	0977-25-2828	さとう小児科医院	診療所	A
358	560	中津市	こども傷病健康支援デイケアセンター恵保園	中津市大字万田655	0979-26-0287	モリヤエリートナーサリーベビーホーム	保育所	A	
359	561	日田市	丸の内保育園病後児保育室	日田市丸の内町7-25	0973-23-7480	日田市/(財)みそら保育園	保育所	A	
360	562	豊後高田市	健康交流センター 花いろ	豊後高田市美和1335	0978-23-1840	豊後高田市/豊後高田市地域子育てサポート まかせて会員連絡協議会	派遣	病後児派遣	
361	563	宇佐市	くまのみどう小児科 スマイルルーム	宇佐市大字四日市10-1	0978-32-1500	宇佐市/(医)くまのみどう小児科	診療所	A	
362	564	宮崎県	宮崎市	(社福)カリタスの園 乳児院つぼみの寮 赤ちゃん広場	宮崎市吉村町沖/原甲1543	0985-60-3595	宮崎市/(社福)カリタスの園	乳児院	A
	565		宮崎市	(医)小野小児科医院 病児保育室	宮崎市大塚町天神後2658-5	0985-51-1845	宮崎市/(医)小野小児科医院	診療所	A
	566		宮崎市	病後児保育室 あゆみキッズ	宮崎市大字本郷北方2104-10	0985-64-7363	宮崎市/(社福)晃和会	保育所	A
	567		宮崎市	病後児保育室 霧島おかあさんの家	宮崎市霧島5-16-3	0985-29-6151	宮崎市/(社福)純心会	保育所	A
363	568		都城市	吉井病児園	都城市千町5260-3	0986-25-1489	個人	単独	A
364	569	延岡市	おやこの森	延岡市山月町1-4743	0982-33-0204	延岡市/(社福)杉の子福祉会	延岡市子育て支援センター	A	
365	570	日南市	わかすぎ保育園	日南市大字星倉4482-1	0987-23-5565	(社福)裕愛会	保育所	A	

市町 村数	施設 指定都市	都道府県 市町村名	実施 施設名	住所	電話番号	設置 / 運営	施設種別	実施型
366	571	日向市	ひよこ保育園	日向市大字財光寺4625-3	0982-54-5508	(社福)惣栄会	保育所	A
367	572	清武町	かわぐち小児科病児保育所	宮崎郡清武町加納3-25-1	0985-84-3205	(医)健美会	診療所	A
368	573	国富町	太田原保育園	東諸県郡国富町大字本庄271	0985-75-6778	個人	保育所	B
369	574	北川町	くまた保育園	東臼杵郡北川町大字川内石7228	0982-46-2536	(社福)鏡山会	保育所	B
370	575	鹿児島県 鹿児島市	みなみクリニック・ダーグ・ホーム	鹿児島市鴨池2-4-1	099-812-6165	みなみクリニック	診療所	A
"	576	"	池田病院チックタック童夢館	鹿児島市西田1-4-12	099-255-3737	池田病院	病院	A
"	577	"	柴原たはら医院・グッドラック	鹿児島市柴原4-27-19	099-250-3231	柴原たはら医院	診療所	A
371	578	鹿屋市	まつだこどもクリニック	鹿屋市西原2-346-2	0994-52-0506	まつだこどもクリニック	病院	A
372	579	指宿市	福岡医院	指宿市開聞町十町2758	0993-32-2022	個人	病院	B
373	580	薩摩川内市	病児保育所 ぐうちよきばー	薩摩川内市東開聞町8-3	0996-23-2611	(医)九十九会	単独	A
374	581	日置市	あづま保育園	日置市伊集院町都2056-1	099-273-1277	(社福)愛育福祉会	保育所	C
375	582	霧島市	かわの小児科	霧島市隼人町姫城1-119	0995-42-8866	個人	病院	B
376	583	志布志市	病児保育施設 慈幼堂	志布志市志布志町志布志3227-1	0994-73-3211	(医)慈幼会	診療所	A
377	584	和泊町	町田医院	大島郡和泊町手々知名636-1	0997-92-3737	個人	病院	C
378	585	沖縄県 那覇市	安謝小児クリニック こどもデイケアセンター	那覇市安謝215-1	098-869-0600	(医)がんじゅう 安謝小児クリニック	診療所	A
"	586	"	こくらクリニック 小児健康支援センター	那覇市古波蔵3-8-28	098-855-1020	(医)沖縄徳洲会 こくらクリニック	診療所	A
"	587	"	那覇市母子生活支援センター さくら	那覇市首里鳥堀町4-99	098-886-7018	那覇市 / (社団)那覇市母子寡婦福祉会	児童福祉施設	B
379	588	宜野湾市	海邦病院 小児デイケア室	宜野湾市真志喜2-23-5	098-898-2111	(医)球陽会海邦病院	病院	A
380	589	浦添市	(医)救陽会 浦添海邦病院 小児デイケア室	浦添市港川12-24-2	098-878-8787	浦添市 / (医)救陽会 浦添海邦病院	病院	A
381	590	名護市	名護療育園小児デイケア	名護市宇字茂佐1765	0980-52-0957	(社福)五和会	病院	B
382	591	糸満市	くでけん小児科	糸満市西崎6-11-8	098-994-2099	糸満市 / くでけん小児科	診療所	B
383	592	沖縄市	中部徳州会病院小児健康支援センター	沖縄市照屋3-20-1	098-937-1110	沖縄市 / (医)中部徳州会	病院	B
384	593	豊見城市	松岡病児保育センター	豊見城市字平良215	098-850-9529	(医)まつみ会	診療所	A
385	594	うるま市	田畑医院	うるま市宇喜屋武281	098-973-5110	うるま市 / 田畑医院	診療所	C
"	595	"	山田小児デイケア	うるま市石川東山1-19-11	098-964-5503	(有)カジマヤー	単独	C
386	596	宜野座村	(医)ほくと会 北部病院	国頭郡宜野座村字漢那469	098-968-3661	宜野座村 / (医)ほくと会北部病院	病院	C
387	597	北谷町	(医)彩の会 やびく産婦人科小児科	中頭郡北谷町字砂辺306	098-936-6789	(医)彩の会	診療所	B
388	598	西原町	(医)ひまわりの会 太田小児科医院	中頭郡西原町字小橋川164-1	098-946-5081	(医)ひまわりの会	診療所	C

1. 実施場所別	か所	2. 類型別	か所
病院	118	A型	383
診療所	192	B型	156
乳児院	22	C型	38
児童養護施設	4	小計(施設型)	577
保育所	198	病後児派遣	9
その他	43	訪問型一時保育	12
派遣型	21	小計(派遣型)	21
合計	598	合計	598

A型: 施設実施型病後児保育で利用定員4人以上

B型: 施設実施型病後児保育で利用定員2人以上

C型: 施設実施型病後児保育で常時職員を置かない場合

(資料6) 周産期医療対策事業等の実施状況

平成18年度(国庫補助対象分)

	母子保健強化推進特別事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				周産期医療対策(ネットワーク)	
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関	総合周産期母子医療センター	
001	北海道					旭川医科大学医学部附属病院	○(2)	釧路赤十字病院、市立札幌病院
002	青森県					弘前大学医学部附属病院	○(1)	青森県立中央病院
003	岩手県	○	○	○	○	岩手医科大学附属病院	○(1)	岩手医科大学附属病院
004	宮城県					国立大学法人東北大学病院	○(1)	仙台赤十字病院
005	秋田県					秋田大学医学部附属病院		
006	山形県		○	○	○	山形大学医学部附属病院		
007	福島県					公立大学法人福島県立医科大学附属病院	○(1)	福島県立医科大学医学部附属病院
008	茨城県					三の丸庁舎、県南、県西生涯学習センター 茨城県産科婦人科医会	○(2)	総合病院土浦協同病院 筑波大学附属病院
009	栃木県		○	○	○	パーティとちぎ男女共同参画センター	○(2)	獨協医科大学病院、自治医科大学附属病院
010	群馬県					(財)群馬県健康づくり財団	○(1)	群馬県立小児医療センター
011	埼玉県		○	○	○	埼玉医科大学総合医療センター	○(1)	埼玉医科大学総合医療センター
012	千葉県		○	○	○	柏保健所、印旛保健所、長生保健所、君津保健所	○(1)	亀田総合病院
013	東京都		○	○	○	(社)日本家族計画協会	○(9)	内訳は、次頁
014	神奈川県			○	○	神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所	○(3)	神奈川県立子ども医療センター、北里大学病院、 東海大学医学部付属病院
015	新潟県			○	○	新潟大学医学部総合病院	○(1)	長岡赤十字病院
016	富山県		○	○	○	富山県立中央病院	○(1)	富山県立中央病院
017	石川県				○	石川県不妊相談センター	○(1)	石川県立中央病院
018	福井県					福井県看護協会会館、福井大学医学部附属病院、 国立病院機構福井病院	○(1)	福井県立病院
019	山梨県					県民情報プラザ	○(1)	山梨県立中央病院
020	長野県					松本保健所	○(1)	長野県立こども病院
021	岐阜県					岐阜保健所、岐阜県県民ふれあい会館		
022	静岡県		○	○	○	静岡県総合健康センター	○(1)	聖隷浜松病院
023	愛知県			○	○	名古屋大学医学部附属病院	○(1)	名古屋第一赤十字病院
024	三重県					三重県立看護大学	○(1)	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター
025	滋賀県	○	○	○	○	滋賀医科大学附属病院	○(1)	大津赤十字病院
026	京都府					京都府立医科大学附属病院	○(1)	京都第一赤十字病院
027	大阪府	○	○			ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)	○(4)	大阪府立母子保健総合医療センター、高槻病院、 石井記念愛染園附属愛染橋病院、 関西医科大学附属枚方病院
028	兵庫県		○	○	○	兵庫県立男女共同参画センター	○(1)	兵庫県立こども病院
029	奈良県		○	○	○	奈良県健康づくりセンター		
030	和歌山県					岩出保健所、田辺保健所	○(1)	和歌山県立医科大学附属病院
031	鳥取県			○	○	鳥取県立中央病院	○(1)	鳥取大学医学部附属病院
032	島根県			○	○	島根県立中央病院	○(1)	島根県立中央病院
033	岡山県	○				岡山大学病院	○(2)	倉敷中央病院、国立病院機構岡山医療センター
034	広島県		○			広島大学病院	○(2)	広島県立広島病院、広島市立広島市民病院
035	山口県		○	○	○	山口県立総合医療センター、各健康福祉センタ	○(1)	山口県立総合医療センター
036	徳島県		○	○	○	徳島大学病院、各保健所	○(1)	徳島大学病院
037	香川県		○	○	○	香川県立中央病院研修棟	○(2)	独立行政法人国立病院機構香川小児病院、 香川大学医学部附属病院
038	愛媛県	○	○	○	○	愛媛県健康増進センター	○(1)	愛媛県立中央病院
039	高知県		○			各保健所	○(1)	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター
040	福岡県		○	○	○	保健福祉環境事務所：宗像、鞍手、久留米	○(4)	福岡大学病院、久留米大学病院、 聖マリア病院、北九州市立医療センター
041	佐賀県		○			各保健福祉事務所		
042	長崎県	○	○	○	○	各保健所		
043	熊本県		○			熊本県福祉総合相談所	○(1)	熊本市立熊本市民病院
044	大分県			○	○	大分県立病院	○(1)	大分県立病院
045	宮崎県		○	○	○	中央保健所、都城保健所、延岡保健所		
046	鹿児島県	○				鹿児島大学病院、各保健所		
047	沖縄県	○	○	○	○	中央保健所	○(2)	沖縄県立中部病院 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
小計	8	32	22	28	47		39 (62)	
合計	8府県	32都道府県 10市	22都県 4市	28都県 6市	47都道府県 9市			39都道府県(62カ所)

注：周産期医療対策(ネットワーク)の()内は同センター数(国庫補助対象外を含む。)を表す。

	母子保健強化推進特別事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				周産期医療対策(ネットワーク)
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関	
048	札幌市			○	○	札幌市中央保健センター	東京都 東京都立墨東病院 愛育病院 東京女子医科大学病院 東邦大学医学部附属大森病院 帝京大学医学部附属病院 杏林大学医学部付属病院 日本赤十字社医療センター 日大医学部附属板橋病院 昭和大学病院
049	仙台市		○	○			
050	さいたま市				○	さいたま市保健所	
051	千葉市				○	千葉市保健所	
052	横浜市				○	横浜市立大学附属市民総合医療センター	
053	川崎市		○	○			
054	静岡市						
055	名古屋市						
056	京都市				○	下京保健所 京都市子ども保健医療相談・事故防止センター	
057	大阪市	○					
058	堺市						
059	神戸市						
060	広島市	○					
061	北九州市				○	小倉北区役所	
062	福岡市			○	○		
063	旭川市						
064	函館市						
065	青森市	○			○		
066	秋田市						
067	郡山市		○				
068	いわき市	○					
069	宇都宮市						
070	川崎市			○	○	埼玉医科大学総合医療センター	
071	船橋市			○			
072	横須賀市						
073	相模原市						
074	新潟市						
075	富山市						
076	金沢市	○					
077	長野市						
078	岐阜市						
079	浜松市						
080	豊橋市						
081	豊田市						
082	岡崎市						
083	高槻市						
084	東大阪市	○					
085	姫路市						
086	奈良市	○	○				
087	和歌山市						
088	岡山市						
089	倉敷市						
090	福山市						
091	下関市						
092	高松市						
093	松山市	○					
094	高知市						
095	長崎市	○					
096	熊本市						
097	大分市						
098	宮崎市	○					
099	鹿児島市						
100	小樽市						
101	藤沢市						
102	尼崎市						
103	西宮市						
104	呉市						
105	大牟田市						
106	佐世保市						
107	千代田区						
108	中央区						
109	港区						
110	新宿区						
111	文京区						
112	台東区						
113	墨田区						
114	江東区						
115	品川区						
116	目黒区						
117	大田区						
118	世田谷区						
119	渋谷区						
120	中野区						
121	杉並区						
122	豊島区						
123	北区						
124	荒川区						
125	板橋区						
126	練馬区						
127	足立区						
128	葛飾区						
129	江戸川区						
	小計	10市	4市	6市	9市		

(資料7) 母子保健強化推進特別事業実施状況 (平成18年度)

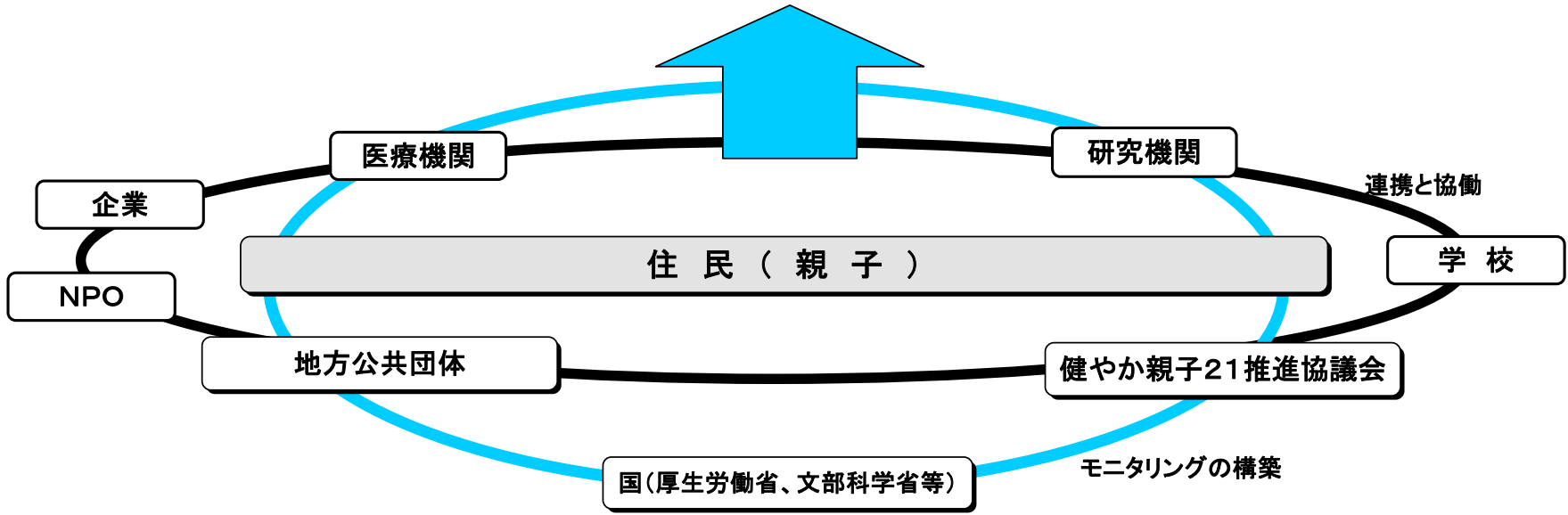
実施主体		実施事業名
01	岩手県	産後うつ病予防対策事業
02	滋賀県	滋賀県健やか親子推進事業 「乳幼児死亡改善への取組～子どもの事故予防推進事業～」
03	大阪府	母乳栄養推進事業
04	岡山県	子どもの生活習慣保健対策事業
05	愛媛県	すこやか親子・えひめ21推進事業
06	長崎県	妊娠とクスリに関する相談事業
07	鹿児島県	A T L母子感染対策事業
08	沖縄県	妊婦健康管理システム整備事業



「健やか親子21」の推進 (2006~2010年) について

21世紀初頭における母子保健の国民運動計画
(2001~2010年)

課題	①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	②妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援	③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備	④子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
主な目標 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ○十代の自殺率(減少傾向へ) ○十代の人工妊娠中絶実施率(減少傾向へ) ○十代の性感染症罹患率(減少傾向へ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦死亡率(半減) ○産後うつ病の発生率(減少傾向へ) ○産婦人科医、助産師の数(増加傾向へ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○全出生数中の低出生体重児の割合(減少傾向へ) ○不慮の事故死亡率(半減) ○妊娠中の喫煙率、育児期間中の両親の自宅での喫煙率(なくす) 	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待による死亡数(減少傾向へ) ○出産後1か月時の母乳育児の割合(増加傾向へ) ○親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合(増加傾向へ)
親子	応援期 思春期	妊産婦期～産じょく期 胎児期～新生児期	育児期 新生児期～乳幼児期～小児期	育児期 新生児期～乳幼児期～小児期



(職業家庭両立課題関係)

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について

[平成17年4月1日～]

[平成19年4月1日～]

行動計画の策定

- ・大企業(301人以上)
→義務
- ・中小企業(300人以下)
→努力義務

届出・実施

- ・各都道府県労働局
に届出
- ・目標達成に向けて
計画実施

計画終了・目標達成

- ・次期行動計画の策定・実施
- ・認定の申請

厚生労働大臣による認定

- ・一定の基準を満たす企業を認定
- ・企業は商品等に認定マークを使用可

行動計画例

1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで

2 内容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする

男性:年に〇人以上取得

女性:取得率〇%以上

対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施

平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施

目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。

対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置

平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う

目標〇 …

対策 …



平成18年12月末時点の届出状況

301人以上企業の99.7%

300人以下企業 **4,437社**
(18年9月 2,754社)

認定の申請予定ありの企業
3,540社(20.1%)



次世代認定マーク 「くるみん」

認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。 など

男性も育児参加できるワーク・ライフ・バランス企業へーこれからの時代の企業経営ー（ポイント）

（「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」提言）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは？

働く人が仕事上の責任を果たそうとすると、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことに取り組みなくなるのではなく、両者を実現できる状態のこと。



男性も育児参加できる働き方をすすめるには、従業員全員のワーク・ライフ・バランスの推進が重要

男性も育児参加できる働き方の必要性とそのメリット

企業にとっての必要性

従業員のニーズへの対応

仕事も家庭も大切にしたいという男性の声や共働きの増加に対応する必要

多様な人材の活用

女性の活躍で企業の力を高めるために男女とも子育てできる働き方が必要

仕事時間と生活時間のバランスの実現

働きすぎによる従業員の健康状態の悪化、家庭への影響は企業にとって損失

CSR（企業の社会的責任）の遂行

多様性の尊重やワーク・ライフ・バランスへの取組は企業の社会的評価を高める。

企業にとってのメリット

優秀な人材の確保・定着

希望するライフスタイルを実現できる環境は、優秀な人材を惹きつける。

従業員の意欲の向上、生産性の向上

従業員の職場環境に対する満足感を高め、意欲と能力を引き出す。

仕事の内容や進め方の見直し、効率化

業務配分の見直しや情報の共有化など、仕事の効率化のきっかけとなる。

男性も育児参加できる働き方を可能とする取組

- 企業理念・企業風土
仕事と生活のバランス実現を企業理念化
- トップの姿勢や取組
- 管理職や従業員の意識改革
- 人事制度面の工夫
休業等を利用した場合の評価・昇格における取扱いのルール化
- 労働時間管理面の工夫
ノー残業デー、一斉消灯等
- 要員管理や仕事の管理
代替要員の確保、仕事や情報の共有化
- 従業員への情報提供
制度を利用した事例の紹介等

(そ の 他)

平成19年度 児童福祉関係主要会議等予定表

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
4	第39回愛育班員全国大会	18	1	東京都	母子保健課
	こいのぼり掲揚式	24	1	厚生労働省	育成環境課
5	児童福祉週間	5 ~ 11	7	—	育成環境課
	児童福祉週間中央行事（仮称）	6	1	東京都（上野公園）	育成環境課
	全国児童自立支援施設新任施設長研修（前期）	9 ~ 11	3	武蔵野学院・きぬ川学院	家庭福祉課
	児童福祉文化賞表彰式	11	1	厚生労働省	育成環境課
	児童福祉文化賞発表会	12	1	東京都	育成環境課
	児童相談所長研修（前期）	16 ~ 18	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第85回母子保健セミナー	24 ~ 25	2	東京都	母子保健課
	全国児童自立支援施設長会議	24 ~ 25	2	三重県	家庭福祉課
	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	29 ~ 30	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
児童福祉週間行事（仮称）	未定	1	京都市	育成環境課	
6	全国児童家庭支援センター協議会実務者研修会	3 ~ 4	2	神奈川県	家庭福祉課
	全国児童自立支援施設新任職員研修（1回目）	4 ~ 8	5	武蔵野学院	家庭福祉課
	東日本Aブロック児童厚生員等基礎研修会	5 ~ 8	4	山形市	育成環境課
	第226回母子保健関係者講習会（栄養関係）	6 ~ 8	3	東京都	母子保健課
	第5回思春期保健相談士学術研究大会	9	1	栃木県	母子保健課
	全国児童自立支援施設新任職員研修（2回目）	11 ~ 15	5	武蔵野学院	家庭福祉課
	新設情緒障害児短期治療施設職員研修	13 ~ 15	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	保育を高める研究集会	13 ~ 15	3	神戸市	保育課
	中国・四国・九州ブロック母親クラブ指導者研修会	14 ~ 15	2	岡山県倉敷市	育成環境課
	全国児童自立支援施設新任職員研修（3回目）	18 ~ 22	5	きぬ川学院	家庭福祉課
	西日本Aブロック児童厚生員等基礎研修会	19 ~ 22	4	滋賀県大津市	育成環境課
	第28回全国母子生活支援施設職員研修会	20 ~ 22	3	横浜市	家庭福祉課
	全国婦人保護施設長等研究協議会	21 ~ 22	2	愛媛県	家庭福祉課
	第30回遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー	23 ~ 24	2	東京都	母子保健課
	全国児童自立支援施設新任職員研修（4回目）	25 ~ 29	5	きぬ川学院	家庭福祉課
	乳児保育担当者研修会	26 ~ 29	4	千葉県浦安市	保育課
第50回全国私立保育園研究大会	27 ~ 29	3	長崎市	保育課	
先天性代謝異常症等検査技術者研修会	28 ~ 29	2	東京都	母子保健課	
全国児童相談所長会議	下旬	2	未定	総務課	
7	児童相談所児童福祉司・児童心理司等合同研修	3 ~ 6	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第51回全国乳児院研修会	4 ~ 6	3	横浜市	家庭福祉課
	全国民生委員児童委員大会（民生委員制度創設90周年記念）	5 ~ 6	2	東京都	育成環境課
	全国児童自立支援施設スーパーバイザー研修	9 ~ 13	5	武蔵野学院	家庭福祉課
	障害児保育担当者研修会	10 ~ 13	4	千葉県浦安市	保育課
	第35回遺伝相談医師カウンセラー研修会（基礎コース）	19 ~ 22	4	東京都	母子保健課
	全国児童自立支援施設学教科指導関係職員研修	25 ~ 27	3	武蔵野学院	家庭福祉課
	児童虐待対応等基礎研修	26 ~ 27	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
第53回思春期保健セミナー（コースI）	27 ~ 29	3	大阪府	母子保健課	
大学生・大学院生専門MDT（多分野横断チーム）研修	2 ~ 3	2	子どもの虹情報研修センター	総務課	

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
8	第33回コメディカルのための遺伝カウンセリングセミナー（初級コース）	2～5	4	東京都	母子保健課
	第54回思春期保健セミナー（コースⅠ）	10～12	3	東京都	母子保健課
	第35回遺伝カウンセリングセミナー（実践コース）	23～26	4	東京都	母子保健課
	第58回全日本少年野球大会	27～29	3	長崎県	家庭福祉課
	地域子育て支援センター担当者研修会	28～31	4	千葉県浦安市	保育課
	地域虐待対応等合同研修	30～31	2	福島市	総務課
9	第7回思春期ピアカウンセリング・コーディネーター養成セミナー	1～2	2	東京都	母子保健課
	周産期医療研修会（医師コース）	3～7	5	東京都	母子保健課
	西日本Bブロック児童厚生員等基礎研修会	4～7	4	長崎市	育成環境課
	地域虐待対応等合同研修<アドバンスコース>	5～7	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第29回全国青年保育者会議	5～7	3	福島県会津若松市	保育課
	全国児童自立支援施設中堅職員研修	10～14	5	武蔵野学院	家庭福祉課
	全国保育士養成セミナー・研究大会	12～14	3	鹿児島市	保育課
	全国児童家庭支援センター協議会	13～14	2	高知県	家庭福祉課
	北海道・東北・関東・甲信越ブロック母親クラブ指導員研修会	13～14	2	福島県郡山市	育成環境課
	第43回思春期保健セミナー（コースⅡ）	14～16	3	大阪府	母子保健課
	地域虐待対応等合同研修	20～21	2	長野県松本市	総務課
	初任保育所長研修会	25～28	4	千葉県浦安市	保育課
	全国児童相談所児童心理司研修	26～28	3	日本子ども家庭総合研究所	総務課
東日本Bブロック児童厚生員等基礎研修会	25～28	4	東京都渋谷区	育成環境課	
北信越・東海地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	27～30	4	福井県あわら市	保育課	
全国母子自立支援員研修会	未定		山形県	家庭福祉課	
10	里親月間	1～31		—	家庭福祉課
	母子保健強化月間	1～31		—	母子保健課
	第53回全国里親大会	7	1	岩手県	家庭福祉課
	児童養護施設職員指導者研修	9～12	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	北海道・東北地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	9～12	4	仙台市	保育課
	児童相談所中堅児童福祉司研修	10～12	3	国立保健医療科学院	総務課
	全国児童自立支援施設職員研修会	10～12	3	千葉県	家庭福祉課
	児童相談所長研修（後期）	16～18	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	東日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	16～19	4	東京都多摩市	育成環境課
	第57回全国乳児院協議会	17～19	3	岐阜県	家庭福祉課
	全国婦人相談員・心理判定員研究協議会	18～19	2	茨城県	家庭福祉課
	第41回全国保育士会研究大会	18～19	2	徳島市	保育課
	東海・近畿・北陸ブロック母親クラブ指導者研修会	4～5	2	石川県金沢市	育成環境課
	第2ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	19	1	静岡市	母子保健課
	第44回思春期保健セミナー（コースⅡ）	19～21	3	東京都	母子保健課
	全国母子寡婦福祉研修大会	20～21	2	札幌市	家庭福祉課
	平成19年度全国保育所理事長・所長研修会	24～26	3	広島県呉市	保育課
地域組織活動指導者（母親クラブ）全国大会	25～26	2	和歌山県白浜町	育成環境課	
第1ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	26	1	群馬県	母子保健課	
第61回全国児童養護施設長研究協議会	29～31	3	函館市	家庭福祉課	

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
	第50回全国母子生活支援施設研究大会	未定		東京都	家庭福祉課
	全国児童館長研修会	未定		東京都	育成環境課
11	児童虐待防止推進月間	1 ~ 30		—	総務課
	SIDS（乳幼児突然死症候群）強化月間	1 ~ 30		—	母子保健課
	家庭相談員中央研修会	上旬	3	資生堂湘南研修所	総務課
	周産期医療研修会（看護Aコース）	10/29 ~ 7	10	東京都	母子保健課
	全国婦人相談所及び婦人保護主管係長研究協議会	1 ~ 2	2	宮城県	家庭福祉課
	第4ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	2	1	高知市	母子保健課
	全国児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員研修	5 ~ 9	5	武蔵野学院	家庭福祉課
	治療機関・施設専門研修	6 ~ 9	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	近畿・中国・四国地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	6 ~ 9	4	大阪市	保育課
	第51回全国保育研究大会	7 ~ 9	3	札幌市	保育課
	公開講座	9	1	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第3ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	9	1	兵庫県	母子保健課
	子どもの虐待防止推進全国フォーラム	10 ~ 11	2	熊本市	総務課
	関東地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	11 ~ 14	4	静岡県熱海市	保育課
	全国婦人保護施設等指導員研究協議会	15 ~ 16	2	山口県	家庭福祉課
	全国自立援助ホーム連絡協議会	15 ~ 16	2	鳥取県	家庭福祉課
	平成19年度健やか親子21全国大会（母子保健家族計画全国大会）	15 ~ 16	2	新潟県	母子保健課
	地域虐待対応等合同研修	21 ~ 22	2	奈良市	総務課
第7回月経随伴症状とマンスリーピクスセミナー	24 ~ 25	2	東京都	母子保健課	
周産期医療研修会（看護Bコース）	26 ~ 30	5	東京都	母子保健課	
12	西日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	4 ~ 7	4	大阪市	育成環境課
	地域虐待対応等合同研修	6 ~ 7	2	山口県山口市	総務課
	第31回コメディカルのための遺伝カウンセリングセミナー（上級コース）	6 ~ 9	4	東京都	母子保健課
	第52回思春期保健セミナー（コースⅢ）	7 ~ 9	3	大阪府	母子保健課
	平成19年度児童養護施設入所児童等調査担当者全国打合せ会議	上旬 ~ 中旬	1	厚生労働省	総務課
	保幼連携研修会	11 ~ 14	4	東京都渋谷区	保育課
	全国児童自立支援施設新任施設長研修（後期）	12 ~ 14	3	武蔵野学院・きぬ川学院	家庭福祉課
	テーマ別研修（性的虐待）	19 ~ 21	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
1	第53回思春期保健セミナー（コースⅢ）	11 ~ 13	3	千葉県	母子保健課
	児童福祉施設指導者合同研修	16 ~ 18	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	里親対応関係機関職員研修	16 ~ 18	3	武蔵野学院	家庭福祉課
	全国児童養護施設中堅職員研修会	16 ~ 18	3	東京都	家庭福祉課
	全国児童厚生員指導者養成研修会	21 ~ 25	5	未定	育成環境課
	第28回母子栄養講座	22 ~ 25	4	東京都	母子保健課
	保育所長ゼミナール	23 ~ 25	3	千葉県浦安市	保育課
	第31回遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー	26 ~ 27	2	大阪府	母子保健課
	児童相談所スーパーバイザー研修	29 ~ 2/1	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第227回母子保健関係者講習会	29 ~ 2/1	4	東京都	母子保健課
	全国厚生労働関係部（局）長会議	中旬	2	厚生労働省	官房総務課
九州地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	5 ~ 8	4	宮崎市	保育課	

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
2	全国児童相談所一時保護所職員研修（第1グループ）	6 ～ 8	3	武蔵野学院	総務課
	第34回中高年女性保健セミナー	15 ～ 17	3	東京都	母子保健課
	乳児院職員指導者研修	12 ～ 15	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第8回思春期保健セミナー（上級コース）	22 ～ 24	3	千葉県	母子保健課
	全国児童相談所一時保護所職員研修（第2グループ）	18 ～ 20	3	武蔵野学院	総務課
	地域虐待対応等合同研修	28 ～ 29	2	長崎市	総務課
	全国児童福祉主管課長会議	下旬	1	厚生労働省	総務課
	第33回全国保育士研修会	未定		未定	保育課
3	思春期問題対応関係機関職員研修	3 ～ 5	3	武蔵野学院	家庭福祉課
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	12 ～ 14	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	テーマ別研修（非行と児童虐待）	17 ～ 19	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国家庭福祉施策担当係長会議	中旬	1	厚生労働省	家庭福祉課
	全国保育課関係事務担当者会議	中旬	1	厚生労働省	保育課
	東北・北海道ブロック母子保健主管課長会議及び研修会	未定	2	青森県	母子保健課
	関東・甲信越ブロック母子保健主管課長会議及び研修会	未定	2	山梨県	母子保健課
	東海・北陸・近畿ブロック母子保健主管課長会議及び研修会	未定	2	兵庫県	母子保健課
	中国・四国ブロック母子保健主管課長会議及び研修会	未定	2	山口県	母子保健課
	九州・沖縄ブロック母子保健主管課長会議及び研修会	未定	2	沖縄県	母子保健課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議（1回目）	未定		未定	家庭福祉課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議（2回目）	未定		未定	家庭福祉課
	全国情緒障害児短期治療施設職員研修会	未定		未定	家庭福祉課